

Pest/oides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米 国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英 国	ロシア	UAE
CHLORTHAL-DIMETHYL	クロルタルジメチル	○	×	4	—	【☆】	0.1	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	4	0.01	2	2	5	0.1	0.01*	0.01 *	0.05	0.01*
CHLORDANE	クロルデン	×	×	0.02	0.02*	0.02	不検出	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02*	輸入を認めない	0.02	0.2	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	0.02	0.02
CHLORPYRIFOS	クロルピクリン	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	0.1	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.025	不検出	0.1	0.005*	0.005 *	基準値なし	0.005*
CHLORPYRIFOS-METHYL	クロルピリホスメチル	×	×	0.05	—	5	0.01	0.01	5	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CHLORFENAPYR	クロルフェナピル	○	○	0.05	—	【☆】	0.05	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
4-CPA	4-クロルフェノキシ酢酸	○	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CHLORFENVINPHOS	クロルフェンビンホス	×	×	0.5	—	【☆】	不検出	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CHLORFLUAZURON	クロルフルアズロン	○	○	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CHLOROTHALONIL	クロロタロニル (1PN)	○	×	0.01	0.3	0.3	0.5	0.1	基準値なし	7	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.01	0.1	0.1	17	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.3
DIAFENTHURON	ジアフェンチウロン	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CYANTRINILPROLE	シアントラニリプロール	○	○	0.2	0.05	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.01	0.15	0.15	不検出	0.1	0.15	0.05	基準値なし	0.05
HYDROGEN CYANIDE	シアン化水素	○	×	1	—	5	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DIURON	ジウロン (DNMU)	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	0.02	0.01*
CYCLOXYDIM	シクロキシジム	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.09*	0.2	基準値なし	0.09*
DICHLORFLUANID	ジクロフルアニド	×	×	5	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DICLOMEZINE	ジクロメジン	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DICHLORVOS and NALED	ジクロルボス及びナレド	×	×	0.1	—	0.2	0.2	0.01	0.2	0.5	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.5	0.1	0.01	0.01(*)	0.01*	0.01 *	0.1	0.01*
1,3-DICHLOROPROPENE	1,3-ジクロロプロペン	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.01(*)	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DIQUAT	ジクワット	○	○	0.01	—	0.05	不検出	0.01	0.05	0.05	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	0.02	0.1	0.05	0.05(*)	0.01*	0.01 *	0.05	0.01*
DICOFOL	ジコホール	×	×	3	—	【☆】	不検出	0.01	0.01	5	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	3	5.0	不検出	0.1	5	3	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
DISULFOTON	ジスルホトン	×	×	0.5	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	5	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DITHIOCARBAMATES	ジチオカルバメート	○	○	0.1	—	7	0.5	0.05	0.5	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	7	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
CYHALOTHRIN	シハロトリン	○	×	0.05	0.01	0.01	0.04	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	0.01	0.01
DIPHENYLAMINE	ジフェニルアミン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
DIFENZOQUAT	ジフェンゾコート	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DIFLUFENOPYR	ジフルフェンゾピル	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CYFLUMETOPEN	シフルメトフェン	○	○	0.2	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CYPROCONAZOLE	シプロコナゾール	○	×	0.01	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
CYPERMETHRIN	シベルメトリン	○	○	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.05	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.1	0.1	*0.01	0.1	0.05*	0.05 *	0.01	0.01
DIMETHIPIN	ジメチピン	×	×	0.04	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.04	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
DIMETHOATE	ジメトエート	○	×	1	—	0.5	不検出	0.01	0.01	2	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	2.0	不検出	0.1	不検出	2	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
SPINOSAD	スピノサド	○	×	0.02	—	0.1	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	0.1	0.02	0.02	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
SPINOTETRAMAT	スピロテトラマト	○	×	0.6	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.6	0.01	0.6	0.6	0.1	0.1	0.02*	0.1 *	基準値なし	0.02*
SPIROMESIFEN	スピロメシフェン	○	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	0.02	0.02	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
SULFENTRAZONE	スルフェントラゾン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.15	0.15	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
SULFOXYFLOR	スルホキサフロ	○	○	0.05	0.03	【☆】	0.03	0.05	基準値なし	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.01	0.05	0.05	0.05	0.05	0.03	0.03	基準値なし	0.03
SETHOXYDIM	セトキシジム	○	○	0.3	—	【☆】	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	4.0	0.1	1	0.1	0.01	0.1	基準値なし	0.01
DIAZINON	ダイアジノン	○	○	0.02	—	0.7	0.1	0.01	基準値なし	0.5	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.5	不検出	0.1	0.7	0.01(*)	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DAZOMET, METAN and METHYL ISOTHIOCYANATE	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	○	×	0.3	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.02 *	0.5	0.01*
THIABENDAZOLE	チアベンダゾール	×	×	0.05	—	【☆】	3.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	0.05	0.01	10	0.1	0.03	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
THIAMETHOXAM	チアメトキサム	○	○	0.3	0.3	0.3	0.25	0.01	基準値なし	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.01	0.02	0.02	10.7	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.3
THIODICARB and METHOMYL	チオジカルブ及びメソミル	○	×	0.5	—	【☆】	0.5	0.01	0.2	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	0.2	0.01	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
THIOPHANATE	チオファネート	×	○	0.6	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.6	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
THIOPHANATE-METHYL	チオファネートメチル	○	○	0.6	—	【☆】	0.2	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.6	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
THLDRIIN	チルドリン	×	×	0.1	0.1	0.1	不検出	0.01	0.05	0.1	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	0.1	0.1
TECNAZENE	テクナゼン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TEBUCONAZOLE	テブコナゾール	○	○	0.01	—	【☆】	0.4	0.1	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
TEBUFENOXIDE	テブフェノジド	○	×	0.02	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	0.015	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TEPRALOXYDIM	テプラロキシジム	○	○	0.2	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
TEFLUTHRIN	テフルトリン	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.05	基準値なし	0.01*
DEMETON-S-METHYL	デメトン-S-メチル	×	×	0.4	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.4	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DELTAMETHRIN and TRALOMETHRIN	デルタメトリン及びトラロメトリン	○	○	0.02	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	0.01	0.01	0.01	[DL] 0.05	輸入を認めない	0.02	0.01	0.04	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	0.1	0.01*
TERBUFOS	テルブホス	×	×	0.005	—	【☆】	不検出	0.05	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.005	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DODINE	ドジン	×	×	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRALOMETHRIN	トラロメトリン	○	○	0.02	—	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01

Pesticide name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米蘭	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
TRIADIMENOL	トリアジメノール	×	×	0.1	—	[☆]	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIADIMEFON	トリアジメホン	×	×	0.1	—	[☆]	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRI-ALLATE	トリアレート	×	×	0.1	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
TRICLOPYR	トリクロピル	○	×	0.03	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.03	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRICHLORFON	トリクロルホン	×	×	0.50	—	0.1	0.01	0.01	0.2	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.50	0.1	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIDEMORPH	トリデモルフ	×	×	0.05	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIFLUMURON	トリフルムロン	×	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIFLURALIN	トリフルラリン	○	○	0.05	—	[☆]	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.1	0.01	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIFLOXYSTROBIN	トリフロキシストロビン	○	×	0.04	—	[☆]	0.1	0.2	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.04	0.01	0.04	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TOLFENPYRAD	トルフェンピラド	○	○	0.01	—	[☆]	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	0.01	0.01	不検出	0.1	0.01	0.01 *	基準値なし	0.01
NALED	ナレド	×	×	0.1	—	[☆]	0.2	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.5	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01	0.1	0.01*
COPPER MONYLPHENOL SULFONATE	ノニルフェノールスルホン酸銅	○	○	5	—	[☆]	対象外	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
NOVALURON	ノバルロン	○	×	0.05	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PARAQUAT (Paraquat dichloride)	パラコート	○	○	0.05	0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	0.05	0.05	0.05	不検出	0.05	0.05	0.05	0.5	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	0.005	0.05
PARATHION	パラチオン	×	×	0.05	—	0.1	不検出	0.01	0.01	0.7	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.05	0.5	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
PARATHION-METHYL	パラチオンメチル	×	×	1.0	—	[☆]	0.01	0.01	0.02	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	1.0	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BILANAFOS (BIALAPHOS)	ビアラホス	×	×	0.004	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.004	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BIORESMETHRIN	ビオレスメトリン	×	×	0.1	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BIXAFEN	ビキサフェン	×	×	0.01	0.06	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	0.06	0.06	0.06	0.06	輸入を認めない	0.06	0.01	0.3	0.01	0.06	0.1	0.06	0.06	基準値なし	0.06
PIOXYSTROBIN	ピオキシストロビン	○	○	0.01	—	[☆]	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	0.03	0.04	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PYDIFLUMETOFEN	ピジフルメトフェン	○	×	0.1	0.1	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	0.1	0.1	0.1	0.1	輸入を認めない	0.1	0.01	0.015	0.015	0.3	0.1	0.01	0.06	基準値なし	0.1
BITERTANOL	ビテルタノール	×	×	0.05	—	[☆]	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BIFENAZATE	ビフェナゼート	○	○	0.05	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.1	0.1	0.2	0.1	0.01*	0.02 *	基準値なし	0.01*
BIFENTHRIN	ビフェントリン	○	×	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	0.05	0.03	0.1	0.05	0.05	基準値なし	0.05
PIPERONYL BUTOXIDE	ヒペロニルブトキシド	×	×	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	0.5	8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	不検出	0.1	0.5	8	0.01	0.01	0.5	0.5
HYMEXAZOL	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	○	×	0.5	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.1	基準値なし	0.02*
PYMETROZINE	ピメトロジン	○	×	0.02	—	[☆]	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
PYRACLOSTROBIN	ピラクロストロビン	○	×	0.04	0.02	[☆]	0.4	0.05	0.2	0.02	0.02	0.02	0.02	輸入を認めない	0.02	0.01	0.04	0.04	0.5	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02
PYRACLOFOS	ピラクロホス	×	×	0.05	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PYRAZOLYNATE	ピラゾリネート (ピラゾレート)	○	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PYRAFLUFEN ETHYL	ピラフルフェンエチル	○	○	0.01	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	0.02	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
PYRFLUQUINAZON	ピリフルキンゾン	○	○	0.05	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.02	0.02	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PIRIMICARB (Pirimicarb)	ピリミカール	×	×	1	0.05	0.05	0.5	0.01	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.01	不検出	0.1	1	0.1	0.05	0.05	0.05	0.05
PIRIMIPHOS-METHYL	ピリミホスメチル	×	×	0.05	—	[☆]	0.2	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PYRIMETHANIL	ピリメタニル	×	×	0.05	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.05	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PYRETHRINS	ピレトリン	○	×	1	0.05	0.05	0.05	1.0	0.05	1	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	1.0	1.0	0.1	1	1	1	1.0	0.05	0.05
PYROXASULFONE	ピロキサスルホン	○	×	0.01	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	0.08	0.08	0.01	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PINDONE	ピンドン	×	×	0.001	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.001(*)	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FENOXAPROP-ETHYL	フェノキサプロップエチル	×	×	0.1	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1	0.1	基準値なし	0.1
FENOXYPARB	フェノキシカルブ	×	×	0.05	—	[☆]	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENAMIDONE	フェンアミドン	×	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	0.02	0.02	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENTHION	フェンチオン	×	×	0.2	—	0.05	0.01	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	1.00	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENTIN	フェンチン	×	×	0.05	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
FENVALERATE	フェンバレーレート	○	×	0.05	—	0.05	0.1	0.01	0.05	0.05	0.01	0.01	[DL] 0.02	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.02*	0.02 *	0.05	0.02*
FENPROPMORPH	フェンプロビモルフ	×	×	0.05	—	[☆]	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BUTAMIFOS	ブタミホス	○	○	0.05	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FLUAZINAM	フルアジナム	○	○	0.05	—	[☆]	0.05	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.02	0.1	0.01	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUAZIFOP-BUTYL	フルアジホップブチル	○	○	0.05	—	[☆]	0.2	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	1.5	0.1	T0.3	0.1	0.15	0.15	基準値なし	0.15
FLUENSULFONE	フルエンスルホン	○	×	3	3	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	3	3	3	3	輸入を認めない	3	0.01	0.8	0.8	2	0.4	0.01	0.01	基準値なし	3
FLUOPICOLIDE	フルオピコリド	○	×	0.02	—	[☆]	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	0.09	0.08	0.01	0.1	0.01*	0.01	基準値なし	0.01*
FLUOPYRAM	フルオピラム	○	○	0.1	—	[☆]	0.03	0.07	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.1	0.1	0.2	0.1	0.15	0.1	基準値なし	0.15
FLUOMETURON	フルオメツロン	×	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUXAPYRAD	フルキサピロキサド	○	×	0.03	0.03	[☆]	0.03	0.05	基準値なし	0.03	0.03	0.03	0.03	輸入を認めない	0.03	0.01	0.02	0.02	0.9	0.1	0.2	0.1	基準値なし	0.03
FLUXAMETAMIDE	フルキサメタミド	○	○	0.01	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01

Pesticide name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米蘭	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
FLUCYTHRINATE	フルシトリネート	○	×	0.05	—	0.05	0.5	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUSULFAMIDE	フルスルファミド	○	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FLURALANIDE	フルバリネート	○	○	0.02	—	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUPYRADIURONE	フルピラジフロン	○	×	0.7	0.7	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	0.7	0.7	0.7	0.7	輸入を認めない	0.7	0.01	0.05	0.05	0.2	0.1	0.05	0.01 *	基準値なし	0.7
FLUBENDIAMIDE	フルベンジアミド	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.2	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUMIOXAZIN	フルミオキサジン	○	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
FLUROXYPYR	フルロキシビル	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BRODIFACUOR	ブロディファコウム	×	×	0.001	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.001(※)	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FLONICAMID	フロニカミド	○	○	0.2	—	【☆】	0.01	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	0.2	0.1	0.2	0.1	0.03*	0.03 *	基準値なし	0.03*
BROFLANILIDE	ブロフラニリド	○	×	0.04	0.04	【☆】	不検出	0.03	基準値なし	0.04	0.04	0.04	0.04	輸入を認めない	0.04	0.01	0.04	0.01	不検出	0.1	0.01	0.04	基準値なし	0.04
PROPOXUR	プロポキスル	×	×	0.5	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.005*	0.05 *	基準値なし	0.005*
PROMETRYN	プロメトリン	○	○	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	※0.1	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BROMOPROPYLATE	ブロモプロピレート	×	×	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
HEXACHLOROBENZENE	ヘキサクロロベンゼン	×	×	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BENALAXYL	ベナラキシル	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
BENOMYL	ベノミル	○	○	0.6	—	【☆】	0.2	0.05	基準値なし	3	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.6	0.50	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	0.075	0.1*
PERMETHRIN	ペルメトリン	○	○	0.01	—	2	0.5	0.01	1	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	0.01	0.01	0.05	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
PENCONAZOLE	ペンコナゾール	×	×	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PENCYCLOURON	ペンシクロロン	○	○	0.2	—	【☆】	0.01	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
PENTHIOPIRAD	ペンチオピラド	○	×	0.06	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.06	0.01	0.06	0.06	2	0.1	0.01*	0.04	基準値なし	0.01*
PENDIMETHALIN	ペンディメタリン	○	○	0.05	—	【☆】	0.1	0.1	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	※0.05	0.1	0.06*	0.06 *	基準値なし	0.05*
PHOXIM	ホキシム	×	×	0.02	—	0.05	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BOSCALID	ボスカリド	○	×	2	2	2	0.01	0.01	2	2	2	2	2	2	0.01	0.05	0.05	1	0.5	2	2.0	2.0	2.0	2
FOSFHAZATE	ホスチアゼート	○	○	0.02	—	【☆】	0.03	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
FOSETYL-ALUMINIUM (Fosetyl-Al)	ホセチル	○	×	40	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	40	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	1.5	2.0 *	基準値なし	1.5
PHORATE	ホレート	×	×	0.3	—	【☆】	0.05	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.3	0.05	不検出	0.024	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
MALATHION	馬拉チオン（マラソン）	○	×	0.5	—	8	0.01	0.01	0.5	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	3.0	不検出	0.1	0.05	3	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
MALEIC HYDRAZIDE	マレイン酸ヒドラジド	○	×	0.2	—	【☆】	15.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.2*	0.2 *	基準値なし	0.2*
MANDIPROPAMID	マンジプロバミド	○	×	0.09	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.09	0.01	0.09	0.09	0.5	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
MYCLOBUTANIL	ミクロブタニル	○	×	0.06	0.06	【☆】	0.2	0.03	基準値なし	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.01	0.03	0.03	0.1	0.05	0.1	0.06	0.06	基準値なし	0.06
MILBECTIN	ミルベクテン	○	○	0.1	—	【☆】	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
METHOMYL	メソミル	○	×	0.5	—	【☆】	1.0	0.01	0.2	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	0.2	0.01	1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
METHAMIDOPHOS	メタミドホス	×	×	0.1	—	0.05	0.1	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.01(※)	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
METAM	メタム	○	○	0.3	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.02 *	基準値なし	0.01
METALAXYL and MEFENOXAM	メタラキシル及びメフェノキサム	○	○	0.4	—	0.1	0.4	0.1	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.4	0.01	0.5	0.1	T0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
METHIOCARB	メチオカルブ	×	×	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.03*	0.03 *	基準値なし	0.03*
METHIDATHION	メチダチオン（DMTP）	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
METHYL ISOTHIOCYANATE	メチルイソチオシアネート	○	○	0.3	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.02 *	基準値なし	0.01
METHOXYCHLOR	メトキシクロール	×	×	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
METCONAZOLE	メトコナゾール	○	×	0.04	0.04	【☆】	0.01	0.05	基準値なし	0.04	0.04	0.04	0.04	輸入を認めない	0.04	0.01	0.04	0.04	※0.04	0.1	0.04*	0.04 *	基準値なし	0.04
METOLACHLOR	メトラクロール	○	○	0.02	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	0.20	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.05*
MEFENOXAM	メフェノキサム	○	○	0.4	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.4	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
MEFENTRIFLUCONAZOLE	メフェントリフルコナゾール	○	×	0.04	0.05	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	0.05	0.05	0.05	0.05	輸入を認めない	0.05	0.01	0.04	0.04	0.7	0.1	0.05	0.01 *	基準値なし	0.05
LINURON	リニユロン	○	○	0.1	—	【☆】	0.5	0.2	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
HYDROGEN PHOSPHIDE	リン化水素	○	×	0.01	—	0.05	0.1	0.1	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	※0.01	0.1	0.01*	0.01	基準値なし	0.01*
RESMETHRIN	レスメトリン	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	3.0	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
LENACIL	レナシール	○	×	0.3	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.5	0.5	基準値なし	0.5
WARFARIN	ワルファリン	○	○	0.001	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENBUTANIN OXIDE	酸化フェンブタスズ	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BROMIDE	臭素	○	×	50	—	【☆】	不検出	30	0.02	20	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	50	0.01	不検出	0.1	20	0.1	50	50.0	基準値なし	50
ETHYLENE DICHLORIDE	二塩化エチレン	×	×	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01	基準値なし	0.01*
ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	二臭化エチレン	×	×	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	0.1	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01	基準値なし	0.01*
●登録の有無： 当該成分を有効成分とする				規定形式	—	ポジティブリス ト	—	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ネガティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ネガティブリス ト	ポジティブリス ト

Pesticide name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米蘭	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
農薬の登録の有無				—	基準値なし	[☆]：食物衛生審議によるリスク評価	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	基準値なし	CODEX基準	CODEX基準	一律基準値 (0.01ppm)	CODEX基準	輸入を認めない	CODEX規格	一律基準値 (0.01ppm)	不検出	一律基準値 (0.1ppm)	不検出	一律基準値 (0.1ppm)	一律基準値 (0.01ppm)	一律基準値 (0.01ppm)	基準値なし	CODEX基準
●適用の有無：当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無。登録ありかつ適用ありの場合水色の背景で表示。	優先順位1			—	—	—	—	—	—	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	—	リスト3の植物用基準値 [DL]	—	原産国の基準値	—	—	—	—	—	—	—	—	EU基準値
	優先順位2			—	—	—	—	—	—	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	—	リスト3の植物用基準値 [DL]	—	原産国の基準値	—	—	—	—	—	—	—	—	EU基準値
	優先順位3			—	—	—	—	—	—	—	—	—	一律基準値 (0.01ppm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一律基準値 (0.01ppm)
●各国に基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に使った各基準値を表示している。	基準値取得日			2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2
●「基準値なし」の場合は原則使用可能。	関連法規等			食品衛生法第11条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」A食品一般の成分規格	INTERNATIONAL FOOD STANDARD CAC/NR-2-2017	公衆衛生及び市政条例 食物内除害剤残規 (第1320章)	食品安全衛生管理法 中華民国114年11月26日衛生福利部審授食字第1141302806号令修正發布第3条付表一及第36条付表五	食品衛生法 食品医薬品安全告示 第2017-102号	中華人民共和国 食品安全法 食品中农药最大残留限量 (GB 2763-2019)	SALE OF FOOD ACT (CHAPTER 283, SECTION 56 (1)) (NINTH SCHEDULE)	FOOD ACT 1983 FOOD REGULATIONS 1985 (SIXTEENTH SCHEDULE)	Nomor 15 Tahun 2024	THAI AGRICULTURAL STANDARD TAS 9002-2016	Circular 50/2016/TT-BYT	Philippine National Standards MRLs of Pesticide Residues of CROPS	Food Safety and Standards (Contaminants, Toxins and Residues) Regulation, 2011	Electronic Code of Federal Regulations (Title 40 PART 180)	Pest Control Products Act S.C. 2002, c. 28	Australia New Zealand Food Standards Code - Schedule 20 Maximum residue limits	Food Act 2014 Sections 38(3) & 405	Regulation (EC) No 396/2005	Regulation (EC) No 396/2005	GN 1.2 3539-18 "Hygienic standards for pesticides contents in environment"	UAE S MRL 1 : 2024
	各国・地域等のMRL確認Webサイト等			残留農薬基準値検索システム (日本食品化学研究振興財団)	Pesticide Database (CODEX)	電子版香港法令	全国法規資料庫	食品医薬品安全法 (MFDS)	农业农村部农产品质量安全中心	Singapore Statutes Online	Laman Web RASMI PROGRAM KESELAMATAN DAN KUALITI PERATURAN PERUNDANGAN (法務人權省法規総局)	DATABASE PERUTURAN PERUNDANGAN (法務人權省法規総局)	National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards (農業協同組合省)	THU VIEN PHAP L UAT (Lawsoft)	Republic of the Philippines Department of Agriculture	Food Safety and Standards Authority of India (FSSAI)	e-CFR (連邦規則集)	Health Canada (保健省)	Food Standards Australia & New Zealand	Ministry for Primary Industries	EU Pesticides database (欧州委員会)	Maximum Residue Level Search	連邦国家情報局	Ministry of Industry & Advanced Technology
	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/2/annou_kisei.html			http://db.ffa-r.or.jp/	https://www.ffa.o.org/faq-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pes/ires/pesticide/s/en/	https://www.ei.gov.hk/food/1302/#?oid=10_1438402690419_00118&lawid=127	https://consulmer.fda.gov.tw/LawDetail.aspx?nodeID=18&lawid=127	https://www.ssa.gov.sg/21bz/gzdt/202106/120210603_0180327&Provi ds=Sc9-6Sc8	http://www.agriculture.gov.cn/21bz/gzdt/202106/120210603_0180327&Provi ds=Sc9-6Sc8	https://hgm.gov.my/food-peraturan-peraturan-makanan-1985	https://peraturan.bkn.go.id/	https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/contaminants-02	https://hafs.gov.ph/w-hafs/?page_id=26	https://www.fssa.gov.in/cg/food-safety-and-standards-regulations.php	https://www.e-cfr.gov/current/title-40/chapter-1/subchapter-5/part-180/subpart-C	https://pest-control.canada.ca/pesticide-registry/en/r1-search.html	https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-legislation	https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/screen/mrls	https://publicat ion.pravo.gov.ru/Document/View/0001202102030022?index=402&rangeSize=1	https://eserv ices.mojat.gov.ua/eservices/custom/purc hase-standards				
	各国資料等で検索する場合の品目名			やまいも(長いものをいう)	VR 0600 Yams - Yam, Chinese, Chama VR 2071 Subgroup of Tuberous and corm vegetables (includes al commodities in this subgroup) VR 0075 root and tuber vegetables	山藥 淮山 根菜類和芋芋類 蔬菜	山藥 根菜類	마 (ながいも) 서류 (いも類)	山药 蔬菜 (根茎菜类和薯芋类)	Root and tuber vegetables	Yam Tuber crops Root and tuber vegetables	Umbi Rimpang	group of root and tuber vegetables subgroup of tuberous and corm vegetables	当該品目なし	vegetables Fruits and Vegetables Other Vegetables	Yams Vegetable, tuberous and corm, except potato, subgroup 10	True yam tubers	Yams Root and tuber vegetables	Tuber vegetables Root and tuber vegetables	Yams (212030)	Yams (212030)	ба т а т о щ и с о с б е р о б н ы м и к о р н ы м и к о р н о в о щ и	VR 0600 - Yams VR 0075 - Root and tuber vegetables	
	検体			泥を水で軽く洗い落としたもの	Whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity).	Whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity).	根または茎全体	ひげ根を除き、泥を水で軽く洗い落としたもの	Whole potato	規定なし (一部の農薬/作物の組み合わせには、検体が追加されている場合がある)	Whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity)	—	葉柄を切り落としたり根または塊茎、サンプルに泥がついている場合は、流水または柔らかいブラシで取り除いてもよい。	—	Codex、原産国に準じる	—	whole raw agricultural commodity unless otherwise specified	—	whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity).	Whole product after removal of tops and soil	Whole product after removal of tops and soil	—	MRLは、①CODEX設定値、②EU設定値、③0.01 mg/kgの優先順で適用とされており、検体もCODEXまたはEUの規定に準ずる。	
	備考			—	*：基準値=検出限界 —：規定なし	香港の「Pesticide Residues in Food Regulation (以下「規則」という。)」の別表において、食品及び農薬の組み合わせで残留農薬基準が規定されていない場合、残留農薬基準値表で「☆」と表示	[対象外]：残留基準値対象外物質—	—	—	—	—	—	*：基準値=検出限界 [DL]：Annex 3of theDefault Limits for Plantの値	輸入を認めない。ベトナム保健省が定めている残留農薬基準値に依る迅速で規定されていない品目。農薬有効成分の組合せについては輸入を認めない (令和4年ベトナム保健省に照会)	—	—	T：暫定基準値 *：基準値=検出下限値	—	(*)：基準値=検出下限値	*：基準値=検出限界	*：基準値=検出限界	—	*：基準値=検出限界	

かんしよ

残留農業基準値は各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認してください。

Pesticide name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米國	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	美國	ロシア	UAE
BHC	BHC	×	×	0.2	—	0.05	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.2	1.00	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	0.01	0.01*
LINDANE	γ-BHC	×	×	1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	1.00	不検出	0.1	2	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DBEC	DBEC	○	×	0.5	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DCIP	DCIP	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DDT	DDT	×	×	0.2	—	0.05	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	3.5	不検出	0.1	1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
EPN	EPN	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
EPTC	EPTC	×	×	0.04	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.04	0.01	不検出	0.1	0.04	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
IOXNYL	アイオキシニル	○	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
ACETAMIPRID	アセタミプリド	○	○	0.2	—	0.01	0.5	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	0.01	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	○	○	1	1	1	0.1	0.05	基準値なし	1	1	0.01	1	1	1	0.01	8	8	1	0.1	1	1.0	1.0	1
ATRAZINE	アトラジン	○	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
ABAMECTIN	アバメクチン	○	×	0.01	0.005	0.01	0.01	0.05	0.02	0.005	0.005	0.005	0.01	輸入を認めない	0.005	0.01	0.01	0.01	≒0.01	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.005
AFIDOPROPEN	アフィドピロベン	○	×	0.01	0.01	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	0.01	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	0.01	0.01	≒0.01	0.1	0.01	0.01 *	基準値なし	0.01
AMETOCTRADIN	アメトクトラジン	○	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.05	0.2	0.1	0.05	0.05	基準値なし	0.05
ALACHLOR	アラクロール	○	○	0.02	—	【☆】	0.01	0.2	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
ALANYCARB	アラニカルブ	○	○	0.5	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
ALDRIN and DIELDRIN	アルドリン及びディルドリン	×	×	0.1	0.1	0.1	不検出	0.01	0.05	0.1	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1	0.1	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	0.1	0.1
IMAZAQUIN	イマザキン	○	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
IMAZALIL	イマザリル	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
IMAZETHAPYR AMMONIUM	イマゼタピルアンモニウム塩	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01 *	基準値なし	0.01
IMICYFOS	イミシアホス	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
IMIDACLOPRID	イミダクロプリド	○	○	0.4	0.5	0.5	0.5	0.05	0.1	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5	0.01	0.4	0.4	0.3	0.1	0.01*	0.5	0.5	0.5
INDOXACARB	インドキサカルブ	○	○	0.05	—	【☆】	0.01	0.03	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.05	輸入を認めない	0.05	0.01	0.01	0.01	0.05	0.1	0.01*	0.02 *	基準値なし	0.01*
ETHION	エチオン	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.1	輸入を認めない	0.1	1.0	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
ETHEPHON	エテホン	○	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
ETOXAZOLE	エトキサゾール	○	○	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
ETOFENPROX	エトフェンプロックス	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.2	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	5.0	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
ETHOPROPHOS	エトプロホス	×	×	0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	0.02	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.01	0.02	0.02	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	0.05	0.05
ETRIDIAZOLE	エトリジアゾール	×	×	0.5	—	【☆】	3.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
EMAMECTIN BENZOATE	エマメクチン安息香酸塩	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.1	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	≒0.01	0.1	0.002*	0.01 *	基準値なし	0.002*
ENDOSULFAN	エンドスルファン	×	×	0.5	0.05	0.05	不検出	0.01	0.05	0.05	0.05	0.01	不検出	0.05	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	0.05	0.05
ENDRIN	エンドリン	×	×	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
OXADIXYL	オキサジキシル	×	×	1	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
OXATHIAPICPROLIN	オキサチアピプロリン	○	×	0.04	0.04	【☆】	0.03	0.01	0.01	0.04	0.04	0.04	0.04	輸入を認めない	0.04	0.01	0.04	0.04	0.04	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.04
OXAMYL	オキサミル	○	○	0.10	—	【☆】	0.2	0.01	基準値なし	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.10	0.01	0.1	0.1	0.2	0.1	0.001*	0.01 *	基準値なし	0.001*
OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	×	×	0.02	—	【☆】	0.02	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
OMETHOATE	オメトエート	×	×	1	—	【☆】	不検出	0.01	0.02	不検出	0.01	0.01	0.05	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	0.05	2	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
2-PHENYLPHENOL	オルトフェニルフェノール	×	×	10	—	15	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	15	15	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CADUSAFOS	カズサホス	○	○	0.02	—	【☆】	不検出	0.05	0.02	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
GARTAP, THIOCYCLAM and BENZILAP	カルタップ、チオシクラム及びベンシルタップ	○	○	0.05	—	【☆】	0.1	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CARBARYL	カルバリル (NAC)	○	×	0.02	0.02	2	0.1	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	5.0	0.2	0.02	0.1	0.1	0.02	0.02	0.02	0.02
CARFENTHAZONE-ETHYL	カルフェントラゾンエチル	○	×	0.1	—	0.1	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.1	0.1	0.05	0.1	0.02*	0.01 *	基準値なし	0.02*
CARBENDAZIM THIOPHANATE, THIOPHANATE-METHYL and BENOMYL	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	○	○	0.6	—	【☆】	0.2	0.05	0.1	1	0.01	0.01	[DL] 0.01	輸入を認めない	0.6	0.50	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	0.075	0.1*
QUICALOFOF-P-TEFURYL	キザロホップPテフリル	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
QUICALOFOF-ETHYL and QUICALOFOF-P-TEFURYL	キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル	○	○	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
QUINALPHOS	キナルホス	×	×	0.05	—	【☆】	0.03	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
QUINTOZENE	キントゼン	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
GLYPHOSATE	グリホサート	○	○	0.2	—	0.2	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	3.0	0.1	≒0.1	0.1	0.1*	0.1 *	0.3	0.1*
GLUFOSINATE	グルホシネート	○	○	0.1	—	【☆】	0.03	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.8	0.1	0.1	0.1	0.03*	0.03 *	基準値なし	0.03*
CLETHODIM	クレトジム	○	○	1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	1.0	0.1	1	0.1	0.1	0.1	基準値なし	0.1
QLODINAFOF-PROPARGYL	クロジナホッププロパルギル	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
CLOTHIANIDIN	クロチアニジン	○	○	0.2	0.2	【☆】	0.02	0.05	基準値なし	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.01	0.3	0.3	10.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.2
CLOPIIDOL	クロピドール	×	×	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01

Pesticide name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米蘭	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
GLOMAZONE	クロマゾン	×	×	0.05	—	0.05	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.05	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CHROMAFENOZIDE	クロマフェノジド	○	○	0.05	—	【☆】	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CHLORANTHANILIPROLE	クロアントラニリプロール	○	○	0.05	0.02	0.02	0.02	0.05	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.30	0.3	T0.5	0.1	0.02	0.02	0.02	0.02
CHLORTHAL-DIMETHYL	クロルタルジメチル	○	×	3	—	【☆】	0.1	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	3	0.01	2.0	2	5	0.1	0.01*	0.01 *	0.05	0.01*
CHLORDANE	クロルデン	×	×	0.02	0.02*	0.02	不検出	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02*	輸入を認めない	0.02*	0.2	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	0.02	0.02
CHLORPICRIN	クロルピクリン	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	0.1	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.025	不検出	0.1	0.005*	0.005 *	基準値なし	0.005*
CHLORPYRIFOS	クロルピリホス	×	×	0.1	—	0.05	不検出	0.01	0.02	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.1	0.2	0.05	0.1	T0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CHLORPYRIFOS-METHYL	クロルピリホスメチル	×	×	0.05	—	5	0.01	0.01	5	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CHLORFENAPYR	クロルフェナビル	○	○	0.05	—	【☆】	0.05	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.05	輸入を認めない	0.05	0.01	0.01	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
4-GPA	4-クロルフェノキシ酢酸	○	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CHLORFENVINPHOS	クロルフェンビンホス	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	0.01	0.05	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CHLORFLUAZURON	クロルフルアズロン	○	○	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CHLOROTHALONIL	クロロタロニル (TPN)	○	×	0.2	0.3	0.3	0.5	0.03	基準値なし	7	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.01	不検出	0.1	T7	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.3
DIAFENTHURON	ジアフェンチウロン	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CYANTHRANILIPROLE	シアントラニリプロール	○	○	0.2	0.05	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.01	0.15	0.15	T0.05	0.1	0.15	0.05	基準値なし	0.05
HYDROGEN CYANIDE	シアニ化水素	○	×	1	—	5	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DIURON	ジウロン (DCMU)	○	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	0.02	0.01*
CYCLOXYDIM	シクロキシジム	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.6	0.2	基準値なし	0.6
DICHLUFUANID	ジクロフルアニド	×	×	5	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DICLOMEZINE	ジクロメジン	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DICHLORAN (Dicloran)	ジクロラン	×	×	5	—	10	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	10	5	不検出	5	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DICHLORVOS and MALED	ジクロルボス及びナレド	×	×	0.1	—	0.2	0.2	0.01	0.2	0.5	0.01	0.01	0.1	輸入を認めない	0.1	0.01	0.5	0.1	0.01	0.01(※)	0.01*	0.01 *	0.1	0.01*
1,3-DICHLOROPROPENE	1,3-ジクロロプロペン	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.01(※)	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DIQUAT	ジクワット	○	○	0.01	—	0.05	不検出	0.01	0.05	0.05	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	0.02	0.1	※0.05	0.05(※)	0.01*	0.01 *	0.05	0.01*
DICOFOL	ジコフォル	×	×	3	—	【☆】	不検出	0.01	0.01	5	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	3	5.0	不検出	0.1	5	3	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
DISULFOTON	ジスルホトン	×	×	0.5	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	0.5	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DITHIOCARBAMATES	ジチオカルバメート	○	×	0.1	—	7	0.5	0.01	0.5	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	7	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
DINOTEFURAN	ジノテフラン	○	○	0.1	—	【☆】	0.05	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.1	輸入を認めない	0.1	0.01	0.05	0.1	0.02	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CYHALOTHRIN	シハロトリン	○	×	0.05	0.01	0.01	0.04	0.1	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	不検出	0.01(※)	0.01*	0.01 *	0.01	0.01
DIPHENYLAMINE	ジフェニルアミン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
DIFENZOQUAT	ジフェンゾコート	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CYFLUTHRIN	シフルトリン	○	○	0.05	—	0.5	0.5	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.02	輸入を認めない	0.05	0.01	0.01	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.02 *	基準値なし	0.01*
DIFLUFENOPYR	ジフルフェンゾビル	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CYFLUMETOPEN	シフルメトフェン	○	○	0.01	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CYPROCONAZOLE	シプロコナゾール	○	×	0.01	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
CYPERMETHRIN	シベルメトリン	○	○	0.05	0.01	0.01	0.01	0.05	0.01	0.05	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.1	0.1	※0.01	0.1	0.05*	0.05 *	0.01	0.01
DIMETHIPIN	ジメチピン	×	×	0.04	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.04	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
DIMETHENAMID	ジメチナミド	○	×	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01*	0.01 *	0.01	0.01
DIMETHOATE	ジメトエート	○	×	1	—	1	不検出	0.01	0.05	2	0.01	0.01	0.1	輸入を認めない	1	2.0	不検出	0.1	0.1	2	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
SILAFLUOFEN	シラフルオフェン	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
SPINETORAM	スピネトラム	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.10	0.04	0.02	0.1	0.02*	0.05 *	基準値なし	0.02*
SPINOSAD	スピノサド	○	×	0.02	—	0.1	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	0.1	0.02	0.02	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
SPIROTETRAMAT	スピロテトラマト	○	×	0.6	—	【☆】	0.8	0.2	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.6	0.01	0.6	0.6	5	0.1	0.02*	0.1 *	基準値なし	0.02*
SPIROMESIFEN	スピロメシフェン	○	×	0.02	0.02	【☆】	不検出	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	輸入を認めない	0.02	0.01	0.02	0.02	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02
SULFENTRAZONE	スルフエントラゾン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.15	0.15	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
SULFOXAFLOP	スルホキサフロ	○	×	0.05	0.03	【☆】	0.03	0.05	基準値なし	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.01	0.05	0.05	0.05	0.05	0.03	0.03	基準値なし	0.03
SETHOXYDIM	セトキシジム	○	○	4	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	4	0.01	4.0	0.1	1	0.1	0.1	0.1	基準値なし	0.1
DIAZINON	ダイアジノン	○	○	0.03	—	0.7	0.1	0.01	基準値なし	0.5	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.03	0.5	0.1	0.1	0.7	0.01(※)	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DAZOMET, METAM and METHYL ISOTHIOCYANATE	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	○	○	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.02 *	0.5	0.01*
THIABENDAZOLE	チアベンダゾール	×	×	0.05	9	【☆】	3.0	3.0	基準値なし	9	9	9	9	輸入を認めない	9	0.01	3	0.1	9	0.1	3	3.0	基準値なし	9
THIAMETHOXAM	チアメトキシアム	○	○	0.3	0.3	0.3	0.25	0.05	0.05	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.01	0.02	0.02	T0.7	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.3
THIODICARB and METHOMYL	チオジカルブ及びメソミル	○	○	0.5	—	【☆】	0.5	0.01	0.2	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	0.2	0.01	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
THIOCYCLAM	チオシクラム	○	×	0.05	—	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
THIOPHANATE	チオフファネート	×	×	0.6	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.6	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
THIOPHANATE-METHYL	チオフファネートメチル	○	○	0.6	—	【☆】	0.2	0.05	0.1	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.6	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*

Pesticide name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米蘭	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
DIELDRIN	ディルドリン	×	×	0.1	—	0.1	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	0.1	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	0.1	0.01
TEOAZENE	テクナゼン	×	×	0.05	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TEBUFENOXIDE	テブフェノジド	○	○	0.05	—	【★】	0.01	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.015	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TEFLUTHRIN	テフルトリン	○	○	0.1	—	【★】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.05	基準値なし	0.01*
TEFLUMENURON	テフルベンズロン	○	○	0.05	—	【★】	1.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DEMECTON-S-METHYL	デメトン-S-メチル	×	×	0.4	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.4	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
TERBUFOS	テルブホス	×	×	0.005	—	【★】	不検出	0.05	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.005	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DODINE	ドジン	×	×	0.2	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIAIDIMENOL	トリアジメノール	×	×	0.1	—	【★】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIAIDIMEFON	トリアジメホン	×	×	0.1	—	【★】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRI-ALLATE	トリアレート	×	×	0.1	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
TRICLOPYR	トリクロピル	○	×	0.03	—	【★】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.03	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRICHLORFON	トリクロルホン	×	×	0.50	—	0.1	0.01	0.01	0.2	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.50	0.1	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIDEMORPH	トリデモルフ	×	×	0.05	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIFLUMIZOLE	トリフルミゾール	○	○	0.03	—	【★】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.03	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
TRIFLUMURON	トリフルムロン	×	×	0.02	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIFLURALIN	トリフルラリン	○	○	0.05	—	【★】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.1	0.01	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIFLOXYSTROBIN	トリフロキストロビン	○	○	0.04	—	【★】	0.01	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.04	0.01	0.04	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
NAPROPAMIDE	ナプロバミド	○	×	0.1	—	0.1	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.1	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
NALED	ナレド	×	×	0.1	—	【★】	0.2	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.5	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	0.1	0.01
COPPER NONYLPHENOL SULFONATE	ノニルフェノールスルホン 硫酸	○	×	5	—	【★】	対象外	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
NOVALURON	ノバルロン	○	○	0.05	—	【★】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.05	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PARAQUAT (Paraquat dichloride)	パラコート	○	○	0.05	0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	0.05	0.05	0.05	不検出	0.05	0.05	0.05	0.5	0.1	+0.05	0.05(※)	0.02*	0.02 *	0.005	0.05
PARATHION	パラチオン	×	×	0.3	—	0.1	不検出	0.01	0.01	0.7	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.3	0.5	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
PARATHION-METHYL	パラチオンメチル	×	×	0.1	—	0.1	0.01	0.01	0.02	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BILANAFOS (BIALAPHOS)	ビアラホス	×	×	0.004	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.004	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BIORESMETHRIN	ビオレスメトリン	×	×	0.1	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BIXAFEN	ビキサフェン	×	×	0.01	0.06	【★】	不検出	0.01	基準値なし	0.06	0.06	0.06	0.06	輸入を認めない	0.06	0.01	0.01	0.01	0.06	0.1	0.06	0.06	基準値なし	0.06
PYDIFLUMETOFEN	ピジフルメトフェン	○	×	0.1	0.1	【★】	不検出	0.05	基準値なし	0.1	0.1	0.1	0.1	輸入を認めない	0.1	0.01	0.015	0.015	0.3	0.1	0.01	0.06	基準値なし	0.1
BITERTANOL	ビテルタノール	×	×	0.05	—	【★】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BIFENAZATE	ビフェナゼート	○	○	0.05	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.1	0.1	0.2	0.1	0.01*	0.02 *	基準値なし	0.01*
BIFENTHRIN	ビフェントリン	○	×	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	0.05	+0.05	0.1	0.05	0.05	基準値なし	0.05
PIPEROMYL BUTOXIDE	ピペロニルブトキシド	×	×	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	0.5	8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	0.25	0.1	8	8	0.01	0.01	0.5	0.5
HYMEXAZOL	ヒメキサゾール (ヒドロキシ シソキサゾール)	○	×	0.5	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.1	基準値なし	0.02*
PYMETROZINE	ピメトロジン	○	×	0.02	—	【★】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.02	輸入を認めない	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
PYRACLOSTROBIN	ピラクロストロビン	○	×	0.04	0.02	【★】	0.4	0.05	0.05	0.02	0.02	0.02	0.02	輸入を認めない	0.02	0.01	0.04	0.04	0.5	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02
PYRACLOFOS	ピラクロホス	×	×	0.05	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PYRAZOLYNATE	ピラゾリネート (ピラゾ レート)	○	×	0.02	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PYRAFLUFEN ETHYL	ピラフルフェンエチル	○	○	0.01	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	0.02	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
PYRIDABEN	ピリダベン	○	○	0.05	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PYRIDALYL	ピリダリル	○	○	0.05	—	【★】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PYRIFLOQUINAZON	ピリフルキノザン	○	×	0.05	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.02	0.02	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PIRIMICARB (Primicarb)	ピリミカール	×	×	0.50	0.05	0.05	0.5	0.01	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.01	不検出	0.1	1	0.1	0.05	0.05	0.05	0.05
PIRIMIPHOS-METHYL	ピリミホスメチル	×	×	0.05	—	【★】	0.2	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.05	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PYRIMETHANIL	ピリメタニル	×	×	0.05	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.05	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PYRETHRINS	ピレトリン	○	×	1	0.05	0.05	0.05	1.0	0.05	1	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	1.0	0.05	0.1	1	1	1	1.0	0.05	0.05
PYROXASULFONE	ピロキサスルホン	○	×	0.01	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	0.08	0.08	0.01	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PINDONE	ピンドン	×	×	0.001	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.001(※)	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FIPRONIL	フィプロニル	○	○	0.01	—	【★】	0.002	0.05	0.02	不検出	0.01	0.01	0.005	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	+0.01	0.1	0.005*	0.005 *	基準値なし	0.005*
FENITROTHION	フェントロチオン (MEP)	○	○	0.03	—	5	0.05	0.05	0.5	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.03	0.3	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENOXAPROP-ETHYL	フェノキサプロブエチル	×	×	0.1	—	【★】	不検出	0.03	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1	0.1	基準値なし	0.1
FENOXICARB	フェノキシカルブ	×	×	0.05	—	【★】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENAMIDONE	フェンアミドン	×	×	0.02	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	0.02	0.02	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENSULFOTHION	フェンスルホチオン	×	×	0.05	—	【★】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01

Pesticide name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米蘭	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
FENTHION	フェンチオン	×	×	0.1	—	0.05	0.01	0.01	0.05	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	1.00	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENTIN	フェンチン	×	×	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
PHENTHATE	フェントエート (PAP)	○	○	0.02	—	〔☆〕	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.02	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FENVALERATE	フェンバレーレート	○	○	0.05	—	0.05	0.1	0.01	0.05	0.05	0.01	0.01	0.05	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.1	0.05	0.1	0.02*	0.02 *	0.05	0.02*
FENPROPMORPH	フェンプロピモルフ	×	×	0.05	—	〔☆〕	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BUTAMFOS	ブタミホス	○	○	0.01	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FLUAZINAM	フルアジナム	○	○	0.03	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.03	0.01	0.02	0.1	0.01	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUAZIFOP-BUTYL	フルアジホップブチル	○	○	0.05	—	〔☆〕	0.2	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	1.5	1.5	10.3	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUENSULFONE	フルエンスルホン	○	○	4	0.8	〔☆〕	不検出	0.01	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	輸入を認めない	0.8	0.01	0.1	0.8	2	0.4	0.01	0.01	基準値なし	0.8
FLUOPICOLIDE	フルオピコリド	○	×	0.02	—	〔☆〕	0.02	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	0.09	0.08	0.01	0.1	0.01*	0.01	基準値なし	0.01*
FLUDIPYRAM	フルオピラム	○	○	0.2	—	〔☆〕	0.03	0.03	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	0.1	0.1	0.02	0.1	0.15	0.1	基準値なし	0.15
FLUMETURON	フルオメツロン	×	×	0.02	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUXAPHYRAD	フルキサピロキサド	○	×	0.03	0.03	〔☆〕	0.03	0.05	基準値なし	0.03	0.03	0.03	0.03	輸入を認めない	0.03	0.01	0.02	0.02	0.9	0.1	0.2	0.1	基準値なし	0.03
FLUXAMETAMIDE	フルキサメミド	○	○	0.01	—	〔☆〕	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FLUCYTHRINATE	フルシトリネート	○	×	0.05	—	0.05	0.5	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUSULFAMIDE	フルスルファミド	○	×	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FLUPYRADIFURONE	フルピラジクロン	○	×	0.05	0.05	〔☆〕	不検出	0.01	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.05	0.07	0.1	0.05	0.01 *	基準値なし	0.05
FLUFENOXURON	フルフェノクスロン	○	○	0.02	—	〔☆〕	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
FLUBENIDAMIDE	フルベンジアミド	○	○	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.2	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUMIOXAZIN	フルミオキサジン	○	×	0.02	0.02	〔☆〕	不検出	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	輸入を認めない	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02
FLUROXYPIR	フルロキシビル	×	×	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PROTHIOFOS	プロチオホス	○	○	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BRODIFACUUM	ブロディファコウム	×	×	0.001	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.001(※)	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PROFENOFOS	プロフェノホス	×	×	0.01	—	〔☆〕	0.05	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BROFLANILIDE	ブロフラニリド	○	○	0.04	0.04	〔☆〕	不検出	0.03	基準値なし	0.04	0.04	0.04	0.04	輸入を認めない	0.04	0.01	0.04	0.04	不検出	0.1	0.01	0.04	基準値なし	0.04
PROPOXUR	プロボキスル	×	×	0.5	—	〔☆〕	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.005*	0.05 *	基準値なし	0.005*
BROMOPROPYLATE	ブロモプロピレート	×	×	0.05	—	〔☆〕	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
HEXACHLOROBENZENE	ヘキサクロロベンゼン	×	×	0.01	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
HEXYTHIAZOX	ヘキシチアソクス	○	○	0.2	—	〔☆〕	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.5	基準値なし	0.01*
BENALAXYL	ベナラキシル	×	×	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
BENOMYL	ベノミル	○	○	0.6	—	〔☆〕	0.2	0.05	基準値なし	3	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.6	0.50	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	0.075	0.1*
PERMETHRIN	ペルメトリン	○	○	0.02	—	2	0.5	0.01	1	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	0.02	0.01	0.05	0.1	0.05	1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
PENCONAZOLE	ペンコナゾール	×	×	0.05	—	〔☆〕	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BENSULTAP	ベンスルタップ	×	×	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BENZOVINDIFLUPYR	ベンゾビンジフルビル	×	×	0.02	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.1	0.02	0.02	基準値なし	0.02
PENTHIOPYRAD	ペンチオピラド	○	×	0.06	—	〔☆〕	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.06	0.01	0.06	0.06	2	0.1	0.04	0.04	基準値なし	0.04
PENDIMETHALIN	ペンディメタリン	○	○	0.05	—	〔☆〕	0.1	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	※0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
PHOXIM	ホキシム	×	×	0.02	—	0.05	不検出	0.05	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BUSCALID	ボスカリド	○	×	2	2	2	0.01	0.01	2	2	2	2	2	2	0.01	0.01	0.05	0.05	1	0.5	2	2.0	2.0	2
FOSPHIAZATE	ホスチアゼート	○	○	0.01	—	〔☆〕	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
PHOSMET	ホスメット	×	×	10	—	〔☆〕	0.1	0.01	基準値なし	10	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	12	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
FOSETYL-ALUMINIUM (FoSETYL-A)	ホセチル	○	×	40	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	40	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	1.5	2.0 *	基準値なし	1.5
PHORATE	ホレート	×	×	0.3	—	〔☆〕	0.05	0.05	0.01	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.3	0.05	不検出	0.024	0.5	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
MALATHION	マラチオン (マラソン)	○	○	0.5	—	8	0.01	0.01	8	不検出	0.01	0.01	8	輸入を認めない	0.5	3.0	1	0.1	0.05	3	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
MALEIC HYDRAZIDE	マレイン酸ヒドラジド	○	×	10	—	〔☆〕	15.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.2*	0.2 *	基準値なし	0.2*
MANIPROPANIL	マンジプロパミド	○	×	0.09	—	〔☆〕	0.1	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.09	0.01	0.09	0.09	0.5	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
MYCLOBUTANIL	ミクロブタニル	○	×	0.06	0.06	〔☆〕	0.2	0.01	基準値なし	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.01	0.03	0.1	0.05	0.1	0.06	0.06	基準値なし	0.06
MILBEMECTIN	ミルベメクチン	○	○	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
METHOMYL	メソミル	○	○	0.5	—	〔☆〕	1.0	0.01	0.2	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	0.1	0.01	1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
METAFLUMIZONE	メタフルミゾン	○	○	0.1	—	〔☆〕	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.05 *	基準値なし	0.02*
METAM	メタム	○	○	0.02	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.02 *	基準値なし	0.01*
METHIOCARB	メチオカルブ	×	×	0.05	—	〔☆〕	0.01	0.01	基準値なし	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.03*	0.03 *	基準値なし	0.03*
METHIDATHION	メチダチオン (DMTP)	×	×	0.02	—	〔☆〕	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.01 *	基準値なし	0.02*

Pestioides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米 国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英 国	ロシア	UAE
	核体			泥を水で軽く洗い落としたもの	Whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity).	Whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity).	根または茎全体	ひげ根を除き、泥を水で軽く洗い落したものの	根または茎全体	規定なし（一部の農薬/作物の組み合わせには、核体が追記されている場合がある）	Whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity)	—	葉柄を切り落とした根または塊茎。サンプルに泥がついている場合は、流水またはまらかいブラシで取り除いてもよい。	—	Codex、原産国に準じる	—	whole raw agricultural commodity unless otherwise specified	—	whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity).	whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity).	Whole product after removal of tops and soil	Whole product after removal of tops and soil	—	MRLは、①CODEX設定値、②EU設定値、③0.01 mg/kgの優先順で適用とされており、核体もCODEXまたはEUの規定に準ずる。
	備考			—	*：基準値=検出限界 —：規定なし	香港の「Pesticide Residues in Food Regulation（以下「規則」という。）」の別表において、食品及び農薬の組み合わせで残留農薬基準が規定されていない場合、残留農薬基準値表で「☆」と表示	[対象外]：残留基準値対象外物質	—	—	—	—	—	[DL]：Annex 3のDefault Limits for Plantの値	輸入を認めない：ベトナム保健省が定めている残留農薬基準値に依る適速で規定されていない品目・農薬有効成分の組合せについては輸入を認めない（令和4年ベトナム保健省に照会）	—：原産国（日本）の基準値が適用となり一律基準値（0.01ppm）	*：基準値=定量下限値	—	—	T：暫定基準値 *：基準値=検出下限値	(*)：基準値=定量限界	*：基準値=検出限界	*：基準値=検出限界	—	*：基準値=検出限界

※

残留農業基準値は各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、基本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認してください。

Pestioidea name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米 国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英 国	ロシア	UAE
BHC	BHC	×	×	不発酵茶に限る：0.2	—	0.2	不検出	0.01	0.2	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	不発酵茶に限る：0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.02 *	0.01	0.01*
LINDANE	γ-BHC	×	×	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DBEDC	DBEDC	○	×	0.5	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DCIP	DCIP	×	×	0.2	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DDT	DDT	×	×	0.2	—	0.2	不検出	0.01	0.2	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.2*	0.2 *	基準値なし	0.2*
MCPA	MCPA	○	×	0.06	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.06	0.01	0.3	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
ACRINATHRIN	アクリナトリン	○	○	10	—	〔☆〕	2.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05	基準値なし	0.05*
ACYNONAPYR	アシノナピル	○	○	30	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	30	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
ACEQUINOXYL	アセキノシル	○	○	40	—	〔☆〕	不検出	3.0	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	40	0.01	40	0.1	0.02	0.1	0.05*	0.02 *	基準値なし	0.05*
ACETAMIPRID	アセタミプリド	○	○	30	—	30	2.0	7.0	10	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	30	0.01	50	0.1	0.1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
ACEPHATE	アセフェート	○	○	0.2	—	0.1	0.05	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.05	輸入を認めない	0.2	0.01	0.02	0.1	不検出	0.01(※)	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	○	○	10	—	10	5.0	1.0	基準値なし	不検出	5	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	20	20	0.1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
ATRAZINE	アトラジン	○	×	0.1	—	〔☆〕	不検出	0.01	0.1	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
ABAMECTIN	アバメクチン	○	○	1	—	〔☆〕	0.1	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	1.0	0.1	0.01	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
ALANYCARB	アラニカルブ	○	○	5	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
ALDRIN and DIELDRIN	アルドリン及びディルドリン	×	×	0.01	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	0.02	0.02*
ISOXATHION	イソキサチオン	○	○	0.5	—	〔☆〕	5.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
1PFLUFENQUIN	イブフルフェノキン	○	○	90	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	90	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
IPRODIONE	イプロジオン	○	○	10	—	〔☆〕	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.07	0.1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
IMAZAQUIN	イマザキン	○	×	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
IMAZALIL	イマザリル	×	×	0.1	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
IMAZETHAPYR AMMONIUM塩	イマゼタビルアンモニウム塩	×	×	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.1 *	基準値なし	0.01
IMIDACLOPRID	イミダクロプリド	○	○	10	50	〔☆〕	10.0	30	0.5	50	0.05	0.01	50	輸入を認めない	50	0.01	不検出	50	50	0.1	0.05*	0.05 *	50.0	50
IMINOCTADINE	イミノクタジン	○	○	10	—	〔☆〕	1.0	1.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
IMIBENCONAZOLE	イミベンコナゾール	○	○	15	—	〔☆〕	2.0	0.2	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	15	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
ETHION	エチオン	×	×	0.3	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	5	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	5.0	不検出	0.1	5	0.1	3	3.0	基準値なし	3
ETHIPROLE	エチプロール	○	○	10	—	〔☆〕	10.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	30	30	不検出	0.1	0.01	0.05 *	基準値なし	0.01
ETHEPHON	エテホン	○	×	0.1	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
ETOXAZOLE	エトキサゾール	○	○	15	15	15	5.0	15	15	15	15	0.01	15	15	15	15	15	15	15	0.1	0.05*	15.0	基準値なし	15
ETOFENPROX	エトフェンプロックス	○	○	10	—	〔☆〕	不検出	10	50	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	5.0	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
EMAMECTIN BENZOATE	エマメクチン安息香酸塩	○	○	0.5	0.1	〔☆〕	0.05	0.03	0.5	0.1	0.1	0.01	0.1	輸入を認めない	0.1	0.01*	0.5	0.1	0.1	0.1	0.09	0.1	基準値なし	0.1
ENDOSULFAN	エンドスルファン	×	×	30	10	20	不検出	10	10	10	10	0.01	不検出	10	10	0.01	不検出	0.1	10	0.1	30	30.0	10	10
ENDRIN	エンドリン	×	×	不検出	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	不検出	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	×	×	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
OXOLINIC ACID	オキシリニック酸	○	○	20	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	20	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
OMETHOATE	オメトエート	×	×	1	—	〔☆〕	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
KASUGAMYCIN	カスガマイシン	○	○	3	—	0.04	0.04	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	3	0.01	3	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CARTAP, THIOCYCLAM and BENSULTAP	カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ	○	○	30	—	〔☆〕	1.0	0.01	20	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	30	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
CARFENTHAZONE-ETHYL	カルフェントラゾンエチル	○	×	0.1	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.02*	0.1	0.1	0.05	0.1	0.1*	0.02 *	基準値なし	0.1*
CARBENDAZIM, THIOPHANATE, THIOPHANATE-METHYL and BENOWYL	カルベンダジム、チオファネー、チオファネートメチル及びベノミル	○	○	10	—	5	1.0	2.0	5	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.01	輸入を認めない	10	0.5	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
QUINALPHOS	キナルホス	×	×	0.1	—	〔☆〕	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
QUINOFUMELIN	キノフメリン	○	○	50	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	50	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
QUINTOZENE	キントゼン	×	×	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
GLYPHOSATE	グリホサート	○	○	1	—	1	0.1	0.8	1	不検出	0.2	0.01	0.01	輸入を認めない	1	1.0	1.0	0.1	T20	0.1	2	2.0	基準値なし	2
GLUFOSINATE	グルホシネート	○	○	0.3	—	〔☆〕	不検出	0.05	0.5	不検出	0.2	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	Tea, plucked leaves : 0.05 Tea, dried : 0.5 Tea, instant : 0.09	0.5	*0.05	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
KRESOXIM-METHYL	クレソキシムメチル	○	○	15	—	20	10.0	1.5	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	15	0.01	不検出	0.1	15	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
CLODINAFOF-PROPARGYL	クロジナホッププロパルギル	×	×	0.02	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
CLOTHIANIDIN	クロチアニジン	○	○	50	0.7	0.7	5.0	0.6	10	0.7	0.7	0.01	0.7	0.7	0.7	0.7	70	70	T0.7	0.1	0.7	0.7	0.7	0.7
CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	×	×	20	—	〔☆〕	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	20	0.01	不検出	0.1	*0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*

Pest/oides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米 国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英 国	ロシア	UAE
GLOMAZONE	クロマゾン	×	×	0.02	—	【☆】	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
CHROMAFENOXIDE	クロマフェノジド	○	○	20	—	【☆】	不検出	3.0	基準値なし	不検出	10	0.01	0.01	輸入を認めない	20	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.02 *	基準値なし	0.05*
CHLORANTRANILIPROLE	クラントラニリプロール	○	○	50	80	【☆】	2.0	50	基準値なし	80	80	0.01	80	輸入を認めない	80	0.01	50	0.1	80	0.1	80	80.0	基準値なし	80
CHLORDANE	クロルデン	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.02	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
CHLORPYRIFOS	クロルピリホス	×	×	10	—	2	不検出	0.01	2	不検出	0.01	0.01	不検出	2	10	2	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	2.0	0.01*
CHLORPYRIFOS-METHYL	クロルピリホスメチル	×	×	0.1	—	【☆】	0.05	0.01	基準値なし	0.1	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CHLORFENAPYR	クロルフェナビル	○	○	40	60	【☆】	2.0	3.0	20	60	60	0.01	60	輸入を認めない	60	0.01	70	70	60	0.1	50	50.0	基準値なし	60
4-GPA	4-クロルフェノキシ酢酸	○	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CHLORFLUAZURON	クロルフルアズロン	○	○	5	—	【☆】	5.0	10.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CHLOROTHALONIL	クロロタロニル (TPN)	○	○	10	—	10	2.0	0.01	10	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
DIJAFENTHURON	ジアフエンチウロン	×	×	20	—	【☆】	5.0	0.01	5	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	20	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CYANTRANILIPROLE	シアントラニリプロール	○	○	30	50	【☆】	1.5	0.01	基準値なし	50	50	0.01	50	輸入を認めない	50	0.01	30	60	0.05	0.1	50.0	50.0	0.03	50
HYDROGEN CYANIDE	シアン化水素	○	×	1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DIURON	ジウロン (DCMU)	○	○	1	—	【☆】	0.2	0.01	基準値なし	不検出	1	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.05 *	0.02	0.01*
DIETHOFCARB	ジエトフェンカルブ	○	○	5	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
CYENOPYRAFEN	シエノピラフェン	○	○	60	—	【☆】	20	0.5	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	60	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CYCLANILIPROLE	シクラニリプロール	○	○	50	50	【☆】	15	0.01	基準値なし	50	50	0.01	50	輸入を認めない	50	0.01	50	50	50	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	50
CYCLOXYDIM	シクロキシム	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.05 *	基準値なし	0.1*
DICHLFLUANID	ジクロフルアニド	×	×	5.0	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5.0	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DIQLOMEZINE	ジクロメジン	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DICHLORVOS and NALED	ジクロルボス及びナレド	×	×	0.1	—	【☆】	2.0	0.01	基準値なし	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.5	0.1	0.01	0.1	0.02*	0.02 *	0.05	0.02*
DIQUAT	ジクワット	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
DIOOFOL	ジコホール	×	×	不発酵茶に限る：3.0 不発酵茶を除く：3	40	50	不検出	20	0.01	5	40	0.01	3	40	40	Tea (dry manufactured) : 5.0 Tea, plucked leaves: 30	0.1	5	0.1	20	20.0	20.0	40	
DISULFOTON	ジスルホトン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
DITHIOCARBAMATES	ジチオカルバメート	○	×	5	—	【☆】	不検出	0.01	50	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	3 (Mancozeb) 0.1 (その他関連成分)	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
DINOTEFURAN	ジノテフラン	○	○	25	—	25	10.0	25	20	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	25	0.01	50	0.1	0.02	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CYHALOTHRIN	シハロトリン	○	○	15	—	【☆】	2.0	2.0	15	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.05	輸入を認めない	15	0.05*	0.01	0.01	1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DIPHENYLAMINE	ジフェニルアミン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
DIFENOCANAZOLE	ジフェノカナゾール	○	○	15	20	10	5.0	2.0	10	20	1	0.01	20	輸入を認めない	20	0.01	15	30	20	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	20
DIFENZQUAT	ジフェンゾコート	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CYFLUTHRIN	シフルトリン	○	○	30	—	【☆】	5.0	0.01	1	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.02	輸入を認めない	30	0.01	0.05	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.1 *	基準値なし	0.05*
DIFLUFENOPYR	ジフルフェンゾビル	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DIFLUBENZURON	ジフルベンズロン	○	○	20	40	20	10.0	0.01	20	40	40	0.01	40	輸入を認めない	40	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	40
CYFLUMETOFEN	シフルメトフェン	○	○	150	—	【☆】	5.0	2.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	150	0.05*	40	0.1	0.02	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
CYPERMETHRIN	シベルメトリン	○	○	15	15	20	2.0	15	20	15	15	0.01	15	15	0.01	15	0.1	0.5	0.1	0.5	20.0	15		
SIMECONAZOLE	シメコナゾール	○	○	10	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DIMETHIPIIN	ジメチピイン	×	×	0.04	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.04	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
DIMETHOATE	ジメトエート	○	×	1	—	【☆】	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
SILAFLOUFEN	シラフルオフェン	×	×	80	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	80	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DIMPROPYRIDAZ	ジンプロピリダズ	○	○	30	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	30	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
SPINETORAM	スピネトラム	○	○	70	70	【☆】	3.0	0.05	基準値なし	70	70	0.01	70	輸入を認めない	70	0.01	70	0.1	70	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	70
SPINOSAD	スピノサド	○	○	9	—	【☆】	1.0	0.1	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	9	0.01	2	0.1	0.01	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
SPIRODIFLOFEN	スピロジクロフェン	○	○	20	—	【☆】	5.0	5.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	20	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
SPIROMESIFEN	スピロメシフェン	○	○	30	70	30	30.0	30	基準値なし	70	70	0.01	70	輸入を認めない	70	70	40	60	50	0.1	50	50.0	50.0	70
SULFENTRAZONE	スルフエントラゾン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DIAZINON	ダイアジノン	○	×	0.1	—	0.1	2.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.05	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
THIACTOPRID	チアクトプリド	○	○	25	—	30	10.0	10	10	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	25	5	不検出	0.1	10	0.1	0.05*	10.0	基準値なし	10
THIABENDAZOLE	チアベンダゾール	×	×	0.1	—	【☆】	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.03	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
THIAMETHOXAM	チアメトキサム	○	○	20	20	20	1.0	2.0	10	20	20	0.01	20	20	20	20	0.02	20	20	0.1	20	20.0	20.0	20
THIODIcarb and METHOMYL	チオジカルブ及びメソミル	○	○	20	—	3	1.0	0.01	0.2	不検出	0.01	0.01												

Pest/oides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米蘭	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
THIOPHONATE-METHYL	チオファネートメチル	○	○	10	—	5	1.0	2.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
DIELDRIN	ディルドリン	×	×	0.01	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	0.02	0.02*
TECMAZENE	テクナゼン	×	×	0.1	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TETRAOONA ZOLE	テトラオナゾール	○	○	30	—	〔☆〕	8.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	30	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.05*	0.02 *	基準値なし	0.05*
TETRADIFON	テトラジホン	○	○	0.7	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.7	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TETRANILIPROLE	テトラニリプロール	○	○	80	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	80	0.01	80	0.1	0.02	0.1	0.01	0.05 *	基準値なし	0.01
TEBUONAZOLE	テブコナゾール	○	○	80	—	25	10.0	5.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	80	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TEBUFENOXIDE	テブフェノジド	○	○	25	—	25	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	25	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TEBUFENPYRAD	テブフェンピラド	○	○	2	—	〔☆〕	2.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TEBUFLOQUIN	テブフロキン	○	○	15	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	15	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
TEFLUTHRIN	テフルトリン	○	○	0.2	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05	基準値なし	0.05*
TEFLUBENZURON	テフルベンズロン	○	○	15	—	20	5.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	15	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
DEMETON-S-METHYL	デメトン-S-メチル	×	×	0.05	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DELTA METHRIN and TRALOMETHRIN	デルタメトリン及びトラロメトリン	○	○	5	5	10	5.0	5.0	10	10	5	0.01	5	5	5	0.05	7	5	5	0.1	5	5.0	5.0	5
TERBUFOS	テルブホス	×	×	0.005	—	〔☆〕	不検出	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.005	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRALOMETHRIN	トラロメトリン	○	○	5	—	〔☆〕	不検出	5.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	5	5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
TRIADIMENOL	トリアジメノール	×	×	20	—	〔☆〕	6.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	20	0.01	不検出	0.1	0.2	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TRIADIMEFON	トリアジメホン	×	×	1	—	〔☆〕	0.5	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	0.2	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TRICLOPYR	トリクロピル	○	×	0.03	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.03	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TRICHLORFON	トリクロルホン	×	×	0.50	—	〔☆〕	2.0	0.01	2	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.50	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TRIDEMORPH	トリデモルフ	×	×	20	—	〔☆〕	20.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	20	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TRIFLUMIZOLE	トリフルミゾール	○	○	15	—	〔☆〕	5.0	3.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	15	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
TRIFLUMURON	トリフルムロン	×	×	0.02	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TRIFLURALIN	トリフルラリン	○	○	0.05	—	〔☆〕	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.1	≦0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TRIFLOXYSTROBIN	トリフロキシストロビン	○	○	5	—	〔☆〕	1.0	15	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	5	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
TOLFENPYRAD	トルフェンピラド	○	○	30	30	〔☆〕	10.0	30	50	30	30	0.01	30	30	30	0.01	30	30	不検出	0.1	0.01	0.05 *	基準値なし	30
1-NAPHTHALENEACETIC ACID	1-ナフタレン酢酸	○	○	60	—	〔☆〕	対象外	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	60	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
NALED	ナレド	×	×	0.1	—	〔☆〕	2.0	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.5	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.01	基準値なし	0.02*
NITENPYRAM	ニテンピラム	○	○	10	—	〔☆〕	不検出	0.01	1	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
COPPER MONYLPHENOL SULFONATE	ノニルフェノールスルホン酸銅	○	×	0.04	—	〔☆〕	対象外	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.04	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PARAQUAT (Paraquat dichloride)	パラコート	○	○	20	0.2	〔☆〕	不検出	0.01	0.2	0.2	0.2	0.01	不検出	0.2	0.2	0.2	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	0.2	0.2
PARATHION	パラチオン	×	×	0.3	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
PARATHION-METHYL	パラチオンメチル	×	×	0.2	—	〔☆〕	0.05	0.01	0.02	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
VALIDAMYCIN	バリダマイシン	○	○	5	—	〔☆〕	対象外	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BILANAFOS (BIALAPHOS)	ビアラホス	×	×	0.004	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.004	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BIORESMETHRIN	ビオレスメトリン	×	×	0.1	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BITERTANOL	ビテルタノール	×	×	0.1	—	〔☆〕	0.05	10.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.05*	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
BIFENAZATE	ビフェナゼート	○	○	2	—	〔☆〕	2.0	3.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	不検出	0.1	0.2	0.1	0.05*	0.1 *	基準値なし	0.05*
BIFENTHRIN	ビフェントリン	○	○	30	30	〔☆〕	30	2.0	30	30	0.01	30	30	30	30	0.01	30	30	5	0.1	30	30.0	基準値なし	30
PYFLUBUMIDE	ピフルブミド	○	○	50	—	〔☆〕	不検出	1.5	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	50	0.01	80	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
HYMEKAZOL	ヒメキサゾール(ヒドロキシヒメキサゾール)	○	×	0.02	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.05 *	基準値なし	0.1*
PYRACLOSTROBIN	ピラクロストロビン	○	○	25	6	〔☆〕	5.0	3.0	10	6	6	0.01	6	輸入を認めない	6	0.01	不検出	0.1	T7	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	6
PYRACLOFOS	ピラクロホス	×	×	5	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PYRAZOLYNATE	ピラゾリネート(ピラゾレート)	○	×	0.02	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PYRAFLUFEN ETHYL (Pyraflufen-ethyl)	ピラフルフェンエチル	○	○	0.01	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
PYRIDABEN	ピリダベン	○	○	10	—	〔☆〕	5.0	0.01	5	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	○	○	20	—	〔☆〕	15	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	20	0.01	20	20	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PYRIPROXYFEN	ピリプロキシフェン	○	○	15	—	15	5.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	15	0.01	15	15	0.1	0.1	15	15.0	基準値なし	15
PYRIBENCARB	ピリベンカルブ	○	○	40	—	〔☆〕	20	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	40	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PYRIMIDIFEN	ピリミジフェン	○	×	3	—	〔☆〕	1.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PYRIMIPHOS-METHYL	ピリミホスメチル	×	×	10	—	10	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.05*	0.05 *	0.5	0.05*
PYRETHRINS	ピレトリン	○	○	3	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	3	0.01	1.0	0.1	0.2	0.1	0.5	0.5	基準値なし	0.5
PINDONE	ピンドン	×	×	0.001	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.001(*)	0.01	0.01	基準値なし	0.01

Pesticlides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米蘭	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
FENAZAQUIN	フェナザキン	×	×	10	—	[☆]	20.0	9.0	15	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	3.0	9	0.1	不検出	0.1	9	10.0	基準値なし	9
FENITROTHION	フェニトロチオン (MEP)	○	○	0.1	—	0.5	0.5	0.2	0.5	0.5	0.01	0.01	0.1	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.5	0.1	0.05*	0.05 *	0.5	0.05*
FENXYCARB	フェノキシカルブ	×	×	0.05	—	[☆]	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
FENTIN	フェンチン	×	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
PHENTHATE	フェントエート (PAP)	○	○	0.02	—	[☆]	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FENVALERATE	フェンバレーレート	○	×	1.0	—	[☆]	5.0	0.01	0.1	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.02	輸入を認めない	1.0	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
FENPYROXIMATE	フェンピロキシメート	○	○	40	8	[☆]	5.0	10.0	基準値なし	8	8	0.01	8	輸入を認めない	8	2	20	44	0.1	0.1	8	8.0	基準値なし	8
FENBUONAZOLE	フェンブコナゾール	○	○	30	30	10	5.0	0.01	基準値なし	30	30	0.01	30	輸入を認めない	30	0.01	30	0.1	30	0.1	30	0.05 *	基準値なし	30
FENPROPATHRIN	フェンプロパトリン	○	○	25	3	2	10.0	3.0	5	3	3	0.01	3	3	3	2	2.0	2	2	0.1	2	2.0	2.0	3
FENPROPMORPH	フェンプロピモルフ	×	×	0.1	—	[☆]	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
SUPROFEZIN	ブプロフェジン	○	○	30	30	10	1.0	15	10	30	30	0.01	30	30	30	0.01	20	30	0.1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	30
FLUAZIAM	フルアジナム	○	○	9	—	5	5.0	7.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	9	0.01	6.0	6	0.01	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
FLUOMETURON	フルオメツロン	×	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.02 *	基準値なし	0.05*
FLUORIMIDE	フルオルイミド	○	○	35	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	35	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FLUXAMETAMIDE	フルキサメタミド	○	○	6	—	[☆]	5.0	1.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	6	0.01	5	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FLUCYTHRINATE	フルシトリネート	○	×	20	—	20	10.0	0.01	20	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	20	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
FLUVALINATE	フルバリネート	○	○	10	—	[☆]	5.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.05*	0.01 *	基準値なし	0.05*
FLUFENXURON	フルフェノクスロン	○	○	20	20	15	15.0	10.0	20	20	20	0.01	20	20	20	0.01	20	0.1	20	0.1	15	15.0	基準値なし	20
FLUBENDIAMIDE	フルベンジアミド	○	○	50	50	50	1.0	50	基準値なし	50	50	0.01	50	50	50	50	50	50	0.02	0.1	50	50	基準値なし	50
FLUROXYPYR	フルロキシピル	×	×	0.1	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
PROTHIOFOS	プロチオホス	○	○	5	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.01	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BRODIFACUUM	ブロディファクウム	×	×	0.001	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.001(*)	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FLOWICAMID	フロニカミド	○	○	40	—	[☆]	5.0	10	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	40	0.01	40	40	0.2	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
PROPARGITE	プロパルギット	○	×	5	5	5	2.0	4.0	基準値なし	5	5	0.01	5	5	10.0	10	0.1	不検出	0.1	10	10.0	5.0	5	
PROPICONAZOLE	プロピコナゾール	○	×	0.1	—	[☆]	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.1	4.0	4	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
PROFENOFOS	プロフェノホス	×	×	0.2	—	0.5	0.5	0.01	0.5	不検出	0.01	0.01	0.01	0.5	0.2	0.01	不検出	0.1	*0.05	0.1	0.05*	0.05 *	0.5	0.05*
PROPOXUR	プロボキシル	×	×	0.1	—	[☆]	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.1 *	基準値なし	0.01*
FLOWETOQUIN	フロメトキン	○	○	40	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	40	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BROMOPROPYLATE	ブロモプロピレート	×	×	0.1	—	[☆]	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
HEXACHLOROBENZENE	ヘキサクロロベンゼン	×	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
HEXYTHIAZOX	ヘキシチアゾクス	○	×	15	15	[☆]	0.05	20.0	15	15	15	0.01	15	15	15	15	15	15	4	0.1	15	4.0	基準値なし	15
BENALAXYL	ベナラキシル	×	×	0.1	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.1 *	基準値なし	0.05*
BENOMYL	ベノミル	○	○	10	—	5	1.0	2.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
PERMETHRIN	ペルメトリン	○	○	20	20	20	10.0	20	20	20	20	0.01	20	20	0.01	20	0.01	20	0.1	0.1	0.1*	0.1 *	20.0	20
PENCONAZOLE	ペンコナゾール	×	×	0.1	—	[☆]	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
BENSULTAP	ベンスルタップ	×	×	30	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	30	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
PHOXIM	ホキシム	×	×	0.1	—	[☆]	不検出	0.01	0.2	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1	0.1	基準値なし	0.1
PHOSALONE	ホサロン	×	×	15	—	[☆]	5.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	15	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
BOSCALID	ボスカリド	○	○	60	40	[☆]	10.0	0.01	基準値なし	40	40	0.01	40	輸入を認めない	40	0.01	70	0.1	40	0.1	40	40.0	基準値なし	40
PHOSMET	ホスメット	×	×	0.5	—	[☆]	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.1 *	基準値なし	0.01*
FOSETYL-ALUMINUM (Foetyl-Al)	ホセテル	○	×	0.5	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	20*	5.0 *	基準値なし	20*
PHORATE	ホレート	×	×	0.1	—	[☆]	不検出	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.024	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
MALEIC HYDRAZIDE	マレイン酸ヒドラジド	○	×	0.2	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.5*	0.5 *	基準値なし	0.5*
MANDESTROBIN	マンデストロビン	○	○	40	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	40	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
MYCLOBUTANIL	ミクロブタンイル	○	○	20	—	[☆]	20	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	20	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
MILBEMECTIN	ミルベメクテン	○	○	1	—	[☆]	2.0	0.5	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
METHOMYL	メソミル	○	○	20	—	3	1.0	0.01	0.2	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	20	0.01	不検出	0.01	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
METHAMIDOPHOS	メタミドホス	×	×	0.05	—	[☆]	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.01(*)	0.05*	0.05 *	基準値なし	

Pesticide name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米 国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英 国	ロシア	UAE	
LUFENURON	ルフェスロン	○	○	10	—	〔☆〕	5.0	15	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
RESMETHRIN	レスメトリン	×	×	0.2	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	3.0	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
LEPIMECTIN	レピメクチン	○	○	0.3	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
WARFARIN	ワルファリン	○	○	0.001	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENBUTATIN OXIDE	酸化フェンブタズ	×	×	1.0	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1.0	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
BROMIDE	臭素	○	×	50	—	〔☆〕	不検出	0.01	0.02	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	50	0.01	不検出	0.1	15	0.1	70	70.0	基準値なし	70
ETHYLENE DICHLORIDE	二塩化エチレン	×	×	0.02	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	二臭化エチレン	×	×	0.1	—	〔☆〕	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
●登録の有無：当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無	規定形式			ポジティブリスト	—	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ネガティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ネガティブリスト	ポジティブリスト	
●適用の有無：当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無 なお、登録ありかつ適用ありの場合水色の背景で表示。	優先順位1			—	基準値なし	〔☆〕：食物環境衛生審長によるリスク評価	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	基準値なし	CODEX基準	CODEX基準	一律基準値 (0.01ppm)	CODEX基準	輸入を認めない	CODEX規格	一律基準値 (0.01ppm)	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	一律基準値 (0.01ppm)	一律基準値 (0.01ppm)	基準値なし	CODEX基準
	優先順位2			—	—	—	—	—	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	—	リスト3の植物用基準値 [DL]	—	原産国の基準値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	EU基準値
	優先順位3			—	—	—	—	—	—	—	—	一律基準値 (0.01ppm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一律基準値 (0.01ppm)
●各国に基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従った各基準値を表示している。	基準値取得日			2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	
●「基準値なし」の場合は原則使用可能。	関連法規等			食品衛生法第11条第1項に基づく(食品、添加物等の規格基準) A食品一般の成分規格	INTERNATIONAL FOOD STANDARD CAC/MRL 2-2017	公衆衛生及び市飲食物内除害剤残除規則 (第132項)	食品安全衛生管理法 中華民国114年11月26日衛生福利部衛授字第1141302806号令修正發布第3条交付表一及び第6条附表五	食品衛生法 食品医薬品安全処告示 第2017-102号	中華人民共和国食品安全法 食品中农药最大残留限量 (GB 2763-2019)	SALE OF FOOD ACT (CHAPTER 283, SECTION 56 (1)) NINTH SCHEDULE	FOOD ACT 1983 FOOD REGULATIONS 1985 (SIXTEENTH SCHEDULE)	Nomor 15 Tahun 2024	THAI AGRICULTURAL STANDARD TAS 9002-2016	Circular 50/2016/TT-BYT	Philippine National Standards MRLs of Pesticide Residues of CROPS	Food Safety and Standards (Contaminants, Toxins and Residues) Regulation, 2011	Electronic Code of Federal Regulations (Title 40 PART 180)	Pest Control Products Act S.C. 2002. c. 28	Australia New Zealand Food Standards Code - Schedule 20 Maximum residue limits	Food Act 2014 Sections 383(8) & 405	Regulation (EC) No 396/2005	Regulation (EC) No 396/2005	GN 1.2.3539-18 "Hygienic standards for pesticides contents in environment"	UAE S. MRL 1 : 2024
	各国・地域等のMRL確認Webサイト等 ●詳細については、 「各国・地域等の残留農薬基準所管官署のWebサイト等について」を参照			残留農薬基準値検索システム (日本食品化学研究振興財団)	Pesticide Database (CODEX)	電子版香港法令	全国法規資料庫	食品医薬品安全処 (MFDS)	农业农村部农产品质量安全中心	Singapore Statutes Online	Laman Web KESELAMATAN DAN KUALITI MAKANAN KEMENTERIAN KESIHATAN MALAYSIA	DATABASE PERATURAN UNDANG-UNDANGAN (法務人様省法規総局)	National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards (農業協同組合省)	Thư VIEN PHÁP L (Lawsoft)	Republic of the Philippines Department of Agriculture	Food Safety and Standards Authority of India (FSSAI)	e-CFR (連邦規則集)	Health Canada (保健省)	Food Standards Australia & New Zealand	Ministry for Primary Industries	EU Pesticides database (欧州委員会)	Maximum Residue Level Search	連邦国家情報局	Ministry of Industry & Advanced Technology
	https://www.maff.go.jp/shokusan/export/zannou_kisei.html			http://db.ffrc.or.jp/	http://www.food.gov.uk/codexalimtexts/dbs/pesticides/en/		https://www.elgislation.gov.hk/hk/cenl32c.aspx?nodeId=5402690419.001	https://consulmer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeId=5402690419.001																

トマト

残留農業基準値は各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先の関係法規を確認してください。

Pesticides name	農業の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
BHC	BHC	×	×	0.2	—	0.05	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.2	1.00	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	0.01	0.01*
LINDANE	γ-BHC	×	×	2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	1.00	不検出	0.1	2	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DBEC	DBEC	○	○	10	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DCIP	DCIP	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DDT	DDT	×	×	0.2	—	0.05	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	3.5	不検出	0.1	1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
EPTC	EPTC	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.08	0.1	0.04	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
IOXNYL	アイオキシニル	○	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
ACRINATHRIN	アクリナトリン	○	○	0.5	—	【☆】	不検出	0.5	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.02	基準値なし	0.01*
ACIBENZOLARS-METHYL	アシベンゾラルS-メチル	○	×	1	0.3	1	0.6	0.01	0.3	0.3	0.3	0.01	0.3	輸入を認めない	0.3	0.01	1	1	1	0.1	0.3	0.3	0.9	0.3
ACETAMIPRID	アセタミプリド	○	○	2	0.2	0.2	1.0	2.0	1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.01	0.2	0.2	0.1	0.1	0.06	0.5	0.3	0.2
ACEPHATE	アセフエート	○	○	0.03	—	1	1.0	2.0	0.02	5	0.01	1	1	1	0.03	0.01	0.02	0.1	5	1.5	0.01*	0.01 *	1.0	0.01*
AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	○	○	3	3	3	不検出	2.0	3	3	1	0.01	3	3	3	1	0.2	0.2	11	0.01(*)	3	3.0	3.0	3
ATRAZINE	アトラジン	○	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.1	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
ABAMECTIN	アバメクチン	○	○	0.3	0.05	0.02	0.02	0.05	0.02	0.05	0.05	0.05	0.05	0.02	0.02	0.01	0.07	0.07	0.1	0.1	0.015	0.09	0.02	0.05
AFIDOPROPEN	アフィドピロベン	○	×	0.2	0.15	【☆】	0.2	0.15	0.1	0.15	0.15	0.01	0.15	輸入を認めない	0.15	0.01	0.2	0.2	0.2	0.1	0.01	0.15	基準値なし	0.15
AMISULBROM	アミスルブロム	○	○	2	—	【☆】	1.0	1.0	基準値なし	不検出	0.01	0.4	0.01	輸入を認めない	2	0.01	0.5	0.4	0.02	0.1	0.4	0.4	基準値なし	0.4
AMITRAZ	アミトラズ	×	×	0.9	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	0.5	0.5
AMETOCTRADIN	アメトクトラジン	○	○	5	1.5	【☆】	2.0	2.0	2	1.5	1.5	0.01	1.5	1.5	1.5	0.01	1.5	1.5	2	0.1	2	2.0	2.0	1.5
ALANYCARB	アラニカルブ	○	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
ISOXATHION	イソキサチオン	○	○	0.01	—	【☆】	0.1	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
ISOPYRAZAM	イソピラザム	○	○	3	0.4	【☆】	不検出	1.0	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	輸入を認めない	0.4	0.01	0.5	0.5	0.01	0.1	0.5	0.5	基準値なし	0.4
ISOFETAMID	イソフェタミド	○	○	6	—	【☆】	不検出	5.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	6	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	1.5	1.5	基準値なし	1.5
IPFLUFENOQUIN	イブフルフェノキン	○	○	1	—	【☆】	不検出	2.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
IPRODIONE	イプロジオン	○	○	6	—	5	1.0	2.0	5	5	0.01	5	5	5	6	5.0	不検出	0.1	2	5	0.01*	0.01 *	5.0	0.01*
IPROVALICARB	イプロバリカルブ	×	×	2	—	【☆】	不検出	2.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	1.0	0.1	不検出	0.1	0.7	0.7	基準値なし	0.7
IMAZAQUIN	イマザキン	○	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
IMAZALIL	イマザリル	×	×	0.5	0.3	【☆】	不検出	0.01	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.3	0.3	基準値なし	0.3
IMAZETHAPYR AMMONIUM塩	イマゼタビルアンモニウム塩	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.03 *	基準値なし	0.01
IMICYAFOS	イミシアホス	○	○	0.3	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
IMIDACLOPRID	イミダクロプリド	○	○	2	0.5	0.5	0.5	1.0	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1	1.0	1	0.5	0.1	0.3	0.5	0.5	0.5
IMINOCTADINE	イミノクタジン	○	○	0.3	—	【☆】	不検出	0.7	1	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	5	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
INDOXACARB	インドキシカルブ	○	○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.1	0.2	0.1	0.01*	0.5	0.5	0.5
INPYRFLUXAM	インピルフルキサム	○	○	1	—	【☆】	不検出	2.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
UNICONAZOLE P	ウニコナゾールP	○	○	0.05	—	0.01	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.01	0.01	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
ETHABOXAM	エタボキサム	○	×	3	—	【☆】	不検出	1.0	基準値なし	不検出	0.01	1.5	0.01	輸入を認めない	3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
ETHION	エチオン	×	×	0.3	—	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	2	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	1.0	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
ETHEPHON	エテホン	○	○	2	2	2	2.0	3.0	2	2	2	2	2	2	2	2.00	2.0	2	2	0.1	2	2.0	2.0	2
ETOFENPROX	エトフェンブロックス	○	○	2	—	【☆】	不検出	2.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	5.0	0.1	0.05	0.1	0.7	0.7	基準値なし	0.7
ETHOPROPHOS	エトプロホス	×	×	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	不検出	0.1	+0.01	0.1	0.01*	0.01 *	0.01	0.01
ETRIDIAZOLE	エトリジアゾール	×	×	0.1	—	【☆】	0.5	0.5	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.15	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
EMAMECTIN BENZOATE	エマメクチン安息香酸塩	○	○	0.1	0.02	0.02	0.02	0.2	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	0.1	0.1	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
ENDOSULFAN	エンドスルファン	×	×	0.5	0.5	1	不検出	0.01	0.05	2	0.5	0.01	不検出	0.5	0.5	0.01	不検出	1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	0.5	0.5
ENDRIN	エンドリン	×	×	不検出	—	0.05	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	不検出	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
OXADIXYL	オキサジキシル	×	×	5	—	【☆】	0.01	2.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	0.5	0.01*
OXATHIAPROLIN	オキサチアピロリン	○	○	0.5	0.4	【☆】	0.15	0.7	0.3	0.4	0.4	0.01	0.4	輸入を認めない	0.4	0.01	0.5	0.5	0.5	0.1	0.4	0.4	0.4	0.4
OXAMYL	オキサミル	○	○	2.0	0.01	2	0.05	0.01	2	2	0.01	0.01	0.01	2	0.01	0.01	2	0.1	+0.05	0.1	0.002*	0.01 *	2.0	0.01
OXYTETRACYCLINE	オキシテトラサイクリン	○	○	0.3	—	【☆】	対象外	0.7	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	0.5	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
OXINE-COPPER	オキシン銅（有機銅）	○	×	3	—	【☆】	2.0	0.01	2	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
OMETHOATE	オメトエート	×	×	0.7	0.01	【☆】	不検出	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	0.02	1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01
2-PHENYLPHENOL	オルトフェニルフェノール	×	×	8	—	10	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	8	0.01	10	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
KASUGAMYCN	カスガマイシン	○	○	0.5	—	0.05	不検出	0.5	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.05	0.04	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CADUSAFOS	カズサホス	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.05	0.02	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	+0.01	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CARFENTHAZONE-ETHYL	カルフェントラゾンエチル	○	×	0.1	—	0.1	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.1	0.1	0.05	0.1	0.02*	0.01 *	基準値なし	0.02*
CARBENDAZIM, THIOPHANATE, THIOPHANATE-METHYL and BENZYL	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベニミル	○	○	3	0.5	3	1.0	2.0	3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.50	不検出	0.1	0.5	2	0.3	0.3	0.075	0.5
QUICALFOP-P-TEFURYL	キザロホップPテフリル	○	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	+0.02	0.02(*)	0.05	0.05	0.04	0.05
QUICALFOP-ETHYL and QUICALFOP-P-TEFURYL	キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル	○	×	0.02	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	+0.02	0.02(*)	0.05	0.05	0.05	0.05

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	通用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
QUINALPHOS	キナルホス	×	×	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
QUINFUMELIN	キノフメリン	○	○	1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CHINOMETHIOLAT	キノメチオナート	○	○	2	—	【☆】	0.2	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CAPTAN	キャプタン	○	○	5	5	5	3.0	5.0	5	15	5	5	5	5	5	15.00	0.05	5	0.1	10	1	1.0	5.0	5
QUINTOZENE	キントゼン	×	×	0.02	0.02	0.1	不検出	0.01	0.1	0.1	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.02*	0.02 *	3.0	0.02
GLYPHOSATE	グリホサート	○	○	0.2	—	0.1	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.02	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	0.1	0.1	*0.1	0.1	0.1*	0.1 *	0.3	0.1*
GLUFOSINATE	グロフシナート	○	○	0.1	—	【☆】	0.05	0.05	0.5	不検出	0.1	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.1	0.1	*0.05	0.1	0.1	0.1	基準値なし	0.1
GLETHODIUM	グレートジウム	○	×	1	1	【☆】	1.0	0.01	1	1	1	1	1	1	1	0.01	1.0	0.1	不検出	1	1	1.0	1.0	1
GLODINAFOP-PROPARGYL	クロジナホッププロバルギル	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
GLOTHIANIDIN	クロチアニジン	○	○	3	0.05	0.05	0.2	1.0	1	0.05	0.05	0.01	0.05	0.05	0.05	0.01	0.2	0.2	10.7	0.1	0.04	0.05	0.05	0.05
GLOPIDOL	クロピドール	×	×	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
GLOFENTZINE	クロフエンテジン	×	×	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	不検出	0.1	0.5	0.1	0.3	0.3	0.5	0.5
GLOMAZONE	クロマゾン	×	×	0.02	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CHROMAFENOZIDE	クロマフェノジド	○	○	0.5	—	【☆】	1.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CHLORANTRANILIPROLE	クロラントラニリプロール	○	○	0.7	0.6	0.6	0.5	1.0	0.6	0.6	0.6	0.01	0.6	0.6	0.6	0.01	1.4	0.7	0.6	0.1	0.6	0.6	0.6	0.6
CHLORIDAZON	クロリダゾン	○	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.03*	0.1 *	基準値なし	0.03*
CHLORTHAL-DIMETHYL	クロルタルジメチル	○	×	2	—	1	不検出	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	1	0.1	5	0.1	0.01*	0.01 *	0.05	0.01*
CHLORDANE	クロルデン	×	×	0.02	0.02	0.02	不検出	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	輸入を認めない	0.02	0.2	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	0.02	0.02
CHLORPYRIFOS-METHYL	クロルピクリン	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.025	不検出	0.1	0.005*	0.005 *	基準値なし	0.005*
CHLORPYRIFOS-METHYL	クロルピリホスメチル	×	×	0.5	1	1	0.01	0.01	基準値なし	0.5	1	1	不検出	1	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	1.0	1
CHLORFENAPYR	クロルフェナピル	○	○	1	0.4	1	0.5	0.5	基準値なし	0.4	0.4	0.4	0.4	輸入を認めない	0.4	0.01	2	2	0.4	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.4
4-CPA	4-クロルフェノキシ酢酸	○	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.05	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CHLORFENVINPHOS	クロルフェンビンホス	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	0.01	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
CHLORFLUAZURON	クロルフルアズロン	○	○	1	—	【☆】	1.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CHLOROTHALONIL	クロロタロニル (TPN)	○	○	5	5	5	1.0	5.0	5	7	5	5	5	5	5.00	0.01	5	5	10	5	0.01*	0.01 *	2.0	5
CYAZOFAMID	シアゾファミド	○	○	2	0.2	2	2.0	2.0	2	0.2	0.2	0.2	0.2	輸入を認めない	2.00	0.01*	0.9	0.9	0.04	0.1	0.6	0.6	0.6	0.2
DIAFENTHURON	ジアフェンチウロン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.1	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.5	0.1	0.01	0.01	0.05	0.01
CYANTHRANILIPROLE	シアントラニリプロール	○	○	2	0.5	【☆】	1.3	0.5	0.2	0.5	0.5	0.01	0.5	0.5	0.5	0.01	2.0	2	2	0.1	1	1.0	0.1	0.5
HYDROGEN CYANIDE	シアン化水素	○	×	5	—	【☆】	不検出	5.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DIURON	ジウロン (DCMU)	○	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	0.02	0.01*
DIETHOFCARB	ジエトフェカルブ	○	○	2	—	【☆】	不検出	3.0	1	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.7	基準値なし	0.01*
CYCLANILIPROLE	シクラニリプロール	○	×	0.2	0.08	【☆】	不検出	0.07	基準値なし	0.08	0.08	0.08	0.08	輸入を認めない	0.08	0.01	0.7	0.7	0.2	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.08
CYCYOXYDIM	シクロキシジム	×	×	0.05	1.5	【☆】	1.5	0.01	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	0.01	不検出	0.1	1.5	0.1	1.5	1.5	基準値なし	1.5
DICHLORFLUANID	ジクロフルアニド	×	×	15	—	2	不検出	0.01	2	不検出	0.01	0.01	0.01	2	15	0.01	不検出	0.1	1	0.1	0.01	0.01	2.0	0.01
DICLOMEZINE	ジクロメジン	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DICHLORAN (Dicloran)	ジクロラン	×	×	10	—	5	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	5	5.0	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DICHLORVOS and NALÉD	ジクロルボス及びナレド	×	×	0.1	—	0.5	0.5	0.01	0.2	0.5	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.5	0.25	0.01	2	0.01*	0.01 *	0.1	0.01*
1,3-DICHLOROPROPENE	1,3-ジクロロプロペン	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.01(*)	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DICQUAT	ジクワット	○	○	0.01	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.05	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.05	0.1	*0.05	0.05(*)	0.01*	0.01 *	0.05	0.01
DICOFOL	ジコホール	×	×	1	—	2	不検出	0.01	0.01	1	0.01	0.01	1	輸入を認めない	1	5.0	不検出	0.1	1	3	0.02*	0.02 *	0.1	0.02*
DISULFOTON	ジスルホトン	×	×	0.5	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	0.5	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DITHIOCARBAMATES	ジチオカルバメート	○	○	5	2	5	2.5	3.0	5	3	2	2	2	2	0.20	3.00	7.0 (Ziram) 2.5 (Mancozeb)	0.1	15	7	3	3.0	2.0	2
DINOCAP	ジノカップ	×	×	0.3	0.3	【☆】	不検出	0.01	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	0.3	0.3
DINOTEFURAN	ジノテフラン	○	○	2	0.5	【☆】	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	0.01	0.5	0.5	2.00	0.01	0.7	0.1	0.02	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.5
CYHALOTHRIN	シハロトリン	○	×	0.5	0.3	0.3	0.5	0.01	0.2	0.3	0.05	0.01	0.3	0.3	0.3	0.01	0.1	0.1	0.1	0.1	0.07	0.07	0.3	0.3
DIHYDROSTREPTOMYCIN and STREPTOMYCIN	ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン	○	×	0.3	—	0.25	ジヒドロストレプトマイシンは不検出、ストレプトマイシンは対象外	5.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	0.25	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DIPHENYLAMINE	ジフェニルアミン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
DIFENOCANAZOLE	ジフェノカナゾール	○	○	0.6	0.6	0.6	0.5	1.0	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.60	0.2	0.6	0.6	1	0.1	2	2.0	0.6	0.6
DIFENZQUAT	ジフェンゾコート	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CYFLUTHRIN	シフルトリン	○	×	0.2	0.2	0.2	0.5	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.01	0.05	0.1	0.2	0.1	0.2	0.05	0.2	0.2
CYFLUFENAMID	シフルフェナミド	○	○	0.5	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	0.2	0.2	不検出	0.1	0.04	0.04	0.04	0.04
DIFLUFENZOPYR	ジフルフェンゾピル	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CYFLUMETOPEN	シフルメトフェン	○	×	0.4	0.3	【☆】	0.2	1.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.01	0.7	0.4	2	0.1	0.4	0.4	基準値なし	0.3
CYPROCONAZOLE	シプロコナゾール	○	×	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
CYPRODINIL	シプロジニル	○	×	0.5	2	0.5	0.5	0.01	0.5	2	2	0.01	2	2	2	0.01	1.5	1.5	11	0.1	1.5	1.5	0.5	2
CYPERMETHRIN	シベルメトリン	○	○	0.7	0.2	0.5	2.0	0.15	0.5	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.01	0.2	0.3	0.5	0.1	0.5	0.5	0.2	0.2
GIBBERELLIN	ジベレリン	○	○	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	基準値なし(先除：GAP使用基準に準ずる)	0.1	不検出	0.1	No MRL Required	No MRL Required	基準値なし	No MRL Required
SIMECONAZOLE	シメコナゾール	○	○	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出							

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	通用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
DIMETHOMORPH	ジメトモルフ	○	○	3	1.5	1	1.5	5.0	1	1.5	1.5	0.01	1.5	1.5	1.5	0.2	1.5	3	1.5	0.1	1	1.0	1.0	1.5
CYMOXANIL	シモキサニル	○	○	0.7	—	0.2	1.0	0.5	1	不検出	0.01	0.4	0.01	輸入を認めない	0.7	0.01*	0.2	0.1	不検出	0.1	0.4	0.4	0.1	0.4
CYROMAZINE	シロマジン	○	○	1	1	1	不検出	0.01	基準値なし	1	1	0.01	1	1	1	0.01	1	1	T1	0.1	0.01*	0.6	1.0	1
DIMPROPRIDAZ	ジンプロピリダズ	○	○	1	—	【☆】	不検出	1.5	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	1	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
STREPTOMYCIN	ストレプトマイシン	○	×	0.3	—	0.25	対象外	5.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	0.25	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01*	基準値なし	0.01
SPINETORAM	スピネトラム	○	○	0.7	0.06	0.06	0.2	0.5	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.01	0.4	0.4	0.1	0.02(※)	0.06	0.5	0.06	0.06
SPINOSAD	スピノサド	○	○	1	0.3	0.3	0.3	1.0	1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.01	0.4	0.4	0.2	0.05	0.7	0.7	0.3	0.3
SPIROLOLOFEN	スピロジクロフェン	○	×	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.5	0.5	0.5	0.5
SPINETRAMAT	スピネトラマト	○	×	3	1	1	2.0	1.0	1	1	1	0.01	1	1	1	0.01	2.5	2.5	7	0.3	1	2.0	2.0	1
SPINOMESIFEN	スピロメシフェン	○	○	3	0.7	0.45	2.0	1.0	0.7	0.7	0.5	0.7	0.7	輸入を認めない	0.7	0.01	0.45	0.5	不検出	0.5	1	1.0	1.0	0.7
SULFENTHAZONE	スルフエントラゾン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.15	0.15	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
SULFOXAFLOR	スルホキサフロ	○	○	2	1.5	【☆】	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	0.01	1.5	1.5	1.5	0.01	0.7	0.7	1	1	0.3	0.3	0.3	1.5
SETHOXYDIM	セトキシジム	○	○	2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	4	4	0.1	0.1	1	1.0	基準値なし	1
ZOXAMIDE	ゾキサミド	×	×	2	2	2	2.0	2.0	2	2	2	2	2	2	2	0.01	2	2	0.8	0.1	2	0.5	2.0	2
DIAZINON	ダイアジノン	○	○	0.5	—	0.7	0.2	0.01	0.5	0.5	0.01	0.01	0.5	0.5	0.5	0.5	0.75	0.75	0.7	0.2	0.01*	0.01*	0.5	0.01*
DAZOMET, METAM and METHYL ISOTHIOCYANATE	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	○	○	0.5	—	【☆】	不検出	0.1	0.02	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.4	0.1	0.5	0.4
THIACLOPRID	チアクロプリド	○	○	1	0.5	0.5	3.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.5	0.5	0.5
THIABENDAZOLE	チアベンダゾール	×	×	2	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	2	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	2	0.01	不検出	0.1	0.03	0.1	0.01*	0.01*	0.1	0.01*
THIAMETHOXAM	チアメトキサム	○	○	2	0.7	0.7	0.2	0.2	1	0.7	0.2	0.01	0.7	0.7	0.7	0.7	0.25	0.25	0.7	0.1	0.2	0.7	0.2	0.7
THIODICARB and METHOMYL	チオジカルブ及びメソミル	○	×	0.5	1	1	1.0	0.01	0.2	1	1	0.01	1	1	1	0.01	1	0.01	2	0.5	0.01*	0.01*	1.0	1
THIOPHANATE	チオファネート	×	×	3	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	0.5	3	0.01	不検出	0.1	0.5	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
THIOPHANATE-METHYL	チオファネートメチル	○	○	3	—	【☆】	1.0	2.0	3	5	0.01	1	0.01	0.5	3	0.01	不検出	2.5	0.1	2	1	1.0	基準値なし	1
THIFENSULFURON-METHYL	チフェンスルフロンメチル	○	×	0.07	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.07	0.01	不検出	0.07	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
TEQAZENE	テクナゼン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
TETRACONAZOLE	テトラコナゾール	○	×	0.6	—	【☆】	0.5	2.0	基準値なし	不検出	0.01	0.7	0.01	輸入を認めない	0.6	0.01	0.3	0.3	0.02	0.1	0.15	0.1	基準値なし	0.15
TETRANILIPROLE	テトラニリプロール	○	○	2	0.4	【☆】	0.1	0.5	基準値なし	0.4	0.4	0.01	0.4	0.4	0.01	0.4	0.4	0.4	0.4	0.1	0.01	0.4	基準値なし	0.4
TEBUCONAZOLE	テブコナゾール	○	×	1	0.7	0.2	0.7	1.0	2	0.7	0.7	0.01	0.7	0.7	0.02	2	1.3	0.1	0.5	0.1	0.9	0.9	0.7	0.7
TEBUFENOXIDE	テブフェノジド	○	×	1	1	1	1.0	1.0	1	1	1	1	1	1	1	0.01	1.0	2	0.05	0.1	1.5	1.5	1.0	1
TEBUFENPYRAD	テブフェンピラド	○	×	0.8	—	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.8	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.8	0.8	基準値なし	0.8
TEBUFLUQUIN	テブフロキン	○	○	1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
TEFLUBENZURON	テフルベンズロン	○	○	2	1.5	【☆】	1.0	0.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	輸入を認めない	1.5	0.01	1.5	1.5	不検出	0.1	1.5	1.5	基準値なし	1.5
DEMETON-S-METHYL	デメトン-S-メチル	×	×	0.4	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	0.5	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.4	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DELTAMETHRIN and TRALOMETHRIN	デルタメトリン及びトラロメトリン	○	×	0.3	0.3	0.3	0.2	0.01	0.2	0.05	0.3	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.05(※)	0.1	0.07	0.3	0.3
TERBUFOS	テルブホス	×	×	0.005	—	【☆】	0.05	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.005	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
DODINE	ドジン	×	×	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
TRALOMETHRIN	トラロメトリン	○	×	0.3	0.3	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	0.3	0.3	0.01	0.3	0.3	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.3
TRIADIMENOL	トリアジメノール	×	×	0.5	1	1	0.5	0.01	1	1	1	0.01	1	1	1	0.01	不検出	0.1	1	0.1	0.01*	0.3	0.1	1
TRIADIMEFON	トリアジメフォン	×	×	0.3	1	1	1.0	0.01	1	0.5	1	0.01	1	1	1	0.01	不検出	0.1	0.2	0.1	0.01*	0.01*	0.5	1
TRI-ALLATE	トリアラート	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1*	基準値なし	0.1*
TRICLOPYR	トリクロピル	○	×	0.03	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.03	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
TRICHLORFON	トリクロルホン	×	×	0.20	—	0.1	0.01	0.01	0.2	0.2	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.20	0.1	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01*	0.1	0.01*
TRIDEMORPH	トリデモルフ	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
TRIFLUMIZOLE	トリフルミゾール	○	○	2	—	【☆】	1.0	1.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	1.5	0.1	不検出	0.1	0.02*	1.5	0.1	0.02*
TRIFLUMURON	トリフルムロン	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
TRIFLURALIN	トリフルラン	○	○	0.1	—	0.05	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.05	0.05	0.01	0.1	0.01*	0.01*	0.1	0.01*
TRIFLOXYSTROBIN	トリフロキシストロビン	○	×	0.7	0.7	0.5	2.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.01	1	0.5	0.5	0.7	0.1	0.7	0.7	0.7	0.7
TRIFORINE	トリホリン	○	○	2	0.7	0.5	0.5	0.01	0.5	0.5	0.7	0.01	0.7	0.7	0.7	0.01	0.5	0.1	不検出	2	0.01*	0.01*	0.5	0.7
TOLYLFLUANID	トリルフルアニド	×	×	3	—	3	3.0	0.01	3	不検出	0.01	0.01	0.01	3	3	0.01	2.0	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02*	3.0	0.02*
TOLOLOFOS-METHYL	トルクロホスメチル	○	○	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
NAPROAMIDE	ナプロアミド	○	×	0.1	—	0.1	1.0	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.1	0.1	+0.1	0.1	0.01*	0.1	0.1	0.01*
NALED	ナレド	×	×	0.1	—	0.5	0.01	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.5	0.5	不検出	0.1	0.01	0.01	0.1	0.01
NICOTINE	ニコテン	×	×	2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
NITENPYRAM	ニテンピラム	○	○	1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
COPPER MONO/PHENOL SULFONATE	ノニルフェノールスルホン酸銅	○	×	10	—	【☆】	対象外	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
NOVALURON	ノバルロン	○	○	2	0.7	0.7	1.0	0.5	0.02	0.7	0.7	0.01	0.7	0.7	0.7	0.01	2	1	0.2	0.1	0.01*	1.0	0.02	0.7
PAQLOBUTRAZOL	パクロブトラゾール	○	○	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	T≦0.01	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
PARAQUAT (Paraquat dichloride)	パラコート	○	○	0.05	0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	0.05	0.05	0.01	不検出	0.05	0.05	0.05	0.05	0.1	+0.05	0.05(※)	0.02*	0.02*	0.05	0.05
PARATHION	パラチオン	×	×	0.3	—	0.01	不検出	0.01	0.01	0.7	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.3	0.5	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05*	基準値なし	0.05*
PARATHION-METHYL	パラチオンメチル	×	×	0.2	—	【☆】	0.01	0.01	0.02	不検出	0.01													

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	通用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE	
PICARBUTRAZOX	ピカルブトラゾクス	○	○	2	—	【☆】	不検出	2.0	基準値なし	不検出	0.01	0.7	0.01	輸入を認めない	2	0.01	0.01	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01	
PYDIFLUMETOFEN	ピジフルメトフェン	○	×	0.6	0.5	【☆】	0.4	2.0	基準値なし	0.5	0.5	0.01	0.5	輸入を認めない	0.5	0.01	0.6	0.6	T0.7	0.1	0.01	0.01 *	0.9	0.5	
BIFENTHIO	ビフェンタノール	×	×	3	3	3	3.0	0.01	3	3	3	0.01	3	3	3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	3.0	3	
BIFENACATE	ビフェナゼート	○	○	1	0.5	【☆】	0.5	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	4	4	0.1	0.01*	0.5	0.5	0.5		
BIFENTHIO	ビフェンタリン	○	○	0.4	0.3	0.5	1.0	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.01	0.3	0.5	0.5	0.05	0.3	0.3	0.4	0.3	
PIPERONYL BUTOXIDE	ピペロニルブトキシド	×	×	2	2	2	2.0	0.01	2	8	2	2	2	2	2	0.01	8	8	0.5	8	0.01	0.01	2.0	2	
HYMEXAZOL	ヒメキサゾール (ヒドロキシメキサゾール)	○	×	0.5	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	1.0	基準値なし	0.02*	
PYMETROZINE	ピメトロジン	○	○	1	—	0.2	0.2	1.0	0.2	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	0.2	0.2	0.5	0.5	0.02*	0.02 *	0.5	0.02*	
PYRACLOSTROBIN	ピラクロストロビン	○	○	0.5	0.3	0.3	1.5	1.0	1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	1.4	1	0.5	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	
PYRACLOFOS	ピラクロホス	×	×	0.1	—	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01	
PYRAZFLUMID	ピラジフルミド	○	×	2	—	【☆】	不検出	3.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01 *	基準値なし	0.01	
PYRAZOLYNATE	ピラゾリネート (ピラゾレート)	○	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01	
PYRALUFEN ETHYL	ピラルフエンエチル	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*	
PYRIFLOFEN	ピリオフェン	○	×	1	—	【☆】	0.2	3.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	0.2	0.2	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*	
PYRIDACHLOMETYL	ピリダクロメチル	○	×	2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01	
PYRIDABEN	ピリダベン	○	×	5	—	0.15	0.5	1.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	0.15	0.15	不検出	0.1	0.15	0.15	基準値なし	0.15	
PYRIDALYL	ピリダリル	○	○	5	—	1	不検出	3.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	1.0	0.1	不検出	0.1	1.5	1.0	基準値なし	1.5	
PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	○	○	1	—	【☆】	不検出	0.5	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	0.3	0.3	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01	
PYRIPROXYFEN	ピリプロキシフェン	○	○	1	0.4	0.2	1.0	2.0	1	0.4	1	0.4	0.4	輸入を認めない	0.4	0.01	0.8	0.25	1	1	0.7	1.0	1.0	0.4	
PYRIBENCARB	ピリベンカルブ	○	○	3	—	【☆】	不検出	2.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01	
PRIMICARB (Primicarb)	プリミカール	×	×	1.0	0.5	0.5	0.5	0.01	0.5	0.5	0.5	0.01	0.5	0.5	0.5	0.01	不検出	0.1	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	
PRIMIPHOS-METHYL	プリミホスメチル	×	×	2.0	—	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2.0	0.01	不検出	0.1	0.02	1	0.01*	0.01 *	0.2	0.01*	
PYRIMETHANIL	ピリメタニル	×	×	2	0.7	0.7	1.0	1.0	1	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.01	0.5	0.5	1	0.1	1	1.0	0.7	0.7	
PYRETHRINS	ピレトリン	○	○	1	0.05	1	0.05	1.0	0.05	1	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	1.0	1.0	1	1	1	1.0	0.05	0.05	0.05	
VINCLOZOLIN	ビンクロゾリン	×	×	3	—	3	0.5	0.01	3	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	3.0	0.01*	
PINDONE	ピンドン	×	×	0.001	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.001(+)	0.01	0.01	基準値なし	0.01	
ARSENIC TRIOXIDE	ヒ素	×	×	1.0	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
FAMOXADONE	ファミキサドン	○	○	2	2	2	1.0	2.0	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	0.1	2	2.0	1.0	2	
FENITROTHION	フェニトロチオン (MEP)	○	○	0.7	—	0.5	0.2	0.01	0.5	0.5	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.20	0.3	不検出	0.1	0.5	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*	
FENOXAPROP-ETHYL	フェノキサプロブエチル	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1	0.1	基準値なし	0.1	
FENOXICARB	フェノキシカルブ	×	×	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*	
FENAMIDONE	フェナムドン	×	×	1	1.5	【☆】	不検出	1.0	1.5	1.5	0.01	1.5	0.01	1.5	1.5	1.5	1.0	1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	0.5	1.5	
FENSULFOTHION	フェスルホチオン	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01	
FENTIN	フェンチン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*	
FENVALERATE	フェンバレレート	○	×	1.0	0.1	0.2	0.5	0.01	0.2	1	0.1	0.1	0.02	0.1	0.1	0.01	0.5	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	1.0	0.1	
FENPYRAZAMINE	フェンピラザミン	○	×	5	3	【☆】	不検出	3.0	3	3	3	3	3	輸入を認めない	3	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	3	3.0	基準値なし	3	
FENPYROXIMATE	フェンピロキシメート	○	○	0.5	0.3	0.2	0.5	0.01	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.01	0.2	0.2	0.3	0.1	0.3	0.3	基準値なし	0.3	
FENPROPATHRIN	フェンプロパトリン	○	○	2	1	0.5	2.0	1	1	1	1	1	1	1	1	0.01	1.0	1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	1.0	1	
FENPROPMORPH	フェンプロピモルフ	×	×	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*	
FENHEXAMID	フェンヘキサミド	○	○	2	2	2	2.0	2.0	2	2	2	2	2	2	2	0.01	2	1	T2	0.1	2	2.0	2.0	2	
BUTAMIFOS	ブタミホス	○	○	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01	
BUPROFEZIN	ブプロフェジン	○	○	1	1	1	1.0	3.0	2	1	0.5	1	1	1	1	0.01	2.0	2	1	0.5	0.01*	0.01 *	1.0	1	
FLUAZIFOP-BUTYL	フルアジフopブチル	○	×	0.5	0.4	【☆】	0.2	0.01	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	輸入を認めない	0.4	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.06	0.06	基準値なし	0.4	
FLUENSULFONE	フルエンスルホン	○	×	2	0.7	【☆】	0.5	0.05	0.7	0.7	0.7	0.01	0.7	0.3	0.7	0.01	不検出	0.5	1	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.7	
FLUPYRIFLO	フルピリフロ	○	×	2	1	1	1.0	1.5	2	1	0.2	0.01	1	1	1	0.01	1.6	1.6	0.01	0.1	1	1.0	1.0	1	
FLUPYRIM	フルピリム	○	×	1	0.5	【☆】	0.4	2.0	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.01	1.0	1	T1.5	1.0	0.5	0.9	0.9	0.5	
FLUOMETURON	フルオメツロン	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*	
FLUXAPYROXAD	フルキサピロキサド	○	×	0.7	0.6	【☆】	0.7	1.0	0.5	0.6	0.6	0.01	0.6	0.6	0.6	0.01	0.7	0.7	0.6	0.1	0.6	0.6	0.6	0.6	
FLUXAMETAMIDE	フルキサメタミド	○	○	1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01	
FLUDIOXONIL	フルジオクソニル	○	○	5	3	0.5	1.0	1.0	3	3	3	3	3	3	3	0.01	5.0	5	T1	0.1	3	3.0	1.0	3	
FLUCYTRIMATE	フルシトリネート	○	×	0.20	—	0.2	1.0	0.01	0.2	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.20	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*	
FLUTIAMIL	フルチアニル	○	×	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*	
FLUTOLANIL	フルトラニル	○	○	0.01	—	【☆】	2.0	0.02	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*	
FLUTRIAFOL	フルトリアフォル	×	×	0.8	0.8	【☆】	0.6	0.01	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	輸入を認めない	0.8	0.01	1.0	0.1	0.5	0.1	0.8	0.8	基準値なし	0.8	
FLUPYRADIFURONE	フルピラジフロン	○	×	2	1	【☆】	1.0	2.0	3	1	1	1	1	輸入を認めない	1	0.01	1.5	1.5	1.5	0.1	0.7	0.7	基準値なし	1	
FLUFENACET	フルフェナセート	○	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*	
FLUFENXURON	フルフェノクスロン	○	○	0.5	—	【☆】	0.01	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.5	基準値なし	0.01*	
FLUBENDIAMIDE	フルベンジアミド	○	○	2	2	2	2.0	0.7	2	2	2	2	2	2	0.20	2	0.6	0.4	2	0.1	2	0.2	0.2	2	
FLUMIOXAZIN	フルミオキサジン	○	×	0.02	0.02	0.02	不検出	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	輸入を認めない	0.02	0.01	0.02	0.1	0.02	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02	
FLURIDONE	フルリドン	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし																

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	通用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米 国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
FLONICAMID	フロニカミド	○	○	2	0.4	0.4	0.4	1.0	0.4	0.4	0.4	0.01	0.4	輸入を認めない	0.4	0.01	0.4	0.4	0.5	0.1	0.5	0.5	基準値なし	0.4
PROPANOACARB	プロパモカルブ	○	×	2	2	2	2.0	5.0	2	2	2	2	2	2	0.01	4	4	4	T0.3	0.1	4	4.0	10.0	2
PROPARGITE	プロパルギット	○	×	2	2	2.0	0.01		基準値なし	2	2	2	2	2	0.01	2	0.1	3	0.1	0.01*	0.01*	2.0	2	
PROPLICONAZOLE	プロピコナゾール	○	×	0.05	3	【☆】	0.5	0.01	3	3	3	3	3	3	0.01	3.0	3	0.05	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	3	
PROXYDROJASMON	プロキシドロジャスモン	○	○	0.3	—	【☆】	対象外	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PROPOXUR	プロボキシル	×	×	2	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.005*	0.05*	基準値なし	0.005*
FLOMETOQUIN	フロメトキン	○	○	2	—	【☆】	不検出	0.7	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BROMOPROPYLATE	ブロモプロピレート	×	×	0.5	—	【☆】	1.0	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
HEXACHLOROBENZENE	ヘキサクロロベンゼン	×	×	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
HEXYTHIAZOX	ヘキシチアゾクス	○	×	0.1	0.1	0.1	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1	0.01	0.5	0.5	T1	0.1	0.1	0.5	0.1	0.1
BENALAXYL	ベナラキシル	×	×	0.5	0.2	0.5	2.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.01	0.2	0.1	0.5	0.1	0.3	0.5	0.2	0.2	
BENMYL	ベノミル	○	○	3	—	3	1.0	2.0	基準値なし	3	0.01	0.01	0.01	1.5	3	0.50	0.1	0.5	0.1	0.3	0.3	0.075	0.3	
PERMETHRIN	ペルメトリン	○	○	4	1	1	1.0	0.01		2	1	1	0.01	1	1	0.01	2.0	0.5	0.4	0.5	0.05*	0.05*	1.0	1
PENCONAZOLE	ペンコナゾール	×	×	0.2	0.09	0.2	0.2	0.01	0.2	0.09	0.09	0.09	0.09	0.2	0.09	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.1	0.2	0.2	0.09
BENZOVINDIFLUPYR	ベンゾビンジフルピル	×	×	2	0.9	【☆】	0.8	0.01	0.9	0.9	0.9	0.01	0.9	輸入を認めない	0.9	0.01	1.5	1.5	1.5	0.1	0.9	0.9	基準値なし	0.9
BENTHAVALICARB- ISOPROPYL	ベンチアバリカルブイソプロピル	○	○	2	—	【☆】	不検出	1.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	0.45	0.45	不検出	0.1	0.3	0.3	基準値なし	0.3
PENTHIOPYRAD	ペンチオピラド	○	○	3	2	【☆】	2.0	2.0	2	2	2	0.01	2	2	0.01	3.0	3	5	0.1	2	2.0	2.0	2	
PENDIMETHALIN	ペンディメタリン	○	×	0.05	0.05	【☆】	0.05	0.05	基準値なし	0.05	0.05	0.01	0.05	輸入を認めない	0.05	0.01	0.1	0.1	≒0.05	0.1	0.05*	0.05*	0.05	0.05
PHOXIM	ホキシム	×	×	0.2	—	0.05	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	0.02	0.01*
BOSCALID	ボスカリド	○	○	5	3	3	1.2	2.0	2	3	3	0.01	3	3	0.01	3.0	1.4	3	0.1	3	3.0	3.0	3	
FOSITHIAZATE	ホスチアゼート	○	○	0.1	—	【☆】	0.1	0.05	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.02	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02*	基準値なし	0.02*
PHOSMET	ホスメット	×	×	1	—	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.05*	基準値なし	0.01*
FOSETYL-ALUMINIUM (Fosetyl-AI)	ホセチル	○	×	100	8	3	3.0	3.0	基準値なし	8	3	8	8	輸入を認めない	8	0.01	3	0.1	T0.02	0.1	70	100.0	8.0	8
POLYXIN-ZINC	ポリオキシンZn亜鉛塩	○	○	0.3	—	【☆】	対象外	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	—	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
POLYXIN COMPLEX	ポリオキシン複合体	○	○	0.1	—	【☆】	対象外	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FORCHLORFENURON	ホルクロルフエニユロン	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
FOLPET	ホルベット	○	×	5	3	3	不検出	0.01	3	5	3	3	3	3	0.01	25	25	不検出	0.1	5	5.0	3.0	3	
PHORATE	ホレート	×	×	0.3	—	【☆】	0.05	0.01	0.01	0.1	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.3	0.10	不検出	0.024	0.5	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
MALATHION	馬拉チオン (マラソン)	○	×	0.5	0.5	0.5	1.0	0.01	0.5	3	0.5	0.01	0.5	0.5	0.5	3.0	8	3	5	0.02*	0.02*	0.5	0.5	
MALEIC HYDRAZIDE	マレイン酸ヒドラジド	○	×	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.2*	0.2*	8.0	0.2*
MANIPROPAMID	マンジプロバミド	○	○	3	1	0.3	2.0	0.3	0.3	1	1	1	1	0.3	1	0.3	1	1	1	0.1	3	3.0	1.0	1
MANDESTROBIN	マンデストロビン	○	○	10	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
MYCLOBUTANIL	ミクロブタニル	○	○	2	0.3	0.3	0.5	1.0	1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.01	0.3	0.3	0.05	0.1	0.6	0.3	0.3	
MILBEMECTIN	ミルベメクテン	○	○	0.2	—	【☆】	0.2	0.1	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.02*	0.02*	基準値なし	0.02*
METHOMYL	メソミル	○	×	0.5	1	1	1.0	0.01	0.2	1	1	1	1	1	1.00	1	1	0.01	1	0.5	0.01*	0.01*	1.0	1
METALUMIZONE	メタルミゾン	○	○	5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.01	0.6	0.1	0.6	0.1	0.7	0.6	0.6	0.6
METHABENZTHIAZURON	メタベンズチアズロン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
METHAMIDOPHOS	メタミドホス	×	×	0.02	—	0.05	0.5	0.2	0.05	2	0.01	0.01	不検出	1	0.02	0.01	不検出	0.1	2	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
METAM	メタム	○	○	0.5	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.4	0.1	基準値なし	0.4
METALAXYL and MEFENOXAM	メタラキシル及びメフェノキサム	○	○	2	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.5	0.3	0.01	1.0	1	T0.5	0.05(※)	0.3	0.3	0.5	0.3
METHIOCARB	メチオカルブ	×	×	0.05	—	【☆】	1.0	0.01	基準値なし	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.03*	0.03*	基準値なし	0.03*
METHIDATHION	メチダチオン (DMTP)	×	×	0.1	—	0.1	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	0.1	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.01*	0.1	0.02*
METHYL ISOTHIOCYANATE	メチルイソチオシアネート	○	○	0.5	—	【☆】	不検出	0.1	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.4	0.1	0.05	0.4
1-METHYLCYCLOPROPENE	1-メチルシクロプロペン	○	×	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	対象外	0.01	不検出	0.01	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
METHOXYCHLOR	メトキシクロール	×	×	7	—	【☆】	不検出	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	7	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
METHOXYFENOXIDE	メトキシフェノジド	○	○	2	2	2	2.0	2.0	2	2	2	2	2	2	2	0.01	2	2	3	0.1	0.6	2.0	基準値なし	2
METOLACHLOR	メトラクロール	○	×	0.1	—	【☆】	0.01	0.01	0.1	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.05*	基準値なし	0.01*
METRAFENONE	メトラフェノン	×	×	0.9	0.6	【☆】	不検出	2.0	0.4	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.6	0.01	0.9	0.7	0.9	0.1	0.6	0.6	0.4	0.6
METRIBUZIN	メトリブジン	○	○	0.5	—	【☆】	0.01	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.05*	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1*	0.1*	0.1	0.1*
NEPANIPYRIM	ネパニピリム	○	○	7	—	【☆】	不検出	5.0	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	7	0.01	0.5	0.1	不検出	0.1	1.5	1.5	基準値なし	1.5
MEFENOXAM	メフェノキサム	○	○	2	0.3	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	0.5	0.3	0.01	1	0.1	不検出	0.1	0.3	0.3	0.5	0.3
MEFENTRIFLUCONAZOLE	メフェントリフルコナゾール	○	×	0.9	0.7	【☆】	0.7	0.7	7	0.7	0.7	0.7	0.7	輸入を認めない	0.7	0.01	0.9	0.1	1	0.1	0.7	0.01*	基準値なし	0.7
NEPRONIL	ネプロニル	○	○	0.02	—	【☆】	0.02	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
MONOCROTOPHOS	モノクロトホス	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	0.03	0.5	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.05	0.2	不検出	0.5	不検出	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
METHYL IODIDE	ヨウ化メチル	○	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
LINURON	リニユロン	○	×	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01*	基準値なし	0.01*
RIMSULFURON	リムスルフロン	○	×	0.05	—	0.05	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.05	≒0.05	0.1	0.01*	0.01*	0.05	0.01*
HYDROGEN PHOSPHIDE	リン化水素	○	×	0.01	—	0.01	不検出	0.03	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	0.01	0.01	≒0.01	0.1	0.01*	0.01	基準値なし	0.01*
LUFENURON	ルフェヌロン	○	○	0.5	0.4	【☆】	0.5	0.01	3	0.4	0.4	0.4	0.4	輸入を認めない	0.4	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.4	0.4	0.5	0.4

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
WARFARIN	ワルファリン	○	○	0.001	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
LEAD	鉛	×	×	1.0	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
FENBUTATIN OXIDE	酸化フェンブタズ	×	×	1.0	1	1	1.0	0.01	1	1	1	0.01	1	1	1	0.01	不検出	0.5	12	0.1	0.01*	0.01 *	1.0	1
BROMIDE	臭素	○	×	75	—	75	不検出	30	0.02	75	0.01	0.01	0.01	75	75	0.01	20	0.1	20	0.1	50	50.0	3.0	50
ETHYLENE DICHLORIDE	二塩化エチレン	×	×	0.01	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	二臭化エチレン	×	×	0.01	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	0.1	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
●登録の有無： 当該成分を有効成分とする 農薬の登録の有無	規定形式			ポジティブリス ト	—	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ネガティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ネガティブリス ト	ポジティブリス ト
●適用の有無： 当該成分を有効成分とする 農薬の当該作物への適用の 有無 なお、登録ありかつ適用あり の場合水色の背景で表示。	優先順位1			—	基準値なし	[☆]：食物環 境衛生審署長による リスク評価	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	基準値なし	CODEX基準	CODEX基準	一律基準値 (0.01ppm)	CODEX基準	輸入を認めない	CODEX規格	一律基準値 (0.01ppm)	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	一律基準値 (0.01ppm)	一律基準値 (0.01ppm)	基準値なし	CODEX基準
	優先順位2			—	—	—	—	—	—	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	—	リスト3の植物 用基準値 [DL]	—	原産国の基準値	—	—	—	—	—	—	—	—	EU基準値
	優先順位3			—	—	—	—	—	—	—	一律基準値 (0.01ppm)	—	一律基準値 (0.01ppm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一律基準値 (0.01ppm)
●各国に基準値の設定が 無い場合は、各国で定めら れた優先順位に従った各基 準値を表示している。	基準値取得日			2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2	2026/3/2
●「基準値なし」の場合は 原則使用可能。	関連法規等			食品衛生法第11 条第1項に基づく 「食品、添加物等 の規格基準」 A食品一般の成分 規格	INTERNATIONAL FOOD STANDARD CAC/MC 2-2017	公衆衛生及び市 政衛生 食物内除害剤類 録規則 (第1320章)	食品安全衛生管 理法 中華民國114年 11月26日衛生福 利部衛生安全第 1141320806号令 修正发布第3条 附表一及び第6 条附表五	食品衛生法 食品医薬品安全 告示示 第701-102号	中華人民共和國 食品衛生法 食品中农药最大 残留限量 (GB 2763-2019)	SALE OF FOOD ACT (CHAPTER 283, SECTION 56 (1)) (NINTH SCHEDULE)	FOOD ACT 1983 FOOD REGULATIONS 1985 (SIXTEENTH SCHEDULE)	Nomor 15 Tahun 2024	THAI AGRICULTURAL STANDARD TAS 9002-2016	Circular 50/2016/TT-BYT	Philippine National Standards MRLs of Pesticide Residues of GROUPS	Food Safety and Standards (Contaminants, Toxins and Residues) Regulation, 2011	Electronic Code of Federal Regulations (Title 40 PART 180)	Pest Control Products Act S.C. 2002. c. 28	Australia New Zealand Food Standards Code - Schedule 20 Maximum residue limits	Food Act 2014 sections 383(8) & 405	Regulation (EC) No 396/2005	Regulation (EC) No 396/2005	GN 1.2 3539-18 "hygienic standards for pesticides contents in environment"	UAE S MRL 1 : 2024
	各国・地域等のMRL確認Web サイト等			残留農薬基準値 検索システム (日本食品化学 研究振興財団)	Pesticide Database (CODEX)	電子版香港法令	全国法規資料庫	食品医薬品安全 局 (MFDS)	农业农村部农产 品质量安全中心	Singapore Statutes Online	Laman Web Rasmi PROGRAM KESELAMATAN DAN KUALITI MAKANAN KEMENTERIAN KESIHATAN MALAYSIA	DATABASE PERATURAN PERUNDANGAN (法務人権省法 規総局)	National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards (農業協同組合 省)	Thư VIEN PHÁP LUẬT (Lawsoft)	Republic of the Philippines Departmet of Agriculture	Food Safety and Standards Authority of India (FSSAI)	e-CFR (連邦規則集)	Health Canada (保健省)	Food Standards Australia & New Zealand	Ministry for Primary Industries	EU Pesticides database (欧州委員会)	Maximum Residue Level Search	連邦国家情報局	Ministry of Industry & Advanced Technology
	https://www.maff.go.jp/shokusan/export/2/annou_kisei.html			http://db.ffc.or.jp/codex-texts/dbs/pestres/pesticides/en/	http://www.fao.org/faod-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pesticides/en/	https://www.elc.gov.hk/can1320/Pex/d-10_1438-40269493_001	https://www.elc.gov.hk/can1320/Pex/d-10_1438-40269493_001	https://consulmer.fda.gov/tw/law/Detail.aspx?modeID=51861&id=127	http://www.agriculture.gov.sg/SP1972-1973/DocDate20180210603379939.htm	https://sso.agriculture.gov.sg/SP1972-1973/DocDate20180210603379939.htm	https://hg.moh.gov.my/fsa/peraturanperaturanmekan-1985	https://peraturan.bkn.go.id/hukum/law/category/containers-02	https://food.fda.moh.gov.th/thong-tu-50-2016-TT-BYT-gioi-han-toi-da-du-thuc-bao-ve-thuc-vat-trong-phan-337490.aspx	https://thuvi.sphachuat.vn/van-han/thuc-thao-y-te/thong-tu-50-2016-TT-BYT-gioi-han-toi-da-du-thuc-bao-ve-thuc-vat-trong-phan-337490.aspx	https://www.fssa.gov.in/cfr.gov/current/title-40/chapter-1/subchapter-1/subchapter-180/subpart-C	https://www.fssa.gov.in/cfr.gov/current/title-40/chapter-1/subchapter-1/subchapter-180/subpart-C	https://pest-control.canada.ca/pesticide-registr/en/mr-search.html	https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/legislation	https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/screening	https://secure.pesticides.gov.uk/MRLs/search	http://publication.pravo.gov.ru/DocumentView/000120210203002271n-dea=402&rangeSize=1	https://eserv.iss.moi.gov.ua/service/custom/page-base-standards		
	各国資料等で検索する場合 の品目名		トマト	VO 0448 Tomato VO 2046 Subgroup of Tomatoes(incl des all commodities in this subgroup) VO 0050 Group of Fruiting vegetables, other than Cucurbits (incl udes all commodities in this group)	番茄 西红柿 (菌 除除外) Tomato Fruiting vegetables, other than Cucurbits	番茄 西紅柿 果類蔬菜 (菌 除除外)	番茄 蔬菜類	토마토 (ト マト) 박과 외의 과 류 (きうり科以外 の果菜類) 해소류 (野菜類)	番茄 蔬菜 (果菜類)	Tomatoes Fruiting vegetables other than cucurbits	Tomato	Tomat	tomato group of fruiting vegetables	Tomato Fruit and vegetables (except squash) Vegetables and Fruits (except for some vegetables and fruits with specific regulations)	Tomato	Tomato vegetables Fruits and Vegetables Other Vegetables	Tomato Fruiting, group 8 Vegetable, fruiting, group 8-10	Tomatoes	Tomato Fruiting vegetables other than cucurbits	Tomatoes Fruiting vegetables	Tomatoes (231010)	Tomatoes (231010)	томаты овощи с объемными лодами	VR 0600 - Yams VR 0075 - Root and tuber vegetables
	検体		へたを除去した もの	Whole commodity after removal of stems.	Whole commodity after removal of stems.	Whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity).	果実全体	ひげ根を除き、 泥を水で軽く洗 い落したものを	Whole potato	規定なし (一部 の農薬・作物の 組み合わせに は、検体が記載 されている場合 がある)	Whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity).	—	へたを除去した もの	—	Codex、原産国 に準じる	—	whole raw agricultural commodity unless otherwise specified	—	whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity).	whole commodity after removing tops. Remove adhering soil (e.g. by rinsing in running water or by gentle brushing of the dry commodity).	Whole product after removal of tops and soil	Whole product after removal of tops and soil	—	MRLは、①CODEX 設定値、②EU設 定値、③0.01 mg/kgの優先順 で適用とされて おり、検体も CODEXまたはEU の規定に準ず る。

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	通用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
	備考			—	— ※：残留農薬の基準値として なし	香港の「Pesticide Residues in Food Regulation（以下「規則」という。）」の附表において、食品及び農薬の組み合わせで残留農薬基準が規定されている場合、残留農薬基準値表で「☆」と表示 ※：残留農薬の基準値として なし	[対象外]：残留基準値対象外物質 ※：残留農薬の基準値として なし	※：残留農薬の基準値として なし	※：残留農薬の基準値として なし	※：残留農薬の基準値として なし	※：残留農薬の基準値として なし	※：残留農薬の基準値として なし	[DL]：Annex 3のDefault Limits for Plantの値 ※：残留農薬の基準値として なし	輸入を認めない：ベトナム保健省が定めている残留農薬基準値に係る通達で規定されていない品目・農薬有効成分の組合せについては輸入を認めない（令和4年ベトナム保健省に照会） ※：残留農薬の基準値として なし	※：残留農薬の基準値として なし	*：基準値=定量下限値 ※：残留農薬の基準値として なし	[対象外]：残留基準値対象外物質 ※：残留農薬の基準値として なし	※：残留農薬の基準値として なし	T：暫定基準値 *：基準値=検出下限値 ※：残留農薬の基準値として なし	(*)：基準値=定量限界 ※：残留農薬の基準値として なし	*：基準値=検出限界 ※：残留農薬の基準値として なし	*：基準値=検出限界 ※：残留農薬の基準値として なし	※：残留農薬の基準値として なし	*：基準値=検出限界 ※：残留農薬の基準値として なし

たまねぎ

残留農薬基準値は各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、基本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先の関係法規を確認してください。

Pestioidea name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
LINDANE	γ-BHC	×	×	2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	2	1.00	不検出	0.1	2	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DBEDC	DBEDC	○	×	0.5	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DDT	DDT	×	×	0.5	—	0.05	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	3.5	不検出	0.1	1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
EPTC	EPTC	×	×	0.04	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.04	0.01	不検出	0.1	+0.04	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
IOXNYL	アイオキシニル	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	+0.02	0.1	0.01*	0.01 *	0.1	0.01*
ACIBENZOLARS-METHYL	アシベンゾラールS-メチル	○	×	0.2	0.15	【☆】	0.1	0.05	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	輸入を認めない	0.15	0.01	0.1	0.1	不検出	0.1	0.15	0.15	基準値なし	0.15
ACETAMIPRID	アセタミプリド	○	○	0.2	0.02	【☆】	0.02	0.05	0.1	0.02	0.02	0.02	0.02	輸入を認めない	0.02	0.01	0.02	0.02	0.1	0.1	0.02	0.02	0.03	0.02
ACEPHATE	アセフェート	○	○	0.3	—	1	1.0	0.01	0.02	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.05	輸入を認めない	0.3	0.01	0.02	0.1	不検出	0.01(*)	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	○	○	10	10	10	1.0	0.1	2	10	10	10	10	10	10.00	0.05	1.0	1	0.2	0.01(*)	10	10.0	10.0	10
ATRAZINE	アトラジン	○	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
ABAMECTIN	アバメクチン	○	○	0.005	0.005	【☆】	0.01	0.05	0.05	0.005	0.005	0.01	0.05	輸入を認めない	0.01	0.01	0.01	0.01	0.05	0.01	0.01*	0.01 *	0.01	0.005
AMISULBROM	アミスルブロン	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.2	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
AMETOCTRAZIN	アメトクトラジン	○	○	2	1.5	【☆】	1.5	1.5	基準値なし	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	0.01	1.5	1.5	1.5	0.5	1.5	1.5	0.5	1.5
ALANYCARB	アラニカルブ	○	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
ALDRIN and DIELDRIN	アルドリン及びディルドリン	×	×	0.05	0.05	0.05	不検出	0.01	0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	0.05	0.05	0.1	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	0.05	0.05
ISOXATHION	イソキサチオン	○	○	0.01	—	【☆】	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
ISOFEAMID	イソフェタミド	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
ISOEPHOS	イソフェンホス	×	×	0.10	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
IPRODIONE	イプロジオン	○	○	0.3	0.15	0.2	0.5	0.05	0.2	0.1	0.15	0.2	0.15	0.2	0.15	0.01	0.5	0.07	10.7	0.1	0.01*	0.01 *	0.2	0.15
IMAZAQUIN	イマザキン	○	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
IMAZALIL	イマザリル	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
IMAZETHAPYR AMMONIUM塩	イマゼタピルアンモニウム塩	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01 *	基準値なし	0.01
IMIDACLOPRID	イミダクロプリド	○	○	0.07	0.1	0.1	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.01	0.15	0.1	0.05	0.02(*)	0.01*	0.1	0.2	0.1
IMINOCTADINE	イミノクタジン	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
INPYRFLUXAM	インピルフルキサム	○	○	0.09	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.09	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
UNIONAZOLE P	ユニオナゾールP	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
ETHION	エチオン	×	×	0.3	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	1.0	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
ETHEPHON	エテホン	○	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
ETHOFUMESATE	エトフメセート	×	×	0.3	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	0.25	0.25	+0.1	0.01(*)	0.03*	0.08	基準値なし	0.03*
ETRIDIAZOLE	エトリジアゾール	×	×	0.1	—	【☆】	3.0	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
ENDOSULFAN	エンドスルファン	×	×	0.2	—	0.1	不検出	0.01	0.05	0.2	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
ENDRIN	エンドリン	×	×	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
OXADIXYL	オキサジキシル	×	×	5	—	【☆】	0.01	0.5	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	5	0.01	不検出	0.1	0.5	0.1	0.01*	0.01 *	0.04	0.01*
OXATHIAPROLIN	オキサチアピロリン	○	○	0.04	0.04	【☆】	0.03	0.05	0.04	0.04	0.04	0.01	0.04	輸入を認めない	0.04	0.01	0.04	0.04	0.04	0.01(*)	0.04	0.04	0.04	0.04
OXAMYL	オキサミル	○	×	0.05	—	0.2	0.2	0.01	基準値なし	0.05	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.2	0.1	0.05	0.1	0.001*	0.01 *	0.01	0.001*
OXYTETRACYCLINE	オキシテトラサイクリン	○	○	0.2	—	【☆】	対象外	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	×	×	0.04	—	【☆】	0.02	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.04	0.01	0.05	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
OXYFLUORFEN	オキシフルオルフェン	×	×	0.05	—	0.05	0.02	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.05	0.05	0.05	+0.05	0.01(*)	0.01*	0.05 *	0.2	0.01*
OXINE-COPPER	オキシン銅 (有機銅)	○	○	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
OXOLINIC ACID	オキソリニック酸	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.07	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
OMETHOATE	オメトエート	×	×	1	—	【☆】	不検出	0.05	0.02	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	0.5	2	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
KASUGAMYCIN	カスガマイシン	○	○	0.2	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CARTAP, THIOCYCLAM and BENSLUPAP	カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ	○	○	0.2	—	【☆】	0.1	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CARFENTHAZONE-ETHYL	カルフェントラゾンエチル	○	×	0.1	—	0.1	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.1	0.1	0.05	0.1	0.02*	0.01 *	基準値なし	0.02*
CARBENDAZIM, THIOPHANATE, THIOPHANATE-METHYL and BENMYL	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	○	○	3	—	3	0.2	0.05	0.3	0.1	0.01	0.01	[DL] 0.01	輸入を認めない	3	0.50	0.5	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	0.075	0.1*
CARBOXIN	カルボキシン	×	×	0.2	—	0.2	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	0.2	0.1	不検出	0.1	0.03*	0.03 *	基準値なし	0.03*
QUICALOFOP-P-TEFURYL	キザロホップテフルリル	○	○	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	+0.02	0.1	0.04	0.04	0.06	0.04
QUICALOFOP-ETHYL and QUICALOFOP-P-TEFURYL	キザロホップエチル及びキザロホップテフルリル	○	○	0.02	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01*	不検出	0.1	+0.02	0.1	0.04	0.04	0.05	0.04
QUINALPHOS	キナルホス	×	×	0.05	—	【☆】	0.03	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
QUINOFUMELIN	キノフメリン	○	○	0.04	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.04	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
CAPTAN	キャプタン	○	○	0.3	—	0.05	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	15	0.05	0.1	0.1	10	0.03*	0.03 *	基準値なし	0.03*
QUINTOZONE	キントゼン	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	0.2	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*

118

Pesticide name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米蘭	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
SETHOXYDIM	セトキシジム	○	○	0.8	—	【☆】	0.9	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.8	0.01	1.0	0.2	0.3	0.1	0.5	0.5	基準値なし	0.5
ZOXANIDE	ゾキサミド	×	×	0.7	—	【☆】	0.7	0.7	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.7	0.01	0.7	0.7	不検出	0.1	0.7	0.02 *	基準値なし	0.7
DIAZINON	ダイアジノン	○	○	0.05	—	0.7	0.1	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.05	0.05	0.05	0.5	0.75	0.75	0.7	0.01 (*)	0.05	0.05	0.1	0.05
DAZOMET, METAM and METHYL ISOTHIOCYANATE	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.15	0.02 *	0.5	0.15
THIABENDAZOLE	チアベンダゾール	×	×	2	—	【☆】	3.0	0.01	基準値なし	0.1	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	2	0.01	0.02	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
THIAMETHOXAM	チアメトキサム	○	×	0.02	0.02	【☆】	0.25	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	輸入を認めない	0.02	0.01	0.03	0.02	TO 5	0.01 (*)	0.01*	0.02	0.05	0.02
THIODICARB and METHOMYL	チオジカルブ及びメソミル	○	○	0.2	0.2	0.2	0.5	0.01	0.2	0.2	0.2	0.01	0.2	0.2	0.2	0.01	0.2	0.01	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	0.2	0.2
THIOCYLAM	チオシクラム	○	○	0.2	—	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
THIOPHANATE	チオファネート	×	×	3	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	3	0.01	0.5	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
THIOPHANATE-METHYL	チオファネートメチル	○	○	3	—	3	0.2	0.05	0.3	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	3	0.01	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
THIOBENCARB	チオベンカルブ（ベンチオカーブ）	○	○	0.02	—	【☆】	0.01	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DIELDRIN	ディルドリン	×	×	0.05	0.05	0.05	不検出	0.01	0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	0.01	不検出	0.1	0.01	0.01	0.05	0.05
TEQAZENE	テクナゼン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TEBUCONAZOLE	テブコナゾール	○	○	0.2	0.15	【☆】	0.1	0.05	0.1	0.15	0.15	0.01	0.15	0.1	0.15	0.15	0.2	0.1	0.07	0.2	0.15	0.15	0.1	0.15
TEPRALOXDIM	テブラロキシジム	○	○	0.3	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1*	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
DEMETON-S-METHYL	デメトン-S-メチル	×	×	0.4	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.4	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
DELTAMETHRIN and TRALOMETHRIN	デルタメトリン及びトラロメトリン	○	○	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.1	0.05	0.01	0.05	0.05	0.05	0.01	0.1	0.1	0.05	0.01 (*)	0.06	0.06	0.05	0.05
TERBUFOS	テルブホス	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.05	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
DODINE	ドジン	×	×	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRALOMETHRIN	トラロメトリン	○	○	0.05	—	【☆】	0.5	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	0.05	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
TRIADIMENOL	トリアジメノール	×	×	0.5	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	0.05	0.2	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIADIMEFON	トリアジメホン	×	×	0.5	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRI-ALLATE	トリアレート	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
TRICLOPYR	トリクロピル	○	×	0.03	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.03	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRICHLORFON	トリクロルホン	×	×	0.50	—	0.1	0.01	0.05	0.2	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.50	0.1	不検出	0.1	0.05	0.1	0.02*	0.02 *	0.05	0.02*
TRIDEMORPH	トリデモルフ	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
TRIFLUMIZOLE	トリフルミゾール	○	○	0.2	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
TRIFLUMURON	トリフルムロン	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TRIFLURALIN	トリフルラリン	○	○	0.05	—	0.05	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.05	0.1	0.01	0.1	0.01*	0.01 *	0.1	0.01*
TRIFLOXYSTROBIN	トリフロキシストロビン	○	○	1	—	【☆】	0.02	0.05	0.05	不検出	0.01	0.01	0.02	輸入を認めない	1	0.01	0.04	0.04	0.01	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TOLOLOFOS-METHYL	トルクロホスメチル	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
TOLFENPYRAD	トルフェンピラド	○	○	0.02	0.09	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	0.09	0.09	0.09	0.09	輸入を認めない	0.09	0.01	0.09	0.09	0.09	0.1	0.01	0.09	基準値なし	0.09
NALED	ナレド	×	×	0.1	—	【☆】	0.2	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.5	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	0.1	0.01
NICOTINE	ニコチン	×	×	2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
NITENPYRAM	ニテンピラム	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
COPPER NONYLPHENOL SULFONATE	ノニルフェノールスルホン酸銅	○	○	10	—	【☆】	対象外	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PARAQUAT (Paraquat dichloride)	パラコート	○	○	0.02	—	0.1	0.05	0.01	0.05	0.05	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.05	0.05	0.1	0.1	≧0.05	0.05 (*)	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
PARATHION	パラチオン	×	×	0.3	—	0.01	不検出	0.01	0.01	0.7	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.3	0.5	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
PARATHION-METHYL	パラチオンメチル	×	×	1.0	—	【☆】	0.01	0.01	0.02	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	1.0	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
VALIDAMYCIN	バリダマイシン	○	○	0.2	—	【☆】	対象外	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01*
HALOXYFOP	ハロキシホップ	×	×	0.05	0.2	0.2	不検出	0.05	基準値なし	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.01	不検出	0.1	TO 2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
BILANAFOS (BIALAPHOS)	ビアラホス	×	×	0.004	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.004	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BIOPREMETHRIN	ビオレスメトリン	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PICARBUTRAZOX	ピカルブトラゾクス	○	○	0.03	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.03	0.01	0.01	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PICOXYSTROBIN	ピコキシストロビン	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.2	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.5	0.8	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PYDIFLUMETOFEN	ピジフルメトフェン	○	×	0.3	0.3	【☆】	0.2	0.2	基準値なし	0.3	0.3	0.3	0.3	輸入を認めない	0.3	0.01	0.2	0.2	0.3	0.1	0.01	0.06	基準値なし	0.3
BITERTANOL	ビテルタノール	×	×	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PIPERONYL BUTOXIDE	ピペロニルブトキシド	×	×	8	—	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	8	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	8	0.01	不検出	0.1	8	8	0.01	0.01	基準値なし	0.01
HYMEXAZOL	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	○	×	0.5	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.05 *	基準値なし	0.02*
PYRACLOSTROBIN	ピラクロストロビン	○	○	2	1.5	0.2	1.5	0.05	1.5	1.5	1.5	0.01	1.5	1.5	1.5	1.5	0.9	0.9	1.5	0.1	1.5	1.5	0.2	1.5
PYRAZIFLUMID	ピラジフルミド	○	○	0.2	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01 *	基準値なし	0.01
PYRAZOLYNATE	ピラゾリネート（ピラゾレート）	○	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PYRAFLUFEN ETHYL (Pyraflufen-ethyl)	ピラルフエンエチル	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
PYRIDALYL	ピリダリル	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*

Pesticide name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米蘭	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
PYRIDATE	ピリデート	×	×	0.2	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
PYRIFLQUINAZON	ピリフルキナゾン	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PYRIPROXYFEN	ピリプロキシフェン	○	○	0.2	—	0.15	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	0.7	0.06	0.1	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
PYRIBENCARB	ピリベンカルブ	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PRIMICARB (Primicarb)	ピリミカーブ	×	×	0.50	0.1	0.1	0.5	0.01	0.1	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.01	不検出	0.1	1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
PRIMIPHOS-METHYL	ピリミホスメチル	×	×	1.0	—	【☆】	0.2	0.01	基準値なし	1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1.0	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PYRIMETHANIL	ピリメタニル	×	×	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.01	0.2	0.2	0.2	0.02	0.2	0.2	3.0	0.2
PYRETHRINS	ピレトリン	○	×	1	—	1	0.05	1.0	基準値なし	1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	1.0	1.	0.1	1	1	1	1.0	基準値なし	1
PYROXASULFONE	ピロキサスルホン	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	0.15	0.01	0.01	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
VINCLIZOLIN	ビンクロゾリン	×	×	1	—	【☆】	0.1	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	1.0	0.01*
PINDONE	ピンドン	×	×	0.001	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.001(*)	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FAMOXADONE	ファモキサドン	○	○	0.5	0.4	【☆】	0.01	0.4	基準値なし	0.4	0.4	0.4	0.4	輸入を認めない	0.4	0.01	0.45	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	1.0	0.4
FENITROTHION	フェントロチオン (MEP)	○	○	0.05	—	0.5	0.05	0.05	0.5	0.05	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.3	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
FENOXAPROP-ETHYL	フェノキサプロブエチル	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.05*	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01	0.1
FENOXYCARB	フェノキシカルブ	×	×	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENOBUCARB	フェノブカルブ (BPMC)	×	×	0.3	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FENAMIDONE	フェンアミドン	×	×	0.2	0.15	0.2	不検出	0.1	0.15	0.15	0.15	0.01	0.15	0.15	0.15	0.01	0.2	0.2	不検出	0.05(*)	0.01*	0.01 *	0.2	0.15
FENSULFOTHION	フェンスルホチオン	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FENTIN	フェンチン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
PHENTHOATE	フェントエート (PAP)	○	○	0.02	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.1	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FENVALERATE	フェンバレーレート	○	×	0.50	—	【☆】	0.1	0.01	0.5	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.02	輸入を認めない	0.50	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
FENBUCONAZOLE	フェンブコナゾール	○	○	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENPROPMORPH	フェンプロピモルフ	×	×	0.05	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENHEXAMID	フェンヘキサミド	○	○	0.05	3	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	3	3	3	3	輸入を認めない	3	0.01	2	2	3	0.1	3	3.0	基準値なし	3
BUTAMIFOS	ブタミホス	○	○	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FLUAZINAM	フルアジナム	○	○	0.2	—	【☆】	不検出	0.05	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.10	0.01	0.2	0.2	0.01	0.02	0.06	0.06	0.06	0.06
FLUAZIFOP-BUTYL	フルアジホップブチル	○	○	0.3	0.3	【☆】	0.2	0.05	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	輸入を認めない	0.50	0.01	0.5	0.5	0.05	0.1	0.3	0.3	0.02	0.3
FLUOPICLOLIDE	フルオピクロリド	○	○	7	1	1	0.02	1.0	1	1	1	1	1	1	1	0.01	7	7	0.1	0.1	1	1.0	1.0	1
FLUOPYRAM	フルオピラム	○	○	0.4	0.07	【☆】	0.1	0.05	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.01	0.4	0.4	0.07	0.07	0.07	0.1	0.07	0.07
FLUMETURON	フルオメツロン	×	×	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUXAPROXAD	フルキサピロキサド	○	×	2	0.6	【☆】	0.3	0.05	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	輸入を認めない	0.6	0.01	1.5	1.5	1.5	0.2	0.2	0.1	基準値なし	0.6
FLUXAMETAMIDE	フルキサメタミド	○	○	0.01	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FLUDIOXONIL	フルジオクソニル	○	○	0.5	0.5	1.0	0.05	0.5	0.5	0.5	0.01	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	0.5	0.1	0.5	0.01 (*)	0.5	0.5	0.5	0.5
FLUCYTHRINATE	フルシトリネート	○	○	0.10	—	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.10	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUTOLANIL	フルトラニル	○	○	0.01	—	【☆】	1.0	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLURALINATE	フルバリネート	○	○	0.03	—	【☆】	0.5	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.03	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FLUPYRADIFURONE	フルピラジフロン	○	×	0.09	0.01	【☆】	不検出	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	0.09	0.09	0.2	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01
FLUFENOXURON	フルフェノクスロン	○	○	0.01	—	【☆】	0.05	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
FLUMIOXAZIN	フルミオキサジン	○	×	0.02	0.02	0.02	不検出	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	輸入を認めない	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02
FLUROXYPYR	フルロキシピル	×	×	0.04	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.04	0.01	0.03	0.03	0.2	0.05	0.05*	0.05 *	0.05	0.05*
PROCYMIDONE	プロシミドン	○	○	0.2	—	【☆】	0.5	0.2	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	0.2	0.1	0.02*	0.02 *	0.2	0.02*
PROSULFOCARB	プロスルホカルブ	○	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.03	0.03	0.03	0.03
PROTHIOFOS	プロチオホス	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BRODIFACUM	ブロディファコウム	×	×	0.001	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.001 (*)	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FLONICAMID	フロニカミド	○	○	0.3	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	10.2	0.1	0.03*	0.03 *	基準値なし	0.03*
PROPAQUINAZOP	プロバキサホップ	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01*	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PROPACHLOR	プロバクロール	×	×	0.7	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.7	0.01	不検出	0.1	0.7	0.05 (*)	0.05*	0.05 *	0.2	0.05*
PROPAMOCARB	プロバモカルブ	○	○	0.2	2	【☆】	2.0	0.1	2	2	2	2	2	2	2	0.01	2	0.5	0.1	2	2.0	10.0	2	2
PROPICONAZOLE	プロピコナゾール	○	×	0.2	—	【☆】	0.2	0.05	0.1	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	0.2	0.2	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PROPYZAMIDE	プロピザミド	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
PROPOXUR	プロポキシル	×	×	2	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.005*	0.05 *	基準値なし	0.005*
FLOWETOQUIN	フロメトキン	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
PROMETRYN	プロメトリン	○	○	0.02	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	*0.1	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BROMOXNYL	ブロモキシニル	×	×	0.1	—	0.1	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	0.1	0.02	*0.01	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BROMOPROPYLATE	ブロモプロピレート	×	×	0.5	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.02 *	基準値なし	0.01*

Pesticide name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾	韓国	中国	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	米蘭	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	EU	英国	ロシア	UAE
HEXACHLOROBENZENE	ヘキサクロロベンゼン	×	×	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BENALAXYL	ベナラキシル	×	×	0.2	0.02	0.02	0.02	0.05	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.2	0.02	0.02
BENOMYL	ベノミル	○	○	3	—	3	0.2	0.05	基準値なし	0.1	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	3	0.50	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	0.075	0.1*
PERMETHRIN	ベルメトリン	○	○	0.1	—	1	0.5	0.01	1	不検出	0.01	0.01	[DL] 0.1	輸入を認めない	0.1	0.01	0.1	0.1	0.05	0.1	0.05*	0.05 *	基準値なし	0.05*
PENCONAZOLE	ペンコナゾール	×	×	0.1	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	0.02	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BENSULTAP	ベンスルタップ	×	×	0.2	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
BENTAZONE	ベンタゾン	○	○	0.1	0.04	0.1	0.01	0.01	0.1	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.01	不検出	0.1	10.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.04
PENTHIAVALICARB-ISOPROPYL	ペンチアバリカルブイソプロピル	○	○	0.02	—	【☆】	不検出	0.5	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.02	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
PENTHIOPYRAD	ペンチオピラド	○	○	0.7	0.7	【☆】	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.01	0.7	0.7	0.7	0.01	3	3	1	0.1	0.8	0.8	基準値なし	0.7
PENDIMETHALIN	ペンディメタリン	○	○	0.05	0.05	【☆】	0.1	0.05	基準値なし	0.05	0.05	0.01	0.05	輸入を認めない	0.05	0.4	0.1	0.1	≠0.05	0.05(※)	0.05*	0.05 *	0.05	0.05
PHOXIM	ホキシム	×	×	0.05	—	0.05	不検出	0.05	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BOSCALID	ボスカリド	○	○	5	5	5	0.5	0.05	5	5	5	5	5	5	5	0.01	5.0	3	0.5	0.2	5	5.0	5.0	5
PHOSMET	ホスメット	×	×	1	—	【☆】	0.1	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	1	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
FOSFYL-ALUMINIUM (Fosetyl-AI)	ホセテル	○	×	50	—	0.5	不検出	0.07	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	50	0.01	0.5	0.5	不検出	0.1	40	50.0	0.01	40
POLYOXIN COMPLEX	ポリオキシン複合体	○	○	0.05	—	【☆】	対象外	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
FOLPET	ホルベット	○	○	1	1	1	不検出	0.01	1	2	1	1	1	1	1	0.01	2.0	25	不検出	0.1	0.03*	0.03 *	1.0	1
PHORATE	ホレート	×	×	0.3	—	【☆】	0.05	0.05	0.01	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.3	0.05	不検出	0.024	0.5	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
MALATHION	馬拉チオン (マラソン)	○	○	8	1	8	1.0	0.01	1	1	1	0.01	1	1	1.00	3.0	8	0.5	2	5	0.02*	0.02 *	5.0	1
MALEIC HYDRAZIDE	マレイン酸ヒドラジド	○	×	20	15	15	15.0	0.01	15	15	15	0.01	15	15	15	15.00	15	15	15	15	15	15.0	15	15
MANIPROPAMID	マンジプロバミド	○	○	0.1	0.05	0.1	0.1	0.05	0.1	0.05	0.05	0.05	0.05	0.1	0.05	0.01	0.05	0.05	0.5	0.01(※)	0.1	0.1	0.1	0.05
MANESTROBIN	マンデストロビン	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	≠0.01	0.01(※)	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
MYCLOBUTANIL	ミクロブタニル	○	×	0.06	0.06	【☆】	0.2	0.01	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.06	0.06	基準値なし	0.06
METHOMYL	メソミル	○	○	0.2	0.2	0.2	1.0	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.01	0.2	0.01	10.1	0.1	0.01*	0.01 *	0.2	0.2
METAFUMIZONE	メタフルミゾン	○	○	0.1	—	【☆】	0.01	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.05 *	基準値なし	0.02*
METHABENZTHIAZURON	メタベンズチアズロン	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	≠0.05	0.05(※)	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
METHAMIDOPHOS	メタミドホス	×	×	0.2	—	0.05	0.1	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	不検出	0.05	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
METAM	メタム	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.15	0.02 *	基準値なし	0.15
METALAXYL and MEFENOXAM	メタラキシル及びメフェノキサム	○	○	2	0.03	3	2.0	0.05	2	0.05	0.05	0.01	2	2	0.03	0.01	3.0	3	0.1	0.05(※)	0.03	0.5	2.0	0.03
METHIOCARB	メチオカルブ	×	×	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	0.5	0.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.01	不検出	0.1	0.1	0.1	0.03*	0.03 *	0.5	0.5
METHIDATHION	メチダチオン (DMTP)	×	×	0.1	—	0.1	不検出	0.01	0.05	不検出	0.01	0.01	0.01	0.1	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.05*	0.01 *	0.1	0.05*
METHYL ISOTHIOCYANATE	メチルイソチオシアネート	○	○	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.15	0.02 *	基準値なし	0.15
METHOXYCHLOR	メトキシローラー	×	×	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	0.01	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
METONAZOLE	メトコナゾール	○	○	0.1	0.05	【☆】	0.01	0.05	基準値なし	0.05	0.05	0.01	0.05	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	≠0.05	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.05
METOLACHLOR	メトラクロール	○	○	0.05	—	【☆】	0.1	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	0.1	0.1	0.1	0.1	0.01*	0.05 *	基準値なし	0.01*
METRIBUZIN	メトリブジン	○	×	0.5	—	【☆】	0.01	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.5	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
MEFENOXAM	メフェノキサム	○	○	2	0.03	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	2	0.03	0.01	3	0.1	不検出	0.1	0.03	0.5	2.0	0.03
MEFENTRIFLUCONAZOLE	メフェントリフルコナゾール	○	×	0.2	0.2	【☆】	0.2	0.2	基準値なし	0.2	0.2	0.2	0.2	輸入を認めない	0.2	0.01	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.01 *	基準値なし	0.2
MONOCROTOPHOS	モノクロトホス	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	0.03	0.1	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.1	0.1	不検出	0.1	不検出	0.1	0.02*	0.02 *	基準値なし	0.02*
LINURON	リヌロン	○	×	0.2	—	【☆】	0.5	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.2	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
HYDROGEN PHOSPHIDE	リン化水素	○	×	0.01	—	【☆】	0.1	0.05	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	≠0.01	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
RESMETHRIN	レスメトリン	×	×	0.1	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.1	0.01	3.0	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
LENACIL	レナシル	○	×	0.3	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.3	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.1*	0.1 *	基準値なし	0.1*
LEPIMECTIN	レピメクチン	○	○	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01	0.01	基準値なし	0.01
WARFARIN	ワルファリン	○	○	0.001	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.001	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
FENBUTHIN OXIDE	酸化フェンブタスズ	×	×	0.05	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	0.05	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
BROMIDE	臭素	○	×	50	—	【☆】	不検出	30	0.02	20	0.01	0.01	0.01	輸入を認めない	50	0.01	20	0.1	20	0.1	30	30.0	基準値なし	30
ETHYLENE DICHLORIDE	二塩化エチレン	×	×	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出	0.1	不検出	0.1	0.01*	0.01 *	基準値なし	0.01*
ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	二臭化エチレン	×	×	0.01	—	【☆】	不検出	0.01	基準値なし	0.1	0.01	0.01	不検出	輸入を認めない	0.01	0.01	不検出							

122

各国・地域等の MRL 確認 Web サイト等

日本	
省の告示（個別）	
基準値	食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の限量一覧表（第三者機関）
基準値のリスト	日本食品化学研究振興財団『残留農薬基準値検索システム』 http://db.ffcr.or.jp/
基準値	食品において不検出とされる農薬等一覧表（第三者機関）
不検出のリスト	日本食品化学研究振興財団『食品において不検出とされる農薬等一覧表』 https://www.ffcr.or.jp/zanryu/reference-list/post-82.html
食品分類	農産物等の食品分類表 消費者庁『食品中の残留農薬等』 https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/
CODEX	
規格	
基準値	Pesticide Database https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/pesticides/en/
香港	
法律	
基準値	第132CM章《食物内除害剂残余规例》附表1，附表2 Schedule 1 and 2, Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation 香港特别行政区政府律政司『電子版香港法例』 https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132CM?xid=ID_1438402690419_001
台湾	
法律	
基準値	農薬残留容許量標準 Standards for Pesticide Residue Limits in Foods 衛生福利部食品藥物管理署『食品法規條文查詢』 https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lawid=127
韓国	
法律	
基準値	식품의 기준 및 규격, [별표 4] 농산물의 농약 잔류허용기준 食品の基準と規格、[別表4]農産物の農薬残留許容基準 注：ダウンロードファイルはHWPファイル（拡張子が.hwp）であるため、ファイルを開くには対応するワープロソフトが必要です。 법제처『국가법령정보센터』 法制処『国家法令情報センター』 https://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99/%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%9D%98%20%EA%B8%B0%EC%A4%80%20%EB%B0%8F%20%EA%B7%9C%EA%B2%A9
基準値 代替方法	식품의약품안전처『식품분야 공전 온라인 서비스』 食品医薬品安全処『食品分野公典オンラインサービス』 https://various.foodsafetykorea.go.kr/fsd/#/ext/Document/FC
中国	
国家規格	
基準値	GB2763-2021《食品安全国家标准 食品中农药最大残留限量》
メインリスト	农业农村部农产品质量安全中心『工作动态』 農業農村部農産品質量安全センター『作業動静』 http://www.aqsc.agri.cn/zlbz/gzdt/202106/t20210603_379939.htm
基準値	GB2763.1-2022《食品安全国家标准 食品中2,4-滴丁酸钠盐等112种农药最大残留限量》
上記リストの追補	农业农村部农产品质量安全中心『标准公告』 農業農村部農産品質量安全センター『標準公告』 http://www.aqsc.org/zlbz/bzgg/202302/t20230227_419127.htm
シンガポール	
法律	
基準値	Food Regulations NINTH SCHEDULE Government of Singapore『Singapore Statutes Online』 https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?ProvIds=Sc9-#Sc9-

マレーシア	
基準値	法律
リスト全体	SIXTEENTH SCHEDULE (Regulation 41), Schedules in Food Regulations 1985 Program Keselamatan dan Kualiti Makanan 食品安全品質課 https://hq.moh.gov.my/fsq/peraturanperaturan-makanan-1985
インドネシア	
基準値	省の告示（リスト） Nomor 15 Tahun 2024 DATABASE PERATURAN PERUNDANG-UNDANGAN 法務人權省法規総局『法令データベース』 https://peraturan.bpk.go.id/
タイ	
基準値	国家規格
MRLリスト	ประกาศกระทรวงสาธารณสุข (ฉบับที่ 460) พ.ศ. 2568 ออกตามความในพระราชบัญญัติอาหาร พ.ศ. 2522 เรื่อง อาหารที่มีสารพิษตกค้าง (บังคับใช้ 22 กรกฎาคม 2568) 保健省告示（第 460 号）「残留有害物質を含有する食品」 https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/contaminants-02
ベトナム	
基準値	省の告示（リスト） 50/2016/TT-BYT Thông tư Quy định giới hạn tối đa dư lượng thuốc bảo vệ thực vật trong thực phẩm 食品中の残留農薬の上限を規定する通達 THƯ VIỆN PHÁP L UẬT (Lawsoft) 『Nội dung』 法律図書館『コンテンツ』 https://thuvienphapluat.vn/van-ban/The-thao-Y-te/Thong-tu-50-2016-TT-BYT-gioi-han-toi-da-du-luong-thuoc-bao-ve-thuc-vat-trong-thuc-pham-337490.aspx
米国	
基準値	法律 40 CFR Part 180 Subpart C – Specific Tolerances Code of Federal Regulations 連邦規則集 https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-E/part-180/subpart-C
カナダ	
基準値	省の告示（リスト） Maximum residue limits search Health Canada『Pesticide Product Information Database』 カナダ保健省『農薬情報データベース』 https://pest-control.canada.ca/pesticide-registry/en/mrl-search.html
オーストラリア	
基準値	国家規格 Food Standards Code – Schedule 20 Maximum residue limits Food Standards Australia New Zealand (FSANZ) オーストラリア・ニュージーランド食品規格 https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/legislation
食品分類	https://apvma.gov.au/crop-groups
ニュージーランド	
基準値	省の告示（リスト） Maximum residue levels (MRLs) for agricultural compounds - Food notice Ministry for Primary Industries 第一次産業省 https://www.mpi.govt.nz/agriculture/agricultural-compounds-vet-medicines/maximum-residue-levels-agricultural-compounds/ https://www.mpi.govt.nz/resources-and-forms/registers-and-lists/maximum-residue-levels-database/
EU	
基準値	省の告示（個別） EU Pesticides database https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/start/screen/mrls
食品分類	https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/start/screen/products

英国	
基準値	The GB MRL statutory Register
GB（イングランド、スコットランド、ウェールズ）	Health and Safety Executive : HSE 衛生安全局 https://secure.pesticides.gov.uk/MRLs/search
基準値	MRLs in Northern Ireland
北アイルランド	EUに準じる
食品分類	https://secure.pesticides.gov.uk/MRLs/search
ロシア	
基準値	СанПиН1.2.3685-21 Гигиенические нормативы и требования к обеспечению безопасности и (или) безвредности для человека факторов среды обитания 衛生規則および規範1.2.3685-21『人体に対する環境因子の安全性および（または）無害性を確保するための衛生基準と要件』 2021年3月1日施行、2027年3月1日失効予定 『Официальный интернет-портал правовой информации』 『公式法令ポータルサイト』 http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202102030022?index=402&rangeSize=1
UAE	
基準値	なし UAE.S MRL 1:2024 Maximum Residue Limits for Pesticides in Agricultural and Food. Products https://eservices.moiat.gov.ae/eservices/custom/purchase-standards
インド	
基準値	Food Safety and Standards (Contaminants, Toxins and Residues) Regulation, 2011 The Food Safety and Standards Authority of India (FSSAI) インド食品安全基準局 https://www.fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-regulations.php
フィリピン	
基準値	Philippine National Standards フィリピン国家規格 Bureau of Agriculture and Fisheries Standards 農林水産基準局 https://bafs.da.gov.ph/index.php/approved-philippine-national-standards/
・更新情報	同上

各国・地域等の関連法規の入手方法等

① 日本

残留農薬基準値	公益財団法人日本食品化学研究振興財団『残留農薬基準値検索システム』
	https://db.ffcr.or.jp/

- **残留農薬基準値**：上記 URL にアクセスし、「農薬等から探す」または「食品分類から探す」のいずれかより、ラジオボタンを一つ選択して【検索】ボタンをクリックすると、該当する農薬一覧／食品一覧が表示される。

公益財団法人 日本食品化学研究振興財団

残留農薬基準値検索システム

English

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の限量一覧表

用語の説明・注意事項

ポジティブリスト制度Q&A

食品分類表

Q 農薬等から探す

☐ 英語

☐ あ行

☐ か行

☐ さ行

☐ た行

☐ な行

☐ は行

☐ ま行

☐ や行

☐ ら行

☐ わ行

検索

Q 食品分類から探す

☐ 農産食品

☐ 畜水産食品

☐ 加工食品

☐ ミネラルウォーター類

☐ その他の一般食品

☐ あ行

☐ か行

☐ さ行

☐ た行

☐ な行

☐ は行

☐ ま行

☐ や行

☐ ら行

☐ わ行

検索

(注) 上記の他「食品において不検出とされる農薬等」が定められています。

また、上記の各一覧表は、公益財団法人 日本食品化学研究振興財団が、官報及び厚生労働省発表資料を基に独自に編集したものでありますので、この表の数値等をご利用になる場合は、官報等で再度ご確認ください。

更新履歴確認：

- i) 下記 URL から日本の MRL の更新履歴一覧表を確認できる。HP 更新日と更新された農薬がリストアップされているので、調査対象となる農薬の記載の有無を確認する。
<http://www.ffcr.or.jp/zanryu/reference-list/-2811.html>
- ii) 調査対象の農薬が上記に記載されていたら、その農薬の改訂された MRL を日本の「食品、添加物等の規格基準の一部改正」通知一覧を開き、確認する。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/notice

1

126

② CODEX

残留農薬基準値	CODEX ALIMENTARIUS『Pesticide Database』
	http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/pesticides/en/

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセスし、上図内の赤枠のメニューより、Pesticides（農薬）、Commodities（品目）等を選択することができる。下図は、「Apples（りんご）」の残留農薬を表示している。

The screenshot shows the CODEX ALIMENTARIUS website. The 'Commodity Categories' page is displayed. A red box highlights the 'Pesticides' menu item in the right sidebar. Another red box highlights the 'Apple' commodity item under the 'Fruits' category in the main content area.

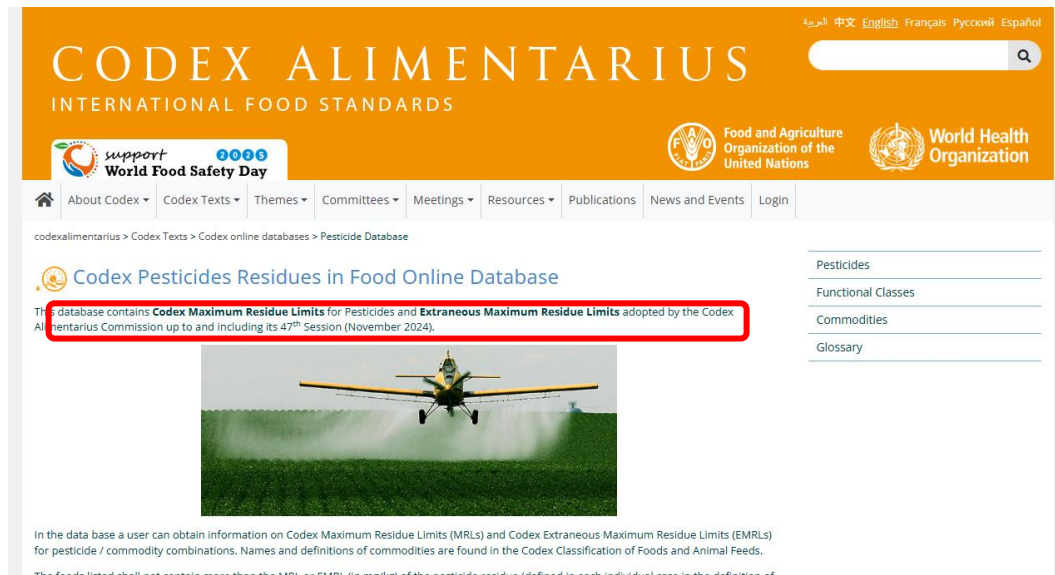
The screenshot shows the 'FP 0226 - Apple' page. A table lists pesticides and their MRLs for apples.

Pesticide	MRL	Year of Adoption	Symbol	Note
Acibenzolar-S-methyl	0.3 mg/kg	2017		
Azocyclotin	0.2 mg/kg	2006		
Buprofezin	3 mg/kg	2010		
Cyfluthrin/beta-cyfluthrin	0.1 mg/kg	2008		
Cyhexatin	0.2 mg/kg	2006		
Deltamethrin	0.2 mg/kg	2004		
Dinocap	0.2 mg/kg	2003		
Diphenylamine	10 mg/kg	2003	Po	
Ethephon	0.8 mg/kg	2016		
Etofenprox	0.6 mg/kg	2012		

更新履歴確認：

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/en/>

下図の赤枠内に「本データベースは、CODEX 委員会が第 47 回会合（2024 年 11 月）までに採択した農薬の CODEX 残留基準値および外来最大残留基準値を収録しています。」と記載されており、更新情報を確認できる。



③ 香港

残留農薬基準値	香港特別行政区政府律政司『電子版香港法例』
	https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132CM?xid=ID_1438402690419_001

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセス後、ページ下部へスクロールし、「Other Copy [with no legal status]」で PDF をクリックしてファイルをダウンロードすることができる。

The screenshot shows the Hong Kong e-Legislation website. The main content area displays the 'Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation' page. The page includes a table of Maximum Residue Limits (MRL) for various pesticides. The table has five columns: Item, Pesticide, Residue definition, Description of food, and Maximum residue limit (MRL) (mg/kg). The first row shows Item 1.1, Pesticide 1-Naphthalenesulfonic acid, Residue definition Sum of 1-naphthalenesulfonic acid and its conjugates, expressed as 1-, Description of food Orange, Sweet, and Maximum residue limit (MRL) (mg/kg) 0.1. The second row shows Item 2.1, Pesticide 2-(4-chlorophenyl)-4,6-dimethyl-2H-pyrimidin-5(1H)-one (TCMTB), Residue definition sum and its conjugates, expressed as 1-, Description of food Barley, and Maximum residue limit (MRL) (mg/kg) 0.1. Below the table, there is a 'Download' section with options for 'Verified Copy [with legal status]', 'Bilingual (includes cover page and enactment history)', 'Print English content', 'Print Chinese content', and 'PDF'. The 'PDF' option is highlighted with a red box and a red arrow.

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Item	Pesticide	Residue definition	Description of food	Maximum residue limit (MRL) (mg/kg)
1.1	1-Naphthalenesulfonic acid	Sum of 1-naphthalenesulfonic acid and its conjugates, expressed as 1-	Orange, Sweet	0.1
2.1	2-(4-chlorophenyl)-4,6-dimethyl-2H-pyrimidin-5(1H)-one (TCMTB)	sum and its conjugates, expressed as 1-	Barley	0.1

更新履歴確認：

下図赤枠内の「Point of time」に最新版の更新日時が表示されている。

Home

View Legislation

My Collection

Printing List

Subscribe

Switch to complete mode

Main

Subsidiary Legislation

Others

Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation

Timeline

Point in Time

10/03/2022*

Go

Search

Input Keyword

Match case

Enable word stemming

Search

Menologual Mode: Eng

繁

簡

Bilingual Mode: Eng / 繁

簡 / 簡

Eng / 簡

繁 / 簡

Show highlight for:

Matched Keywords

Cross Reference(s)

Source Note(s)

Show Whole Document

Empowering Section

1. (Omitted as spent)

2. Interpretation

3. Application

4. Import, sale etc. of food containing pesticide residues

5. Principles for determining MRL and EMRL for certain food (other than compounded food)

6. Principles for determining MRL and EMRL for compounded food

Schedule 1

[ss. 2, 4, 5 & 6]

Part 1

Maximum Residue Limit (MRL)

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Item	Pesticide	Residue definition	Description of food	Maximum residue limit (MRL) (mg/kg)
1.1	1-Naphthalenesulphonic acid	Sum of 1-naphthalenesulphonic acid and its conjugates, expressed as 1-	Orange, Sweet	0.1

④ 台湾

残留農薬基準値	中華民国法務部『全国法規資料庫』（農薬残留容許量標準）
	https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lawid=127

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセス後、最下部の「(中文版)農薬残留容許量標準附表一至附表五_1141302806.pdf」をクリックしてダウンロードする。

衛生福利部食品藥物管理署
FDA 食品藥物消費者專區

整合查詢服務

食品 ▾ 西藥 ▾ 檢驗方法查詢 | 食品藥物管理署官網業務專區 | 食品藥物管理署官網法規資訊 | 化粧品禁限用成分管理規定

人體器官保存庫 ▾

首頁 > 整合查詢服務 > 食品 > 食品法規查詢 > 食品法規條文查詢

食品法規條文查詢

農薬残留容許量標準 2025/11/26

法規性質	法規命令
法規類別	食品衛生標準

農薬残留容許量標準
中華民國97年10月21日衛署食字第0970407974號令發布

查詢功能連結：
農薬残留容許量標準

檔案下載

(中文版)農薬残留容許量標準附表一至附表五_1141302806.pdf

(中文版)農薬残留容許量標準附表一至附表五_1141302806.pdf

衛生福利部食品藥物管理署 © 2017 版權所有

資訊安全政策 | 隱私權政策 | 政府網站資料開放宣告 | 為民服務信箱 | 食用玩家FB
地址：115021 臺北市南港區研究院路一段130巷109號 | 總機電話：(02)2787-8000
諮詢服務專線：(02)2787-8200 | 服務時間：人事行政局公告上班日8:00-18:00 | 食安資訊專線1919
本網站最佳瀏覽解析度為1024x768 | 參訪人次 144689907 人次

更新履歷確認：

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=31306>

各残留基準値ウェブサイトで左上赤枠内に最新版の更新日時が表示されている。

「修正對照表(農藥殘留容許量標準)」をクリックすると更新内容を確認することが可能。

公告資訊 機關介紹 業務專區 法規資訊 便民服務 出成品 政府資訊公開 個人化服務

公告資訊

本署公告

本署新聞

維護公告

活動訊息

預告法規沿革區

食藥膳風廣告專區

食藥膳談話專區

國內衛生局新聞

國外消費紅綠燈

本署簡才

重大政策

修正「農藥殘留容許量標準」第三條附表一、第六條附表五及「動物產品中農藥殘留容許量標準」

發布日期：2025-11-26 | 維護日期：2025-11-26

發文日期：中華民國114年11月26日

發文字號：衛授食字第1141302806號

修正「農藥殘留容許量標準」第三條附表一、第六條附表五及「動物產品中農藥殘留容許量標準」。

檔案下載

- 公告掛牌權
- 修正總規程(農藥殘留容許量標準)
- 修正對照表(農藥殘留容許量標準)
- 修正規程(農藥殘留容許量標準)
- 修正總說明(動物產品中農藥殘留容許量標準)

我是食藥小幫手，有什麼想問的？
請向我提問吧！

⑤ 韓国

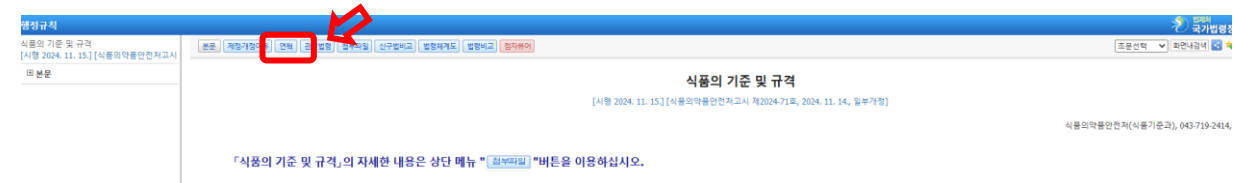
残留農薬基準値	法制処『国家法令情報センター』
	https://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99/%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%9D%98%20%EA%B8%B0%EC%A4%80%20%EB%B0%8F%20%EA%B7%9C%EA%B2%A9

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセス後、画面左上のボタンのうち、左から 5 番目の「첨부파일」（添付ファイル）にカーソルを当て、表示されるメニューより「식품의 기준 및 규격 고시전문(제 2025-56 호, 고시 25.8.26, 시협 25.10.1).zip」（食品の基準及び規格第 2025-56 号、告示 25.8.26）を選択してファイルをダウンロードする。注：ダウンロードファイルは HWP ファイル（拡張子が.hwp）であるため、ファイルを開くには対応するワープロソフトが必要です。



更新履歴確認：

- i) 下記 URL から「연혁（沿革）」をクリック。
<http://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99/%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%9D%98%20%EA%B8%B0%EC%A4%80%20%EB%B0%8F%20%EA%B7%9C%EA%B2%A9>
- ii) 更新情報が時系列に表示されているので、クリックしてダウンロード。



⑥ 中国

残留農薬基準値	農業農村部農産品質量安全センター『作業動静』（GB2763-2021）
	http://www.aqsc.agri.cn/zlbz/gzdt/202106/t20210603_379939.htm
	上記一覧表の追補（GB2763.1-2022）
	http://www.aqsc.org/zlbz/bzgg/202302/t20230227_419127.htm

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセス後、「GB2763-2021.pdf」をクリックしてダウンロードする。



- 残留農薬基準値の追補は、上記 URL にアクセス後、「GB 2763.1-2022.pdf」をクリックしてダウンロードする。



更新履歴確認：

国家衛生健康委員会食品安全標準及び検査審査局

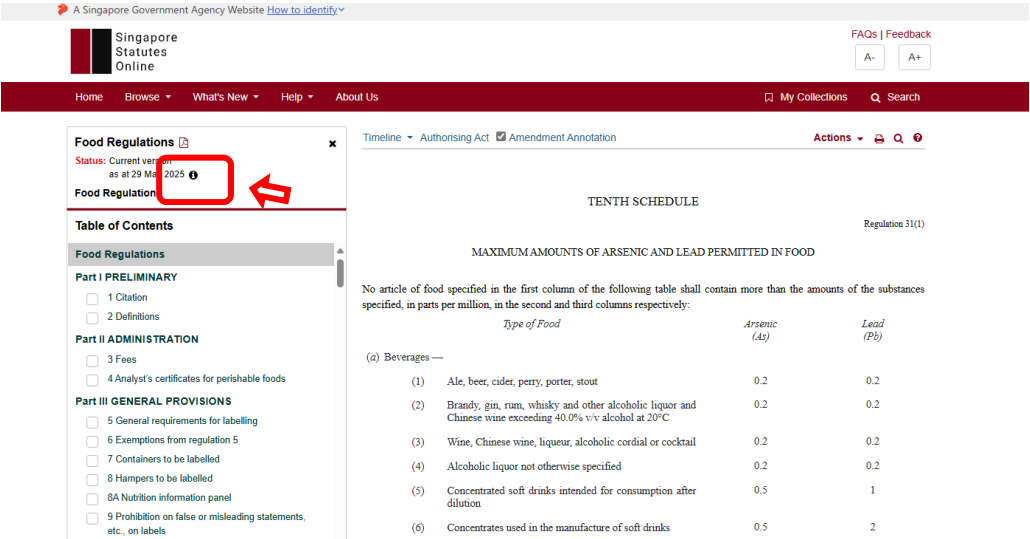
http://www.nhc.gov.cn/sps/s2911/new_list.shtml

上記 URL「標準」で更新情報を確認できる。

⑦ シンガポール

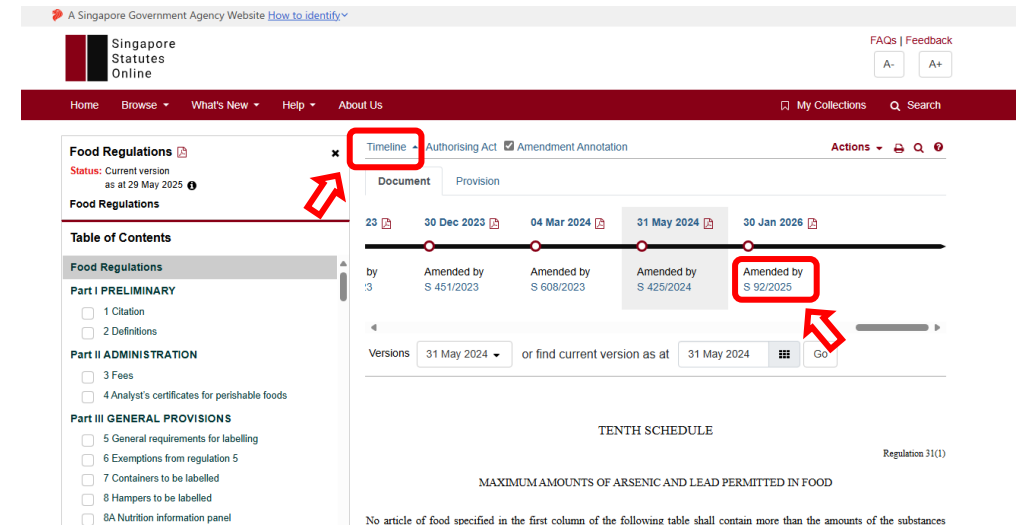
残留農薬基準値	シンガポール政府『Singapore Statutes Online』
	https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20180327&ProvIds=Sc9-#Sc9

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセスすると、現行の MRL リストが表示される。ダウンロードする場合は、左上の赤枠部分をクリック（MRL リストは Ninth Schedule に記載）。



更新履歴確認：

- i) 上記 URL の「Timeline」を開くと、改訂が実施された年月及び日が時系列で下のように表示されている。日付の下部の「Amended by S ***/***」の数字部分をクリック。



- ii) 改定内容を示すページへ遷移し「Table of Contents（*）」が左欄に表示される。残留基準値関連情報は「

Ninth Schedule」に記載されているので、「Amendment of Ninth Schedule」があれば、その部分をクリックして改訂された農薬の残留基準値を確認することができる。


A Singapore Government Agency Website
[How to identify](#)


Singapore Statutes Online

[FAQs](#) | [Feedback](#)

[Home](#)
[Browse](#)
[What's New](#)
[Help](#)
[About Us](#)

[My Collections](#)
[Search](#)

Food (Amendment) Regulations 2025

Status: Published in Subsidiary Legislation Supplement on 31 Jan 2025

Food (Amendment) Regulations 2025

Table of Contents

Food (Amendment) Regulations 2025

Enacting Formulae

1 Citation and commencement

2 Amendment of regulation 2

3 Amendment of regulation 5

4 Amendment of regulation 6

5 Amendment of regulation 9

6 Amendment of regulation 14

7 New regulation 250B

8 Replacement of First Schedule

No. S 92

SALE OF FOOD ACT 1973

FOOD (AMENDMENT) REGULATIONS 2025

In exercise of the powers conferred by section 56(1) of the Sale of Food Act 1973, the Minister for Sustainability and the Environment makes the following Regulations:

Citation and commencement

1.—(1) These Regulations are the Food (Amendment) Regulations 2025 and, except for regulation 6, come into operation on 30 January 2026.

(2) Regulation 6 is deemed to have come into operation on 31 December 2021.

Amendment of regulation 2

2. In the Food Regulations (Rg 1), in regulation 2(1), after the definition of “freshly prepared”, insert—

“ “gluten” has the meaning given by regulation 250B(1);”.

Amendment of regulation 5

⑧ マレーシア

残留農薬基準値	食品安全品質課『1985 年食品規則』
	https://hq.moh.gov.my/fsq/peraturanperaturan-makanan-1985

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセスすると、「Schedules in Food Regulations 1985」の中に「SIXTEENTH SCHEDULE」が収録されている。

表中の①は英語、②はマレー語の PDF をそれぞれダウンロードできる。ファイル内に「SIXTEENTH SCHEDULE」が掲載されている。

Peraturan-Peraturan Makanan 1985

P.U. (A) 437/85

PERATURAN-PERATURAN MAKANAN 1985

Termasuk perubahan terkini – P.U. (A) 200/2017

Untuk maklumat lanjut, sila muat turun dokumen di bawah:

Peraturan-peraturan Makanan 1985

Showing 10 entries

No	Keterangan	Tarikh / Jenis / Saiz	Tindakan
1	Food Regulation 1985 Update 291024 (PUA 209_2020).pdf	30 Oct 2024 PDF 1.76 MB	Lihat Muat-turun
2	Schedules in Food Regulations 1985 Update December 2023 (PUA 209_2020) 200624.pdf	20 Jun 2024 PDF 1.38 MB	Lihat Muat-turun ①
3	Peraturan Peraturan Makanan 1985_BM_Kemaskini November 2024.pdf	20 Nov 2024 PDF 2.39 MB	Lihat Muat-turun
4	Jadual Dalam Peraturan Makanan 1985 Kemaskini Disember 2023 (PUA 209_2020).pdf	08 Dec 2023 PDF 1.29 MB	Lihat Muat-turun ②

Showing 1 to 4 of 4 entries

更新履歴確認：

上記「Official Website FOOD SAFETY AND QUALITY DIVISION MINISTRY OF HEALTH」で、更新情報が公示されるものと思われる。

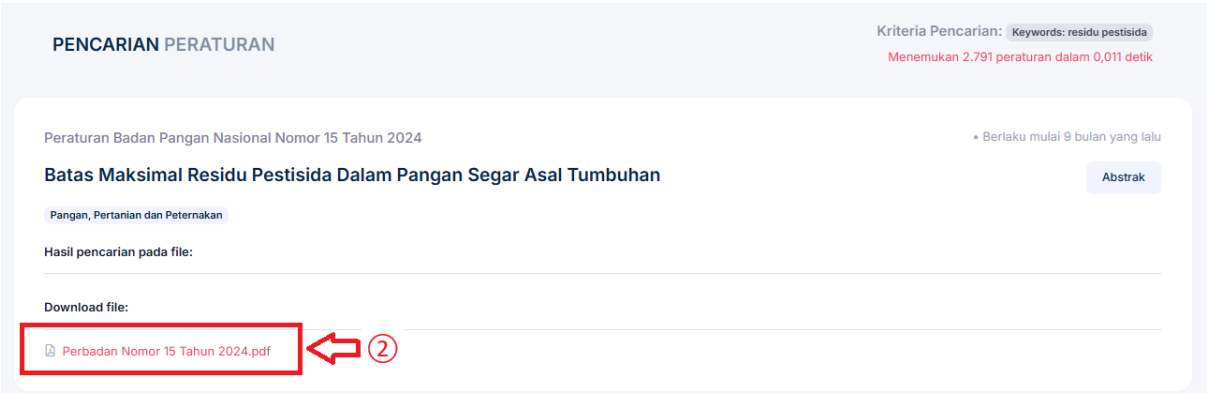
⑨ インドネシア

残留農薬	法規総局『法令データベース』
基準値	Database Peraturan JDIH BPK

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセスし、検索枠①に「residu pestisida」と入力し「Search」をクリックする。



- 検索結果「Batas Maksimal Residu Pestisida Dalam Pangan Segar Asal Tumbuhan」の欄の下部にある②「Perbadan Nomor 15 Tahun 2024.pdf」をクリックしてダウンロードする。



更新履歴確認：

修正など更新情報も上記 URL 内で公示されるものと思われる。

⑩ タイ

残留農薬基準値	食品医薬品局『有毒物質および動物用医薬品の残留物を含む食品の基準』
	https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/contaminants-02

- 残留農薬基準値：上記 URL を開き、ページを下へスクロールする。

กองอาหาร

FOOD DIVISION

เว็บไซต์ | ติดต่อเรา | ฝึกอบรม | คำถามที่พบบ่อย

หน้าแรก

กฎหมายอาหาร

บริการข้อมูลสำหรับผู้ประกอบการ

บริการข้อมูล

ประชาสัมพันธ์

เกี่ยวกับกองอาหาร

สำหรับเจ้าหน้าที่

หน้าแรก > กฎหมายอาหาร > มาตรฐานอาหารที่มีสารพิษ-ยาสัตว์ตกค้าง

กฎหมายอาหาร

ข่าวสารด้านกฎหมายอาหาร

กฎหมายอาหารและกฎหมายลำดับรอง

ผลิตภัณฑ์อาหาร

วัตถุเจือปนอาหาร

การใช้จุลินทรีย์โปรไบโอติกในอาหาร

การแสดงฉลากอาหารและฉลากโภชนาการ

ภาษา: BSRJ

มาตรฐานอาหารที่มีสารปนเปื้อน

มาตรฐานอาหารที่มีสารพิษ-ยาสัตว์ตกค้าง

มาตรฐานอาหารด้านจุลินทรีย์ที่กักให้

ค้นหา

< >

ยาสัตว์ตกค้าง

ลำดับ	กฎระเบียบที่เกี่ยวข้องกับยาสัตว์ตกค้าง	เอกสารที่เกี่ยวข้อง
1	มาตรฐานอาหารที่มีการปนเปื้อนสารเคมีบางชนิด 1.1 ประกาศกระทรวงสาธารณสุข (ฉบับที่ 268) พ.ศ. 2546 เรื่อง มาตรฐานอาหารที่มีการปนเปื้อนสารเคมีบางชนิด • Notification of the Ministry of Public Health (No. 268) B.E. 2546 (2003) Re: Prescribed Standards for Some Chemicals Contamination in Foods 1.2 ประกาศกระทรวงสาธารณสุข (ฉบับที่ 299) พ.ศ. 2549 เรื่อง มาตรฐานอาหารที่มีการปนเปื้อนสารเคมีบางชนิด (ฉบับที่ 2) • Notification of the Ministry of Public Health (No. 299) B.E. 2549 (2006) Re: Prescribed standards for some chemical contaminations in foods (2nd Edition)	PDF PDF PDF PDF
2	ประกาศกระทรวงสาธารณสุข (ฉบับที่ 269) พ.ศ. 2546 เรื่อง มาตรฐานอาหารที่มีการปนเปื้อนสารเคมีกลุ่มเบต้า-โทนิสต์ • Notification of the Ministry of Public Health (No. 269) B.E. 2546 (2003) Re: Prescribed Standards for β-Agonist Chemicals Group Contamination in Foods	PDF PDF

- 15（赤枠）に各告示が記載されていて告示をダウンロードできる。

กองอาหาร

FOOD DIVISION

เว็บไซต์ | ติดต่อเรา | ฝึกอบรม | คำถามที่พบบ่อย

หน้าแรก

กฎหมายอาหาร

บริการข้อมูลสำหรับผู้ประกอบการ

บริการข้อมูล

ประชาสัมพันธ์

เกี่ยวกับกองอาหาร

สำหรับเจ้าหน้าที่

ค้นหา

< >

• Notification of the Ministry of Public Health (No. 449) B.E. 2567 (2024) Issued by virtue of the Food Act B.E. 2522 Re: Food Containing Pesticide Residues (Pesticide Residues in Food) (No.4).
Repeal

14.1 ประกาศสำนักงานคณะกรรมการอาหารและยา เรื่อง คำชี้แจงประกาศกระทรวงสาธารณสุข (ฉบับที่ 449) พ.ศ.2567 เรื่อง อาหารที่มีสารพิษตกค้าง (ฉบับที่ 4)

15 ประกาศกระทรวงสาธารณสุข (ฉบับที่ 460) พ.ศ. 2568 ออกตามความในพระราชบัญญัติอาหาร พ.ศ. 2522 เรื่อง อาหารที่มีสารพิษตกค้าง (บังคับใช้ 22 กรกฎาคม 2568)

• (No. 460) B.E. 2568 (2025) Issued by virtue of the Food Act B.E. 2522 Re: Food Containing Pesticide Residues (Pesticide Residues in Food)

ฐานข้อมูล ASEAN MRLs

PDF

PDF

PDF

PDF

PDF

更新履歴確認：

農薬は食品医薬品局の下記 URL

<https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/contaminants-02>

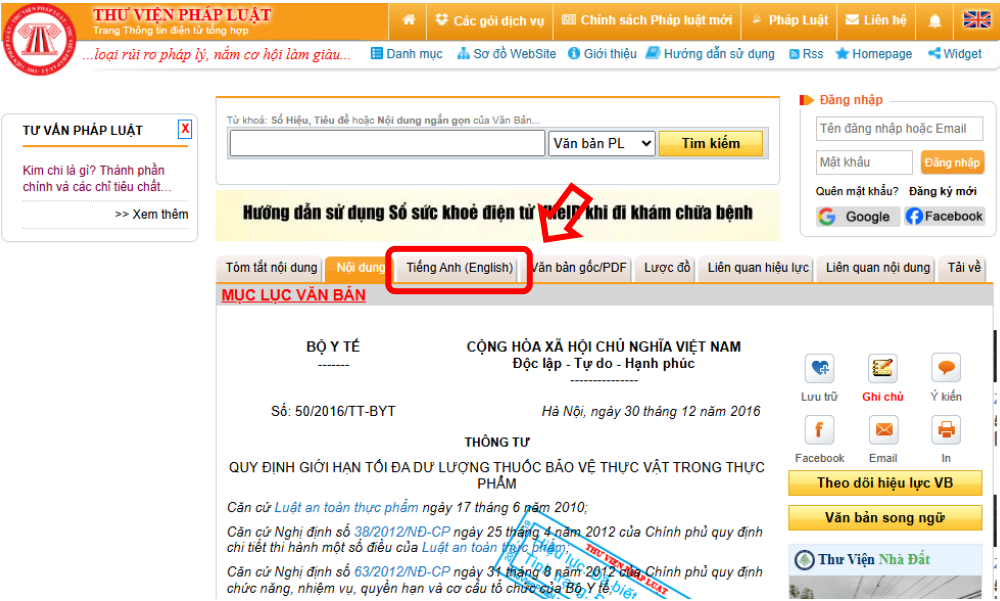
15

140

⑪ ベトナム

残留農薬基準値	法律図書館『50/2016/TT-BYT 食品中の残留農薬の上限を規定する通達』
	https://thuvienphapluat.vn/van-ban/The-thao-Y-te/Thong-tu-50-2016-TT-BYT-gioi-han-toi-da-du-luong-thuoc-bao-ve-thuc-vat-trong-thuc-pham-337490.aspx

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセスすると「50/2016/TT-BYT」が表示される。①の赤枠内「Tiếng Anh (English)」をクリックすると英語版が表示される。



更新履歴確認：

上記 URL で最新の更新情報を確認できる。

⑫ フィリピン

残留農薬基準値	農林水産基準局『フィリピン国家規格目録』
	https://bafs.da.gov.ph/index.php/approved-philippine-national-standards

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセスして、赤枠のリンクをクリック。

GOVPH Home About Us Services Standards Resources Laws and Issuances Transparency Contact Us

Republic of the Philippines
Department of Agriculture
Bureau of Agriculture and Fisheries Standards
BAFS Building, BPI Compound, Vaypay Avenue, Diliman-Quezon City 1101 Philippines | 8028-8758 to 84 local 3301 to 3325

... ensuring consumer safety and promoting global competitiveness of Philippine agriculture and fishery products, and machinery. ...

APPROVED PHILIPPINE NATIONAL STANDARDS

APPROVED BAFS PNS - DATABASE (2 Jan 2025) : Dashboard for Website

APPROVED BAFS PHILIPPINE NATIONAL STANDARDS (PNS)

IN A GLANCE

394 Available PNS	179 Food Safety Standards	215 Quality Standards	Last Modified: 5/29/2025 0:00:00
--------------------------	----------------------------------	------------------------------	---

Breakdown of PNS per commodity
sans Obsolete

Breakdown of PNS per category
sans Obsolete

- 下図の赤枠①「Description」で作物名、②「File」で規格名を確認し、
青文字のリンクをクリックしてダウンロードする。なお、フィリピンの国家規格で、かき、もも、茶に残留基準値は設定されていない。

GOVPH Home About Us Services Standards Resources Laws and Issuances Transparency Contact Us

Republic of the Philippines
Department of Agriculture
Bureau of Agriculture and Fisheries Standards
BAFS Building, BPI Compound, Vaypay Avenue, Diliman-Quezon City 1101 Philippines | 8028-8758 to 84 local 3301 to 3325

... ensuring consumer safety and promoting global competitiveness of Philippine agriculture and fishery products, and machinery. ...

APPROVED PHILIPPINE NATIONAL STANDARDS

20 entries per page

Download PNS

Commodity	Description	Year Approved	File
Crops	Green Coffee Beans (Revised)	2003	PNS-BAFPS 01-2012 – Green Coffee Beans – Product Standard – Specifications.pdf
Crops	Carnation (Standard)	2003	PNS-BAFPS 02-2003 – Carnation – Product Standard – Specifications.pdf
Crops	Live Potted Plants (Chrysanthemum)	2003	PNS-BAFPS 03-2003 – Live Plotted Plants – Product Standard – Specifications.pdf
Crops	Chrysanthemum (Standard)	2003	PNS-BAFPS 04-2003 – Chrysanthemum (standard) – Product Standard – Specifications.pdf

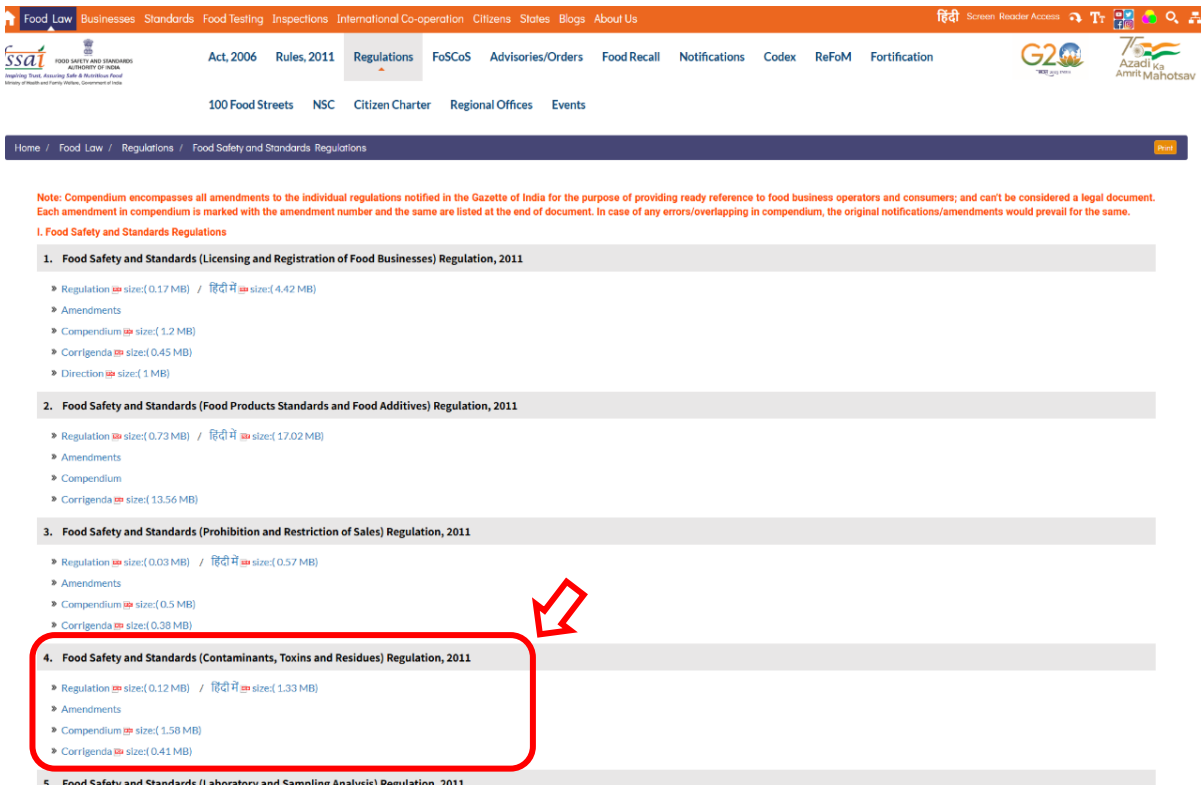
更新履歴確認：

上記 URL で最新の更新情報を確認できる。

⑬ インド

残留農薬基準値	インド食品安全基準局『Food Safety and Standards Regulation』
	https://www.fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-regulations.php

- 残留農薬基準値：上記 URL をクリックして、インド食品安全基準管理局（Food Safety and Standards Authority of India、FSSAI）のサイトにアクセスし、赤枠内の「4」にあるリンクからインドの MRL 関連ファイルをダウンロードすることができる。



更新履歴確認：

下記 URL から更新情報を確認できる。

<https://www.fssai.gov.in/cms/Amendment-FSS-Contaminants-Toxins-and-Residues.php>

⑭ 米国

残留農薬基準値	国立公文書記録管理局『連邦規則集』
	https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-E/part-180/subpart-C

更新履歴確認：

- 上記 URL の左側「Time Line」をクリックすると更新履歴が表示される。

Home

Browse

Search

Recent Changes

Corrections

Reader Aids

My eCFR

Search the eCFR

Sign In / Sign Up



Code of Federal Regulations

A point in time eCFR system



Title 40

Displaying title 40, up to date as of 5/27/2025. Title 40 was last amended 5/22/2025. [view historical versions](#)

There have been changes in the last two weeks to Subpart C. [view change](#)

Enter a search term or CFR reference (eg. fishing or 1 CFR 1.1)

Title 40 / Chapter I / Subchapter E / Part 180 / Subpart C [Previous](#) / [Next](#) / [Top](#)

ECFR CONTENT

Table of Contents

Details

Print/PDF

Display Options

Subscribe

Timeline

Go to Date

ENHANCED CONTENT

[View table of contents](#) for this page.

EDITORIAL NOTE ON PART 180

Editorial Note: Nomenclature changes to part 180 appear at [62 FR 66023](#), Dec. 17, 1997.

Subpart C—Specific Tolerances

EDITORIAL NOTE

Editorial Note: Nomenclature changes to subpart C of part 180 appear at [67 FR 41803](#), June 19, 2002; [67 FR 42393](#), June 21, 2002; [68 FR 39430](#), July 1, 2003; [71 FR 74804](#), Dec. 13, 2006; [72 FR 53137](#), Sept. 18, 2007; [72 FR 61536](#), Oct. 31, 2007; [73 FR 60155](#), Oct. 10, 2008; [75 FR 56014](#), Sept. 15, 2010; and [76 FR 34885](#), June 15, 2011.

- 以下の URL から、更新履歴の一覧を確認することができる。

[https://www.ecfr.gov/recent-changes?search\[date\]=current&search\[hierarchy\]\[title\]=40&search\[hierarchy\]\[chapter\]=I&search\[hierarchy\]\[subchapter\]=E&search\[hierarchy\]\[part\]=180&search\[hierarchy\]\[subpart\]=C](https://www.ecfr.gov/recent-changes?search[date]=current&search[hierarchy][title]=40&search[hierarchy][chapter]=I&search[hierarchy][subchapter]=E&search[hierarchy][part]=180&search[hierarchy][subpart]=C)

19

144

⑮ カナダ

残留農薬基準値	カナダ保健省『農薬情報データベース』
	https://pest-control.canada.ca/pesticide-registry/en/mrl-search.html

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセスすると下記検索画面が表示されるので、①「Chemical Common Name」の「Value」より農薬名を選択（緑色の「+Add Rule」をクリックして複数選択可）、②「Food Commodity」の「Value」より農作物を選択（緑色の「+Add Rule」をクリックして複数選択可）する。両者を選択後、画面左下の③「Search」をクリックすると検索結果が表示される。

Government of Canada

Gouvernement du Canada

Franglais

Search Canada.ca

MENU

Home

>

Health Canada

>

Consumer Product Safety

>

Pesticides and Pest Management

>

Pesticide Product Information Database

Maximum residue limits search

Note:

The use of a pesticide on a crop is product specific, therefore, the establishment of a Maximum Residue Limit (MRL) on a pesticide-crop combination does not authorize the use of all products containing that active ingredient on the crop.

Always refer to the product's label instructions to confirm which crops are registered for use in Canada for that product.

This search allows you to search for the maximum residue limits information available to the public.

Note:

The residue definitions for all chemicals, the residue chemistry crop groups and the Proposed Maximum Residue Limit (PMRL) documents are available on the [MRL](#) webpage.

Search

Chemical Common Name

+ Add rule

Rule # 1

Filter

Operator

Value (required)

Chemical Common Name - English

equal

1-Methylcyclopropene

Delete rule # 1

Food Commodity

+ Add rule

Rule # 2

Filter

Operator

Value (required)

Crop Group - English

equal

CROP GROUP 1: Root and Tuber Vegetables

Delete rule # 2

Search

Show query

Reset

Need Help?

Report a problem on this page

Share this page

Data modified 2025-01-31

20

145

更新履歴確認：

以下の URL から確認できる。

<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/consumer-product-safety/pesticides-pest-management/public/consultations.html>

各年に MRL が改訂された農薬が通し番号で記載されている。調査対象の農薬をクリックすると、その農薬が使われる作物ごとの MRL が載っている。

⑯ オーストラリア

残留農薬基準値	Food Standards Australia New Zealand (FSANZ) 『Food Standards Code』 https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/legislation
---------	---

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセスして、ページを下へスクロールし、「Schedule」の見出しの下にある「Schedule 20」をクリックすると、「Schedule 20 – Maximum residue limits」へと遷移する。

FOOD STANDARDS
Australia • New Zealand
Te Mana Kōwhiri Kai • Aotearoa me Aotearoa

SubscriptionsPublicationsCareersNewsAbout usContact us

Food recallsBusiness guidanceConsumer informationScience and dataFood Standards Code

Home > Food Standards Code > Food Standards Code legislation

Food Standards Code

Food Standards Code legislationPublic consultationsApplicationsProposalsNotification CircularsChanging the codeGazette notices

Food Standards Code legislation

Published 29 March 2025

On this page

Food Standards Code Compilation PDF

Food Standards Code links to the Federal Register of Legislation

About the Food Standards Code

Food Standards Code Compilation PDF

Schedule 10 – Generic names of ingredients and conditions for their use

Schedule 11 – Calculation of values for nutrition information panel

Schedule 12 – Nutrition information panels

Schedule 13 – Nutrition information required for food in small packages

Schedule 14 – Technological purposes performed by substances used as food additives

Schedule 15 – Substances that may be used as food additives

Schedule 16 – Types of substances that may be used as food additives

Schedule 17 – Vitamins and minerals

Schedule 18 – Processing aids

Schedule 19 – Maximum levels of contaminants and natural toxins

Schedule 20 – Maximum residue limits [applies in Australia only]

Schedule 21 – Extraneous residue limits [applies in Australia only]

Schedule 22 – Foods and classes of foods

Schedule 23 – Prohibited plants and fungi

Schedule 24 – Restricted plants and fungi

Schedule 25 – Permitted novel foods

更新履歴確認：

下記 URL から更新履歴を確認できる。

<https://www.legislation.gov.au/Series/F2015L00468>

⑪ ニュージーランド

残留農薬基準値	第一次産業省『Maximum residue levels (MRLs) for agricultural compounds』
	https://www.mpi.govt.nz/agriculture/agricultural-compounds-vet-medicines/maximum-residue-levels-agricultural-compounds/

- **残留農薬基準値**：上記 URL にアクセスし、①「Maximum residue levels (MRLs) for agricultural compounds - Food notice」をクリックすると、最新の MRL リストがダウンロード可能。
なお、下側の赤枠にある②データベースは「米」が選べないなど情報が不完全。

Ministry for Primary Industries
Manatū Ahu Matua

ABOUT MPICONSULTATIONSNEWSLOGIN

FOR INDIVIDUALS
MĀ TĒ TAKIHI

FOR BUSINESSES
MĀ NGĀ PAKIHĪ

Search MPI

Home > Agriculture > Agricultural compounds and veterinary medicines (ACVM) > Maximum residue levels (MRLs) for agricultural compounds

Maximum residue levels (MRLs) for agricultural compounds

A maximum residue level (MRLs), or maximum residue limit, is the largest amount of an agricultural compound allowed in food. Find MRLs for New Zealand or other countries, or request a new MRL.

AGRICULTURAL COMPOUNDS AND VETERINARY MEDICINES (ACVM)

What is an ACVM?

Class determinations and self-determinations

Authorisation of ACVMs

ACVMs exempt from registration

Adverse events with ACVMs

ACVM data assessors

Agricultural chemicals: making, selling, and using

Veterinary medicines and the ACVM Act 1997

Controlling and preventing

New Zealand-sold or -produced food: maximum residue levels (MRLs)

A maximum residue level (MRL) is the highest level of an agricultural compound residue that is allowed in food. Residue levels in food must not exceed the relevant MRL.

Find the list of New Zealand MRLs for a range of agricultural compounds in the Food Notice: Maximum Residue Levels for Agricultural Compounds. For those not listed, it sets an MRL of 0.1 mg/kg.

Maximum residue levels (MRLs) for agricultural compounds - Food notice [PDF, 770 KB]

Maximum residue levels database for pesticides

All domestically produced food sold in New Zealand or intended for export must comply with the requirements in the MRL Food Notice.

Imported foods (unless from Australia) must comply either with:

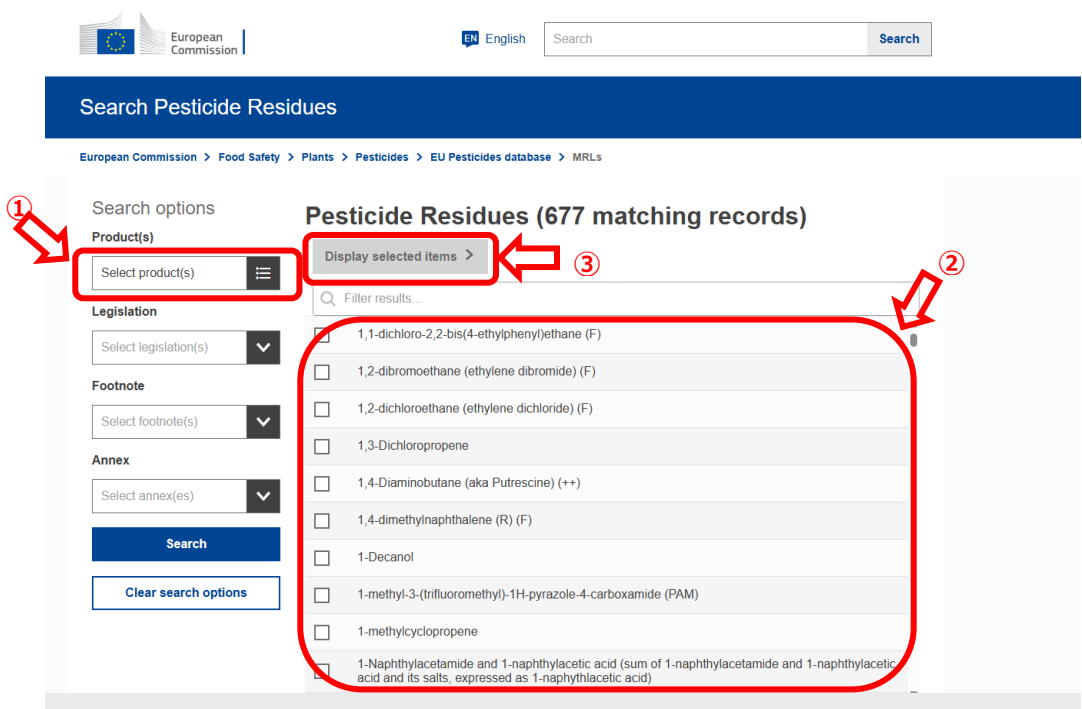
更新履歴確認：

- i) 上記「Maximum residue levels (MRLs) for agricultural compounds - Food notice」からダウンロードした PDF の「Document History」から更新日と更新の内容を確認する。
- ii) 一覧表の「Section Changed」欄に「Schedule 1」となっているものが対象となる。

⑮ EU

残留農薬基準値	European Commission『EU Pesticides database』
	https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/start/screen/mrls

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセスすると、下記検索画面が表示されるので、①から農作物を選択、②から農薬名を選択し、③をクリックする。



- 検索結果が以下の図のように表示される。

Code	Products to which MRLs apply	MRL
0100000	FRUITS, FRESH or FROZEN, TREE NUTS	0.01*
0110000	Citrus fruits	0.01*
0110010	Grapeshoots	0.01*
0110020	Oranges	0.01*
0110030	Lemons	0.01*

更新履歴確認：

<https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/start/screen/mrls/latest>

- i) 上記 URL を開くと、「Latest updates on MRLs」が記載されており、下図の「31/10/2024」の欄のように、残留基準値の改訂について掲載されている。
- ii) 調査対象の農薬が記載されている「Publication of Reg. (EU)」の番号を検索して更新内容の詳細を確認することができる。

The screenshot displays the 'Latest updates on MRLs' page. On the left, under 'Search options', there are two date pickers: 'Publication date from' and 'Publication date to', both set to 'dd/mm/yyyy'. A red arrow points to the 'Publication date from' field. Below these are 'Search' and 'Clear filters' buttons. The main content area is titled 'Pesticide Residues' and 'Regulation (EC) No 396/2005'. It features a search filter box and a list of updates. A red box highlights the date '28/05/2025' in the update list. Another red arrow points to the details of the publication of Reg. (EU) 2019/977, which lists several pesticides and their MRLs becoming applicable on 07/07/2019 or 14/08/2019.

①9 英国

残留農薬基準値	衛星安全局『The GB MRL statutory Register』
	https://secure.pesticides.gov.uk/MRLs/search
	北アイルランドの残留基準値については下記 URL を参照 https://www.hse.gov.uk/pesticides/mrls/mrls-in-northern-ireland.htm

- 残留農薬基準値：上記 URL にアクセスすると、下記検索画面が表示されるので、①から農薬名を選択、②から農作物を選択し、③をクリックすると検索結果が表示される。

Maximum Residue Level Search

Enter your search criteria. You can either search for one Residue and Commodities or All residues for one commodity

☒ Search by Residue Definition / Active Substance
☐ Search by Commodity / Code

Select Residue Definition/Active (5 max) Filter records:

Residue
☐ 1,1-dichloro-2,2-bis(4-ethylphenyl)ethane
☐ 1,2-dibromothane (ethylene dibromide)
☐ 1,2-dichloroethane (ethylene dichloride)
☐ 1,3-Dichloropropene
☐ 1,4 - dimethylnaphthalene
☐ 1,4-diaminobutane (aka putrescine)
☐ 1-decanol
☐ 1-methylcyclopropane
☐ 1-Naphthylacetamide and 1-naphthylacetic acid (sum of 1-naphthylacetamide and 1-naphthylacetic acid and its salts, expressed as 1-naphthylacetic acid)

Select Commodity/Code Filter records:

Code	Commodity Name
☒ All	
☐ 0100000	FRUITS, FRESH or FROZEN; TREE NUTS
☐ 0110000	Citrus fruits
☐ 0110010	Grapefruits
☐ 0110020	Oranges
☐ 0110030	Lemons
☐ 0110040	Limes
☐ 0110050	Mandarins
☐ 0110990	Others - Citrus Fruit
☐ 0120000	Tree Nuts

Search

Table legend

☐ Category
 ☒ Group
 ☒ Subgroup
 ☒ Commodity

© 2025 - HSE Application | Cookies

- 検索結果が以下のとおり表示される。


Health and Safety Executive

You are in: [Databases](#) > [Maximum Residue Levels](#) > [Search](#) > [Results](#)

Maximum Residue Levels

[Export to Excel](#)
[Export History to Excel](#)

Showing 1 to 8 of 6 entries

Show

 entries

Filter records:

<
 1
 >

Current MRL values for Residue: 1,1-dichloro-2,2-bis(4-ethylphenyl)ethane

Code	Commodity to which MRL applies	MRL (mg/kg)	Footnotes Applicable	Where MRL Applies	Details
0100000	FRUITS, FRESH or FROZEN; TREE NUTS				
0110000	Citrus fruits				
0110010	Grapenfruits	0.01 *	Footnotes	GB	Details
0110020	Oranges	0.01 *	Footnotes	GB	Details
0110030	Lemons	0.01 *	Footnotes	GB	Details
0110040	Limes	0.01 *	Footnotes	GB	Details
0110050	Mandarins	0.01 *	Footnotes	GB	Details
0110990	Others - Citrus Fruit	0.01 *	Footnotes	GB	Details

Showing 1 to 8 of 6 entries

<
 1
 >

Table legend

Category
 Group
 Subgroup
 Commodity
 [Footnotes](#)
[Show/Hide Footnotes](#)
 * Indicates limit of determination
 bold Indicates change to MRL level or Footnotes
 Indicates change to Residue Definition

© 2025 - HSE Application | [Cookies](#)

更新履歴確認：

<https://www.hse.gov.uk/pesticides/mrls/new-mrls.htm>

上記 URL の下部にあるリンク「GB MRL publications spreadsheet」から更新情報をダウンロードできる。

Cookies on www.hse.gov.uk

We use some essential cookies to make this service work.

We'd also like to use analytics cookies so we can understand how you use the service and make improvements.

[Accept analytics cookies](#)[Reject analytics cookie](#)

[View cookies](#)

**Health and Safety
Executive**

▼ Menu

🔍

[Help us to improve the website - give your feedback.](#)

[Home](#) > [Industries](#) > [Pesticides](#) > [MRLs and import tolerances](#)

New MRLs

Contents

- [When to apply for a new MRL](#)
- [What to include in your application](#)
- [How long an application takes to process](#)
- [Fees](#)

Search for evaluation reports, reasoned opinions and decision documents

New MRLs

Search for evaluation reports, reasoned opinions and decision documents for new MRLs in the [GB MRL publications spreadsheet](#).

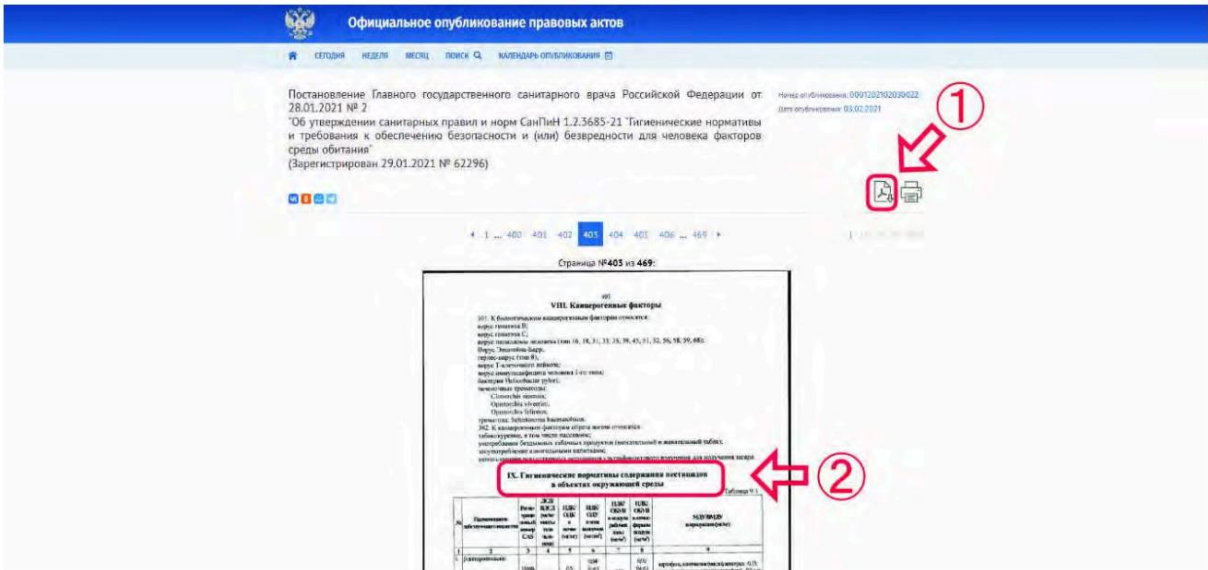
[↑ Back to top](#)

Related content

⑳ ロシア

残留農薬 基準値	『Официальный интернет-портал правовой информации』
	『公式法令ポータルサイト』 http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202102030022?index=402&rangeSize=1

- 残留農薬基準値：SanPiN1.2.3685-21「人体に対する環境因子の安全性及び（又は）無害性を確保するための衛生基準と要件」を入手するため、上記 URL にアクセス、①をクリックして PDF 版をダウンロードすることができるが、ロシア語であり、編集もできない。②の「IX. 対象物に含まれる農薬の衛生基準 表 9.1」に基準値が掲載されている。



更新履歴確認：

下記 URL から更新履歴を確認できる。（政府のウェブサイトでは更新情報を確認できなかった。）

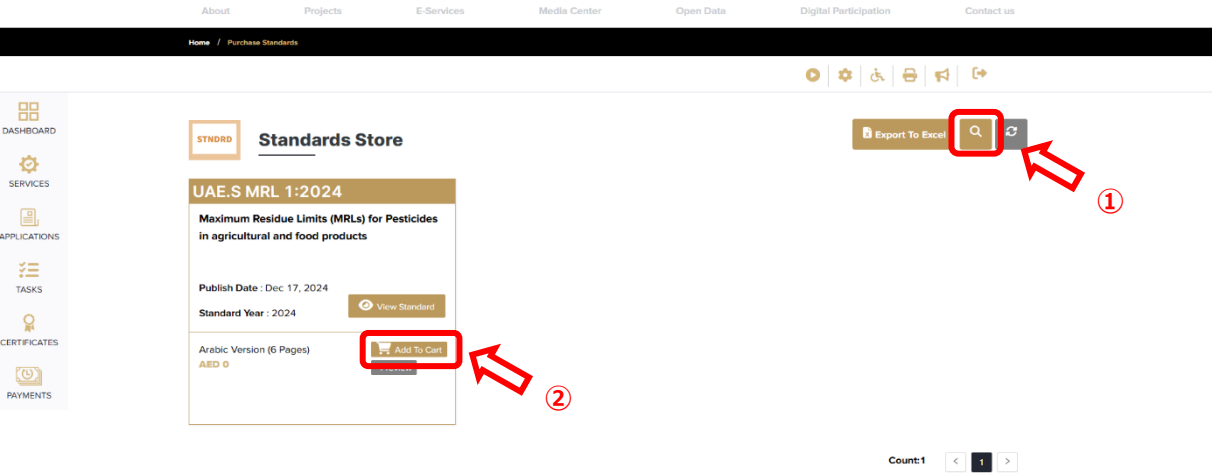
※基準日時点で以下のリンクは接続できません。リンクが復旧するまでお待ちください。

<https://docs.cntd.ru/document/573500115>

②① UAE

残留農薬基準値	MOIAT（工業・先端技術省）
	https://eservices.moiat.gov.ae/eservices/custom/purchase-standards

● **残留農薬基準値**：上記 URL にアクセスし、①から検索画面を開いて「Standard Name」に「MRL」、「Standard Year」に「2014」と入力して検索する。「UAE.S MRL 1：2024」が検索結果に掲載される。「Add to cart」をクリックして購入することができるが、アカウント登録が必要。



更新履歴確認：

上記 URL で「MRL」と検索し更新情報の有無を確認。

①日本

日本の登録/適用の追加・変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	登録/適用変更後 2026/3/2	登録/適用変更前 2026/2/2	備考 其他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	登録×/適用×		更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	登録○/適用×		更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	登録○/適用×		更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	登録×/適用×		更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	登録○/適用○		更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	登録○/適用○		更新

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 其他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	0.01		更新
りんご	FLUOPYRAM	フルオピラム	0.8	1	更新
ぶどう	FENITROTHION	フェントロチオン	0.1	0.2	更新
ぶどう	FLUOPYRAM	フルオピラム	2	5	更新
もも	PYRIBENCARB	ピリベンカルブ	2 ##	3 ##	更新
もも	FENITROTHION	フェントロチオン	4 ##	0.2	更新
もも	FLUOPYRAM	フルオピラム	1 ##	0.5	更新
なし	PYRIBENCARB	ピリベンカルブ	2	3	更新
なし	FLUOPYRAM	フルオピラム	0.8	3	更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	なつみかんの果実全体（幼果）：0.2 レモン：0.5 オレンジ：0.4 グレープフルーツ：0.2 ライム：0.5 其他のかんきつ類果実：0.5		更新
かんきつ類	CHINOMETHIONAT	キノメチオナート	なつみかんの果実全体（幼果）：0.7 レモン：0.2 オレンジ：0.7 グレープフルーツ：0.7 ライム：0.2 其他のかんきつ類果実：0.7	0.7 #	更新
かんきつ類	CYFLUMETOFEN	シフルメトフェン	なつみかんの果実全体（幼果）：5 レモン：10 オレンジ：3 グレープフルーツ：5 ライム：10 其他のかんきつ類果実：10	なつみかんの果実全体（幼果）：5 レモン：10 オレンジ：10 グレープフルーツ：10 ライム：10 其他のかんきつ類果実：10	更新
かんきつ類	1-NAPHTHALENEACETIC ACID	1-ナフタレン酢酸	なつみかんの果実全体（幼果）：4 レモン：5 オレンジ：5 グレープフルーツ：4 ライム：5 其他のかんきつ類果実：5	なつみかんの果実全体（幼果）：4 レモン：5 オレンジ：5 グレープフルーツ：5 ライム：5 其他のかんきつ類果実：5	更新

かんきつ類	PYRIBENCARB	ピリベンカルブ	なつみかんの果実全体（幼果）：4 レモン：5 オレンジ：5 グレープフルーツ：4 ライム：5 その他のかんきつ類果実：5	5 #	更新
かんきつ類	FENITROTHION	フェニトロチオン	なつみかんの果実全体（幼果）：3 レモン：10 オレンジ：7 グレープフルーツ：3 その他のかんきつ類果実（ぼんかんに限る）：7	なつみかんの果実全体（幼果）：3 レモン：10 オレンジ：10 グレープフルーツ：10 その他のかんきつ類果実：10	更新
かんきつ類	FLUOPYRAM	フルオピラム	なつみかんの果実全体（幼果）：0.4 レモン：1 オレンジ：0.6 グレープフルーツ：0.4 ライム：1 その他のかんきつ類果実：1	1 #	更新
かんきつ類	FLOMETOQUIN	フロメトキン	なつみかんの果実全体（幼果）：1 レモン：0.3 オレンジ：0.7 グレープフルーツ：1 ライム：0.3 その他のかんきつ類果実：1	1 #	更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.4 #		更新
温州みかん	CHINOMETHIONAT	キノメチオナート	1 #	0.1	更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.5 #		更新
温州みかん	CYFLUMETOFEN	シフルメトフェン	3 #	5 #	更新
温州みかん	FENITROTHION	フェニトロチオン	7 #	0.05	更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	1		更新
いちご	FLUOPYRAM	フルオピラム	0.4	5	更新
かき	CARTAP, THIOCYCLAM and BENSULTAP	カルタップ、チオシクラム及びペンスルグ	0.3	0.4	更新
かき	CHINOMETHIONAT	キノメチオナート	－	0.05	更新 一律基準値となったため、 品目表から削除
かき	THIOCYCLAM	チオシクラム	0.3	0.4	更新
かき	FENITROTHION	フェニトロチオン	0.7	0.8	更新
かき	BENSULTAP	ペンスルタップ	0.3	0.4	更新
メロン	CHINOMETHIONAT	キノメチオナート	0.7 #	0.05	更新
メロン	FENITROTHION	フェニトロチオン	3 #	0.02	更新
メロン	FLUOPYRAM	フルオピラム	0.8 #	0.05	更新
かんしょ	FENITROTHION	フェニトロチオン	0.03	0.05	更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	5		更新

②CODEX

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	—		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	Lemons and limes : 0.5 Mandarins : 0.4 Oranges, sweet, sour : 0.4 Pummelo and grapefruits : 0.2		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.4		日本の更新に伴う更新
温州みかん	GLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.5		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	—		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	—		日本の更新に伴う更新

③香港

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	[☆]		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	[☆]		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	[☆]		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.5		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	[☆]		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	[☆]		日本の更新に伴う更新

④台湾

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	不検出		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	不検出		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	不検出		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	2.0		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	対象外		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	対象外		日本の更新に伴う更新

⑤韓国

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	0.01		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	0.01		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.01		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.01		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新

⑥中国

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	基準値なし		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	基準値なし		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	基準値なし		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.5		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	基準値なし		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	基準値なし		日本の更新に伴う更新

⑦シンガポール

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	不検出		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	不検出		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	不検出		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	不検出		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	不検出		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	不検出		日本の更新に伴う更新

⑧マレーシア

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	0.01		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	0.01		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.01		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.01		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新

⑨インドネシア

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	0.01		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	0.01		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.01		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.01		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新

⑩タイ

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	0.01		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	Lemons and limes : 0.5 Mandarins : 0.4 Oranges, sweet, sour : 0.4 Pummelo and grapefruits : 0.2		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.01		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.5		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新

⑪ベトナム

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	輸入を認めない		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	輸入を認めない		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	輸入を認めない		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.5		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	輸入を認めない		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	輸入を認めない		日本の更新に伴う更新

⑫フィリピン

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	0.01		日本の更新に伴う更新
もも	PYRIBENCARB	ピリベンカルブ	2 ##	3 ##	日本の更新に伴う更新
もも	FENITROTHION	フェントロチオン	4 ##	0.2	日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	Lemons and limes : 0.5 Mandarins : 0.4 Oranges, sweet, sour : 0.4 Pummelo and grapefruits : 0.2		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	CHINOMETHIONAT	キノメチオナート	なつみかんの果実全体（幼果）：0.7 レモン：0.2 オレンジ：0.7 グレープフルーツ：0.7 ライム：0.2 その他のかんきつ類果実：0.7	0.7 #	日本の更新に伴う更新
かんきつ類	1-NAPHTHALENEACETIC ACID	1-ナフタレン酢酸	なつみかんの果実全体（幼果）：4 レモン：5 オレンジ：5 グレープフルーツ：4 ライム：5 その他のかんきつ類果実：5	なつみかんの果実全体（幼果）：4 レモン：5 オレンジ：5 グレープフルーツ：5 ライム：5 その他のかんきつ類果実：5	日本の更新に伴う更新
かんきつ類	PYRIBENCARB	ピリベンカルブ	なつみかんの果実全体（幼果）：4 レモン：5 オレンジ：5 グレープフルーツ：4 ライム：5 その他のかんきつ類果実：5	5 #	日本の更新に伴う更新
かんきつ類	FENITROTHION	フェントロチオン	なつみかんの果実全体（幼果）：3 レモン：10 オレンジ：7 グレープフルーツ：3 その他のかんきつ類果実（ぼんかんに限る）：7	なつみかんの果実全体（幼果）：3 レモン：10 オレンジ：10 グレープフルーツ：10 その他のかんきつ類果実：10	日本の更新に伴う更新
かんきつ類	FLOMETOQUIN	フロメトキン	なつみかんの果実全体（幼果）：1 レモン：0.3 オレンジ：0.7 グレープフルーツ：1 ライム：0.3 その他のかんきつ類果実：1	1 #	日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.4 #		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CHINOMETHIONAT	キノメチオナート	1 #	0.1	日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.5		日本の更新に伴う更新
温州みかん	FENITROTHION	フェントロチオン	7 #	0.05	日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	1		日本の更新に伴う更新
かき	CARTAP, THIOCYCLAM and BENSULTAP	カルタップ、チオシクラム及びベンスル	0.3	0.4	日本の更新に伴う更新

かき	CHINOMETHIONAT	キノメチオナート	—	0.05	日本の更新に伴う更新 日本の基準値が一律基準値 となったため、品目表から 削除
かき	THIOCYCLAM	チオシクラム	0.3	0.4	日本の更新に伴う更新
かき	FENITROTHION	フェニトロチオン	0.7	0.8	日本の更新に伴う更新
かき	BENSULTAP	ベンスルタップ	0.3	0.4	日本の更新に伴う更新
かんしょ	FENITROTHION	フェニトロチオン	0.03	0.05	日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	5		日本の更新に伴う更新

⑬インド

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	0.01		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	0.01		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.01		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.01		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新

⑭米国

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	不検出		日本の更新に伴う更新
コメ	FLUTOLANIL	フルトラニル	Rice, grain: 7	Rice, grain: 7.0	更新
ぶどう	PYRAFLUFEN ETHYL (Pyraflufen-ethyl)	ピラフルフェンエチル	0.01	不検出	更新
もも	HEXYTHIAZOX	ヘキシチアゾクス	1	1.0	更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	不検出		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	CYFLUTHRIN	シフルトリン	0.3	0.2	更新
かんきつ類	HEXYTHIAZOX	ヘキシチアゾクス	Lemon/Lime, subgroup 10-10B: 0.6 Grapefruit, subgroup 10-10C (CA, AZ, TX only): 0.5 Orange, subgroup 10-10A (CA, AZ, TX only): 0.5	0.6	更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	不検出		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	不検出		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CYFLUTHRIN	シフルトリン	0.3	0.2	更新
いちご	AFIDOPYROPEN	アフィドピロペン	0.3	0.15	更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	不検出		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	不検出		日本の更新に伴う更新
トマト	CYFLUTHRIN	シフルトリン	0.05	0.2	更新
トマト	DELTAMETHRIN and TRALOMETHRIN	デルタメトリン及びトラロメトリン	0.3	0.2	更新
トマト	FAMOXADONE	ファモキサドン	1	1.0	更新

⑮カナダ

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	0.1		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	0.1		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.1		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.1		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.1		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.1		日本の更新に伴う更新

⑯オーストラリア

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	不検出		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	不検出		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	不検出		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.02		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	不検出		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	不検出		日本の更新に伴う更新

⑪ニュージーランド

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	0.1		日本の更新に伴う更新
りんご	CHLORPYRIFOS	クロルピリホス	0.2	0.1	修正
ぶどう	SULFOXAFLOR	スルホキサフロル	10	0.1	修正
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	0.1		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.1		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.5		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.1		日本の更新に伴う更新
いちご	FOLPET	ホルペット	0.1	15	修正
かき	HYDROGEN PHOSPHIDE	リン化水素	0.05	0.1	修正
かんしょ	DICHLORAN (Dicloran)	ジクロラン	5	0.1	修正
かんしょ	PERMETHRIN	ペルメトリン	1	0.1	修正
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.1		日本の更新に伴う更新
トマト	ACEPHATE	アセフェート	1.5	1	修正
トマト	THIODICARB and METHOMYL	チオジカルブ及びメソミル	0.5	0.1	修正
たまねぎ	TEBUCONAZOLE	テブコナゾール	0.2	0.1	修正

⑩EU

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	0.01		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	0.01		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.01		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.5		日本の更新に伴う更新
いちご	ACEQUINOCYL	アセキノシル	0.05*	0.01*	更新
いちご	SULFOXAFLOL	スルホキサフロル	0.05*	0.5	更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新
いちご	PYRACLOSTROBIN	ピラクロストロビン	0.1*	1.5	更新
いちご	METALAXYL and MEFENOXAM	メタラキシル及びメフェノキサム	0.05*	0.6	更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新

⑨英国

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	0.01		日本の更新に伴う更新
コメ	TETRANILIPROLE	テトラニリプロール	0.03	0.01	更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	Kumquats:0.5 Lemons:0.5 Limes:0.5 Grapefruits:0.4 Mandarins:0.4 Other Citrus:0.4 上記を除く:0.01		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	PYDIFLUMETOFEN	ビジフルメトフェン	Kumquats:0.9 Lemons:0.01* Limes:0.01* Other Citrus:0.01*	0.01 *	更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.4		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.5		日本の更新に伴う更新
いちご	ACEQUINOCYL	アセキノシル	0.02 *	0.01 *	更新
いちご	AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	60.0	10.0	更新
いちご	EMAMECTIN BENZOATE	エマメクチン安息香酸塩	2.0	0.05	更新
いちご	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.05 *	2.0	修正
いちご	THIABENDAZOLE	チアベンダゾール	0.05 *	0.01 *	更新
いちご	TETRANILIPROLE	テトラニリプロール	0.05 *	0.01 *	更新
いちご	TRIFLOXYSTROBIN	トリフロキシストロビン	0.05 *	1.0	修正
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新
いちご	PYDIFLUMETOFEN	ビジフルメトフェン	0.05 *	0.01 *	更新
いちご	FLUPYRADIFURONE	フルピラジフロン	0.05 *	0.01 *	更新
いちご	FOSETYL-ALUMINIUM (Fosetyl-Al)	ホセチル	500.0	100.0	更新
いちご	FOLPET	ホルベット	0.1 *	5.0	修正
いちご	MEFENTRIFLUCONAZOLE	メフェントリフルコナゾール	0.05 *	0.01 *	更新
メロン	AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	5.0	1.0	更新
メロン	PYDIFLUMETOFEN	ビジフルメトフェン	0.4	0.01 *	更新
かんしょ	THIABENDAZOLE	チアベンダゾール	3.0	0.01 *	更新
茶	EMAMECTIN BENZOATE	エマメクチン安息香酸塩	0.1	0.02 *	更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新

㊦ロシア

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	基準値なし		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	基準値なし		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	基準値なし		日本の更新に伴う更新
温州みかん	CLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.5		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	基準値なし		日本の更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	基準値なし		日本の更新に伴う更新

⑦UAE

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	Pesticides name	農薬の有効成分	基準値変更後 2026/3/2	適用変更前 2026/2/2	備考 その他の変更点
コメ	CYCLOPYRANIL	シクロピラニル	0.01		日本の更新に伴う更新
かんきつ類	ISOTIANIL	イソチアニル	Lemons and limes : 0.5 Mandarins : 0.4 Oranges, sweet, sour : 0.4 Pummelo and grapefruits : 0.2		日本の更新に伴う更新
温州みかん	ISOTIANIL	イソチアニル	0.01		日本の更新に伴う更新
温州みかん	GLOFENTEZINE	クロフェンテジン	0.5		日本の更新に伴う更新
いちご	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新
いちご	METALAXYL and MEFENOXAM	メタラキシル及びメフェノキサム	0.05*	0.6	EUの更新に伴う更新
茶	VALIDAMYCIN	バリダマイシン	0.01		日本の更新に伴う更新

品目別、国・地域等別の残留農薬基準値表の見方について

農薬の使用方法や残留農薬基準値は、それぞれの国が、農産物の栽培実態や病害虫の種類などの特性を踏まえ、科学的根拠に基づく審査によって定めています。したがって、同じ農薬成分であっても使用方法などが異なる国においては、日本と残留農薬基準値が異なる場合があります。

この表は我が国で広く生産されている 15 品目（コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ）について、輸出先国等（Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦）における残留農薬基準値の有無、設定がある場合にはその残留農薬基準値を調査することで、輸出の参考としていただくために作成しました。

本表において、

- (1) 輸出先国に残留農薬基準値がある場合には、その基準値
 - (2) 輸出先国に残留農薬基準値がない場合には、
 - (ア) 一律の残留農薬基準値（0.01 mg/kg など）
 - (イ) 「不検出」（検出限界未満）
 - (ウ) 「基準値なし」（ネガティブリスト制度で基準値が設定されていない。原則使用可能。）
 - (エ) 「対象外」（ポジティブリスト制度で規制の対象外。原則使用可能）
- のいずれかの表記となっています。

「登録の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、「適用の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。ありの場合「○」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

我が国における農薬の安全性などの情報については、下記 URL をご参照ください。（農薬コーナー）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

（農薬に関するよくある質問）

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_info/index.html

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/attach/pdf/index-3.pdf>

○ 調査対象品目（15 品目）

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

○ 調査対象国・地域等（国際基準及び 20 国・地域）

日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

※これらの調査対象国・地域等については、残留農薬基準値の関連法規を入手する方法や WEB サイト

等も紹介しています。

○ 調査対象農薬成分

調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

○ 基準値の調査頻度

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 日まで毎月 1 日に合わせて調査を実施し、毎月更新します。前月 1 日時点からの更新があった農薬成分は「前月比較での更新情報」を参照ください。

※残留農薬基準値は各国・地域等の web サイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認してください。

1

2

3

「登録の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、
「適用の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。
ありの場合「○」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

①

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本の基準値 (mg/kg)	CODEXの基準値 (mg/kg)	台湾の基準値 (mg/kg)	台湾の基準値 (mg/kg)	台湾の基準値 (mg/kg)
2,4-D	2,4-D	○	○	0.1	[穀]0.1	[穀]0.5 [玄]0.1 [雑]0.1	[米類]0.1	[米]0.05
2,4-DB	2,4-DB	×	×	0.02	—	[穀]	不検出	0.01
ACEP	4-アセチルフェニル酢酸	○	×	0.02	—	[穀]	不検出	0.01
BAC	BAC	×	×	0.2	—	[穀]	不検出	0.01
DEFC	DEFC	○	×	0.5	—	[穀]	不検出	0.01
DOT	DOT	×	×	0.2	[穀]0.1	[穀]0.1	不検出	[穀]0.1, 0.2
EDN	EDN	×	×	0.02	—	[穀]	不検出	0.01
EPIC	EPIC	×	×	0.1	—	[穀]	不検出	0.01
MADE	MADE	○	○	0.1	—	[穀]	不検出	[米]0.05
MADE	MADE	○	○	0.1	—	[穀]	[米類]0.1	[米]0.01, 0.2
MADE	MADE	×	×	0.3	—	[穀]	不検出	0.01
MAZAL	イマザリル	×	×	0.05	—	[穀]	不検出	[米]0.05, 0.2
MAZETHAPYR AMMONIUM	イマザリルアンモニウム塩	×	×	0.2	[米]0.1	[穀]	不検出	0.01
MAZOSULFURON	イマズルスルホン	○	○	0.1	—	[穀]0.02	[米類]0.5	[米]0.1
MAZOCLOPRID	イマズクロピリド	○	○	1	[穀]0.05	[穀]0.05	[米類]0.2	[米]0.2
MINOCTADIN	イミダクタン	○	○	0.02	—	[穀]	[米類]0.05	[米]0.05
MINOCTADIN	イミダクタン	○	○	0.02	—	[穀]	不検出	[米]0.1
NEVBYL 200	イミダクタン	○	○	0.01	—	[穀]	不検出	0.01

各国に残留農薬基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い各基準値が適用されます。
※ 例えば、農薬残留基準値が設定されていない物質で、Codexで基準値が設定されているものは、その基準値が適用され、Codex基準値にも設定されていないものは、不検出としている国もあります。

②

規定形式	ボツタイプリスト	—	ボツタイプリスト	ボツタイプリスト	ボツタイプリスト	ボツタイプリスト
●登録の有無：当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無 ●適用の有無：当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無 ○：登録ありかつ適用ありの場合 ×：色で表示。	—	基準値なし	[谷]：食物環境衛生管理委員会によるリスク評価	不検出	一律基準値 (0.01 ppm)	基準値なし
●各国に基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い各基準値が適用される。 この表では、上記のルールに従い各基準値が適用済み。 「基準値なし」及び「対象外」の場合は、原則適用可能。	優先順位1	—	—	—	—	—
●基準値に付された記号について ※1：検出限界値 ※2：規定基準値 ※3：色で表示。有農薬成分の日本農薬規格において使用可能な有効成分を示す。	優先順位2	—	—	—	—	—
	優先順位3	—	—	—	—	—
	基準値取得日	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1
	関連法規等	食品衛生法第11条第1項に基づく「食品、添加物の規格基準」A食品一類の成分規格	INTERNATIONAL FOOD STANDARD CAC/MRL 2-2017	公衆衛生及び食品衛生法第132条第1項第1号（第132条第1項第1号）	食品衛生法第107条第1項第1号（第107条第1項第1号） 1071302303号令 修正第132条第1項第1号	中華人民共和國食品安全法 食品中農薬最大残留量（GB 2763-2019）

各国の残留農薬基準値の関連法規は、残留農薬基準値を設定する上での品目名や検体が日本と異なるため、関連法規を直接確認する際はこちらを参考にしてください。

③

各国資料等で検索する場合の品目名	米(玄米)	[米]: GC 0649 - Rice [穀]: GC 0080 - Cereal grains	[穀]: 穀類 [玄]: 穀類 [精]: 精米 [穀]: 穀類	[米]: 米 [米類]: 米類	[米]: 米 [穀]: 穀類	[穀]: 穀類 [米]: 米 [穀]: 穀類
検体	玄米	Whole commodity Rice, bran, rice, husked, rice, polished: Whole commodity as prepared for wholesale or retail distribution. Rice bran, processed	Whole commodity	the forms on market.	脱穀したもの	whole grain

3 各国の残留農薬基準値

3.1 日本

3.1.1 概要

日本における残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 2 に示す。

表 2: 日本における農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品衛生法（第 13 条） ²⁶
残留基準値一覧表	公益財団法人日本食品化学研究振興財団ウェブサイト「残留農薬基準値検索システム」内「食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の限量一覧表」 ²⁷
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	一律基準（0.01 ppm）、含有してはならない（抗生物質・化学的合成品である抗菌性物質・放射性物質）、当該物質が自然に食品に含まれる物質と同一であるとき、当該食品において自然に含まれる量を超えてはならない
「不検出」規定	食品、添加物等の規格基準、第 1 食品、A 食品一般の成分規格の 5（1） ²⁸
「不検出」物質一覧表	公益財団法人日本食品化学研究振興財団ウェブサイト「残留農薬基準値検索システム」内「食品において不検出とされる農薬等一覧表」 ²⁹

日本における残留農薬の規制は、食品衛生法第 13 条の規定に基づいている。この概要は以下のとおりである。

- 1) 農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）が、人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、販売等を行ってはならない（第 3 項）
- 2) ただし、残留する量の限度について規格が定められている場合はこの限りでない（第 3 項）

²⁶ e-GOV 法令検索「昭和二十二年法律第二百三十三号 食品衛生法」
(<https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000233>、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

²⁷ 公益財団法人日本食品化学研究振興財団「残留農薬基準値検索システム」
(<http://db.ffcr.or.jp/>、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

²⁸ 消費者庁「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）－抄－」
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/notification、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

²⁹ 公益財団法人日本食品化学研究振興財団「食品において不検出とされる農薬等一覧表」
(<https://www.ffcr.or.jp/zanryu/positive/post-82.html>、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

3) 規格が定められている場合、その規格に合わない食品の販売等をしてはならない（第 2 項）

すなわち、原則として、一律基準を超える農薬が残留してはならず、残留基準が設定されている場合は、例外としてその残留基準が適用される。「不検出」を含めた何らかの残留基準が設定されている農薬と食品の組合せの場合は、例外として上記 2) 及び 3) が適用され、基準が設定されていない場合は、上記 1) が適用される。この 1) における「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣の定める量」が、いわゆる一律基準である。

食品衛生法

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。
- 二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
- 三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。
- 四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

第十三条 内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第二項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留

する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

太字は本項目に関連する箇所である。ユーロフィン QKEN による。

3.1.2 残留基準値未設定時の規定

3.1.2.1 一律基準（0.01 ppm）

日本では、原則として、残留基準値が定められていない農薬が「人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣の定める量」を超えて残留する食品を販売してはならないとされている。この一律基準の値は、厚生労働省告示第 497 号（平成 17 年 11 月 9 日）³⁰において、「0.01 ppm」と定められている。

ただし、ジベレリンで残留基準値が定められていない農産物については、食品、添加物等の規格基準、第 1 食品、A 食品一般の成分規格 8 項³¹の「自然に食品に含まれる物質と同一であるとき」に該当する。そのため、同 8 項で規定されている「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用され、その他の農薬成分の一律基準値 0.01 ppm とは異なる。厚生労働省の施行通知（生食発 0714 第 1 号、令和 2 年 7 月 14 日）³²によると、厚生労働省が行った調査により、多くの農産物は天然由来のジベレリンを 0.3 ppm 以下程度含有することが示唆されたため、残留基準値が定められていない農産物については、食品中のジベレリンの残留濃度が 0.3 ppm を超えた場合を除き、食品衛生法に基づく行政処分又は行政指導の対象とはならない。また、全ての農産物における天然由来のジベレリン濃度については把握していないため、0.3 ppm を超えた場合においても、当該農産物における天然由来のジベレリン濃度が残留濃度より高いことを文献等によって確認できた場合は、食品衛生法に基づく行政処分又は行政指導の対象とはならない。

また、抗生物質・合成抗菌剤については、それらの物質が対象外物質ではない、又は残留基準値が定められていない場合、本規格基準、第 1 食品、A 食品一般の成分規格 1 項が適用される。つまり、こうした抗生物質・合成抗菌剤は、残留基準値が定められていないが一律基準は適用されず、食品に「含有してはならない」。

以下の表 3 に、食品に「含有してはならない」抗生物質又は抗菌性物質及びその対象となる農産物を掲載する。表 3 の左欄の物質について、「×」がついている農作物に対する基準値は設定されていない。この場合、一律基準は適用されず、「含有してはならない」という規定が適用される。

表 3：食品に「含有してはならない」抗生物質又は抗菌性物質

³⁰ 消費者庁「厚生労働省告示第 497 号」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/assets/standards_cms208_240918_02.pdf、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

³¹ 消費者庁「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）－抄－ 第 1 食品、A 食品一般の成分規格 8 項

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/notification、最終アクセス日：2026 年 2 月 16 日)

³² 厚生労働省「施行通知生食発 0714 第 1 号、令和 2 年 7 月 14 日」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000648769.pdf>、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

	コメ	りんご	かんきつ類	温州みかん	なし	かき	ぶどう	いちご	もも	メロン	茶	かんしょ	ながいも	トマト	たまねぎ
オキシテトラサイクリン	×					×	×	×		×	×	×	×		
カスガマイシン						×	×	×				×	×		
クロビドール											×				
ジヒドロストレプトマイシン 及びストレプトマイシン						×		×		×	×	×	×		
ポリオキシン D 亜鉛塩	×		×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×
ポリオキシン複合体	×								×		×	×	×		

厚生労働省告示第四百九十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二章第十一条第三項の規定に基づき、食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を次のように定め、平成十八年五月二十九日から適用する。ただし、平成十八年五月二十八日までに製造され、又は加工される食品については、なお従前の例によることができる。

食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量

食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により**人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量は、0.01ppm とする。**

食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)-抄-

1 食品 A 食品一般の成分規格

1 食品は、抗生物質又は化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。)たる抗菌性物質及び放射性物質を含有してはならない。ただし、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質について、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1)当該物質が、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 12 条の規定により人の健康を損なうおそれのない場合として内閣総理大臣が定める添加物と同一である場合
- (2)当該物質について、5、6、7、8 又は 9 において成分規格が定められている場合
- (3)当該食品が、5、6、7、8 又は 9 において定める成分規格に適合する食品を原材料として製造され、又は加工されたものである場合(5、6、7、8 又は 9 において成分規格が定められていない抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有する場合を除く。)

太字は本項目に関連する箇所である。ユーロフィン QKEN による。

3.1.3 不検出

3.1.3.1 不検出の規定

「不検出」とされている農薬は、食品、添加物等の規格基準、第 1 食品、A 食品一般の成分規格 5 (1) 項³³の表「食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」³⁴に記載されている（以下の表 4 を参照。）。これは、残留基準値及び一律基準とは別に設定されている。さらに同 5 項において、この表の農薬等（農薬、飼料添加物、動物用医薬品）の成分は「食品に含有されるものであってはならない」と規定されている。ここでいう「食品」は、本基準に関係する厚生労働省通知に記載されているように、「全ての食品」を指す。なお、不検出基準が設定されている農薬等は 24 物質であるが、農薬は 4 物質で、残り 20 物質は動物用医薬品又は飼料添加物である。

さらに、食品、添加物等の規格基準、第 1 食品、A 食品一般の成分規格の 6 及び 7 項において、一部の食品の組合せに対して、残留基準及び暫定基準がそれぞれ規定されているが、これらの基準にある一部の組合せについて「不検出」の基準が設定されている。基準に「不検出」の設定がある農薬等を表 5 に示す。

「不検出」が設定されているこれらの農薬等については、本基準において、それぞれの試験法が定められている。これらの試験法によって食品を試験した場合に「食品はその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない」と規定されている。これらの試験法では、多数の具体的な食品について検査部位が指定されている。

なお、「不検出」と前述の「含有してはならない」の違いについては、消費者庁のウェブサイト内「ポジティブリスト制度についての Q&A」³⁵の「新たに設定した残留基準」の Q48 において、「遺伝毒性、発ガン性等の懸念より許容限度値が設定できない物質に対して設定される基準が「不検出」です。また、抗生物質及び抗菌性物質には人の治療薬としての用途があるものもあり、むやみに使用されることがないよう「含有してはならない」の基準を設定しているものです。」と回答されている。

また、「暫定基準」については、「新たに設定した残留基準」の Q42 で説明されている。これによると、ポジティブリスト制度施行前時点において、食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づいて設定されている農薬等の残留基準では、国際基準である CODEX 基準や国内で使用が認められている農薬等の登録保留基準などが網羅されていなかった。そのため、平成 18 年（2006 年）のポジティブ制度施行時点で残留基準が設定されていない農薬等について、CODEX 基準などを参考に暫定的な基準（いわゆる暫定基準）が定められることになった。

「ポジティブリスト制度」の導入時点で、760 物質の暫定基準が設定された（平成 18 年 5 月時点の暫定基準は 758 物質であるが、暫定基準見直しの結果、一部で品目の統合や分割が行われ、現在の品目数に合わせて集計されている）。その後、これらの暫定基準を本基準にするために、厚生労働省（現在の担当は消費者庁である。）は、食品安全委員会に、残留基準を設定するための評価を行うための諮問をしてきた。2025 年 4 月 22 日に開催された「第 981 回 食品安全委員会」³⁶の「資料 1-1：令和 7

³³ 厚生労働省「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）－抄－ 第 1 食品、A 食品一般の成分規格 5（1）」
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/notification、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

³⁴ 公益財団法人日本食品化学研究振興財団「食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/notification/assets/001074839.pdf、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

³⁵ 消費者庁「ポジティブリスト制度について（Q&A）」
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/faq_001、最終アクセス日：2026 年 2 月 1 日)

³⁶ 食品安全委員会「第 943 回 食品安全委員会」
(<https://www.fsc.go.jp/fscis/meetingMaterial/show/kai20240618fsc>、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

年度食品健康影響評価依頼等について」によると、令和 7 年 3 月 31 日時点では、暫定基準を設定した 760 物質のうち、これまでに 703 物質について評価を依頼し、そのうち 585 物質については評価が終了している。

抗生物質等に関する食品一般の成分規格³⁷

食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準の第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格 1」で次のように定められています。

（平成 18 年 5 月 29 日施行）

（要約）

1 食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものにあっては、この限りではない。

1. 当該物質が、食品衛生法により定められている食品添加物と同一である場合
2. 当該物質について食品の成分規格が定められている場合
3. 当該食品が、食品の成分規格に適合する食品を原材料として製造され、又は加工されたものである場合（食品の成分規格が定められていない抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有する場合を除く。）

ポジティブリスト制度について（Q&A）【新たに設定した残留基準について】

Q42. 暫定基準とは何ですか

ポジティブリスト制度施行前時点において、食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき設定されている農薬等の残留基準は、国際基準であるコーデックス基準や国内で使用が認められている農薬等の登録残留基準などを網羅するに至っていませんでした。そこで、国民の健康保護を図るとともに、ポジティブリスト制度の円滑な施行を図る観点から、現時点で残留基準が設定されていない農薬等について、コーデックス基準などを参考に暫定的な基準（いわゆる暫定基準）を定めることとしたものです。

なお、いわゆる暫定基準であっても、食品衛生法第 11 条第 1 項に規定される基準（残留基準）となることから、規制について、現行の残留基準との差異や軽重はありません。

表 4：食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質

No.	成分名	区分	No.	成分名	区分
1	2,4,5-T	農薬	13	ダミノジッド	農薬
2	イプロニダゾール	動物用医薬品	14	ニタルソン	動物用医薬品
3	オラキンボックス	動物用医薬品 試料添加物	15	ニトロフラゾン	動物用医薬品
4	カブタホール	農薬	16	ニトロフランチン	動物用医薬品
5	カルバボックス	動物用医薬品	17	ニフルスチレン酸ナトリウム	動物用医薬品

³⁷ 公益財団法人日本食品化学研究振興財団「残留農薬ポジティブリスト制度について」
<https://www.ffcr.or.jp/kagaku/standard/post-36.html>、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日）

6	クマホス	動物用医薬品	18	フラゾリドン	動物用医薬品
7	クロラムフェニコール	動物用医薬品	19	フラルタドン	動物用医薬品
8	クロルスロン	動物用医薬品	20	プロファム	農薬
9	クロルプロマジン	動物用医薬品	21	マラカイトグリーン	動物用医薬品
10	ゲンチアナバイオレット	動物用医薬品	22	メトロニダゾール	動物用医薬品
11	ジエチルスチルベストロール	動物用医薬品	23	ロキサリゾン	動物用医薬品
12	ジメトリダゾール	動物用医薬品	24	ロニダゾール	動物用医薬品

表 5：残留基準、暫定基準で一部の食品に「不検出」が設定されている農薬等の成分である物質

No.	成分名	区分	基準における項目
1	エンドリン	農薬	A の 6（残留基準）及び 7（暫定基準）
2	クレンブテロール	動物用医薬品	A の 6（残留基準）
3	酢酸トレンボロン	動物用医薬品	A の 6（残留基準）
4	酢酸メレンゲステロール	動物用医薬品	A の 6（残留基準）
5	デキサメタゾン	動物用医薬品	A の 6（残留基準）
6	パラチオン	農薬	A の 6（残留基準）及び 7（暫定基準）
7	プロチゾラム	動物用医薬品	A の 6（残留基準）
8	ベタメタゾン	動物用医薬品	A の 6（残留基準）
9	二臭化エチレン	農薬	A の 7（暫定基準）

3.1.3.2 不検出の定義

「不検出」という用語の定義は食品、添加物等の規格基準に示されていないが、本基準及び本基準に係る通知には「不検出」に関して以下のような表示・説明がある。

- 1) 本基準には、「食品はその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない」という指示があり、当該物質を示す表が第 1 食品、A 食品一般の成分規格の 5 に掲載されている。その表のキャプションは、「食品において『不検出』とされる農薬等の成分である物質」である
- 2) 本基準に関する厚生労働省通知（食安発第 1129001 号、平成 17 年 11 月 29 日）³⁸では、「食品はその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない」というこの規定について、「本規定において示す試験法により当該物質が検出されなかった場合に、当該物質が『不検出』であるとされること」と説明されている

³⁸ 厚生労働省「厚生労働省通知 食安発第 1129001 号」

(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc_keyword?keyword=1129001&dataId=00tb2972&dataType=1&pageNo=1&mode=0、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

以上のことから、日本の農薬残留基準値における「不検出」とは、「食品、添加物等の規格基準に示されている試験法によって検出されないこと」であると理解できる。

さらに、「検出されないこと」については本基準において特に規定されていないが、通常の実験化学における用法や残留農薬に関する解説文献では以下のように説明されている。

- 1) 実験化学用語に関する JIS K 0211:2013 では、「検出下限、検出限界」が「検出できる最小量（値）」と定義されている
- 2) 残留農薬について解説した以下の文献では、「試験結果が検出限界未満のとき、不検出と判断される」、農薬等ごとに「検出限界値が提示され、これらの値以上を検出したときは、食品衛生法違反となる」と説明されている

根本（2010）³⁹

告示試験法は、規格基準公示において基準が「不検出」と定められている農薬に適用される試験法であり、同告示に試験法が規定されている。「不検出」基準の農薬は、規定の試験法で試験したとき、検出されるものであってはならないこととされ、試験結果が検出限界未満のとき「不検出」と判断される。

永山（2020）⁴⁰

告示試験法は、…不検出の基準を有する農薬等の分析に用いる試験法として、対農薬 6 通り、対動物医薬品 15 通りの計 21 通り規定されている。いずれも農薬等ごとの個別試験法であり、それぞれに検出限界が提示され、これら値以上を検出したときは、食品衛生法違反となる

JIS による上記 1) の定義によれば、ある物質の含有量を試験する際に、当該物質の試験法における「検出限界」未満しか含有していない場合は、試験を行っても当該物質を検出することができないため、当該物質は「検出されない」又は「不検出」とであると報告されることを意味している。

上記 3 つの文献の説明から、「不検出」とは「所定の試験法で試験した場合の試験結果が、当該試験法の検出限界未満であること」とまとめられる。

3.1.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験法は「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法(平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)」により通知されている。⁴¹第 1 章「総則」、第 2 章「一斉試験法」、第 3 章「個別試験法」で構成されている。第 1

³⁹ J-STAGE「食品中残留農薬公示試験法の進歩」(https://www.jstage.jst.go.jp/article/shokueishi/51/6/51_6_349/_pdf/-char/ja、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

⁴⁰ 関東化学株式会社「食品中残留農薬分析の概要～知っておきたいいくつかのこと～」

(https://www.kanto.co.jp/dcms_media/other/CT_257_01.pdf、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

⁴¹ 食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法(平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) (https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/test_method：最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日)

章には 1.用語、2.装置、3.試薬・試液、4.試料採取、5.分析上の留意事項の記載がある。第 2 章は GC/MS 及び LC/MS による一斉試験法が 10 種類記載されており、各試験法について定量限界値が記載されている。第 3 章の個別試験法には 2026 年 3 月現在 363 種の通知法、また食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質の告示試験法が収載されている。

なお通知で試験法を定めている農薬等について、通知で定める試験法以外の方法によって試験を実施する場合には、「通知試験法と比較して真度、精度及び定量限界において、同等又はそれ以上の性能を有するとともに、特異性を有すると認められる方法によって実施するもの」とされている。そのための妥当性評価法は「[平成 19 年 11 月 15 日食安発第 1115001 号]食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」に記載されている。⁴²

定量限界は妥当性評価ガイドラインの 3 用語の説明で「適切な精確さをもって定量できる分析対象物の最低量又は濃度をいう。本ガイドラインでは、原則として通知に示された定量限界を用いる」と定義されている。また 4 (4) に下記の記載がある。

4 評価の方法

(4) 定量限界

基準値が定量限界と一致している場合には、以下の条件を満足していることを確認する。

- ① 定量限界濃度を添加したブランク試料を分析したとき、表 2 の真度（回収率）及び精度（併行及び室内）の目標値を満足していること。
- ② クロマトグラフィーによる分析では、定量限界濃度に対応する濃度から得られるピークが、 $S/N \geq 10$ であること。

表 2 各濃度毎の真度（回収率）及び精度の目標値

濃度 (ppm)	試行回数 (回)	真度（回収率） (%)	併行精度 (RSD%)	室内精度 (RSD%)
≤ 0.001	5	70～120	30>	35>
$0.001 < \sim \leq 0.01$	5	70～120	25>	30>
$0.01 < \sim \leq 0.1$	5	70～120	15>	20>
$0.1 <$	5	70～120	10>	15>

検出限界について公式な定義は、行政通知・ガイドライン上には存在せず、分析法の性能基準は定量限界を基準に設定されている。なお「食品において不検出とされる農薬等」には検出限界値が示されているが、一般的な分析化学での検出限界を制度として定義したものではなく、不検出基準として行政が指定した判定値である。

⁴² [平成 19 年 11 月 15 日食安発第 1115001 号]食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/test_method/assets/000334675.pdf : 最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日)

3.2 CODEX

3.2.1 概要

CODEX における残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 6 に示す。

表 6 : CODEX における農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	なし
残留基準値一覧表	CODEX 委員会ウェブサイト「CODEX ALIMENTARIUS INTERNATIONAL FOOD STANDARDS」内「Pesticide index」 ⁴³
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	なし
残留基準値未設定時の規定	なし
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

CODEX で採択されている農薬の残留基準値は、FAO/WHO 合同残留農薬会議（JMPR）の推奨する最大残留レベルを CODEX 残留農薬部会（CCPR）⁴⁴で審議・採択し、CODEX 規格委員会（CAC）で最終的に CODEX 農薬残留基準値（CXL）として採択したものである。この基準値は、CODEX 委員会ウェブサイト内の「Codex Pesticides Residues in Food Online Database」に掲載されている。また、鉛及びヒ素の基準値は、残留農薬基準値としては設定されていない。

CODEX の残留基準値を設定する手順⁴⁵⁴⁶は以下のとおりである。この手順は、CODEX 加盟国メンバー又はオブザーバーが、ある農薬を JMPR の評価対象としてノミネートすることによって開始され、以下の 8 ステップ、又は条件が整えば簡略化した 5 ステップ（step5～7 を省略）で進められる。

step1 : CCPR において優先評価農薬を選定する

step2 : WHO 専門家による毒性評価及び FAO 専門家による残留評価を行う。これらを基にして、JMPR が残留基準値原案（proposed draft MRL）を策定し、CCPR に提示する

step3 : メンバーに残留基準値原案を提示してコメントを求める

⁴³ CODEX 委員会「Pesticide index」

(<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/pesticides/en/>、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

⁴⁴ CODEX 残留農薬部会（CCPR）

(<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/committees/committee/en/?committee=CCPR>、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

⁴⁵ 国連食糧農業機関（FAO）「Codex Alimentarius Commission Procedural Manual」

(<https://openknowledge.fao.org/items/01072107-1c1b-4b87-8a1f-f515c9366334>、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

⁴⁶ 世界貿易機関（WTO）「CODEX PROCEDURES FOR THE ESTABLISHMENT OF MAXIMUM RESIDUE LIMITS FOR PESTICIDES」

(https://www.wto.org/english/tratop_e/sps_e/wkshop_oct16_e/s2_gracia_brisco.pdf、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

- step4 : CCPR において残留基準値原案を審議・採択し、CAC に提起する
- step5 : CAC において残留基準値原案を審議し、残留基準値原案を残留基準値案として採択する
- step6 : メンバーに残留基準値案を提示してコメントを求める
- step7 : CCPR において残留基準値案を審議・採択し、CAC に提起する
- step8 : CAC において残留基準値案を審議し、残留基準値案を CODEX 農薬最大残留基準値 (CXL) として採択する

3.2.2 残留基準値未設定時の規定

3.2.2.1 規定なし

CODEX には、残留基準値を設定できない場合の対応として何らかのデフォルト値を設定するという規定はない。なお、オーストラリアの法人化された連邦政府機関 (Corporate Commonwealth entity)⁴⁷が作成した資料には、CODEX の CXL が設定されていない場合は「zero tolerance (有害物質の検出ゼロ)」と記載されているが、その根拠は不明である。

3.2.3 不検出

3.2.3.1 不検出の規定

CODEX について、残留農薬の基準値に「不検出」又は「0」を設定している項目は確認できなかった。国連食糧農業機関の「残留基準値の推定及び一日摂取量の計算のための残留農薬評価に関する研修マニュアル」⁴⁸によると、CODEX において採択する MRL は、JMPR が推奨する最大残留レベルを CODEX 残留農薬部会 (CCPR) で審議・採択し、CODEX 規格委員会 (CAC) で最終的に CODEX 農薬最大残留基準値 (CXL) として採択する。JMPR が、推奨する最大残留レベルを「0」とすることはなく、作物残留試験で検出されなかった残留農薬 (non-detected residues) については、当該農薬の定量下限値を最大残留レベルとして推奨することとされている。これを審議する際は、作物中に定量下限濃度で当該農薬が残留していると仮定して摂取量を算出し、リスク評価を行う。その結果、摂取量が ADI を超えていなければ、CXL として「0」ではなく定量下限値が採択される。ADI を超えている場合は、当該農薬について異なる使用条件を適用して計算し、その上でなお ADI を超えていれば、提案された残留基準値は撤回される。このことから、CXL に「0」という設定はないと考えられる。

3.2.3.2 不検出の定義

CODEX の各文書において、「検出限界」及び「定量下限」の定義は記載されているが、「不検出」の定義は記載されていない。

前述のように、JMPR では「作物残留試験で検出されなかった残留農薬 (non-detected residues) については、当該農薬の定量下限値を最大残留レベルとして推奨すること」とされているが、こ

⁴⁷ 穀物調査開発機構 (GRDC) 「残留化学物質と残留基準値 (MRL) - 影響、理解、潜在的な貿易問題」 (<https://grdc.com.au/resources-and-publications/grdc-update-papers/tab-content/grdc-update-papers/2020/07/chemical-residuesmrls-impact,-understanding-and-potential-trade-issues>, 最終アクセス日 : 2026 年 2 月 17 日)

⁴⁸ 国連食糧農業機関 (FAO) 「Evaluation of Pesticide Residues for Estimation of Maximum Residue Levels and Calculation of Dietary Intake. Training Manual」 (<https://openknowledge.fao.org/items/467a9ea0-5741-43df-b699-5a2852a9c838>, 最終アクセス日 : 2026 年 2 月 17 日)

でいう「検出されなかった」とは、規制/基準上の意味ではなく、分析化学的に「検出下限未満だった」ことを意味するものと考えられる。なお、JMPR の評価用に提出する残留試験データに関する FAO のマニュアル⁴⁹では、分析方法に関して提出する情報として、「原理だけでなく、定量限界と検出限界及びこれらの導出方法を含めた分析方法全体の詳細を含めること」とされている。

3.2.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験法については具体的な試験手順は定められておらず、試験法に求められ性能基準、サンプリング方法が規定されている。試験法に求められる性能基準は CXG 90-2017⁵⁰に記載されている。CXG 90-2017 は食品及び飼料中の残留農薬試験法が満たすべき性能基準を定義し、国内モニタリング及び国際貿易における残留農薬の信頼性のある評価に使用可能な分析法について、科学的に許容される信頼性を提供するためのパラメーターを規定している。パラメーターには選択性、公正、直線性、マトリックス効果、真度及び回収率、精度、定量限界、範囲、堅牢性、不確かさが含まれる。

定量下限、検出下限については以下のように定義されている。

検出限界（LOD）：サンプル中で検出できる（ただし定量できない）分析対象物の最低濃度または質量。実際には、平均シグナル／ノイズ比が 3 となる分析対象物の濃度が典型的である。

定量限界（LOQ）：定量できる分析対象物の最小濃度。一般的には、規定された試験条件下で許容可能な精度（再現性）および正確さで測定できる試験サンプル中の分析対象物の最小濃度として定義される。本文書の範囲では、これは通常、平均シグナル／ノイズ比が 10 となる分析対象物の濃度である。

また範囲の項に以下の記載がある。

特定の分析対象物／マトリックスの組み合わせに対して CXL または MRL が存在しない場合は、通常、0.01 mg/kg または LOQ（いずれか大きい方）が望ましい LVL となる。MRM では、多様な、しかし代表的な商品において、LVL（および報告レベル）を 0.01 mg/kg に設定することが典型的な分析目標となる。

CXL：コーデックス最大残留限界値

MRL：残留基準値

LVL：バリデーション中に評価され、分析法の性能基準を満たす最低濃度

⁴⁹ 国連食糧農業機関（FAO）「食品及び飼料中の最大残留レベルを推定するための残留農薬データの提出と評価」

(<https://www.fao.org/publications/card/en/c/3829b88a-c721-434f-92c1-08e1675e8141/>、最終アクセス日：2026 年 2 月 17 日)

⁵⁰ CXG 90-2017

(https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252Fstandards%252FCXG%2B90-2017%252FCXG_090e.pdf、最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日)

3.3 香港

3.3.1 概要

香港における残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 7 に示す。

表 7：香港における農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	公衆衛生及び市政条例（公衆衛生及市政条例）第 55 条（1） ⁵¹ 食品中の残留農薬規則（食物内除害剤残餘規例）第 4 条及び第 7 条 ⁵²
残留基準値一覧表	香港特別行政区政府律政司ウェブサイト内「電子版香港法例」内「第 132CM 章 食品中の残留農薬規則」附表 1 及び附表 2 ⁵³
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	食物環境衛生署署長によるリスク評価
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

香港において残留農薬は、「公衆衛生及び市政条例（公衆衛生及市政条例）」第 55 条（1）の規定に基づいて制定された「食品中の残留農薬規則（食物内除害剤残餘規例）」により規制されている。残留農薬の規制はポジティブリスト制である。残留農薬を含有する産品は、「食品中の残留農薬規則」の附表に規定されている農薬/産品の組合せに対する残留基準値を超えない場合に、輸入・流通・販売してもよいと規定されている。また、鉛及びヒ素の基準値は、残留農薬基準値としては設定されていない。

残留基準値が設定されていない農薬/産品の組合せに対する一律基準の規定はない。検出された場合は、健康に危害がないとリスク評価によって判断された場合にのみ輸入・販売を行うことができる。

公衆衛生及び市政条例
第 55 条 食品及び医薬品等の組成に関する規制
（1） 関係当局は、公衆衛生の利益の保護に必要、有益、またはその他の状況により公衆を保護するために必要であると考える場合、以下のいずれかの目的のために必要な規制を行うことができる。
（a） 人が消費するための販売を目的とした食品、又は人が使用するための販売を目的とした医薬品、又はそのような食品若しくは医薬品クラスに、特定の物質又は特定の種類の物質を添加又は抽出することを規定、禁止又は規制すること。又はそれらの食品若しくは医薬品を調合若しくは保存する際に、何ら

⁵¹ 香港特別行政区政府律政司「公衆衛生及び市政条例」
(https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132!en-zh-Hant-HK@2023-10-13T00:00:00?INDEX_CS=N&xpid=ID_1438402661076_001、最終アクセス日：2026 年 2 月 18 日)

⁵² 香港特別行政区政府律政司「第 132CM 章 食品中の残留農薬規則」
(https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132CM!zh-Hant-HK@2022-03-10T00:00:00?xpid=ID_1438402689577_001、最終アクセス日：2026 年 2 月 18 日)

⁵³ 香港特別行政区政府律政司「第 132CM 章 食品中の残留農薬規則 附表 1」
(https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132CM?xpid=ID_1438402690419_001、最終アクセス日：2026 年 2 月 18 日)

かの成分を材料として使用することを規定、禁止、又は規制すること。また、そのような食品若しくは医薬品の成分の組成または菌類学的標準もしくは化学的標準を一般的に規制又は指定すること。

食品中の残留農薬規則

第 4 条 残留農薬含有食品の輸入・販売等

(1) 何人も、次の場合を除き、残留農薬を含む食品を人の消費のために輸入、引渡し、製造又は販売してはならない。

- (a) その食品が、附表 1 の第 1 部第 4 列に規定される種類のものであり、かつ
 - (i) 残留農薬が、当該食品に関して第 1 部第 2 列に規定される農薬の残留物であり、
 - (ii) 当該食品中の残留農薬の濃度が、当該食品に対する第 1 部第 3 列に規定される残留農薬の残留基準値を超えないこと。
 - (b) 当該食品が、附表 1 の第 2 部第 4 列に規定される種類のものであり、かつ
 - (i) 残留農薬が、当該食品に対して第 2 部第 2 列に規定される農薬の残留物であり、
 - (ii) 当該食品中の残留農薬の濃度が、当該食品に関連して第 2 部第 3 列に規定されている残留農薬に設定された外因性最大残留基準値を超えないこと。
 - (c) 当該残留農薬が、適用免除農薬の残留物であること。
 - (d) 第 5 条の規定が当該食品に適用され、かつ、当該食品中の残留農薬濃度が、第 5 条に基づいて当該食品に適用される残留基準値又は外因性最大残留基準値を超えないこと。
 - (e) 第 6 条がその食品に適用され、かつ、当該食品中の残留農薬濃度が、第 6 条に基づいて当該食品に適用される総残留基準値又は総外因性最大残留基準値を超えないこと。
 - (f) (2) 項に列挙されるいずれかの条件に合致しており（ただし、(d) 又は (e) 項に該当する場合を除く）、かつ、第 7 条に規定されている要因を考慮した上で、その食品の消費が健康に危険又は有害でないこと。
- (2) (1) 項 (f) に規定される条件は、以下のとおりである。
- (a) 食品が、附表 1 の第 1 部第 4 列又は附表 1 の第 2 部第 4 列に述べた説明に適合しない。又は
 - (b) 食品が、
 - (i) 附表 1 の第 1 部第 4 列又は第 2 部第 4 列に述べた説明に適合するが、残留農薬は、食品に対して第 1 部第 2 列で規定された農薬の残留物ではない。又は
 - (ii) 附表 1 の第 2 部第 4 列に述べた説明に適合するが、残留農薬は、食品に対して第 2 部第 2 列で規定された農薬の残留物ではない。

3.3.2 残留基準値未設定時の規定

3.3.2.1 食物環境衛生署署長によるリスク評価

残留基準値が規定されていない農薬/製品の組合せに対する一律基準の規定はなく、「食品の消費が健康に危険又は有害でない」と判断された場合のみ、輸入や販売等が可能である。「食品中の残留農薬

規則（Cap.132CM）ユーザーガイドライン」⁵⁴のFAQによると、「残留基準値未設定の農薬が検出された場合、上記の判断を行うために、食物環境衛生署署長（DFEH：The Director of Food and Environmental Hygiene）がリスク評価を行う」とされている。リスク評価の際に考慮すべき要因は食品中の残留農薬規則第7条に例示されているが、その運用実態の詳細は不明である。なお、リスク評価に要する時間は事例ごとに異なるとされているが詳細な記述はない。

食品中の残留農薬規則

第7条 残留農薬を含む食品の安全性を判断するための要素

- (1) 第4条(1)項(f)の規定の適用上、食品の摂取が健康に危険又は有害であるかどうかを判断する際には、問題となる残留農薬の食事摂取が公衆衛生に既知または潜在的な悪影響を及ぼす可能性を、一般公衆との関係において評価しなければならない。
- (2) (1)項の規定による制限を受けることなく、事案の状況に関連するすべての要素を考慮することができる。これには、以下の事項が含まれる。
- (a) 当該農薬の毒性学的報告書及び安全基準値。
 - (b) 当該農薬の特性及び当該食品中の残留農薬濃度。
 - (c) 当該食品の摂取パターン、ならびに一般公衆および脆弱な集団における当該農薬残留物の長期および短期の食事摂取データ。
 - (d) 当該食品に関する関連法令。
 - (e) 当該食品の輸入者又は供給者が提供する情報。
 - (f) 政府の分析官から提供された情報、報告書又は試験結果。
 - (g) 国際的な食品当局若しくは保健当局、又は香港以外の地域の食品当局若しくは保健当局が提供する情報（報告書、警告及び決定文書を含む）。
 - (h) 食品中の残留農薬の存在に起因する危害の原因及び程度に関する情報、特にその危害が以下の事項に該当するかどうかに関する情報。
 - (i) 生産若しくは供給プロセス全体又はその一部に存在するかどうか。
 - (ii) 特定の食品バッチに限定されるかどうか

3.3.3 不検出

3.3.3.1 不検出の規定

残留基準値は全て mg/kg (ppm) の単位で設定されており、「不検出」に関する規定はない。

3.3.3.2 不検出の定義

「不検出」に関する規定はなく、「不検出」の定義も定められていない。

3.3.4 試験法及び検出限界・定量限界

⁵⁴ 食品安全センター「食品中の残留農薬規則（Cap.132CM）ユーザーガイドライン」

(https://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/files/Pesticide_Residues_in_Food_Guidelines_e.pdf, 最終アクセス日：2026年2月18日)

試験法については Pesticide Residues in Food Regulation (Cap.132CM)で、分析手法を法令で規定する方式ではなく、性能基準ベース（performance-based approach）を採用している。政府検査所の標準分析法が事実上の試験法となり、GC/MS/MS や LC/MS/MS 等を用いて試験を実施しているが、具体的な試験法は開示されていない。性能基準は Codex 等のガイドラインを参照としている。⁵⁵ 定量限界、検出限界についても Codex 等のガイドラインを参照としている。

⁵⁵ 農薬残留分析における分析性能基準アプローチ

(https://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/files/20110506_Workshop2_e.pdf、最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日)

3.4 台湾

3.4.1 概要

台湾における残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 8 に示す。

表 8：台湾における農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品安全衛生管理法（Act Governing Food Safety and Sanitation）（第 15 条） ⁵⁶
残留基準値一覧表	中華民国法務部ウェブサイト「全国法規資料庫」内「農薬残留容許量標準」附表 1、附表 2、附表 3、附表 4 ⁵⁷
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	不検出
「不検出」規定	「農薬残留許容量標準」第 3 条及び第 5 条 ⁵⁸
「不検出」物質一覧表	「農薬残留容許量標準」附表 4「使用禁止農薬一覧表」

台湾では、食品安全衛生管理法第 15 条において、「許容範囲を超えた農薬又は動物用医薬品を含む」食品を製造・販売・輸入等してはならないと規定されていて、この規定の下で制定された「農薬残留容許量標準」で残留基準値が設定されている。

この「農薬残留容許量標準」には、附表 1「農薬残留容許量基準値一覧表（単位：ppm）」、附表 2「外因性農薬最大残留基準値一覧表（EMRL）」、附表 3「残留基準値設定不要農薬一覧表」、及び附表 4「使用禁止農薬一覧表」が掲載されている。なお、鉛及びヒ素の残留農薬としての基準値は設定されておらず、「食品中の汚染物質及び毒素に関する衛生基準」附表 1「食品中の重金属基準値」として示されている。

食品安全衛生管理法

第 15 条

1 次に掲げる食品又は食品添加物は製造、加工、調製、包装、輸送、保管、販売、輸入、輸出、贈答品として提供し、又は公に陳列してはならない。

- (1) 変質又は腐敗したもの。
- (2) 未熟であるため、人の健康に有害なもの。
- (3) 有毒である、又は人の健康に有害な物質や異物を含有しているもの。
- (4) 病原性生物によって汚染されている、又は疫学調査により食中毒の原因物質として特定されたもの。

⁵⁶ 5 中華民国法務部「食品安全衛生管理法」

(<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040001>、最終アクセス日：2026 年 2 月 18 日)

⁵⁷ 中華民国法務部「農薬残留容許量標準」

(<https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lawid=127>、最終アクセス日：2026 年 2 月 18 日)

⁵⁸ 中華民国法務部「農薬残留容許量標準」

(<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040083>、最終アクセス日：2026 年 2 月 18 日)

- (5) 農薬又は動物用医薬品の残留量が許容量を超えているもの。
 - (6) 放射性降下物又は放射能による汚染が安全許容量を超えているもの。
 - (7) 混入物がある又は偽造されたもの。
 - (8) 消費期限を過ぎたもの。
 - (9) 国内で消費されることがなく、人体に無害であることが証明されていないもの。
 - (10) 中央所管官庁によって承認されていない添加物が加えられたもの。
- 2 前項 5 及び 6 に規定する食品中の残留農薬又は動物用医薬品の安全許容量、及び放射性降下物又は放射能による汚染の安全許容量の基準は、中央所管官庁が関係機関と協議して決定する。

農薬残留容許量標準

第 2 条

- 1 本標準に記載されている許容量及び実際の残留農薬測定値は、市販されている形態の重量に基づいて算出されている。
- 2 残留農薬の検査には、農薬そのものとその代謝物が含まれる。

第 3 条

動物由来の食品を除く食品中の残留農薬量は、附属書 1 及び附属書 2 に定める残留農薬許容基準表及び外因性残留農薬許容基準表に適合するものとする。これらの表に記載されていないものは、検出されてはならない。

第 4 条

附属書 3 に記載されている農薬は、安全性が高く、許容値の設定の対象から除外され、残留農薬量を検査する必要はない。

第 5 条

農薬管轄当局の告示により使用が禁止されている農薬は、特に規定のない限り残留物が検出されてはならず、それらの農薬名は附属書 4 に記載されている。

第 6 条

残留農薬許容基準表における農作物の分類は、附属書 5 のとおりとする。

3.4.2 残留基準値未設定時の規定

3.4.2.1 不検出

農薬残留基準値又は外因性最大残留基準値が設定されていない品目の組合せについて、農薬残留許容量標準第 3 条では、「残留基準値設定不要農薬を除き、残留農薬が検出されてはならない」と規定されている。

また、「農薬残留容許量標準」附表 4「使用禁止農薬一覧表」に記載されている農薬の成分に対しても不検出が規定されている。以下の表 9 にそれらの成分を記載する。

表 9：「農薬残留容許量標準」附表 4「使用禁止農薬一覧表」に記載されている農薬の成分

No.	農薬	No.	農薬	No.	農薬
-----	----	-----	----	-----	----

1	Organic mercury	23	Cyhexatin	45	Ditalimfos
2	Endrin	24	PCNB	46	Carbophenothion
3	DDT	25	Dinocap	47	Demephion
4	Heptachlor	26	Dinobuton	48	Mephosfolan
5	Aldrin	27	Aldicarb	49	Dialifos
6	Dieldrin	28	Chlornitrofen, CNP	50	Salithion
7	BHC	29	Tetradifon	51	Bromophos
8	Leptophos	30	Prothoate(40%EC (乳剤))	52	Fensulfothion
9	Nitrofen	31	MNFA (Nissol)	53	Formothion
10	DBCP	32	Dienochlor	54	Cycloprate
11	Chlorobenzilate	33	EPN	55	Pyracarbolid
12	Toxaphene	34	Azocyclotin	56	Aziprotryne
13	PCP-Na	35	TPTA	57	Glyodin
14	EDB	36	TPTH	58	Etrimfos
15	γ-BHC (Lindane)	37	Zineb	59	Promecarb
16	Dinoseb	38	Binapacryl	60	Propaphos(50%EC)
17	Cyanazine	39	Methyl Bromide	61	Mecarbam(35%EC)
18	Dichloropropane- Dichloropropene	40	Benzoximate	62	Endosulfan
19	Fenchlorphos	41	Chlorophylate	63	Dicofol
20	Captafol	42	Smite	64	Prothiofos
21	Daminozide	43	Conen	65	Chlorpyrifos
22	Folpet	44	Buthiobate	-	-

3.4.3 不検出

3.4.3.1 不検出の規定

上記「3.4.2.1 不検出」で言及したとおり、不検出規定が存在する。

3.4.3.2 不検出の定義

法令では「不検出」について定義されていない。ただし、残留農薬を所管する衛生福利部食品薬物管理署のウェブサイト内「検査に関するFAQ」の No.65（発布日：2020/03/05）⁵⁹では、検査データの調整に関する質問に対して、「検査値が試験法の定量限界よりも小さい場合、データの四捨五入は不要であり、検査報告は不検出とする」と回答していることから、定量限界未満を「不検出」として運用しているものと

⁵⁹ 衛生福利部食品薬物管理署「検査に関するFAQ」

(<https://www.fda.gov.tw/tc/siteListContent.aspx?sid=1815&id=32819>、最終アクセス日：2026年2月18日)

理解できる。なお、この質問は検査データ一般に関するものであるが、回答の例示として農薬試験が用いられているため、「不検出」についての上記の理解は残留農薬にも適用できるものと思われる。

検査に関する FAQ

検査データの調整はどのような場合に必要ですか。どのような基準がありますか。

| 公開日：2020-03-05 | 更新日：2020-03-05 | 公開元：研究検査課

1. 検査値が試験法の定量限界値よりも小さい場合、データの四捨五入は不要であり、不検出として検査報告書を発行します。
2. 検査データが基準に適合しているか否かを判定する場合は、中華民国国家規格 CNS2925「規定限界値の有効数値の表示方法」の「四捨五入法」の原則に従い、基準値に最も近い単位に調整します。
3. 農薬検査の場合、例えば、ある作物の種類における残留農薬許容量が 0.1 ppm で、検査値が 0.14 ppm の場合、報告する検出値は小数点以下を 1 桁として、0.1 ppm に調整すべきです。

3.4.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験法は TFDA（衛生福利部食品藥物管理署）により公定法が定められている。多重残留分析方法（五）⁶⁰は 410 農薬の一斉試験法であり、最新改正（2026 年 1 月 28 日公告）では 22 農薬が追加されている。⁶¹試験方法は QuEChERS 法が採用されており、液体クロマトグラフ質量分析計及びガスクロマトグラフ質量分析計での測定となっている。また一斉試験法が適用できない農薬については単項目分析法が別途定められている。⁶²

定量限界については各試験法に明記されている。また TFDA では行政院衛生署食品医薬品局：食品化学検査方法の妥当性ガイドライン⁶³で定量限界を「適切な真度・精密度を満たす最低濃度」と定義し、 $S/N \geq 10$ を満たすことや統計法での算出、回収率・精密度（再現性）の基準適合を必須としている。

行政院衛生署食品医薬品局：食品化学検査方法の妥当性ガイドライン

(VI) 定量限界 (LOQ)

定量において十分な真度と精度が得られる最小の濃度

1. 適切な数 ($n \geq 7$) のブランクサンプルまたは低濃度サンプル（検出限界（注）の約 1～5 倍）を測定し、感度の標準偏差を計算する。

$$LOQ = 10 s/m$$

⁶⁰ 食品中残留農薬検査方法－多重残留分析方法(五)

(<https://www.fda.gov.tw/tc/siteListContent.aspx?sid=103&id=41418>：最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

⁶¹ 農薬多重残留分析方法(五)之擴增品項－Afidopyropen 等 22 項

(<https://www.fda.gov.tw/tc/siteListContent.aspx?sid=1574&id=50238>：最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

⁶² 中国台湾发布多个食品中农药残留检测方法

(<https://exim.foodmate.net/news/2025/03/711364.html>：最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

⁶³ 行政院衛生署食品医薬品局：食品化学検査方法の妥当性ガイドライン

(<https://www.fda.gov.tw/upload/133/Content/2012092511214529017.pdf>：最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

m : 検量線の傾き

注 : 検出限界とは、機器の信号値と区別できる分析対象物質の最小量

2. シグナル/ノイズ比 (S/N 比)

前処理後の既知量の分析対象物を含む低濃度サンプルのクロマトグラムにおける分析対象物ピークのシグナル/ノイズ比は 10 以上である。

3. 既知量の分析対象物を含む低濃度サンプルの回収率および再現性の要件を満たすこと。

検出限界については制度上定義されず、不検出は定量下限未満を意味する。

3.5 大韓民国

3.5.1 概要

韓国における残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 10 に示す。

表 10：韓国における農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品衛生法（第 4 条、第 7 条） ⁶⁴
残留基準値一覧表	法制処ウェブサイト「国家法令情報センター」内「食品の規格・仕様」〔別表 4〕「農産物の農薬残留許容基準」 ⁶⁵ 代替方法（上記サイトで HWP ファイルを閲覧することが難しい場合）：食品医薬品安全処ウェブサイト「食品分野公典オンラインサービス」内「食品公典第 2 章第 3 項 7『食品一般の基準及び規格－農薬残留基準値』」〔別表 4〕「農産物の農薬残留許容基準」 ⁶⁶
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	一律基準（0.01 ppm）
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

韓国において、食品は食品衛生法で規制されている。その第 4 条では、人体に有害な食品（腐敗、有害物質含有、微生物汚染、異物汚染、安全検査不合格、不法輸入など）の製造・販売等が禁止されている。第 7 条では、公衆衛生の観点から規格や仕様が制定されている食品について、規格・仕様に従って製造・輸入・加工等を行うこととされ、これらの規格・仕様に合致していない食品を販売してはならず、また販売用に製造・加工等を行ってはならないと規定されている。韓国の農薬残留基準値は、食品公典（英：Food Code 2021）で、限度を超えてはならない値（not more than that limit）として規定され、個別の品目の値が別表 4 に示されている。鉛及びヒ素については残留農薬としての基準値は設定されておらず、重金属類の基準値として設定されている。

食品衛生法

第 4 条（有害食品の販売等禁止）

⁶⁴ 韓国法制研究院法令翻訳センター「食品衛生法」

(https://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?hseq=54823&lang=ENG、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁶⁵ 法制処ウェブサイト「食品の基準と規格」

(<https://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99/%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%9D%98%20%EA%B8%B0%EC%A4%80%20%EB%B0%8F%20%EA%B7%9C%EA%B2%A9>、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁶⁶ 食品医薬品安全処「食品分野公典オンラインサービス」

(<https://various.foodsafetykorea.go.kr/fsd/#/ext/Document/FC>、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

何人も次の各号掲げる食品等を販売、採取・製造・輸入・加工・使用・調理・貯蔵・小分・運送または販売の目的で陳列してはならない。

1. 腐敗、傷んでいる、または未熟なために、人体の健康を害するおそれがあるもの。
2. 有毒若しくは有害物質を含み、若しくは含むおそれがあり、又はこれらの物質が塗布され、若しくは塗布されるおそれのある食品。ただし、食品医薬品安全処長が人体の健康を害するおそれがないと認めるものは除外する。
3. 疾病の原因となる微生物に汚染されているか、またはそのようなおそれがあるため人体の健康を害するおそれがあるもの。
4. 不潔であるか、もしくは他の物質が混入するか、もしくは添加されたもの、または、その他の理由により人体の健康を害するおそれがあるもの。
5. 第 18 条による安全性審査の対象である農畜水産物等のうちで、安全性審査を受けていないか、もしくは安全性審査において食用として適合しないと認められたもの。
6. 輸入が禁止されたもの、または「輸入食品安全管理特別法」第 20 条第 1 項による輸入申告をせずに輸入したもの。
7. 営業者でない者が製造・加工・小分したもの。

.....

第 7 条（食品又は食品添加物に関する基準及び規格）

①食品医薬品安全処長は、公衆衛生上必要な場合には、販売する食品又は食品添加物に関して、次の各号の事項を定め、告示しなければならない。

1. 食品又は食品添加物の製造、加工、使用、調理又は保管に関する基準
2. 食品又は食品添加物の成分規格

.....

④第 1 項及び第 2 項の規定により基準及び規格が定められた食品又は食品添加物は、当該基準に従って製造、輸入、加工、使用、調理又は保存されなければならない。何人も、当該基準及び規格に適合しない食品又は食品添加物を販売し、又は販売の目的で製造、輸入、加工、使用、調理、貯蔵、小分け、輸送、保存若しくは陳列してはならない。。

3.5.2 残留基準値未設定時の規定

3.5.2.1 一律基準（0.01 ppm）

残留基準値が設定されていない場合に関して食品公典第 2 章第 3 項 7 では、一律基準として 0.01 ppm を適用することが規定されている。

食品公典

第 2 章 一般食品の共通規格・仕様

3.一般食品の規格・仕様

.....

7) 農薬残留基準値

(1) 農産物・水産物の農薬残留基準値の適用

- ① 農薬残留基準値は〔別表 4〕のとおりであり、当該基準値以下のことをいう。
- ② 農産物に個別基準値とグループ基準値がある場合には、個別基準値を優先的に適用する。
- ③ 畜産物・水産物の農薬残留基準値は、当該畜産物・水産物に直接使用することが許可されていないが、非意図的汚染（飼料や環境汚染など）による農薬、殺菌剤などの農薬成分の残留を管理するために設定された基準値を指し、別に食品名が定められていない食用動物の副産物（内臓、骨、頭、尾、足、皮、血液、脂肪、水産物の卵など食用可能な部位）には、畜産物の場合、当該動物の「肉（筋肉）」基準値を、「肉（筋肉）」がない場合は当該動物の最低基準値を、水産物の場合は「魚類」の残留基準値を適用する。
- ④ 農産物に残留した農薬について、〔別表 4〕で別途残留基準値が定められていない場合は、0.01mg/kg 以下という値を適用する。
-
- （4） 農薬残留基準値設定が不要な物質
- 「農薬管理法」上、使用・登録された農薬及び外国で当該国の法律に基づいて合法的に使用される農薬に含まれる有効成分のうち、下記の事由に該当する場合は、残留基準値を免除することができ、免除対象成分は〔別表 7〕のとおりである。
- ① 毒性が著しく低く、人体への危害の可能性がない成分。
- ② 食品に全く残留しない成分。
- ③ 自然界に存在し、当該食品に含まれているものとの区別が困難な成分。
- ④ 安全性が保証された天然植物保護成分（微生物などを含む）。

3.5.3 不検出

3.5.3.1 不検出の規定

食品公典で設定されている残留基準値は、おおむね数値で規定されている。ただし、「大豆もやし」については、食品公典第 2 章第 3 項 7 の（2）で、いくつかの農薬について、「検出されてはならない」と規定されている。

食品公典

第 2 章 一般食品の共通規格・仕様

3.一般食品の規格・仕様

.....

7) 農薬残留基準値

.....

（2）加工食品の農薬残留基準値の適用

- ① 加工食品の農薬残留基準値は〔別表 4〕のとおりであり、当該基準値以下のことをいう。
- ② 加工食品に残留した農薬について〔別表 4〕で別途残留基準値が定められていない場合、0.01mg/kg 以下を適用する。
-

㊦ もやし（緑豆もやしを含む）からカルベンダジム、チアベンダゾール、チラム、キャプタン、二酸化硫黄、及び大豆（緑豆を含む）に残留基準値が設定されていない農薬は検出されてはならず、大豆（緑豆を

含む)に残留基準値が設定されている場合は、大豆(緑豆を含む)に由来する残留量を認め、大豆(緑豆を含む)の残留基準値の1/10を適用する。

3.5.3.2 不検出の定義

「不検出」の定義については、食品公典第1章第2項7で、「定量限界未満は不検出として処理する」と規定されている。

食品公典

第1章 一般規定

2. 規格及び仕様の適用

この告示に収載された食品及び食品添加物(以下「食品等」という。)について、次のように規格及び仕様を適用する。

.....

7) 告示に定められている食品のうち、残留農薬及び動物用医薬品などの定量限界が定められている試験法では、定量限界未満は不検出として処理する。

3.5.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験法については食品公典(Food Code)に収載され、MFDSが告示・改正を行う。多成分一斉試験法と個別農薬試験法がある。⁶⁷10.2 残留農薬試験法 7.1.2.2 に多成分試験法 第2法が示されており、ガスクロマトグラフ質量分析計による272農薬及び液体クロマトグラフ質量分析計による238農薬を対象としている。前処理法はQuEChERSに近い方法を採用している。また各農薬の個別試験法も示されている。

定量限界については多成分一斉試験法では各農薬別に0.01mg/kg以下とされている。また個別試験法には試験法毎に定量限界が示されている。また9.2に定量限界は検体中の分析物質を定量することが出来る最も低い量または濃度で規定され、定量限界レベルでの回収率と回収率の平均値の相対標準偏差(RSD, relative standard deviation)が規定された平均回収率と繰り返し性(再現性)範囲基準を満たすことを証明しなければならないとされている。S/N比が通常10に設定されると記述されている。検出限界については検体中に測定できる分析対象物質の最小量または濃度を意味し、濃度で定量した値の正確性を保証することはできないが、検体中に分析物質が存在する可能性を測定できる最小限の濃度とされている。

⁶⁷ 食品中の残留農薬試験法実務解説書(第6版)

(<https://residue.foodsafetykorea.go.kr/prd/download>、最終アクセス日: 2026

年3月9日)

3.6 中華人民共和国

3.6.1 概要

中国における残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 11 に示す。

表 11：中国における農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品安全法（第 34 条） ⁶⁸
残留基準値一覧表	農業農村部農産品質量安全センターウェブサイト「作業動静」内「《食品安全国家标准 食品中农药最大残留限量》（GB2763-2021）」 ⁶⁹ 農業農村部農産品質量安全センターウェブサイト「標準公告」内「《食品安全国家标准 食品中 2,4-滴丁酸钠盐等 112 种农药最大残留限量》（GB 2763.1-2022）」 ⁷⁰
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ネガティブリスト
残留基準値未設定時の規定	基準値なし
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

中国において残留農薬は、食品安全法第 34 条の「残留農薬…の含有量が食品安全国家标准の制限量を超過している食品の製造又は販売を禁止する」という規定によって規制されている。中国の規格には、日本における JIS 規格と同様の任意規格とともに、強制力を有する国家規格がある。食品中の残留農薬に関する国家規格は、食品安全国家标准の「GB2763-2021《食品安全国家标准 食品中农药最大残留限量》」、及びその追補である「GB2763.1-2022《食品安全国家标准 食品中污染物限量》」である。この国家标准において、残留基準値が「農薬残留物の許容される法定最大濃度」と定義されている。この標準で定められている残留基準値には法的な拘束力があり、不適合の食品は販売・輸入できない。また、鉛及びヒ素については残留農薬としての基準値ではなく、汚染物質として「GB2762-2022《食品安全国家标准食品中污染物限量》」に記載されている。

食品安全法

第三十四条 以下の食品、食品添加物、食品関連製品の製造・販売を禁止する。

……

（二） 病原性微生物、残留農薬、残留動物用薬品、生物毒素、重金属等その他人の健康を害するおそれのある物質を含む食品、食品添加物及び食品関連製品。

⁶⁸ 中華人民共和国中央人民政府「中華人民共和国食品安全法」

(http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2019-01/07/content_2070256.htm、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁶⁹ 農業農村部農産品質量安全センター「GB2763-2021」

(http://www.aqsc.agri.cn/zlbz/gzdt/202106/t20210603_379939.htm、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁷⁰ 農業農村部農産品質量安全センター「GB2763.1-2022」

(http://www.aqsc.org/zlbz/bzgg/202302/t20230227_419127.htm、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

食品安全国家标准《食品中农药最大残留限量》(GB2763-2021)

3 用語と定義

以下の用語及び定義は、本文書に適用される。

3.2 残留基準値 maximum residue limit (MRL)

食品または農産物の内部または表面における農薬の法的に許可された最大濃度であり、食品または農産物 1 キログラムあたりのミリグラム数 (mg/kg) で表される。

食品安全国家标准「食品中農薬最大残留限量」：ユーロフィン QKEN 仮訳

3.6.2 残留基準値未設定時の規定

3.6.2.1 基準値なし

残留基準値未設定の場合の対応については、これらの法・規格中に規定がない。食品安全法第 34 条では、「残留農薬…の含有量が食品安全基準の制限量を超過している食品、食品添加物、食品関連製品」の製造・販売を禁止するとされている。

ただし、ポジティブリスト制に移行する前の日本のように、残留基準値未設定の場合は規制がないということではないと推測される。

国連食糧農業機関 (FAO) の、世界 19 か国における農薬残留基準と CODEX 規格との調和状況に関する調査報告書⁷¹では、「残留基準値未設定の場合における各国の対応」の中で、中国について「未確認。公的手続が制定されていない場合は、ゼロトレランスが適用されるものと仮定」と記載されている。

また、米国国際貿易委員会の「残留基準値未設定及び低レベル残留基準値の貿易に及ぼす影響に関する報告書第 1 巻」⁷²には次の記述がある。「中国には、MRL が未設定の農薬/製品の組合せに対する一律基準はない。しかし、いくつかの農産物業界団体によると、これは数値で示される一律基準はないが、事実上、中国市場における作物に、検出可能なレベルの残留農薬が残留することは許可されないことを意味している。すなわち、残留基準値未設定の農薬で処理された農産物は中国への輸入は許可されない。」ただし、同報告書では続けて、「業界団体の報告では、残留基準値が未設定であっても、場合によっては、中国は輸出国の残留基準値に従う可能性がある」と述べられている。

また、中国への輸出時における輸出国の残留基準値の取扱いについて、米国農務省の中国に関する 2024 年の報告書「FAIRS Country Report Annual」⁷³には、「中国には、中国の残留基準値が設定されていない農薬についてインポートトレランスを設定するための正式な登録プロセスは存在しない」と記載されている。

以上のように、残留基準値未設定の農薬/製品の組合せについての取扱いを明確に示している中国の公的な文書はない。したがって、残留基準値未設定の農薬で処理した品目を中国に輸出する場合は、あらかじめ中国当局に取扱いについて確認する必要がある。

⁷¹ FAO「農薬の残留基準値と CODEX 規格との国際的調和を理解する」15 ページ

(<https://www.fao.org/documents/card/en/c/cb0463en>、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁷² 米国国際貿易委員会「残留基準値未設定及び低レベル残留基準値の貿易に及ぼす影響に関する報告書第 1 巻」

(<https://www.usitc.gov/publications/332/pub5071.pdf#page=15>、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁷³ USDA「FAIRS Country Report Annual 2024」24 ページ

(https://apps.fas.usda.gov/newgainapi/api/Report/DownloadReportByFileName?fileName=FAIRS%20Country%20Report%20Annual_Beijing_China%20-%20People%27s%20Republic%20of_CH2024-0051.pdf、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

なお、中国当局も、インポートトレランスの策定及び Codex の導入を目指しているが、現時点で明確な見通しは立っていない。⁷⁴

3.6.3 不検出

3.6.3.1 不検出の規定

残留基準値未設定の場合の対応について、これらの法・規格には、「不検出」とする等の規定はない。また、中国で使用を禁止されている農薬の幾つかについて残留基準値を確認したが、いずれも特定の数値が設定されていて、「0」又は「不検出」とする規定はなかった。しかし、「3.6.2.1 基準値なし」で示したように、残留基準値設定状況に関するいくつかの報告書・資料には「ゼロトレランス（すなわち不検出）」が適用されとの記述がある。

3.6.3.2 不検出の定義

試験法は国家標準に示されている。ただし、不検出の定義はなく、また検出限界も示されていない。不検出の定義は、調査した範囲（法及び規格）では、確認できなかった。

3.6.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験法は食品安全国家標準（National Food Safety Standards: GB）」の中の GB 23200 シリーズが公定試験法として定められている。液体クロマトグラフ質量分析計及びガスクロマトグラフ質量分析計を用いた一斉試験法と農薬毎に独立した個別試験法が存在する。GB 23200.121-2026⁷⁵は液体クロマトグラフ質量分析計を用いた植物性食品中の 352 農薬についての一斉試験法であり、QuEChERS に類似した前処理法である。

定量限界は GB23200 シリーズで農薬毎に定められている。また GB/T 27415-2013⁷⁶に定量限界、検出限界について算出法が示されており、統計法と S/N 比法がある。

統計法

- ・検出限界： $3.3 \times (\sigma / m)$
- ・定量限界： $10 \times (\sigma / m)$
- * σ は低濃度域（空白または近傍濃度）の応答標準偏差、 m は検量線の傾き

S/N 比法

- ・検出限界： $S/N = 3$ を満たす濃度
- ・定量限界： $S/N = 10$ を満たす濃度

上記を目安とするが、最終的には精密度・バラツキの範囲が基準内であることが前提

⁷⁴ California Specialty Crops Council「2021 Global MRL Harmonization Workshop」8～10 ページ
(https://specialtycrops.org/wp-content/uploads/2024/06/15_China_2021.pdf、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁷⁵ GB 23200.121-2026
(https://img.antpedia.com/standard/files/pdfs_or/20230405/GB%2023200.121-2021.pdf、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

⁷⁶ GB/T 27415-2013
(<https://www.antpedia.com/standard/6745424-1.html>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

3.7 シンガポール共和国

3.7.1 概要

シンガポールにおける残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 12 に示す。

表 12：シンガポールにおける農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品販売法（第 13 条） ⁷⁷
残留基準値一覧表	シンガポール政府ウェブサイト「Singapore Statutes Online」内「食品規則第 30 条附表 9」 ⁷⁸
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	優先順位 1：CODEX 規格 優先順位 2：不検出
「不検出」規定	食品規則第 30 条（2） ⁷⁹
「不検出」物質一覧表	なし

シンガポールにおける農薬残留基準値は、食品販売法第 13 条の「ある物質を、規則で許容された割合を超える割合で含有する食品を販売してはならない」との規定に基づいて、食品規則第 30 条の附表 9 で設定されている。鉛、ヒ素については残留農薬としての基準値は設定されておらず、有害重金属として基準値が設定されている。残留基準値が未設定の場合は、CODEX 委員会の採択した残留基準値を超えてはならないとされている⁸⁰。CODEX 規格でも残留基準値が設定されていない場合は、一律基準に関する規定がないため、輸入・販売等は不可である。

また、シンガポールの食品規則第 30 条（5）に複数農薬の残留についても規定があり、各農薬の残留レベルのそれぞれの残留基準値に対する比率の合計が 1 を超えてはならないとされている。

さらに、植物管理法⁸¹においても、未加工果実・野菜の輸入の要件として、禁止農薬残留物又は規定レベルを超えるレベルでの残留農薬を含有しないことが規定されている。

食品販売法 許容割合を超える物質を含む食品 第 13 条

⁷⁷ シンガポール政府「Singapore Statutes Online」内「食品販売法」
(<https://sso.agc.gov.sg/Act/SFA1973?ValidDate=20240601&Timeline=Onvw>、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁷⁸ シンガポール政府「食品規則第 30 条附表 9」
(<https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?ProvIds=Sc9-#Sc9->、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁷⁹ シンガポール政府「Singapore Statutes Online」内「食品規則第 30 条」
(<https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?ProvIds=pr30-#pr30->、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁸⁰ シンガポール政府「Regulatory Limits for Contaminants in Food」(<https://www.sfa.gov.sg/regulatory-standards-frameworks-guidelines/food-safety-regulatory-limits/regulatory-limits-for-contaminants-in-food>、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁸¹ シンガポール政府「Singapore Statutes Online」内「植物管理法」
(<https://sso.agc.gov.sg/Act/CPA1993?WholeDoc=1>、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

何人も、何らかの物質を、本法に基づいて制定された規則により許容された割合を超える割合で含むいかなる食品も販売してはならない。

食品規則

残留農薬

第 30 条

(1) 本規則において「農薬」とは、農業、牧畜、園芸、家庭または工業の用途とにおいて、真菌、細菌、ウイルス、昆虫、ダニ、軟体動物、線虫、植物、動物の成長や発達を制御、駆除、予防する目的で、あるいはその他の関連した目的で使用される、又は使用されることが可能な、あるいは使用されることが意図されている物質または化合物をいう。

(2) 何人も第 9 附則第 1 欄に規定されるものを除き、第 3 欄に規定される物品との関係において、かつ第 2 欄に規定される割合で残留農薬を含む食品を輸入、販売、広告、製造、委託または輸送してはならない。

(3) この規則に別途定めがない限り、食品に含まれる残留農薬は、当該農薬について CODEX 委員会が採択した残留基準値又は外因性最大残留基準値を超えてはならない。

(4) 残留農薬が許容されている食品を 1 つ以上含む加工食品又は混合食品は、その加工食品又は混合食品の調製に使用された農薬が残留している食品の量に対して、許容された量を超える残留農薬を含んではならない。

(5) 何人も、第 9 附則に規定される 2 種類以上の残留農薬を含む食品を輸入、販売、広告、製造、委託又は配達してはならない。ただし、当該残留農薬の量を、各農薬を単独で使用した場合に許容される最大量で除して得られる分数の合計が 1 を超えない場合に限る。

植物管理法

無許可の未加工果実、野菜の輸入又は積替えの禁止

第 8 条

(1) ライセンス保持者は、以下の場合を除き、販売・供給・流通を目的として、未加工果実又は野菜を輸入してはならない。

.....

(c) 積荷全体に、禁止農薬の残留物、又は規定レベルを超えるレベルの残留農薬若しくは有毒化学物質が含まれていない。

.....

【注：シンガポールでは、輸入業者はライセンスが必要である】

3.7.2 残留基準値未設定時の規定

3.7.2.1 (1) CODEX 規格 (2) 不検出

食品規則第 30 条 (3) では、残留基準値が別表 9 において設定されていない場合、「CODEX 委員会が採択した残留基準値又は外因性最大残留基準値を超えてはならない」と規定されている。

食品規則第 30 条附表 9 及び CODEX 規格に残留基準値が設定されていない場合については、一律基準を含め特に規定されていない。ただし、食品規則第 30 条 (2) で、「附表 9 に設定されている農薬で

あって、残留割合が残留基準値の範囲内である産品」以外を輸入・販売等してはならないと規定されていることから、残留基準値未設定の場合は、輸入・販売等を行うことができないと理解される。したがって、残留基準値未設定の農薬に「不検出」が適用されるものと理解される。

3.7.3 不検出

3.7.3.1 不検出の規定

法及び規則に、特定の農薬の残留基準を「不検出」と直接規定する条文はない。また、食品規則第 30 条附表 9 にも、「不検出」と設定されている農薬はない。ただし、上記「3.7.2.1 (1) CODEX 規格 (2) 不検出」で述べたとおり、附表 9 及び CODEX 規格によって残留基準値が設定されていない農薬については輸入・販売等が不可であるため、「不検出」が適用されるものと理解される。

3.7.3.2 不検出の定義

食品販売法及び食品規則では、「不検出」は定義されていない。

3.7.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験法については独自の公定試験法は定めておらず、ISO/IEC 17025 認定試験所が Codex、EU、国際分析法に基づいて妥当化した方法を用いる仕組みである。前処理法として QuEChERS を用いたガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計を用いて測定する方法が一般的である。

検出限界、定量限界についても明確な定義は無く、Codex や EU SANTE ガイドラインを参照にしている。

3.8 マレーシア

3.8.1 概要

マレーシアにおける残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 13 に示す。

表 13：マレーシアにおける農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品規則 1985（規則 41） ⁸²
残留基準値一覧表	保健省食品安全品質課ウェブサイト内「食品規制 1985 の別表」に 収録されている【別表 16】 残留農薬
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	優先順位 1：CODEX 規格 優先順位 2：一律基準（0.01ppm）
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

マレーシアでは食品法 1983⁸³の第 34 条で、同法施行の遂行に必要な法的権限を関連当局に与えている。保健省はこの権限に基づいて、食品法の付則である食品規則 1985 を制定した。残留農薬に関して、食品規則 1985 の規則 41 では、規定値（残留基準値）を超える残留農薬を含有する食品の輸入・販売等をしてはならないとされている。残留基準値は別表 16 で定められている。別表 16 で定められていない場合は CODEX の設定値、どちらにも設定値がない場合は、デフォルト値の 0.01ppm を用いることとされている。なお、別表 16 の残留基準値は全て「0」以外の数値であり、「不検出」相当又は「0」とする設定はない。

また、規則には明記されていないが、農業食糧安全保障省のウェブサイトで、「承認された ASEAN MRL のリスト」が公開されており、別表 16 と CODEX のどちらにも規定がない農薬/製品の組合せの一部に、ASEAN の残留基準値が国の残留基準値として採用されている。⁸⁴

3.8.2 残留基準値未設定時の規定

3.8.2.1 （1）CODEX 規格（2）一律基準（0.01ppm）

残留農薬に関して、食品規則 1985 の規則 41（3）の（a）では、残留基準値を超える農薬を含有する食品の輸入・販売等をしてはならないとされている。また、残留基準値が別表 16 で設定されていない場合については、規則 41（3）の（b）及び（c）で、まず CODEX の設定値を適用し、どちらにも設定

⁸² 保健省食品安全品質管理課「食品規制 1985」

(<https://hq.moh.gov.my/fsq/peraturanperaturan-makanan-1985>、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁸³ 保健省食品安全品質管理課「食品規制 1983」

(<https://hq.moh.gov.my/fsq/akta-makanan-1983>、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

⁸⁴ 農業食糧安全保障省「農薬情報」

(<https://www.doa.gov.my/index.php/pages/view/302?mid=141>、最終アクセス日：2026 年 2 月 19 日)

3.9 インドネシア共和国

3.9.1 概要

インドネシアにおける残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 14 に示す。

表 14：インドネシアにおける農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品法 18/2012（第 90 条） ⁸⁵ ⁸⁶
残留基準値一覧表	BPK（Badan Pemeriksa Keuangan：最高会計検査院）ウェブサイト「法令・規則データベース」内「インドネシア共和国国家食糧庁規則 2024 年第 15 号植物由来の生鮮食品における残留農薬の最大限度に関する規則」 ⁸⁷
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	一律基準（0.01 ppm）
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

インドネシアでは、食品法 18/2012 の下で食品の管理・規制が行われている。当法律の第 VII 章の第 90 条には、食品の品質及び安全性に関する規定があり、汚染食品の流通が禁止されている。また、化学物質に関しては、以下の食品などが汚染食品として指定されている。

- 1) 有毒な物質、危険な物質、又は人の生命と健康を危険にさらす可能性のある物質を含有する食品
- 2) 定められた最大限度を超える汚染物質を含有する食品
- 3) 食品生産工程又は加工工程において使用が禁止されている物質を含有する食品

また、食品を商用のために輸入する者は、食品の品質・安全基準を満たさなければならない。

食品法（18/2012）
第 90 条
（1） 何人も汚染食品を流通させてはならない。
（2） （1）項でいう汚染食品とは、以下の食品をいう。
a. 有毒、危険、又は人の生命と健康を危険にさらす可能性のある物質を含有する。

⁸⁵ インドネシア共和国会計検査院規制データベース「食品法 18/2012」
(<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/39100>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

⁸⁶ UN Environment Programme「食品法 18/2012（英訳）」
(<https://leap.unep.org/countries/id/national-legislation/food-act-no-18-2012>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

⁸⁷ インドネシア共和国国家食糧庁規則 2024 年第 15 号植物由来の生鮮食品における残留農薬の最大限度に関する規則
(<https://peraturan.bpk.go.id/Download/379267/Perbadan%20Nomor%2015%20Tahun%202024.pdf>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

- b. 所定の基準値を超える汚染物質を含有する。
- c. 食品生産工程又は加工工程において使用が禁止されている原材料を含有する。
-

インドネシアの残留農薬基準は、国家食糧庁規則 2024 年第 15 号によって規定されている。国家食糧庁規則 2024 年第 15 号の正式名称は、「植物由来の生鮮食品における残留農薬の上限値に関する規則」である。本規則序文には「流通する生鮮植物性食品中の残留農薬のリスクから公衆を保護するためには、残留農薬の最大限度を定める必要がある。」と記載されている。第 1 章第 1 条には農薬の定義が定められている。

国家食糧庁規則 2024 年第 15 号

第 1 章 第 1 条

4. 農薬とは、以下の目的で使用されるすべての化学物質その他の物質、並びに微生物及びウイルスをいう。

- a. 植物、植物の部分、又は農産物に損害を与える害虫及び病気を駆除又は予防すること。
- b. 雑草を駆除すること。
- c. 葉を枯らし、不要な成長を防ぐこと。
- d. 肥料を除く、植物または植物の部分の成長を調節または刺激すること。
- e. 家畜および家禽類における外部害虫の駆除または予防。
- f. 水生害虫の駆除または予防。
- g. 家庭、建物、および輸送機関における動物および微生物の駆除または予防。
- h. 植物、土壌、または水への使用によって保護する必要がある、ヒトまたは動物に病気を引き起こす可能性のある動物の駆除または予防。

第 1 章 第 1 条

5. 有効成分とは、技術材料または農薬製剤に含まれる合成化学物質または天然物質であり、標的生物に対して毒性作用またはその他の生物学的作用を有する。

6. 残留農薬とは、農薬の使用および／または環境汚染の結果として食品に残留する有効成分である。

7. 最大残留農薬基準とは、生鮮植物性食品に許容される残留農薬の最大濃度である。

第 2 章には残留農薬最大基準値の遵守について記載されており、基準値一覧は付録 I に掲載されている。また残留農薬最大基準値についてもは（5）（6）の通り規定されている。

国家食糧庁規則 2024 年第 15 号

第 2 章 第 2 条

（1）インドネシア共和国の領域内において植物由来の生鮮食品を流通するすべての者は、残留農薬最大基準値を遵守しなければならない。

(2) (1)に規定する植物由来の生鮮食品における残留農薬最大基準値の一覧は、本規則の不可欠な一部を構成する付録 I に掲載されている。

第 2 章 第 2 条

(5) 第 2 項及び第 3 項に規定する最大残留農薬基準値は、有効農薬成分の含有量に基づいて算出される。

(6) 第 5 項に規定する有効農薬成分は、以下の成分から構成される。

- a. 主化合物
- b. 変換物、代謝物、反応生成物の形態をとる誘導体生成物
- c. 毒性を有する不純物

生鮮食品中の残留農薬最大基準値への適合は、試験所における試験結果によって証明される必要がある。生鮮食品の生産中に使用された有効成分が判明している場合と不明な場合により実施される試験は異なる。試験はインドネシアの認定試験所又は機関長が指定する試験所において実施される。輸入植物由来生鮮食品の検査は、原産国における公認認定機関によって認定された試験所、または原産国において、相互承認協定を締結している試験所とされている。

国家食糧庁規則 2024 年第 15 号

第 3 章 第 3 条

(1) 生鮮食品中の最大残留農薬基準値への適合は、試験所における試験結果によって証明される。

(2) 生鮮食品の生産中に使用される有効成分が判明している場合、(1)に規定する試験は、使用された有効成分について定量的に実施される。

(3) 生鮮食品の生産中に使用される有効成分が不明な場合、(1)に規定する試験は、有効成分の定性スクリーニングによって実施される。

(4) (3)に規定する有効成分のスクリーニングにおいて陽性の農薬有効成分が検出された場合、陽性と検出された各有効成分について、引き続き定量的に試験が実施される。

(5) (1)に規定する試験は、インドネシアの認定試験所又は機関長が指定する試験所において実施される。

(6) (5) に規定する試験所に加え、輸入植物由来生鮮食品の検査は、以下のいずれかの試験所によって実施されるものとする。

- a. 原産国における公認認定機関によって認定された試験所、または
- b. 原産国において、以下のいずれかの試験所と相互承認協定を締結している試験所：
 - 1. 国家公認認定機関、または
 - 2. インドネシアの認定試験所

ただし、法令の規定に従う。

(7) (1) に規定する生鮮食品の検査は、本機関規則の不可欠な一部である別紙 II に列挙される試験サンプルとして、植物由来生鮮食品の部分を用いて実施されるものとする。

3.9.2 残留基準値未設定時の規定

3.9.2.1 基準値なし

国家食糧庁規則 2024 年第 15 号第 2 章 第 2 条 (3) に「付録 I に掲載されていない残留農薬最大基準値がある場合、当該残留農薬最大基準値は、食品及び飼料中の残留農薬の測定のための分析方法の性能基準に関するコーデックスガイドラインに関する国際基準に基づき、一律 0.01（ゼロ・ゼロ・ワン） ミリグラム/キログラムとする」と規定されている。

3.9.3 不検出

3.9.3.1 不検出の規定

国家食糧庁規則 2024 年第 15 号には、特定の農薬（又は農薬/産品の組合せ）を「不検出」とする規定はない。記載されている基準値は数値で示されているが、「0」と設定されている例はない。また、記載されていない農薬/産品の組合せの取扱いについては、「一律基準」と規定されており、「不検出」とする規定はない。

3.9.3.2 不検出の定義

上記「3.9.3.1. 不検出の規定」のとおり、「不検出」相当の規定はないため、「不検出」の定義は記載されていない。

3.9.4 試験法及び検出限界・定量限界

インドネシアにおける試験法については、国家食料庁規則第 15 号 第 3 章 試験 第 3 条において下記の通り規定されている。検出限界、定量限界については明確な規定はない。

国家食料庁規則第 15 号 第 3 章 試験 第 3 条

- (1) 農薬残留最大基準値（BMRP）の遵守状況は、試験室における検査によって確認しなければならない。
- (2) 農薬の有効成分が判明している場合、試験はその有効成分について定量的（quantitative）に実施する。
- (3) 使用された農薬が特定できない場合、試験はまず定性的（qualitative）なスクリーニング分析として実施する。
- (4) スクリーニング分析の結果、ある有効成分が陽性と判定された場合、当該有効成分について定量分析を行う。
- (5) 試験は以下のいずれかの試験室で実施しなければならない。
 - ・インドネシア国内で認定された試験室（laboratorium terakreditasi）
 - ・国家食料庁長官（Kepala Badan）が指定する試験室
- (6) 輸入食品の場合、試験は以下の試験室により実施することができる。
 - ・原産国の権限機関により認定された試験室
 - ・インドネシアの認定機関と相互承認（mutual recognition）を有する試験室
- (7) 試験に使用するサンプルは、食品の種類に応じて付録 II（Lampiran II）に規定された対象部位（可食部、皮むきなど）に従い採取する。

3.10 タイ王国

3.10.1 概要

タイにおける残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 15 に示す。

表 15 : タイにおける農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品法 B.E.2522 (1979 年) (第 6 条) ⁸⁸
残留基準値一覧表	保健省告示第 460 号 ⁸⁹
規定形式 (ポジティブ/ネガティブリスト)	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	優先順位 1 : CODEX 規格 優先順位 2 : ASEAN MRL 優先順位 3 : 一律基準 (0.01ppm) 優先順位 4 : 外因性最大残留基準値 (EMRL)
「不検出」規定	保健省告示第 387 号第 4 項、第 419 号第 4 項及び第 449 号
「不検出」物質一覧表	食品医薬品局ウェブサイト「保健省告示」内「保健省告示第 387 号「残留有害物質を含有する食品」」[附表 1]「1992 年危険物質法及び 2008 年改正版に基づく第 4 種危険物質」

タイでは、食品法第 6 条の「保健大臣は食品を管理するために、食品の品質や基準に関する規定を制定することができる」との規定に基づき、保健省告示第 460 号「品法 B.E. 2522 に基づき公衆衛生省が毒性残留物を含む食品に関して発行した告示」において残留農薬を規制している。また、有害物質法⁹⁰第 18 条で製造・輸出入・所持が禁止されている農薬は、残留農薬の「不検出」が規定されている。「不検出」が規定されている農薬以外の農薬には、①タイ国設定の残留基準値、②CODEX 残留基準値、③ASEAN が勧告する MRL (ASEAN MRL)、④一律基準 0.01ppm、⑤タイ国設定の外因性最大残留基準値 (Extraneous Maximum Residue Limit : EMRL) /CODEX の EMRL が適用される。

食品法

第 6 条 食品を管理するために、大臣は以下に関して政府官報に記載する権限を与えられるものとする。

- (1) 管理食品を規定すること。

⁸⁸ 食品医薬品局「食品法 B.E.2522」

(<https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/food-act-be2522>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

⁸⁹ 食品医薬品局「保健省告示 第 460 号」

(https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=798068356321255424&name=P460_EN.pdf、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

⁹⁰ 食品医薬品局「有害物質法 B.E.2535 及び関連法」

(<https://hazard.fda.moph.go.th/laww/category/lawsu1>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

- (2) 管理食品について、販売用に生産されたもの・輸入されるもの・販売されているものの名称、種類・種別、又は性質に応じて、及び販売の原則・条件・方法を含めた品質や基準を規定すること。
- (3) (1) に規定された管理食品以外の食品について、販売の原則・条件・方法とともに、又はこれらを含まない品質や基準を規定するかどうかを含めて規定することができる。
-
- (9) 食品のサンプル採取、差押え、押収、及び分析的検査の原則的な条件及び方法を、参照文書を含めて規定すること。

3.10.2 残留基準値未設定時の規定

3.10.2.1 (1) CODEX 規格 (2) ASEAN MRL (3) 一律基準 (0.01ppm) (4) 外因性最大残留基準値 (EMRL)

保健省告示第 460 号では、告示で残留基準値が設定されていない農薬の取扱いについても規定されている。有害物質法において第 4 種有害物質に指定されている農薬（附表 1：農薬以外の関連一般化学品も含む全 87 物質－製造、輸入、販売が禁止）については「不検出」、その他の農薬については所定の基準値を超えてはならないことが規定されている。

すなわち、基準値は以下の優先順位で適用される。

- 1) 保健省告示第 460 号の附表 2 に設定されている残留基準値
- 2) 附表 2 に残留基準値が設定されていない場合は、CODEX 規格
- 3) 1)、2) に該当しない場合は、ASEAN MRL
- 4) 1) ～3) のいずれにも該当しない場合は、一律基準 0.01ppm
- 5) 1) ～4) のいずれにも該当しない場合は、附表 4 に設定されている EMRL。附表 4 に設定されていない場合は、CODEX 委員会の規定する EMRL

保健省告示 第 460 号「残留有害物質を含有する食品（第 4 版）」

有害物質法（B.E. 2535 (1992)）およびその改正に基づき発行された工業省の有害物質リストに関する告示に従って、製造、輸入、輸出、輸送、または保有が禁止されている有害物質をいう。

第 4 項 残留農薬を含む食品は、この基準を遵守しなければならない。

本告示の附属書 1 に規定されている、有害物質法（B.E. 2535 (1992)）およびその改正に基づき第 4 種有害物質として定義されている農薬は、検出されてはならない。ただし、次に掲げるその他の農薬は除く。

- (1) 食品中の残留農薬は、本告示の附属書 2 に定める最大残留基準値（MRL）を超えてはならない。
- (2) 本告示の附属書 2 に規定されていない食品中の残留農薬は、コーデックス委員会の FAO/WHO 合同食品基準計画が勧告する MRL（コーデックス MRL）を超えてはならない。
コーデックス MRL に規定されていない場合は、ASEAN が勧告する MRL（ASEAN MRL）を超えてはならない。

(3) (1)および(2)に MRL が規定されていない場合、植物および動物製品中の残留農薬は、附属書に規定されている植物および動物製品の規定値を除き、食品 1 キログラムあたり 0.01 ミリグラムの規定値を超えてはならない。

(4) 食品中の残留農薬は、この告示の附属書 4 に規定されている EMRL を除き、いかなる外因性最大残留基準値（EMRL）を超えて検出されてはならない。この告示の附属書 4 に EMRL が指定されていない場合、残留農薬は、FAO/WHO 合同食品規格プログラムであるコーデックス委員会が推奨する EMRL（コーデックス EMRL）を超えて検出されてはならない。

コーデックス EMRL に規定されていない場合、残留農薬は、ASEAN が推奨する EMRL（ASEAN EMRL）を超えて検出されてはならない。

(5) 加工食品中の残留農薬は、(1)、(2)、または(4)に規定されている基準を超えて検出されてはならない。加工食品について具体的な基準値が定められていない場合には、当該原料農産物について、それぞれ(1)(2)(3)又は(4)に従って定められた基準値を超える残留農薬が検出されてはならない。原料農産物に定められた基準値を超える残留農薬量を発生させる工程を有する加工食品を除き、食品製造者又は輸入者は、残留農薬量を有する原料農産物から得られた加工食品が(1)(2)(3)又は(4)を遵守していることを証明する証拠を提示しなければならない。

第 5 条 本告示の別紙 1 に規定する第 4 類有害物質として定義される農薬を含む食品は、製造、輸入又は販売を禁止する。

3.10.3 不検出

3.10.3.1 不検出の規定

保健省告示第 460 号の附表 1 で第 4 種危険物に指定されている農薬については「不検出」が規定されている。また、本告示の附表 3 に、残留基準値が未設定の場合に適用される一律基準の特例（すなわち 0.01ppm 以外の基準値）が規定されているが、この中で、オメトエート（omethoate）は、「不検出」と規定されている。なお、残留基準値が設定されている農薬/製品の組合せについては、全て「0」以外の数値が設定されている。

3.10.3.2 不検出の定義

「不検出」の定義は、保健省告示第 460 号の別紙 5 に規定されている。たクロルピリホス、パラコート及びこれらの類縁体計 5 種類の物質については、試験法として備えるべき最低限の検出限界が設定されており、食品中の残留農薬の検出レベルは、検出限界（LOD）未満でなければならないと規定されている。これは、例えば検出限界が、試験法として備えるべき検出限界よりも極めて低い分析法を用いた場合に、「不検出」が適用されるこれら 5 種類の残留農薬が検出されたとしても、告示に設定された検出限界値を下回っていれば問題はないと理解される。なお、ここでの「検出限界」については、特段の定義はなく、また文脈からも、通常の分析化学で用いる「検出限界」を意味していると考えられる。したがって、少なくともこれら 5 種類の農薬については、「不検出」は検出限界未満を意味すると考えてよいと思われる。その他の農薬についても、「不検出」は検出限界未満を指すと類推されるが、明確な規定はない。

3.10.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験法及び検出限界については下記の通り保健省告示第 460 号の別紙 5 に規定されている。定量限界については明確な規定はない。

保健省告示 第 460 号別紙 5

農業における農薬の使用に起因する食品中の残留農薬分析法

農薬の使用に起因する食品中の残留農薬分析法は、以下のいずれかとする。

1. 国家機関または国際標準化機構によって発行された分析法、または国際的に認められたマニュアルもしくは出版物に掲載されている分析法。
2. 残留農薬分析法の性能特性は、正確かつ信頼できるものでなければならない。

分析法の妥当性確認は、国際ガイドラインに基づき、共同研究または単一の研究機関によって実施される。結果は、ISO/IEC 17025 の最新版に準拠した文書で提出されるものとする。

食品法（B.E. 2522）に基づき公衆衛生省告示（第 460 号）B.E. 2568（2025）に基づき発布された附属書 1 に規定される農薬 No.83～87 の残留農薬分析においては、分析法の検出限界（LOD）は、表に規定されたレベル以上であり、食品中の残留農薬の検出レベルは、以下のとおり検出限界（LOD）未満でなければならない。

3.11 ベトナム社会主義共和国

3.11.1 概要

ベトナムにおける残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 16 に示す。

表 16：ベトナムにおける農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品安全法（第 5 条） ⁹¹
残留基準値一覧表	保健省食品安全局ウェブサイト「法律」内「食品中の残留農薬の上限を規定する通達」（50/2016/TT-BYT） ⁹²
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	なし（輸入を認めない）
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

ベトナムの食品安全法では、技術基準に不適合な食品や許容量を超えて汚染されている食品の生産や取引は禁止されている。また、食品安全保障の一般的な条件として、相応する技術標準規定に応じ、残留農薬等に関する許容限度量に関する規定を遵守することが定められている。残留農薬に関する基準値は、「食品中の残留農薬の上限を規定する通達」（50/2016/TTBYT）で規定されている。

食品安全法

.....

第 5 条 禁止行為

（5）以下のものを製造または取引すること：

.....

b) 該当する技術基準に適合しない食品。

.....

d) 毒性物質を含む食品、または許容量を超える毒素もしくは汚染物質で汚染された食品。

.....

第 10 条 食品安全確保のための一般条件

⁹¹ 法律図書館「食品安全法」

(<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Luat-an-toan-thuc-pham-2010-108074.aspx>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

⁹² 法律図書館「50/2016/TT-BYT」

(<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/The-thao-Y-te/Thong-tu-50-2016-TT-BYT-gioi-han-toi-da-du-luong-thuoc-bao-ve-thuc-vat-trong-thuc-pham-337490.aspx>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

(1) 食品中の病原微生物、残留農薬、残留動物用医薬品、重金属、汚染物質、その他の人の健康及び生命に危害を及ぼす可能性のある物質の限度に関する規制を遵守し、関連する技術基準を満たすこと。

食品中の残留農薬の最大レベルを規定する通達（50/2016/TT-BYT）

第3条 食品中の残留農薬の最大限度値は、本通達に添付されている付録に定める。

3.11.2 残留基準値未設定時の規定

3.11.2.1 なし（輸入を認めない）

残留基準値未設定の農薬/産品の組合せに関する記載はなく、一律基準に関する規定もない。残留基準値未設定時の規定について、USDA のベトナムに関する「FAIRS Country Report Annual」⁹³の16ページには「ベトナムは現在、輸入品と国産品の両方について、保健省の通達 50/2016 に規定されたものと同じ MRL を適用している。ベトナムにおいて技術的規制が制定されていない場合、食品安全法

（FSL）は輸入製品に対する国際協定の適用を認めている。ただし、ベトナムは輸入製品に対する MRL 準用手段（MRL deferral pathway）に関するガイダンスをまだ示していない。」と記載されている。つまり、現時点では残留基準値未設定の農薬/産品に対する明確な運用方法は定められていない。

ただし、ベトナム保健省が定めている残留農薬基準値に係る通達で規定されていない品目・農薬有効成分の組合せに関して、どのような扱いとなるかをベトナム保健省に照会したところ「輸入を認めない」との回答であった。このため、「品目別、国・地域等別の残留農薬基準値表」の該当する品目・農薬有効成分の組合せには、「輸入を認めない」と記載している。

3.11.3 不検出

3.11.3.1 不検出の規定

設定されている残留基準値はいずれも「0」以外の数値であり、「0」又は「不検出」とする設定はない。また、「3.11.2.1 なし（輸入を認めない）」で説明したように、残留基準値が規定されていない品目/農薬有効成分の組合せに関しては、「輸入を認めない」とベトナム保健省が回答している。したがって、残留基準値未設定時の規定は「不検出」であると考えられる。

3.11.3.2 不検出の定義

「不検出」の定義、試験法、及び検出限界に関する記述は確認できなかった。

3.11.4 試験法及び検出限界・定量限界

ベトナムにおける残留農薬試験は、主に科学技術省（MOST）が発行する「ベトナム国家標準（TCVN: Tiêu chuẩn Việt Nam）」に基づいて実施される。また、TCVN のみならず、ISO/IEC

⁹³ USDA「FAIRS Country Report Annual」16 ページ

(https://apps.fas.usda.gov/newgainapi/api/Report/DownloadReportByFileName?fileName=FAIRS%20Country%20Report%20Annual_Hanoi_Vietnam_VM2024-0010.pdf、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

17025 認定試験所が AOAC や EN15662 等の国際的に認知されたメソッドを用いて分析を実施している。

検出限界、定量限界について明確な定義は無いが、ISO/IEC 17025 認定試験所は EU の SANTE ガイドラインや米国 EPA のガイドラインなど、国際的に確立された定義に基づいて LOD と LOQ を算出・評価している。

3.12 アメリカ合衆国（米国）

3.12.1 概要

3.12.1.1 残留農薬基準値

米国における残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 17 に示す。

表 17：米国における農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	連邦食品・医薬品・化粧品法（Federal Food, Drug and Cosmetic Act : FFDCA） ⁹⁴
残留基準値一覧表	電子版連邦規則集（eCFR）ウェブサイト内「40 CFR Part 180 Subpart C – Specific Tolerances」 ⁹⁵
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	不検出（ゼロトレランス規定）
「不検出」規定	連邦規則集 40 CFR §180.5 ⁹⁶
「不検出」物質一覧表	なし

米国における残留農薬規制の根拠は、連邦食品・医薬品・化粧品法（Federal Food, Drug and Cosmetic Act : FFDCA）の以下の記述である。

- 1) 粗悪食品の州間取引は禁止する（21 USC331（a））
- 2) 有毒な成分や不衛生な成分を含有する食品は粗悪食品とみなす（21 USC342（a））
- 3) 安全ではない（unsafe）残留農薬が表面に存在している又は内部に含有されている場合は粗悪食品とみなす（21 USC342（a）（2）（B））
- 4) 食品中又は食品表面に残留する農薬は、例外を除き、安全ではないとみなす（21 USC346a（1））
- 5) 例外の要件：残留農薬に対するトレランス（Tolerance）が有効であり、残留物量はトレランスの範囲内である、又はトレランス要件の免除が有効である（21 USC346a（1）（A）（B））

これをまとめると、「トレランスの範囲を超える残留農薬を含有している食品は安全ではなく、粗悪食品とみなされ、州間取引は禁止される」ということになる。なお、州間取引（interstate commerce）とは、ある州とその州外との取引のことである（21 USC 321（b））。

⁹⁴ FDA「連邦食品・医薬品・化粧品法」

(<https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-973/pdf/COMPS-973.pdf>, 最終アクセス日：2026年2月24日)

⁹⁵ eCFR「40 CFR Part 180 Subpart C」

(<https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-E/part-180/subpart-C>, 最終アクセス日：2026年2月24日)

⁹⁶ eCFR「40 CFR §180.5 Zero tolerance」

(<https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-E/part-180/subpart-A/section-180.5>, 最終アクセス日：2026年2月24日)

米国内で登録されている農薬については、ある製品との組合せに対して残留農薬基準（Tolerance：トレランス）が設定されている。トレランスに関する規則（設定、変更、取消し）は、環境保護庁（EPA）長官が申請又は自らの発意に基づき、制定する（21 USC346a（b）（1））。これら設定された残留農薬基準は連邦規則集「40 CFR Part 180 Subpart C – Specific Tolerances」に記載されている。しかし、一部の農薬/製品の組合せに対してはトレランスが設定されておらず、これらについては、「ゼロトレランス」⁹⁷が適用される。また米国内で登録されていない物質に対してはトレランスが設定されておらず、これらの農薬についてもゼロトレランスが適用される。

ゼロトレランスは、出荷時に未加工農産物中又はその表面に農薬化学物質が残存していないことを意味し、実質的に「不検出」である。「不検出」は法的に定義されていないが、各種マニュアル等から、分析化学的な意味での「検出限界未満」を指すものと理解される。

米国では、EPA がトレランスの設定を行うが、食品医薬品局（FDA）がその取締りを担当している。

連邦食品・医薬品・化粧品法（Federal Food, Drug and Cosmetic Act：FFDCA）

§331. 禁止行為

以下の行為及びそのような行為を引き起こすことは禁止されている。

- (a) 不純物が混入した、または偽装表示された食品、医薬品、医療機器、タバコ製品、または化粧品を州間取引に持ち込むこと、または持ち込む目的で配送すること。
- (b) ……

§342 不純物混入食品

食品は、以下の場合に粗悪品とみなされる。

- (a)(1) 当該食品が、健康に有害となる可能性のある有毒または有害な物質を含有している場合。
……

- (2) (B) 第 408 条(a)に規定する意味で安全でない農薬残留物を有するか、または含有している場合

§346a 残留農薬化学物質のトレランス（許容量）と免除

- (a) トレランス又は免除の要件

- (1) 一般規定

(2) 項又は (3) 項に規定する場合を除き、食品中又は食品表面に存在する農薬化学物質の残留量は、以下の場合を除き、第 402 条 (a) (2) (B) の適用上、安全ではないものとみなされる。

(A) 当該食品中又は食品表面に存在する残留農薬化学物質に対するトレランスがこの条に基づいて有効である場合。

(B) 本セクションに基づいて、残留農薬化学物質に対するトレランス要件の免除が有効である場合。この条項において、「食品」という用語は、修飾なしの名詞として使用される場合、未加工の農産物又は加工食品を意味するものとする。

⁹⁷ eCFR「40 CFR 180.5 Zero tolerance」

(<https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-E/part-180/subpart-A>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

§321. 定義：全般

本章の目的上

(a) (1) 「州」とは、本タイトル第 702 条 (a) の最後文で使用される場合を除き、米国の州又は準州、コロンビア特別区、及びプエルトリコ自治領を意味する。

(2) 「準州」は、コロンビア特別区を含み、プエルトリコ自治領及びパナマ運河地帯を除く、米国の準州又は属領を意味する。

(b) 「州間取引」とは、(1) 州又は準州とそれ以外の場所との間の通商、及び(2) コロンビア特別区内又は立法機関が組織されていないその他の準州内の通商を意味する。

.....

(hh) 「長官」は、米国環境保護庁の長官を指す。

3.12.2 残留基準値未設定時の規定

3.12.2.1 不検出（ゼロトレランス規定）

米国内で登録されている農薬は、トレランスが免除されている場合を除き、何らかの製品との組合せに対してトレランスが設定されており、トレランスは必ず数値（ppm 単位）で設定されている。また、米国のトレランスには、「不検出」に相当する用語による規定はない。

ただし、以下の「3.12.3. 不検出」で説明するように、米国には「ゼロトレランス」規定があり、さらに、トレランス未設定の農薬もある。これらの農薬の残留が検出された場合、規定に違反しているものとみなされるため、残留基準値未設定時の規定は、実質的に「不検出」を意味する。

3.12.3 不検出

3.12.3.1 不検出の規定

連邦規則集「40 CFR§180.5 ゼロトレランス」規定がある。「ゼロトレランス」は、「出荷時に未加工農産物中又はその表面に農薬化学物質が残存していないこと」を意味し、実質的に「不検出」である。

ゼロトレランスは次の理由により設定される。

(a) 2 種類の異なる温血動物の食餌における当該農薬化学物質の安全濃度が確実に測定されていないこと。

(b) その農薬が、使用された試験動物の 1 種又は複数種の食餌に含まれた場合、その動物に対して発がん性があるか、又はその他の憂慮すべき生理学的影響を及ぼすこと。

(c) その農薬は有毒であるが、通常、農産物に残留しないタイミングや方法で使用される。

(d) 取引に供される前に、適正農業規範に設定されている洗浄やブラッシングにより又は自然分解などによりその農薬の残留物が除去される。

ただし、「ゼロトレランス」が適用される農薬や、農薬/製品の組合せは具体的には示されていない。実際は、ある農薬又は農薬/製品の組合せに対して「ゼロトレランス」を設定するというよりも、トレランスを設定しない、又は既設定のトレランスを撤廃して、トレランスが設定されていない状態とすることが「ゼロトレランス」設定に相当するものと思われる。

残留基準が設定されていない農薬に対して、日本では一律基準（0.01ppm）が適用される。しかし、米国では、トレランスが設定されていない農薬の場合、検出されれば違反となり、実質的に「不検出」が適

用される。つまり、上述の「ゼロトレランス」の対象となる農薬/産品の組合せには、「不検出」が適用される。また、米国内で登録されていない農薬については、トレランスが設定されていないため、これら未登録農薬にも「不検出」が適用される。

さらに、かつては使用されていたが現在では使用が禁止されている農薬などにも、トレランスは設定されていない。しかし、食品には、環境に残留する農薬による汚染など、適正農業規範や製造慣行では回避できない汚染源からの農薬残留物が含有されている場合がある。これら回避不能な残留物のうち、トレランス未設定又はトレランス免除未規定のものに対し、FDA は「アクションレベル」⁹⁸⁹⁹を設定することがある。アクションレベルとは、特定の汚染物質に対して設定されている、超えるべきではない勧告値のことである。アクションレベルには法的拘束力はないが、その他の要因も考慮した上で、ケースバイケースで行政措置が講じられることもある。

表 19 に、本調査対象作物に対して設定されているアクションレベルを示した。

表 19：幾つかの農薬/作物のアクションレベル

作物	アルドリン 及び ディルドリン の合計		BHC		クロルデン		DDT、TDE 及び DDE		ヘプタクロル 及び ヘプタクロル エポキシド		リンデン	
コメ	0.02	* 1	0.05	* 1			0.5	* 1	0.03		0.1	
りんご	0.03	* 2	0.05		0.1	* 1	0.1	* 2				
かんきつ類		* 3	0.05	* 2	0.1	* 2	0.1	* 3	0.05	* 1	0.5	* 1
温州みかん		* 3	0.05	* 2	0.1	* 2	0.1	* 3	0.05	* 1	0.5	* 1
なし	0.03	* 2	0.05		0.1		0.1	* 2	0.05			
かき												
ぶどう	0.05	* 4	0.05	* 3	0.1	* 3	0.05		0.05	* 2	0.5	* 2
いちご	0.05	* 4	0.05	* 3	0.1	* 3	0.1	* 4	0.05	* 2	0.5	* 2
もも	0.02		0.05	* 4	0.1	* 4	0.2	* 5	0.05	* 3		
メロン	0.1		0.05	* 5	0.1		0.1		0.05			
茶												
かんしょ	0.1		0.05	* 6	0.1		1				0.5	* 3
ながいも		* 5	0.05	* 6		* 5					0.5	* 3
トマト	0.05		0.05		0.1		0.05					
たまね	0.1	* 6	0.05		0.1		0.2	* 6				

⁹⁸ FDA「残留農薬監視プログラムの質問と回答」

(<https://www.fda.gov/food/pesticides/pesticide-residue-monitoring-program-questions-and-answers>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

⁹⁹ FDA「産業界向けガイダンス：ヒト用食品及び動物用飼料中の毒物又は劇物に関するアクションレベル」

(<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-action-levels-poisonous-or-deleterious-substances-human-food-and-animal-feed#aldr>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

アルドリン及びディルドリンの合計

- * 1 Cereal grains (except buckwheat, millet, teosinte, and wild rice)
- * 2 Pome Fruits (except crabapples and loquats)
- * 3 「かんきつ類」としての指定なし (Oranges, Grapefruits, Lemons, Tangerines は個別指定有り:それぞれ 0.02)
- * 4 Small fruits and berries
- * 5 ながいもとしての指定なし : Potatoes, Sweet potatoes は個別指定有り : それぞれ 0.1
- * 6 Bulb vegetables

BHC

- * 1 Cereal grains (except buckwheat, millet, teosinte, and wild rice)
- * 2 Citrus Fruits
- * 3 Small fruits and berries
- * 4 Stone fruits (except Chickasaw, 0.05 Damson, and Japanese plums)
- * 5 Cucurbit vegetables (except Balsam, 0.05 pears, Chinese waxgourd s, gherkins, gourds)
- * 6 Root and tuber vegetables

クロルデン

- * 1 Pome fruits (except crabapples and loquats)
- * 2 Citrus fruits
- * 3 Small fruits and berries (except cranberries, currants, elderberries, gooseberries, and olallie berries)
- * 4 Stone fruits (except, Chickasaw, Damson, and Japanese plums)
- * 5 ながいもとしての指定なし : Potatoes, Sweet potatoes は個別指定有り : それぞれ 0.1

DDT、TDE 及び DDE

- * 1 Cereal grains (except buckwheat, fresh sweetcorn, millet, popcorn, teosinte, and wild rice)
- * 2 Pome fruits (except crabapples and loquats)
- * 3 Citrus fruits
- * 4 Small fruits and berries (except elderberries, grapes, and olallie berries)
- * 5 Stone fruits (except Chickasaw, Damson, and Japanese plums)
- * 6 Onions (dry bulb)

ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシ

- * 1 Citrus fruits
- * 2 Small fruits
- * 3 Stone fruits

リンデン

- * 1 Citrus fruits
- * 2 Small fruit
- * 3 Root vegetables

連邦規則集

§ 180.5 Zero tolerances.

A zero tolerance means that no amount of the pesticide chemical may remain on the raw agricultural commodity when it is offered for shipment. A zero tolerance for a pesticide chemical in or on a raw agricultural commodity may be established because, among other reasons:

- (a) A safe level of the pesticide chemical in the diet of two different species of warm-blooded animals has not been reliably determined.
- (b) The chemical is carcinogenic to or has other alarming physiological effects upon one or more of the species of the test animals used, when fed in the diet of such animals.
- (c) The pesticide chemical is toxic, but is normally used at times when, or in such manner that, fruit, vegetables, or other raw agricultural commodities will not bear or contain it.
- (d) All residue of the pesticide chemical is normally removed through good agricultural practice such as washing or brushing or through weathering or other changes in the chemical itself, prior to introduction of the raw agricultural commodity into interstate commerce.

40 CFR§180.5 ゼロトレランス

ゼロトレランスとは、出荷に供される生鮮農産物にいかなる量の農薬化学物質も残留してはならないことを意味する。生鮮農産物中または表面への農薬化学物質のゼロトレランスは、特に以下の理由は主に以下のとおりである。

- (a) 2種類の異なる温血動物の食餌における農薬の安全レベルが、信頼性のある形で決定されていないこと。
- (b) その農薬は、試験動物の1種又は複数種に対して、その動物の食餌に混ぜて与えられた場合に、発がん性がある、又は他の憂慮すべき生理学的影響を及ぼすこと。
- (c) 農薬は有毒であるが、通常、果物、野菜、その他の生鮮農産物に付着しない、又は付着しないような方法で使用される場合。
- (d) 農薬の残留物が、通常、農産物を州間取引に供される前に、洗浄やブラッシングなどの適切な農業慣行、又は風化や農薬自体の変化によって除去される場合。

3.12.3.2. 不検出の定義

連邦規則集において、「不検出」は定義されていない。

しかし、FDAの「残留農薬分析マニュアル」第1巻の第1章に、「検出可能だが定量下限未満の残留物は、『トレース』として報告」と記載されている。

3.12.4 試験法及び検出限界・定量限界

残留農薬の分析には、FDA の「残留農薬分析マニュアル（Pesticide Analytical Manual）」に掲載されている分析法を用いることが規則で規定されている。このマニュアルには一斉分析法、及び個別分析法が掲載されている。通常のルーチン分析には、このマニュアルに詳細が規定されている一斉分析法が用いられている。場合により個別分析法が用いられるが、これについては農薬の目次のみで、分析法の詳細は公表されていない。なお検出限界値や定量限界値は明示されていない。

米国における試験法及び検出限界については 21 USC346a (E) に以下の記述がある。

(3) 検出方法

(A) 一般規則

食品中又は食品表面における農薬残留化学物質の許容値は、長官が長官と協議の上、食品中又は食品表面における農薬残留化学物質の濃度を検出し測定する実際的な方法があると決定しない限り、長官によって設定又は変更されてはならない。(21 USC346a (E))

(B) 検出限界

食品中又は食品表面における農薬残留化学物質の許容値は、長官が(A)項に基づき指定する農薬残留化学物質の検出及び測定方法の検出限界よりも低いレベルに設定又は変更されてはならない。

なお、「残留農薬分析マニュアル」で定量限界（Limit of Quantitation : Lq）は、「ルーチンの条件下で作業をする行政の試験室で、所定の方法で定量でき、かつその同一性を確認できる残留物の最低レベル」と定義されている。

残留農薬分析マニュアル第 1 巻第 1 章（セクション 104-B）

トレース（Trace）

ある分析法で検出可能だが定量下限未満の残留物は、「トレース」として報告される。

残留農薬分析マニュアル第 1 巻第 1 章（セクション 105-1）

105 A : 定義

FDA は、定量限界（Lq）を、所定の方法で定量でき、かつ、通常の条件下で稼働する規制当局の検査室でその同一性を確認できる残留物の最低レベルと定義しています。Lq 未満のレベルは、トレースと定義されます。

MRM（一斉試験法）を使用する場合、測定される各残留物はそれぞれ異なる分析状況を示すため、個別の Lq が適用される。

分析状況を定義するために、以下の要素を指定する必要があります。そうすることで初めて、Lq を計算できます。

- 1) 使用する分析法
- 2) サンプル（マトリックス）の種類
- 3) 定量ステップに導入されるサンプル重量相当量
- 4) 定量ステップにおける分析対象物に対する感度。感度は、以下の装置条件に依存します。
 - a) 定量法（MRM では、定量ステップは通常、GLC または HPLC です。操作パラメータは分析法の説明の一部として定義する必要があります。）
 - b) 検出器の応答が直線となる分析対象物の重量範囲
 - c) システム全体の状態

- d) 検出器信号の増幅および／または減衰
- e) 信号処理または記録装置の特性
- f) 分析対象物のクロマトグラフィー溶出特性

3.13 カナダ

3.13.1 概要

3.13.1.1 残留農薬基準値

カナダにおける残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 20 に示す。

表 20：カナダにおける残留農薬基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品医薬品法（第 4 条） ¹⁰⁰ 有害生物駆除製品法（PCPA）（第 2 条、第 9 条、第 10 条） ¹⁰¹
残留基準値一覧表	カナダ政府ウェブサイト内「農薬情報データベース」 ¹⁰²
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	一律基準（0.1 ppm）
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

カナダでは、食品は食品医薬品法の下で管理されており、その第 4 条で、内部または表面に有毒物質もしくは有害物質を含む食品を販売してはならないとされている。また、第 4 条（2）では、残留農薬が食品に含有されている場合でも、その残留農薬が有害生物駆除製品法（PCPA）で定義されている農薬（第 2 条）に該当するもののその残留量が設定値（残留基準値）を超えていない場合は、ただ「その農薬等が残留している」という理由だけで、有毒・有害物質含有食品や粗悪品に該当することはないと規定されている。すなわち、残留基準値を超えた農薬を含有する食品は、有毒・有害物質含有食品に該当し、販売が禁止される。また、カナダで使用される全ての農薬は、PCPA とその規制の要件を満たしていなければならない。PCPA によると、残留基準値は、農薬の新規登録の際に保健大臣が設定する（第 9 条）、又は申請により保健大臣が、未登録の農薬に対して設定するか、既に登録されている農薬の未指定の用途に対して設定する（第 10 条）。

カナダの残留農薬の基準値は、カナダ政府の「農薬情報データベース」に示されている。

食品医薬品法（Food and Drugs Act（R.S.C., 1985, c. F-27））

販売禁止の食品

第 4 条

（1）何人も、次のような食品を販売してはならない。

¹⁰⁰ カナダ政府 Justice Laws Website「食品医薬品法」

(<https://laws.justice.gc.ca/eng/acts/F-27/index.html>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

¹⁰¹ カナダ政府 Justice Laws Website「有害生物駆除製品法」

(<https://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/P-9.01.pdf>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

¹⁰² カナダ政府「農薬情報データベース」

(<https://pest-control.canada.ca/pesticide-registry/en/index.html>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

- (a) その内部又は表面に、有毒又は有害物質が存在している。
- (b) 食用に適さない食品。
- (c) 全体又は一部が、不潔な、腐臭を放つ、不快な、腐敗した、腐乱した、又は病気にかかった動物又は野菜から構成されている。
- (d) 不純物が混入されている食品。
- (e) 不衛生な条件下で製造、調製、保存、包装、又は保管された食品。

免除

(2) 販売されているある食品の内部又は表面に、有害生物駆除製品法のサブセクション 2 (1) で定義されている有害生物駆除製品、又はその成分若しくは誘導体の量が、同法の 9 条又は 10 条で指定されている最大残留限度を超えていない場合、当該食品の内部又は表面に、当該有害生物駆除製品、又はその成分若しくは誘導体が含まれているという理由のみでは(1)(a)の規定の適用上、有毒物質もしくは有害物質を含んでおらず、また(1)(d)の規定の適用上、食品が不純物を含んでいないものとみなされる。

有害生物駆除製品法 (Pest Control Products Act (S.C. 2002, c. 28))

定義

第 2 条

(1) この項に定める定義は本法において適用される。

.....

有害生物駆除製品は以下を意味する。

- (a) 有効成分、製剤及び汚染物質から構成され、害虫を直接的又は間接的に防除、駆除、誘引若しくは忌避する手段、又はその有害、有害若しくは迷惑な影響を軽減若しくは防止する手段として製造、表示、流通又は使用される製品、生物又は物質（バイオテクノロジーによって得られた製品、生物又は物質を含む。）をいう。。
- (b) (a)項に規定するものを製造するために使用される有効成分をいう。。
- (c) 害虫駆除製品として処方されるその他の物。

残留基準値

登録決定時の仕様

第 9 条 大臣は、有害生物駆除製品の登録に関する決定を下す際、必要に応じて、製品又はその成分若しくは誘導体に対して、その状況下で適切と考える残留基準値を指定するものとする。

未登録の製品及び用途に係る仕様

第 10 条 (1) 大臣は、未登録の有害生物駆除製品若しくはその成分若しくは誘導体に対し、又は登録済みの有害生物駆除製品若しくはその成分若しくは誘導体に対し、その登録で定められていない用途について、(2) 項に基づく申請がこの目的のために作成されたかどうかにかかわらず、残留基準値を指定できるものとする。

.....

3.13.2 残留基準値未設定時の規定

3.13.2.1 一律基準 (0.1 ppm)

食品医薬品法では、食品中の残留農薬レベルが残留基準値以下であれば、当該食品は粗悪品とはみなされないとされている。しかし、食品医薬品規則 B.15.002 (b) ¹⁰³では、残留基準値が設定されていない農薬について、「単独又は任意の組合せで、0.1 ppm を超える量で食品中又は食品表面に存在する場合」は粗悪品とみなされると規定されている。すなわち、残留基準値が未設定の場合には、任意の組合せの農薬に対して累計 0.1 ppm の一律基準が適用される。

食品医薬品規則 (Food and Drug Regulations)

食品の粗悪化

.....

B.15.002 (1) (2) 項の規定に従うことを条件として、食品が汚染されている場合とは、次の場合をいう。

(a) 有害生物駆除製品法の第 2 条 (1) で定義されている有害生物駆除製品、又はその成分若しくは誘導体であって、同法の第 9 条又は第 10 条で残留基準値が指定されていないものが、単独又は任意の組合せで、0.1 ppm を超える量で食品中又は食品表面に存在する場合。

(b) 有害生物駆除製品法の第 2 条 (1) で定義されている有害生物駆除製品、若しくはその成分若しくは誘導体以外の農業用化学製品、若しくはその成分若しくは誘導体が、単独又は任意の組合せで、0.1 ppm を超える量で食品中又は食品表面に存在する場合。

3.13.3 不検出

3.13.3.1 不検出の規定

食品医薬品規則によると、「食品中の汚染物質その他の粗悪化物質リスト」¹⁰⁴に記載されている鉱油やパラフィンワックスなどの 18 種類の物質/物質群は、含有が許容されず (no amount is considered acceptable)、「不検出」が要求される。ただし、農薬は本リストの対象外とされ、残留基準値又は「3.13.2.1. 一律基準」で述べた一律基準によって規制されている。残留基準値には何らかの数値が設定されていて、今回調査した範囲 (調査対象の 15 品目、日本において「不検出」基準が設定されている農薬、及び一部の農薬/産品の組合せに「不検出」基準が設定されている農薬。ただし、動物用医薬品は除く。) には、残留基準値として「不検出」又は「0」が設定されている例はなかった。

3.13.3.2 不検出の定義

残留基準値として「不検出」が規定されている例はないため、不検出の定義も定められていない。

¹⁰³ カナダ政府 Justice Laws Website「食品医薬品規則」

(https://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/C.R.C.,_c._870.pdf, 最終アクセス日: 2026 年 2 月 24 日)

¹⁰⁴ カナダ政府 Justice Laws Website「食品中の汚染物質その他の粗悪化物質リスト」

(<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/chemical-contaminants/contaminants-adulterating-substances-foods.html>, 最終アクセス日: 2024 年 2 月 24 日)

3.13.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験法は明確に定義されておらず、ISO/IEC 17025 の妥当化法を採用しており。OECD、FAO/WHO、Codex などの国際標準に準拠している。¹⁰⁵カナダ食品検査（CFIA）は前処理法として QuEChERS 法をベースとし、液体クロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ質量分析計を用いて試験を実施している。¹⁰⁶

検出限界、定量限界についても法的定義は無く、FAO/WHO、OECD、US EPA の国際指針を参照している。

¹⁰⁵ PMRA ガイダンス文書、更新された残留化学ガイドライン

(<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/consumer-product-safety/reports-publications/pesticides-pest-management/policies-guidelines/updated-residue-chemistry-guidelines.html>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

¹⁰⁶ リスクに基づく農薬モニタリングのための新技術に関する先駆的研究

(<https://science.gc.ca/site/science/en/blogs/cultivating-science/pioneering-research-emerging-technology-risk-based-pesticide-monitoring>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

3.14 オーストラリア連邦

3.14.1 概要

オーストラリアにおける残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 22 に示す。

表 22：オーストラリアにおける農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品基準コード（基準 1.1.1-10） ¹⁰⁷
残留基準値一覧表	オーストラリア・ニュージーランド食品基準局「食品基準コード」内「別表 20 残留基準値」 ¹⁰⁸
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	不検出
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

オーストラリアは連邦国家であるが、既に存在していた各州が合意して連邦化されたという経緯から州や準州の権限が強い。立法の面でも、連邦の権限は憲法により外交、防衛、貨幣、通貨等の特定の事項に限定され、その他は州・準州の権限である。食品に関する法律も、連邦法はなく、各州が制定している。ただし、連邦・州・準州の協定により、国家全体での統一性を確保するため、連邦がモデル食品法（Model Food Act）及び食品基準（Australia New Zealand Food Standards Code）を策定し、州・準州はこれらをそれぞれの食品法制に組み込むために、法制化等の措置をとることとされている。なお、食品基準策定は、歴史的・文化的・経済的に密接な関係にある隣国ニュージーランドと締結した共同食品基準システムに関する政府間協定に基づき、州・準州に加えてニュージーランドの代表も参加しているオーストラリア・ニュージーランド食品基準局（Food Standards Australia New Zealand:FSANZ）¹⁰⁹が実施している。ニュージーランドは、この食品基準をおおむね採用しているが、残留基準値など一部の基準は、別途制定している。

この食品基準の「1.1.1-10 販売する食品に関する要件」第（6）項において、本規約で明示的に許可されている場合を除き、販売用食品は、原材料または成分として、以下のいずれの物質も含んではならない」とされ、こうした物質の一つとして第（6）項（d）で、「検出可能な量の農業用化学物質、または農業用化学物質の代謝物もしくは分解物及びその代謝産物又は分解生成物」が挙げられている。

明示的に許可されている農業用化学物質は、食品基準の「基準 1.4.2 agvet 化学物質」の項に示され、残留基準値（MRL）と外因性残留限度（ERL）がそれぞれ別表 20 及び別表 21¹¹⁰に示されている。

¹⁰⁷ オーストラリア・ニュージーランド食品基準局「食品基準コード」

(<https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/legislation>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

¹⁰⁸ オーストラリア・ニュージーランド食品基準局「別表 20」

(<https://www.legislation.gov.au/F2015L00468/latest/text>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

¹⁰⁹ オーストラリア・ニュージーランド食品基準局「ウェブサイト」

(<https://www.foodstandards.gov.au/>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

¹¹⁰ オーストラリア・ニュージーランド食品基準局「別表 21」

る。この表に記載されていない農薬及び農薬/作物の組合せは、前述のように、「検出可能な量」が食品に含まれてはならない（すなわち、不検出でなければならない。）。また、食品の残留基準値が適用される部位は、別表 22¹¹¹に示されている。

なお、ニュージーランドとの協定により、オーストラリア産又はニュージーランド産の作物は、それぞれの国の残留基準値に適合していれば、相互に輸入することが可能である。

オーストラリア・ニュージーランド食品基準コード（Australia New Zealand Food Standards Code）

基準 1.1.1-コードの構造と一般規定

1.1.1-10 販売する食品に関する要件

- (1) 本セクションは、販売用食品に対して適用される。

構成要件……

- (6) 本コードで明示的に許可されていない限り、販売用食品は、原材料または成分として、以下のいずれの物質も含んではならない。

- (a) 食品添加物として使用された物質。
- (b) 栄養物質として使用された物質。
- (c) 加工助剤として使用された物質。
- (d) オーストラリアにおいて一検出可能な量の、
 - (i) 農業用化学物質。
 - (ii) 農業用化学物質の代謝物もしくは分解物。

……

1.4.2-4 食品中の農薬残留基準値

- (1) 以下の場合、販売用食品は、農薬化学物質の許容残留物を含むことができる。

- (a) 当該農薬化学物質が別表 20 に記載されている。その上、
- (b) 当該食品が、別表 20 の当該農薬化学物質の項に記載されている食品により構成されている、又はその食品を原材料として含んでいる。
- (c) 当該食品中の当該 agvet 化学物質の許容残留量が、第（2）項又は第（3）項に適合している。

(2) 別表 20 の当該農薬化学物質の項に記載されている食品から成る販売用食品について、当該食品中の当該農薬化学物質の許容残留量が、別表 20 で当該食品に関して当該農薬化学物質に設定された量を超えない場合、当該食品中の当該農薬化学物質の許容残留量は本サブセクションに適合している。

(3) 2 種以上の原材料を含む販売用食品であって、原材料の中の 1 種以上が別表 20 の agvet 化学物質の項に記載されている食品である場合、当該食品中の農薬化学物質の許容残留量が、以下の式に従って算出される残留基準値以下であれば、本サブセクションに適合している。

(<https://www.legislation.gov.au/F2015L00471/latest/text>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

¹¹¹ オーストラリア・ニュージーランド食品基準局「別表 22」

(<https://www.legislation.gov.au/F2015L00433/latest/text>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

$$MRL = \sum_{j=1}^N \frac{Weight(j)}{Weight} \times MRL(j)$$

ここで

N は、agvet 化学物質に関して別表 20 に記載されている食品の原材料の数。

Weight (j) は、j 番目の原材料の重量。

Weight は、食品の総重量。

MRL (j) は、別表 20 に記載されている当該農薬化学物質の許容残留量について、j 番目の成分に対して設定された量である。

3.14.2 残留基準値未設定時の規定

3.14.2.1 不検出

「3.14.1 概要」で述べたとおり、残留基準値未設定の農薬/製品の組合せには「不検出」が適用される。ただし、「P1027 - 残留基準値のない低レベルの農薬・動物用医薬品管理」¹¹²によると、この制度について、以前から以下のような問題点が指摘されていた。

- 1) 低濃度残留は、散布液の飛散、輪作、または食品生産工程における包装機器の使用による不注意な曝露が原因である可能性があります。しかし、当該化学物質は、検出された食品に対して MRL が設定されていないため、コードに不適合となり、したがって販売は合法ではありません。これは、検出された濃度が公衆衛生に対するリスクが非常に低いとみなされる場合でも同様です。
- 2) 農薬残留量を ppb 単位で確実に検出できるように分析方法の感度が向上したため、国内食品及び輸入食品における残留不適合の数が増加している。すなわち、検出可能な残留物が存在してはならないという要件（ゼロトレランス）を満たすことが困難となってきている。これに伴い、生産者と食品規制当局が負担する資源コストが増大している。
- 3) 農作物の害虫、病気、環境要因は世界各国で異なるため、農薬の使用形態も様々である。したがって輸入食品中の残留農薬が、生産国では合法的であっても、輸入国内基準では非合法となり、輸入食品からごく微量であっても検出された場合は（健康リスクはない可能性があっても）、国際食品貿易に混乱が生じてメディアや消費者の懸念が大きく高まる。
- 4) 管轄当局は、消費者に健康・安全上のリスクをもたらすことはないと思われるような不注意による基準違反に対処するため、他のより重要な食品安全業務からリソースを流用しなければならなくなるかもしれない。

¹¹² オーストラリア・ニュージーランド食品基準局「P1027 - 残留基準値のない低レベルの農薬・動物用 医薬品管理」

(<https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/proposals/P1027>、最終 アクセス日：2024 年 2 月 24 日)

FSANZ はこの問題に対処するため、農薬ごとの一律基準設定について検討を行い、「別表 20 残留基準値」で幾つかの製品に対する残留基準値が設定されている農薬に対して、残留基準値未設定の「動物由来産品を除くその他の全食品（All other foods except animal food commodities）」に対する残留基準値を設定するためのアプローチを確立した。

このアプローチは、動物由来食品を対象外としている。その理由として、一般に、動物由来食品の残留基準値は植物由来食品の残留基準値より低いことが挙げられている。すなわち、動物由来食品にも一律に適用できるような値にした場合、その値が低過ぎると植物由来食品中の残留物を不必要に捕捉してしまい、一方、高過ぎると動物由来食品の既存の残留基準値よりも大きな値になりかねない。なお、動物用医薬品は設定対象となる農薬化学物質から除外されているが、これは動物用医薬品が種特異的に使用され、また特定の認可された使用からのみ残留が発生するためである。

2016 年に農薬 19 種に対して「動物由来産品を除くその他の全食品」に対する残留基準値が設定されて以来、毎年約 30 種の物質が検討されている。2026 年 2 月現在、170 種の農薬に「動物由来産品を除くその他の全食品」に対する残留基準値が設定されており、更なる検討が継続中である。

なお、別表 20 には以前より、「その他の全食品（All other foods）」に対する残留基準値が設定されている農薬がある。この「その他の全食品」とは、個別に残留基準値が設定されている製品以外の全食品を意味している。これらは APVMA が輪作作物試験のデータに基づいて設定したものである。現在、11 種の農薬に対して「その他の全食品（All other foods）」の残留基準値が設定されている。

3.14.3 不検出

3.14.3.1 不検出の規定

「3.14.1. 概要」で述べたとおり、オーストラリアにおいては、ある農薬/産品の組合せに対して残留基準値が設定されていない場合、当該農薬は不検出でなければならない。

3.14.3.2 不検出の定義

「不検出」の定義は、オーストラリアの規則や規制当局の文書には明示されていない。しかし、「3.14.2.1. 不検出」で述べたとおり、「P1027 - 残留基準値のない低レベルの農薬・動物用医薬品管理」では、「分析感度の向上に伴い、基準不適合の国内・輸入産品が増加している」と説明されている。この文脈から、オーストラリアにおける不検出とは、規制上で定義されたものではなく、一般的な分析化学上の意味での「検出限界未満」を指すものと考えられる。

3.14.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験法については公定法は存在せず、国際的に妥当性が取れた方法としている。オーストラリア農薬・獣医医薬品局（APVMA）は試験法に以下の要求を明記している。¹¹³

1. 試験法について

¹¹³ 残留物分析法（残留物）

(<https://www.apvma.gov.au/registrations-and-permits/data-requirements/agricultural-data-guidelines/residues-part-5a/specific/residue-analytical-methods>、最終 アクセス日：2024 年 3 月 9 日)

試験法を開発する際には、以下の目的を満たす必要があります。試験法は、以下の要件を満たす必要があります。

- すべての成分について同定、定量、および確認する能力を有すること。
- 干渉物質が分析定量限界の 30%を超えないほどの特異性を有すること。
- 再現性が実証されていること。
- 試験対象となる可能性のあるすべての作物および動物を対象とすること。

検出下限、定量下限については 2.試験法の感度に FAO・OECD の国際ガイドラインを採用していることが明記されている。

3.15 ニュージーランド

3.15.1 概要

ニュージーランドにおける残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 23 に示す。

表 23：ニュージーランドにおける農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品法 2014（第 383 条） ¹¹⁴
残留基準値一覧表	第 1 次産業省ウェブサイト「農薬の残留基準値（MRLs）」内「農薬の残留基準値（MRLs）－食品通知」 ¹¹⁵
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	一律基準（0.1ppm）
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

ニュージーランドでは、食品法 2014（Food Act 2014）第 383 条において、食品の安全性及び適切性を確保するために適合すべき種々の基準が提示されており、これらの基準を設定する規則を制定することができると規定されている。また提示された基準のうち汚染物質・残留物の残留基準値を設定するための規則には、別途、通知により設定する制限値を超える残留物を含有する食品の販売を禁止することなどを盛り込むことが規定されている。

この法律の規定を受け、食品規則 2015（Food Regulation 2015）¹¹⁶では、以下のいずれかの場合を除き、残留農薬を含有する食品の販売を禁止している。

- 1) 通知で設定された残留基準値以下の場合
- 2) 残留基準値適用が除外されている場合
- 3) 残留基準値又は適用除外の規定が未設定であり、かつ残留レベルが 0.1ppm 以下である場合
- 4) 輸入食品であって、CODEX の残留基準値及び外因性最大残留基準値に適合している場合

なお、オーストラリアとの協定により、オーストラリアの残留基準値に適合していれば、オーストラリア産作物の輸入・販売は合法的である。

残留基準値は、「農薬の残留基準値（MRLs）－食品通知」に示されている。

¹¹⁴ 大臣政務官事務所「食品法 2014」

(<https://www.legislation.govt.nz/act/public/2014/0032/latest/DLM2995811.html>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

¹¹⁵ 第 1 次産業省「農薬の残留基準値（MRLs）－食品通知」

(<https://www.mpi.govt.nz/agriculture/agricultural-compounds-vet-medicines/maximum-residue-levels-agricultural-compounds/>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

¹¹⁶ 大臣政務官事務所「食品規則 2015」

(<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2015/0310/latest/DLM6684199.html>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

その他の国から輸入する際は、農薬の残留量が原産国の残留基準値を満たしていたとしても、上記 1)～4) の要件に適合していない場合は、残留基準値設定の申請が必要となる。

食品法 2014

383 条 食品に関する基準に関する規則及び通知

.....

- (3) 総督は、大臣の勧告に基づく枢密院勅令により、食品の安全性かつ適合性を確保するために、以下の全て又は任意の項目に関して、満たさなければならない基準を規定する食品に関する基準を定める規則を制定することができる。

.....

- (k) 食品中に存在してもよい汚染物質又は残留物の最大量。

.....

- (4) 第 (3) 項 (k) で言及されている規則では、(制限なしに) 以下を規定することができる。
- (a) 特定の食品に対する残留基準値をどのように決定するかを規定すること。
- (b) 第 (8) 項に基づく通知により規定された制限値を超えるある物質の残留物を含む食品の販売を禁止すること。
- (c) 当該食品中の残留物質が、第 (8) 項に基づく通知で指定された許容限度内にあり、かつ、当該食品が、通知で指定されたその他の要件に適合している場合に関する、規制の特定要件の適用除外を規定すること。

.....

- (8) 執行責任者は、第 405 条に基づく通知により、以下を行うことができる。
- (a) 食品に含まれてもよい汚染物質又は残留物の最大量を規定する。
- (b) (a) で規定された事項に関する要件を定める。
- (c) 第 (4) 項 (b) 及び (c) に関する事項を規定する。
- (d) 本条に基づく規則を補足する。

食品規則 2015

第 144 条 農薬残留物を含む食品の販売禁止及び例外

- (1) 何人も、以下のいずれかに該当する場合を除き、残留農薬用化合物含有食品を販売してはならない。
- (a) 食品中に存在する農薬残留物が、通知において指定された、食品中に存在する可能性のある農薬残留物の最大基準値を超えないこと。
- (b) 通知において、当該食品には農薬残留物の最大基準値は適用されないことが規定されており、かつ、当該者による当該農薬の使用が、通知に規定された条件を含む要件を満たしていること。
- (c) 食品中に存在する農薬残留物が 0.1mg/kg を超えず、かつ、以下のいずれの通知も存在しないこと。
- (i) 食品中に存在する可能性のある農薬残留物の最大基準値を指定する通知がないこと。
- (ii) 当該食品には当該農薬化合物の最大残留基準値が適用されないことを条件とする。

- (d) 当該食品が、農薬の最大残留基準値（MRL）及び外部最大残留基準値（EMRL）（コーデックス食品中残留農薬オンラインデータベース）の最新版において当該食品に規定されている最大残留基準値を超えない農薬化合物の残留物を含む輸入食品である場合。
 - (i) 薬の最大残留基準値（MRL）及び外部最大残留基準値（EMRL）（コーデックス食品中残留農薬オンラインデータベース）。
 - (ii) 食品中の動物用医薬品の最大残留基準値（コーデックス食品中残留動物用医薬品オンラインデータベース）。
- (2) 疑義を避けるため、(1)項(a)から(c)までは、当該食品が輸入食品であるか否かにかかわらず適用される。

3.15.2 残留基準値未設定時の規定

3.15.2.1 一律基準（0.1ppm）

残留基準値が未設定であり、かつ適用除外規定の対象となっていない農薬/製品の組合せについては、一律基準の 0.1ppm が適用される。これは、国産品・輸入品を問わず適用される。

3.15.3 不検出

3.15.3.1 不検出の規定

ニュージーランドにおいて、残留基準値は何らかの数値で設定されている。今回の調査対象 15 品目と、日本での「不検出」基準の対象農薬及び何らかの個別製品との組合せの残留基準に「不検出」が規定されている農薬（ただし、動物用医薬品は除く。）においては、残留基準値として「不検出」又は「0」が設定されているものはなかった。

3.15.3.2 不検出の定義

「不検出」の定義はない。

3.15.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験法について公定法は存在せず、国際標準に基づき妥当性が確認された方法で試験を実施している。ニュージーランド食品安全省（MPI）は食品残留物調査プログラム報告書¹¹⁷に国家モニタリングの分析が 500 種類以上の化学物質を対象に ISO 17025 認定ラボで実施されたと記載している。このことから試験法は液体クロマトグラフ質量分析計やガスクロマトグラフ質量分析計を用いた多成分一斉試験法を用いていると考えられる。

検出限界、定量限界については法的定義は示されておらず、国際標準に準拠している。

¹¹⁷ 食品残留物調査プログラム報告書

(<https://www.mpi.govt.nz/dmsdocument/65391/direct>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

3.16 欧州連合（EU）

3.16.1 概要

3.16.1.1 残留農薬基準値

EU における残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 24 に示す。

表 24：EU における農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	動植物由来の食品及び飼料中の農薬の残留基準及び理事会指令 91/414/EEC の改正に関する 2005 年 2 月 23 日付け欧州議会及び欧州理事会規則（EC）No 396/2005 ¹¹⁸
残留基準値一覧表	EU ウェブサイト「EU Pesticides Database」 ¹¹⁹
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	一律基準（0.01ppm）
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

EU では、欧州理事会規則（EC）No 369/2005 によって残留農薬が規制されている。この規則の第 18 条では、「附属書 I に記載されている品目は、食品又は飼料として市場に供される時点以降、又は動物に給餌される時点で以下の基準値を超える残留農薬を含有してはならない」と規定されている。ただし、附属書 IV に記載されている一部の農薬については、MRL の設定は不要とされている。

(a))附属書 II（確定残留基準値）又は附属書 III（暫定残留基準値）で規定されている残留基準値

(b) 附属書 II 若しくは III に具体的な残留農薬基準値が定められていない製品、又は附属書 IV に掲げられていない有効物質については、0.01mg/kg

上記のとおり、附属書 II（確定残留基準値）及び附属書 III（暫定残留基準値）で残留農薬基準値が設定されている。残留基準値が設定されていない農薬/製品の組合せについては、原則として一律基準 0.01ppm が適用される。そのうち一部の組合せについては、ルーチン分析法を考慮して、附属書 V に異なる値のデフォルト値が設定されている。

¹¹⁸ EUR-Lex「残留農薬基準値に関する欧州議会及び理事会規則（EC）No 396/2005」

(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32005R0396&qid=1689658988687>、

テキストのみであり、附属書を含む全体版は下記 URL 最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

(https://publications.europa.eu/resource/cellar/80729bc7-cfda-11f0-8da2-01aa75ed71a1.0007.02/DOC_1、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

¹¹⁹ EU「EU Pesticides Database」

(<https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/start/screen/mrls>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

残留農薬基準値に関する規則（EC）No 396/2005

第 18 条 残留基準値の遵守

1. 附属書 I の対象となる製品は、食品若しくは飼料として市場に流通し、又は動物に給餌される時点から、以下の値を超える残留農薬を含んではならない。

(a) 附属書 II 及び III に定める製品に係る残留農薬基準値

(b) 附属書 II 若しくは III に具体的な残留農薬基準値が定められていない製品、又は附属書 IV に掲げられていない有効物質については、0.01mg/kg

ただし、利用可能な通常の分析法を考慮に入れ、有効物質について異なるデフォルト値が設定されている場合を除きます。

このようなデフォルト値は、附属書 V に掲載されるものとする。

.....

3.16.2 残留基準値未設定時の規定

3.16.2.1 一律基準（0.01ppm）

残留基準値が設定されていない有効成分/品目の組合せに対しては、原則として一律基準の 0.01ppm が適用される（残留農薬基準値に関する規則 18 条 1 項 b 号）。一部の有効成分/品目の組合せに対しては、ルーチン分析法（主に定量限界値）を考慮して、一律基準とは異なるデフォルト値（0.01ppm より大きな値だけでなく、0.001ppm という極めて低い値もある。）が設定されている。これらの有効成分/品目の組合せに対するデフォルト値は附属書 V に記載されている。

3.16.3 不検出

3.16.3.1 不検出の規定

EU の残留基準値は全て数値で設定されていて、「不検出」に相当する文言による規定はない。

3.16.3.2 不検出の定義

上記のとおり、残留農薬基準値に関する規則には、いずれかの有効成分を不検出とする規定はなく、「不検出」の定義もない。

3.16.4 試験法及び検出限界・定量限界

EU では残留農薬分析に関して、DG-SANTE（欧州委員会）、EURL（欧州参照研究所）、OECD が発行する複数の公式ガイダンスが基準として使用されている。

SANTE/2020/12830 2.6 章¹²⁰では多成分分析法について以下の記述がある。

SANTE/2020/12830 2.6 章

多数の分析対象物質をカバーし、GC-MS(/MS)および／または HPLC-MS/MS に基づく多成分残留分析法は、法執行機関において植物および動物マトリックスの分析に日常的に使用されている。したがっ

¹²⁰ SANTE/2020/12830

(https://food.ec.europa.eu/document/download/d8f2d862-94ea-412d-a0dd-c037e41898b2_en?filename=pesticides_mrl_guidelines_2020-12830.pdf、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

て、植物および動物由来の食品について提出される検証済みのモニタリング法は、多成分残留分析法であるべきである。このような方法は、欧州標準化委員会（CEN）（例：[12-15]）、国際公認分析化学者協会（AOAC）（例：[16]）、または欧州標準試験所（EURL）（例：[17]）などの国際的な公式標準化機関から入手可能である。

ANTE/2020/12830 2.7 章には単一成分分析法についても記述があるが、2.6 章に「分析対象物質が多成分残留分析法に適合しない場合、またはそのような分析法が存在しない場合は、単一残留分析法（2.7 章も参照）が許容されます。ただし、多成分残留分析法が適用できないことを示すデータおよび／または正当な理由を提示する必要」とある。

検出限界については ANTE/2020/12830 3.3 章に以下の記載がある。

SANTE/2020/12830 3.3 章

検出限界（LOD）は、試料中の分析対象物質の検出可能な最低濃度または量と定義されます。LOD は、対照試料のシグナル対ノイズ比から計算された値ではなく、できればマトリックス中の最低検量線濃度として表されるべきです。LOD は、リスク評価方法（例えば、圃場試験で使用される方法において、LOD が食物リスク評価または累積リスク評価の精緻化に使用できる場合）にとって貴重な情報を提供します。

定量限界については ANTE/2020/12830 3.4 章に以下の記載がある。

SANTE/2020/12830 3.4 章

定量限界は（LOQ）は十分な回収率と精度を有する、検証済みの最低濃度と定義されます。

- モニタリング法の場合、残留分析法の検証済み LOQ は、一般的に、植物および動物性食品のデフォルトの MRL である 0.01 mg/kg とする必要があります。

例外として、ハーブティー、スパイス、ホップなどの扱いが難しいマトリックスではデフォルトの MRL が高めに設定され、毒性参照値が非常に低い化合物では MRL が低くなります。

また代謝物等複数の分析対象物質を含む農薬の分析については、その LOQ は個別に検証された成分の LOQ の合計である必要があるとされている。

なお残留農薬基準値に関する規則（EC）No 396/2005 の附属書 II 及び III にアスタリスク（*）が付いている基準値があるがこれは基準値が定量限界値（LOQ）であることを示している。

3.17 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）

3.17.1 概要

英国における残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 26 に示す。

表 26：英国における農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	動植物由来の食品及び飼料中の農薬の残留基準及び理事会指令 91/414/EEC の改正に関する 2005 年 2 月 23 日付け欧州議会及び欧州理事会規則（EC）396/2005 ¹²¹
残留基準値一覧表	北アイルランド以外： 衛生安全局ウェブサイト「The GB MRL statutory Register」内「Maximum Residue Level Search」 ¹²² 北アイルランド： EU ウェブサイト「EU Pesticides Database」 ¹²³
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	一律基準（0.01ppm）
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

英国（北アイルランドを除く）では、2018 年 EU 離脱法に基づき、EU 離脱移行期間終了時点（2020 年 12 月 31 日）で適用されていた EU 法が、移行期間終了後も、原則的に英国国内法体系で維持されている。ただし、残留農薬（植物保護製品：plant protection products）の残留基準値及び当該構成成分の活性物質に関する規制を含め、2021 年 1 月 1 日以降 EU に新しく適用される農薬規制は英国に適用されず、英国はこうした規制を独自に規定することとなった。このように、EU の基準値と英国の基準値に相違がある点に留意が必要である。なお、北アイルランドについては引き続き EU の規則が適用されている。

英国では、欧州理事会規則（EC）369/2005 により残留農薬が規制されている。この規則の第 18 条では、「残留基準値登録簿の第 1 部に記載されている品目は、食品又は飼料として市場に供される時点以降、又は動物に給餌される時点で以下を超える残留農薬を含有してはならない」と規定されている。ただし、第 4 部に記載されている農薬については、残留基準値の設定は不要とされている。

残留農薬基準値は以下残留基準値登録簿第 2 部及び第 3 部にて設定されている。¹²⁴残留基準値が設定されていない農薬/製品の組合せについては、原則として一律基準 0.01ppm が適用される。

¹²¹ legislation.gov.uk「残留農薬基準値に関する欧州議会及び理事会規則（EC）396/2005」
(<https://www.legislation.gov.uk/eur/2005/396/contents#>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

¹²² 衛生安全局「Maximum Residue Level Search」
(<https://secure.pesticides.gov.uk/MRLs/search>、最終アクセス日：2026 年 2 月 25 日)

¹²³ EU ウェブサイト「EU Pesticides Database」
(<https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/start/screen/mrls>、最終アクセス日：2026 年 2 月 24 日)

¹²⁴ legislation.gov.uk「残留基準値登録簿」
(<https://secure.pesticides.gov.uk/MRLs/Main>、最終アクセス日：2026 年 2 月 25 日)

- 1) 残留基準値登録簿の第 2 部及び第 3 部で、いずれかの農薬/製品の組合せに対して設定されている残留基準値
- 2) 残留基準値が設定されていない場合
 - a. 残留基準値登録簿の第 5 部に記載されているデフォルト値
 - b. a.に該当しない場合は、一律基準である 0.01ppm

残留農薬基準値に関する欧州議会及び理事会規則（EC）No.396/2005

第 18 条 残留基準値の遵守

1. 構成地域において、残留基準値登録簿の第 1 部に記載されている製品は、食品又は飼料として上市された時点から、又は動物に給餌された時点から、以下を超える残留農薬を含有してはならない。

（a）構成国において、残留基準値登録簿の第 2 部及び第 3 部で、これらの製品に対して設定されている残留基準値。

（b）残留基準値が設定されていない場合、段落 1A 又は 1B に記載された基準値。

1A. 構成地域において、残留基準値登録簿の第 2 部又は第 3 部に記載されている製品に対する残留基準値が設定されていない場合、その基準値は、残留基準値登録簿の第 5 部に記載されている活性物質のデフォルト値となる（第 18A 条参照）。

1B. 構成地域において、

（a）残留基準値登録簿の第 2 部又は第 3 部に、製品に関する残留基準値がなく、

（b）残留基準値登録簿の第 5 部に記載された活性物質のデフォルト値がなく、

（c）その活性物質が残留基準値登録簿の第 4 部に記載されていない場合、適用される基準値は 0.01 mg/kg である。

.....

3.17.2 残留基準値未設定時の規定

3.17.2.1 一律基準（0.01ppm）

残留基準値が設定されていない有効成分/品目の組合せに対しては、原則として一律基準の 0.01ppm が適用される（残留農薬基準値に関する規則 18 条 1 項 b 号）。一部の有効成分/品目の組合せに対しては、ルーチン分析法（主に定量限界値）を考慮して、一律基準とは異なるデフォルト値（0.01ppm より大きな値だけでなく、0.001ppm という極めて低い値もある。）が設定されている。これらの有効成分/品目の組合せに対するデフォルト値は附属書 V に記載されている。

3.17.3 不検出

3.17.3.1 不検出の規定

英国の残留基準値は全て数値で設定されていて、「不検出」に相当する文言による規定はない。

3.17.3.2 不検出の定義

上記のとおり、残留農薬基準値に関する規則には、いずれかの有効成分を不検出とする規定はなく、「不検出」の定義もない。

3.17.4 試験法及び検出限界・定量限界

英国は EU 離脱後も分析法の技術基準は EU 時代のガイドラインがそのまま利用されており、EU と同様に DG-SANTE（欧州委員会）、EURL（欧州参照研究所）、OECD が発行する複数の公式ガイドラインが基準として使用されている。したがって検出限界、定量限界についても EU と同様である。

3.18 ロシア連邦

3.18.1 概要

ロシアにおける残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 27 に示す。

表 27：ロシアにおける農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	ロシア連邦食品品質安全法 2000N29-FZ（第 3 条） ¹²⁵ （Федеральный закон от 2 января 2000 г. N 29-ФЗ "О качестве и безопасности пищевых продуктов"）
残留基準値一覧表	「Official publication of legal acts」ウェブサイト内「衛生規則及び規範 1.2.3685-21『人体に対する環境因子の安全性及び（又は）無害性を確保するための衛生基準と要件』」第 9 章の表 9.1 ¹²⁶
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ネガティブリスト
残留基準値未設定時の規定	基準値なし
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

ロシアは、一部の旧ソ連構成国と共にユーラシア経済連合（EAEU）を形成し、遵守義務のある統一された衛生要件・技術基準（食品関連を含む。）を制定して、これらを国内法に取り込んでいる。

ロシアは、旧ソ連構成国との経済連携体制を構築するために、まず 2010 年にベラルーシ及びカザフスタンと共に、商品移動の自由化を目的とした「関税同盟（CU）」を形成した。そして、2015 年には「ユーラシア経済連合（EAEU）」が発足した。これは、関税同盟をさらに発展させ、商品に加えて資本、労働力及びサービスの移動も自由化し、さらに経済政策の共通化も含めた本格的な経済同盟である。その後、アルメニアとキルギスタンも EAEU に加盟している。CU（及び EAEU）では、域内に流通する商品の安全を確保するための要件が定められている。さらには、関税同盟内で統一的に適用される関税同盟技術規程が広範な分野にわたって制定されていて、この中に食品安全全般やいくつかの食品群についての基準が含まれている。加盟国には、これらの要件や技術基準を遵守する義務がある。加盟国は、国内の衛生関連法令をこの統一基準（EAEU 統一基準については後述する。）と調和させなければならず、違反者は加盟国の国内法に基づく法的責任を負う。

食品の安全性に関する EAEU の基本的な法規は、「食品の安全性に関する関税同盟技術規則（TR CU 021/2011）」¹²⁷である。この第 5 条で、「食品は同盟の技術規則に適合する場合に市場での流通が認められる」と規定されている。

¹²⁵ 法律情報ポータル GARANT.RU「食品品質安全法 2000N29-FZ」

（<https://base.garant.ru/12117866/>、最終アクセス日：2026 年 3 月 2 日）

¹²⁶ 公式法令ポータルサイト「衛生規則及び規範 1.2.3685-21」

（<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202102030022?rangeSize=1&index=403>、最終アクセス日：2026 年 3 月 2 日）

¹²⁷ Alta-Soft「食品の安全性に関する関税同盟技術規則（TR CU 021/2011）2024 年改定版」（УТВЕРЖДЕН Решением Комиссии Таможенного союза от 9 декабря 2011 г. No 880. ТЕХНИЧЕСКИЙ РЕГЛАМЕНТ ТАМОЖЕННОГО СОЮЗА ТР ТС 021/2011 О безопасности пищевой продукции (с изменениями на 14 июля 2021 года))

CU（及び EAEU）では、域内に流通する商品の安全を確保するための要件を、EAEU 統一衛生基準、及び CU 委員会決定 No.299「衛生及び疫学監視（検疫）の対象製品に係る衛生的疫学的要件（Sanitary and Epidemiological）及び衛生要件（Hygienic）（2010 年）」¹²⁸（EAEU 委員会決定 No.149（2015 年）¹²⁹により改定）で定めている。

EAEU 統一衛生基準では、第 3 条（9）において、「環境媒体（水、土壌、作業環境、大気）、食用農産物、食品中の農薬活性成分の残留量、及び水、食品、大気から人体が摂取する農薬活性成分残留物のそれぞれの許容一日摂取量の合計は、附属書に示す衛生基準値を超えてはならない」と規定されている。活性成分（一部を除く。）の分析方法是附属書に示されているが、測定の対象部位は示されていない。

CU 食品の安全性に関する関税同盟技術規則（TR CU 021/2011）

第 5 条 市場流通に関する規制

1. 食品は、本技術規則及び当該食品に適用される関税同盟の他の技術規則に適合している場合に市場流通に供されるものとする。

.....

4. 期限切れの食品を含め、本技術規則及び/又は当該食品に適用される関税同盟の他の技術規則の要件に適合しない食品は、経済活動の当事者（食品の所有者）が自主的に、又は関税同盟加盟国の権限を有する国家管理（監督）当局の指示により、流通から排除する対象とする。

EAEU 統一衛生基準

CU 委員会決定 No.299「衛生及び疫学監視（検疫）の対象製品に係る衛生的疫学的要件（Sanitary and Epidemiological）及び衛生要件（Hygienic）」（2010 年）（EAEU 委員会決定 No.149（2015 年）により改定）

第 II 章

第 15 節 農薬及び農業用化学品に関する要件

第 1 条 適用範囲

- （1） 本節は、加盟国に輸入される、又は加盟国で製造された農薬及び農業用化学品に適用される。
- （2） 本節の要件は、以下の商品群に適用される。

[\(https://www.alt.ru/tamdoc/11sr0880/\)](https://www.alt.ru/tamdoc/11sr0880/)、最終アクセス日：2026 年 3 月 2 日

欧州委員会「食品の安全性に関する関税同盟技術規則（TR CU 021/2011）（未改定版英訳）」

https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/international-affairs/eu-russia-sps-issues/sps-requirements-export_en、最終アクセス日：2026 年 3 月 2 日

¹²⁸ EAEU「CU 委員会決定 No.299 第 2 章セクション 15」（Единые санитарно-эпидемиологические и гигиенические требования к товарам, подлежащим санитарноэпидемиологическому надзору（контролю） Глава II Раздел 15. Требования к пестицидам и агрохимикатам）

https://eec.eaeunion.org/commission/department/depsanmer/regulation/P2_299.php、最終アクセス日：2026 年 3 月 2 日

¹²⁹ 米国農務省「EAEU 委員会決定 No.149（英訳）」（Решению Коллегии Евразийской экономической комиссии от 10 ноября 2015 г. No. 149）

https://apps.fas.usda.gov/newgainapi/api/report/downloadreportbyfilename?filename=Eurasia%20Economic%20Union%20-%20New%20Pesticide%20MRLs_Moscow_Russian%20Federation_11-27-2015.pdf、最終アクセス日：2026 年 3 月 2 日

a) 殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、枯葉剤、乾燥剤、燻蒸剤、発芽抑制剤及び植物成長促進剤（EAEC HS コード 3808）。

b) ミネラル及び化学肥料、並びに作物の栄養補給又は土壌肥沃度の調整を目的とする農業用化学物質（EAEC HS コード 3101～3105、3824）。

.....

第 3 条 一般規定

(4) 加盟国領域における使用が承認された農薬及び農業用化学物質の国家目録（登録）に記載されていない農薬及び農業用化学物質の当該国領域への輸入及び流通は、許可されない。この目録（登録）は、当該国の法律に従い、加盟国の認可された機関によって維持されるものとする。

(5) 農薬及び農業用化学物質の毒性学的及び衛生学的評価は、加盟国の法令に従って実施されるものとし、農薬の安全性に関する指標は、本節の要件に準拠しなければならない。

.....

(8) 農薬・農業用化学物質の使用により、以下を引き起こしてはならない。
農産物中の有毒又は危険な代謝物や残留性有機物の濃度が、衛生基準を超えること。

.....

(9) 環境媒体、食用産品、食品中の残留農薬活性成分残留量、及び水、食品、大気から人体が摂取する残留農薬活性物質のそれぞれの許容一日摂取量の合計は、附属書 15.5 の衛生基準値を超えてはならない。

製品中の残留農薬活性物質の測定方法は、附属書 15.2 に示す。

.....

第 5 条 農薬の毒性及び衛生学的評価

.....

(18) 輸入が予定されている農薬の有効成分残留に関する衛生指針（最大許容限度）が特定の食品種類に対して存在しない、及び/又はその有効成分の残留を測定するための承認された分析方法が存在しない場合、この製剤で処理可能な作物のリストに当該食品を含めることは禁止される。

.....

第 9 条 農薬及び農業用化学品の主要要件

(32) 農薬・農業用化学物質に関する主な要求事項を表に示す。

	衛生的及び疫学的要件	
	項目	許容レベル
農薬	・毒性評価（急性、亜急性、慢性）。工業品農薬有効成分への曝露による特定の影響及び長期的影響（アレルギー誘発性、催奇形性、胚毒性、生殖毒性、変異原性、発がん性）発現の可能性の確定、有害な不純物や代謝物の存在、必要に応じて工業品農薬有効成分の同等性の確認。 ・農薬の生体蓄積性、環境中での安定性、移動特性などの評価。	本統一要件第 II 章 15 節の附属書 15.1

	・農薬製剤の毒性評価：急性経口、経皮、吸入毒性、皮膚や粘膜への刺激性、アレルギー誘発性など。 ・環境対象物（水、大気、食品、食材）中の残留農薬レベル。		
--	--	--	--

ロシアにおいて、食品安全は食品品質安全法によって規制されている。食品の流通については、EAEU 統一基準と整合した形で、「定められた要件に該当し、かつ要件適合の確認を受けたものだけを流通させられる」と規定されている（第 3 条）。また、有害であるものや、規制物質の含有量その他の標準を満たしていないものなどの流通は禁止されている。

ロシア国内での農薬の残留基準値は、衛生規準 SanPin1.2.3685-21「人体に対する環境因子の安全性及び（又は）無害性を確保するための衛生基準と要件」の第 9 章の表 9.1 で規定されている。この表では、EAEU 統一基準と同様に、各有効成分の許容一日摂取量（ADD）、土壌・水源・作業環境・大気中許容濃度（MAC）、及び作物/製品中許容限度（MPL）が規定されている。この基準には EAEU 統一基準が取り込まれているが、EAEU 統一基準では設定されていない農薬/農畜産物の組合せに対する残留基準値が追加されている。また、EAEU 統一基準では取り上げられていない農薬に対する残留基準値も記載されている（設定されている農薬数は、EAEU 統一基準では 573 種類であるが、ロシア基準では 627 種類である。）。なお、2021 年 3 月 1 日に発効したこの衛生基準は、2027 年 3 月 1 日まで効力を有する。

ロシア連邦食品品質安全法 2000 N29-FZ（最終改定：2020 年 7 月 13 日）

第 3 条 食品、材料、物品の流通について

1. 流通においては、規范文書の要件に適合し、本連邦法で定める手続きにより国家登録に合格した食品、原材料及び物品を流通させることができる。
2. 以下の食品、材料、製品の流通は禁止されている。

- ・有害であるもの、及び（又は）官能指標が標準を満たしていないもの。
- ・提供された情報に準拠しないもの、ロシア連邦の法律に従って設定された値に適合しない量の規制物質を含むもの、及び（又は）食品の製造過程で形成された、又は添加（導入）された物体・粒子・物質・生物（汚染物質）を含み、その存在が人間や将来の世代に有害な影響を与える可能性があり、その情報が消費者に提供されていないもの、及び（又は）食品、材料、製品（有効期限の設定が義務付けられているもの）に有効期限がないもの、又は有効期限が切れているもの、及び（又は）その指標がロシア連邦の法律、規格、標準化に関する文書や技術文書に従って設定された要件を満たしていないもの。
- ・不純物の混入が確認されたもの。
- ・トレーサビリティが確認できないもの。
- ・ロシア連邦の法律で規定された食品情報を記載したラベルがないもの、又はそのような情報がないもの。
- ・出荷書類がないもの。

3. 本条第2項第2号及び第3号に規定される食品、材料及び製品は、危険であるとみなされ、ロシア連邦政府が定める場合に、検査を実施することなく処分又は廃棄される。

4. 本条第2項第4号から第7号に規定される食品、材料、製品は、品質不良と認められ、ロシア連邦政府が定める手続により、専門家による検査、処分又は廃棄の対象となる。

3.18.2 残留基準値未設定時の規定

3.18.2.1 基準値なし

ロシア国内法において、残留基準値未設定の場合の取扱いに関する規定や、一律基準に関する規定は確認できなかった。

しかし、前述の EAEU 統一基準第3条（18）には、輸入食品中の農薬残留物に関して、「農薬の有効成分残留に関する衛生指針（最大許容限度）が特定の食品種類に対して存在しない、及び/又はその有効成分の残留を測定するための承認された分析方法が存在しない場合、この製剤で処理可能な作物のリストに当該食品を含めることは禁止される。」との規定がある。すなわち、残留基準値や公定分析法が定められていない農薬で作物を処理することは認められていない。したがって、このような農薬の残留物は、承認済みの農薬を使用している限り検出されないはずであり、原理的には（「公定分析法未確立」と「不検出」とで整合性は取れないが）「不検出」が適用されるものと理解できる。

なお、残留農薬に関して米国国際貿易委員会が発表している調査レポート¹³⁰では、ロシアはポジティブリスト制度を採用しているとしている。

また、ロシアは EU、チリ、南アフリカ連邦などと農作物輸入に関して覚書を締結しているが、この中では残留基準値未設定の場合の取扱いについて言及されている。

さらに、ロシアと EU との間に締結された「EU からロシアに輸出する人消費用作物の残留農薬・硝酸塩・亜硝酸塩に係る安全性に関する覚書」¹³¹では、EU からのある輸入品目に関してロシアの残留基準値が未設定の場合に、以下の優先順位で残留限度値を適用することが確認されている。

- 1) 当該品目の作物クラス（CODEX の定義による）内の、最も類似した作物のロシア残留基準値を適用する
- 2) CODEX 規格を適用する
- 3) 原産国の残留基準値を適用する

EU からロシアに輸出する人消費用作物の残留農薬・硝酸塩・亜硝酸塩に係る安全性に関する覚書

4. ロシア側は、ロシアの法令において、ある特定の製品について残留農薬、硝酸塩及び亜硝酸塩の残留基準値（MRL）が規定されていない場合、同じ商品群（CODEX による定義）に含まれる最も類似した製品の残留基準値が適用されること、また、商品群の残留基準値がない場合は CODEX の残留

¹³⁰ 米国国際貿易委員会「Global Economic Impact of Missing and Low Pesticide Maximum Residue Levels, Vol. 1」
(https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2020/er0730ll1615.htm、最終アクセス日：2026年3月2日)

¹³¹ 欧州連合「EU からロシアに輸出する人消費用作物の残留農薬・硝酸塩・亜硝酸塩に係る安全性に関する覚書」
(https://food.ec.europa.eu/system/files/2016-10/ia_eu-ru_sps-req_mou_food-plant_2008.pdf、最終アクセス日：2026年3月2日)

基準値が適用されることを確認する。CODEX の残留基準値がない場合は、原産国の残留基準値が適用される。

3.18.3 不検出

3.18.3.1 不検出の規定

ロシア国内法において、不検出の規定を確認できなかった。ただし、不検出に関して以下のように考察できる。

CU の技術規則 TR CU 021/2011（2021 改定版）の附属書 3「食品の衛生基準」では、農薬では HCH（BHC）、DDT、2,4-D、ヘキサクロロベンゼン、有機水銀系殺虫剤を対象として各種食品中の許容濃度を規定しているが、各種食品のうち穀類・穀粉・ベーカリー製品に対して、2,4-D と有機水銀系殺虫剤が「（測定法の検出限界以内にあることは）許容されない」と規定されている。また、これらの農薬は妊婦・授乳婦向け又は乳児向けの一部の加工食品に関しても、「許容されない」（ただし書は付いていない。）と規定されている。

また、CU の技術規則 TR CU 021/2011（2021 改定版）の付属書 10「小児栄養食品製造用の原材料生産における使用禁止農薬」で、Disulfoton、Fensulphothion、Fentin、Haloxypop、Heptachlor、Hexachlorobenzene、Nitrophen、Omethoate、Terbufos、Aldrin and dieldrin、Andrin が使用禁止農薬として挙げられている。これらについては、原材料中の許容濃度が規定されていないが、使用禁止であることから、「許容されない」の規定が適用されと考えられる。

食品/原材料中に農薬の残留が「許容されない」これらの農薬には、「不検出」が適用されるものと考えられる。また、上記「3.18.2.1. 基準値なし」で述べたように、残留基準値未設定又は公定分析法未確立の農薬/製品の組合せにも、「（公定分析法未確立」と「不検出」とで整合性は取れないが）「不検出」が適用されるものと理解できる。

3.18.3.2 不検出の定義

調査した範囲では「不検出」の定義を確認できなかった。とはいえ、上記の技術規則 TR CU 021/2011 では 2,4-D 及び有機水銀系殺虫剤の許容濃度に関して「（測定法の検出限界以上にあることは）許容されない」と規定されており、「不検出」が適用されと考えられる。この場合の「不検出」は「分析化学的に検出されないこと」であると理解してよいと考えられる。

3.18.4 試験法及び検出限界・定量限界

ロシアには国家規格（GOST）として残留農薬試験法が存在し、食品（植物性食品）中の残留農薬測定のための GOST 32689 シリーズが代表的な試験法である。この試験法はガスクロマトグラフによる有機ハロゲン系、有機リン系、有機窒素系農薬の一斉試験法である。¹³²¹³³¹³⁴

¹³² GOST 32689.1-2014

(https://rosghosts.ru/file/gost/67/080/gost_32689.1-2014.pdf : 最終アクセス日 : 2026 年 3 月 2 日)

¹³³ GOST 32689.2-2014

(https://rosghosts.ru/file/gost/67/080/gost_32689.2-2014.pdf : 最終アクセス日 : 2026 年 3 月 2 日)

¹³⁴ GOST 32689.2-2014

またロシアは自国の農薬残留基準の運用において、EU の SANTE/2020/12830¹³⁵を試験法の基準として参照している。

検出限界、定量限界については国家規格では具体的数値は示されておらず、EU の SANTE/2020/12830 を参照しているため検出限界、定量限界についても EU と同様である。

(https://rosghosts.ru/file/gost/67/080/gost_32689.3-2014.pdf : 最終アクセス日 : 2026 年 3 月 2 日)

¹³⁵ SANTE/2020/12830

(https://food.ec.europa.eu/system/files/2023-04/pesticides_mrl_guidelines_2020-12830.pdf : 最終アクセス日 : 2026 年 3 月 2 日)

3.19 アラブ首長国連邦（UAE）

3.19.1 概要

UAE における残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 28 に示す。

表 28 : UAE における農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	規格 UAE.S MRL1:2024 ¹³⁶
残留基準値一覧表	産業・先端技術省（MoIAT）ウェブサイト「規格ストア」内「UAE.S MRL1:2024」
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	優先順位 1 : CODEX 規格 優先順位 2 : EU の基準 優先順位 3 : 一律基準（0.01ppm）
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

UAE では、農薬の残留基準値は、外因性最大残留基準値（EMRL）とともに、産業・先端技術省（Ministry of Industry & Advanced Technology : MOIAT）が策定した規格 UAE.S MRL1:2024「農産品及び食品における農薬の最大残留限度（MRL）」に規定されている。この規格内では、農薬に対する残留基準値として具体的な数値が設定されていない。ただし、この規格の第 3 項で、農産品・食品の分析結果について、残留基準値を超えないことと規定されており、参照する残留基準値については①CODEX 規格、②EU の基準、③一律基準の 0.01ppm の優先順位で適用される。

残留基準値を「不検出」とする設定はなく、したがって「不検出」の定義はない。

3.19.2 残留基準値未設定時の規定

3.19.2.1 （1）CODEX 規格（2）EU の基準値（3）一律基準（0.01ppm）

UAE.S MRL1:2024 では、農薬に対する残留基準値として具体的な数値が設定されておらず、UAE.S MRL1:2024 第 3 項で、参照する残留基準値が以下のとおり定められている。

- （1） CODEX が設定した残留基準値
- （2） CODEX 規格で設定されていない場合は EU が設定した残留基準値
- （3） 上記のいずれにも設定されていない場合は一律基準 0.01ppm

なお、UAE は湾岸協力理事会（GCC）の加盟国であり、GCC の標準化推進機関である湾岸標準化機構（GSO）の策定した残留基準値統一規則が適用されるはずである。しかし、UAE.S MRL1:2024 において GSO 統一規則への言及はなく、その理由は不明である。

¹³⁶ 産業・先端技術省規格ストア「UAE.S MRL1 : 2024」

(<https://eservices.moiat.gov.ae/eservices/custom/purchase-standards>、最終アクセス日：2026 年 3 月 2 日)

3.19.3 不検出

3.19.3.1 不検出の規定

CODEX 及び EU の残留基準値は全て数値で設定されており、「不検出」とする規定はない。UAE はこれらの基準値を採用しており、また残留基準値未設定の場合は一律基準が適用されることから、UAE の残留基準値には「不検出」設定はない。

3.19.3.2 不検出の定義

上記のとおり、UAE の残留基準値に「不検出」の設定はなく、したがって「不検出」の定義もない。

3.19.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験方法について具体的な規定は存在しない。UAE の政府・大学・監視機関（MoCCAE）は、実際の分析で QuEChERS（修正版）のガスクロマトグラフ質量分析法や液体クロマトグラフ質量分析法を採用している。¹³⁷この試験法は EU SANTE ガイドライン準拠で妥当性確認が行われている。

検出限界、定量限界については EU SANTE ガイドラインに準拠しているため検出限界、定量限界についても EU と同様である。

¹³⁷ UAE に輸入された特定のマメ科作物の農業汚染のモニタリング

(<https://hal.science/hal-05198248/> : 最終アクセス日 : 2026 年 3 月 2 日)

3.20 インド

3.20.1 概要

インドにおける残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 29 に示す。

表 29：インドにおける農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品安全基準法 2006 (FOOD SAFETY AND STANDARDS ACT, 2006) (第 3 条、第 21 条) ¹³⁸
残留基準値一覧表	インド食品安全基準局 (FSSAI) ウェブサイト「インド食品安全基準 (汚染物質、毒物及び残留物) 規則 2011」 ¹³⁹
規定形式 (ポジティブ/ネガティブリスト)	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	一律基準 (0.01ppm)
「不検出」規定	なし
「不検出」物質一覧表	なし

インドでは、食品安全基準法第 21 条において、「食品 (article of food) は、残留農薬を、規則で定める許容限度を超えて含有してはならない」と規定している。第 3 条では、食品 (food) の性質や品質が、人の健康を害するほどに影響を受けているものを「安全ではない食品 (unsafe food)」と定義し、影響を受ける原因の一つとして、規則で定められた量を超えて農薬やその他の汚染物質を含有することを挙げている。また、第 25 条及び第 26 条で、輸入業者及び食品事業者は「安全ではない食品」を輸入・製造・貯蔵・販売したり、流通させたりしてはならないと規定し、第 27 条で、それぞれの事業者の責任を明確化している。

農薬の残留基準値は、インド食品安全基準 (汚染物質、毒物及び残留物) 規則において、超えてはならない値として定められている。なお、この規則では、殺虫剤 (insecticide) という用語が用いられている。その定義については、殺虫剤法¹⁴⁰で定められている定義が採用されている。ただし、説明的な文言ではなく、殺虫剤とは殺虫剤法の別表に掲げる物質のことであるという形で定義されている。別表の物質には、いわゆる殺虫剤のほかにも除草剤や殺菌剤等が含まれており、一般的な意味での農薬とみなしてよいと考えられる。

残留基準値を「不検出」又は「0」とする項目はなく、したがって「不検出」は定義されていない。残留基準値未設定の農薬には一律基準の 0.01ppm が適用される。

食品安全基準法 2006
第 3 条 定義

¹³⁸ インド食品安全基準局「食品安全基準法」

(<https://www.fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-act-2006.php>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

¹³⁹ インド食品安全基準局「食品安全基準 (汚染物質、毒物及び残留物) 規則 2011」

(<https://www.fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-regulations.php>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

¹⁴⁰ 司法・公正省「殺虫剤法 1968」

(https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/1551?sam_handle=123456789/1362、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

(1) 本法律において、文脈上別段の定めがない限り、以下を定義とする。

(zz) 「安全ではない食品」とは、その性質、物質又は品質が、健康を害するような影響を受けている食品をいう。

.....

(xii) 農薬及びその他の汚染物質が、規則で指定された量を超えて含有されていることによる。

第 21 条 残留農薬、残留動物用医薬品、残留抗生物質及び微生物数

(1) いかなる食品も、殺虫剤、残留農薬、残留動物用医薬品、残留抗生物質、残留溶剤、薬理活性物質及び微生物数を、規則で定める許容限度を超えて含有してはならない。

(2) 殺虫剤は、1968 年殺虫剤法（46-1968）に基づいて登録・承認された燻蒸剤を除き、食品に直接使用してはならない。

説明—本節の目的上

(1) 「残留農薬」とは、農薬の使用に起因して食品に含有される特定物質を意味し、それには、変換生成物、代謝物、反応生成物、不純物などの毒性学的に重要であるとみなされる農薬の誘導体が含まれ、環境から食品に混入する残留物も含まれる。

(2) 「動物用医薬品残留物」には、動物由来製品の可食部に含まれる親化合物若しくは代謝産物、又はその両方、及び当該動物用医薬品に関連した不純物の残留物を含む。

第 5 章 輸入に関する規定

第 25 条 食品の輸入は全て本法律の対象

(1) 何人も、以下をインドに輸入してはならない。

(i) 安全ではない食品、不当表示された食品、規格外の食品、又は外因性物質を含む食品。

第 6 章 食品安全に関する特別な責任

第 26 条 食品事業者の責任

(1) 食品事業者は、その管理下にある事業において、食品の製造、加工、輸入、流通及び販売の全ての段階において、食品が本法律並びにこれに基づく規則及び規制の要件を満たすようにしなければならない。

(2) 食品事業者は、自ら又はその代理の者により、以下の食品を製造・貯蔵・販売したり、流通させたりしてはならない。

(i) 安全ではない食品。

.....

第 27 条 製造業者、包装業者、卸売業者、流通業者及び販売業者の責任

(略)

インド食品安全基準（汚染物質、毒物及び残留物）規則 2011

2.3 : 残留物

2.3.1. 殺虫剤の使用制限

- (1) 「殺虫剤」という用語は、1968 年殺虫剤法（46-1968）において付与された意味をもつ。
- (2) (3) の規定に従い、殺虫剤を食品に直接使用してはならない。ただし、1968 年殺虫剤法（46-1968）第 5 項に基づいて設立された登録委員会により、食品に使用するよう登録・推奨された燻蒸剤については、本規則のいかなる規定も適用されない。
- (3) 表の (2) 欄に規定する殺虫剤は、同表の (3) 欄に規定する食品について、(4) 欄に規定する残留基準値（MRL）を超えてはならない。

注：MRL が定められていない農薬については、0.01mg/kg の許容限度が適用される。

殺虫剤法 1968

第 3 条 定義

本法律において、文脈上別段の定めがない限り、

……

- (e) 「殺虫剤」とは
- (i) 別表に規定する物質
 - (ii) 中央政府が理事会との協議の上、官報の通知により、随時別表に含めることができるその他の物質（殺菌剤及び除草剤を含む）
 - (iii) そのような物質を一つ以上含む製剤

3.20.2 残留基準値未設定時の規定

3.20.2.1 一律基準（0.01ppm）

残留基準値未設定の農薬には一律基準の 0.01ppm が適用される（インド食品安全基準（汚染物質、毒物及び残留物）規則第 2.3.1 項の表の欄外注に記載されている。）。

3.20.3 不検出

3.20.3.1 不検出の規定

インドの MRL は全て数値で設定されており、「不検出」に相当する文言による規定はなく、また「0」とする項目もない。

3.20.3.2 不検出の定義

「不検出」の定義はない。

3.20.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験法はインド食品安全基準局（FSSAI）が試験法を規定しており、FSSAI 公定マニュアルには 20 以上の試験法が掲載されている。¹⁴¹有機塩素系、有機リン系、ピレスロイド系、カーバメート系農薬などの多成分一斉分析法と個別分析法がある。

¹⁴¹ 食品分析法マニュアル 残留農薬

(https://fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/PESTICIDE_RESIDUE.pdf、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

検出限界、定量限界は FSSAI 公定マニュアルに以下の通り定義されている。

食品分析法マニュアル 残留農薬

3.3 定量限界

定量限界（LOQ）とは、食品サンプル中の汚染物質の最小濃度であり、許容可能な精度と一貫性をもって定量的に測定できる濃度である。

コーデックス残留農薬委員会は、「定量限界」という用語を用いている。これは、指定された食品または飼料中の汚染物質について、現行の規制分析法によって許容可能な程度の確実性をもって定量的に測定および同定できる、実用的な最低濃度と定義されている。

3.4 検出下限値（LLD）

検出可能な最小の濃度を示す値。

3.21 フィリピン共和国

3.21.1 概要

フィリピンにおける残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等の概要を以下の表 30 に示す。

表 30：フィリピンにおける農薬残留基準値に関する概要

残留基準値規制の根拠法	食品安全法 2013（第 9 条）（Article IV, section 9） ¹⁴²
残留基準値一覧表	農林水産基準局ウェブサイト「フィリピン国家基準目録」 ¹⁴³
規定形式（ポジティブ/ネガティブリスト）	ポジティブリスト
残留基準値未設定時の規定	優先順位 1：CODEX 規格 優先順位 2：原産国の残留基準値
「不検出」規定	なし（ただし、「不検出」との理解が妥当）
「不検出」物質一覧表	なし

フィリピンでは、「Republic Act No.3720-食品、医薬品及び化粧品法 1963」¹⁴⁴（本法律は、1987 年に Executive Order No.175-大統領令¹⁴⁵により、一部条文とともに、法令略称も「食品、医薬品並びに医療機器及び化粧品法」と改定された。さらに、2009 年にも、Republic Act No.9711-食品医薬品局法（FDA 法）¹⁴⁶により改定された。）、及び「Republic Act No.10611-食品安全法 2013」の下で食品の規制や安全確保が行われている。

「食品、医薬品及び化粧品法 1963」第 14 条では、食品を含む健康関連製品について、「粗悪なものは製造・輸入・販売を行ってはならない」と規定されている。また、「粗悪な食品とは毒物、劇物を含むものである」と定義されている。ただし「当該物質が未加工農産物中又は表面に存在する農薬であって、当該農薬に対して許容範囲が設定されており、かつその許容範囲に適合している場合を除く」とされている。

この規定から、残留農薬が残留基準値に適合している場合のみ輸入・販売が可能であり、残留基準値に適合していない、又は残留基準値が未設定の農薬の場合は輸入・販売は不可であると理解される。なお、残留農薬の規制に関する、「粗悪品の輸入・販売を禁止する。残留農薬含有食品は粗悪品とみなされる。ただし、限度値以内であれば粗悪品とはみなされない。」というロジックは、米国の食品・医薬品・化粧品法と同様であり、多くの用語は同一のものが用いられている。

残留農薬基準は、強制力のあるフィリピン国家規格（PNS）において設定されている。多くの国の残留農薬基準は一つの法令や規格（日本の食品、添加物等の規格基準や、中国の食品安全国家标准など）

¹⁴² フィリピン共和国官報「Republic Act No. 10611-食品安全法 2013」

(<https://www.officialgazette.gov.ph/2013/08/23/republic-act-no-10611/>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

¹⁴³ 農林水産基準局「フィリピン国家基準目録」

(<https://bafs.da.gov.ph/index.php/approved-philippine-national-standards/>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

¹⁴⁴ フィリピン国家貿易リポジトリ「Republic Act No. 3720-食品、医薬品及び化粧品法 1963」

(<https://www.pntr.gov.ph/wp-content/uploads/2021/04/RA-3720.pdf>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

¹⁴⁵ フィリピン共和国官報「Executive Order No. 175-大統領令 1987」

(<https://www.officialgazette.gov.ph/1987/05/22/executive-order-no-175-s-1987/>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

¹⁴⁶ フィリピン共和国官報「Republic Act No. 9711-FDA 法 2009」

(<https://www.officialgazette.gov.ph/2009/08/18/republic-act-no-9711/>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)

にまとめられているが、フィリピンでは、一つ又は複数の産品ごとに一つの規格が制定されている。本調査の対象品目のうち PNS によって特定の残留農薬基準値が定められている品目は、コメ、りんご、かんきつ類、オレンジ、温州みかん、なし、ぶどう、いちご、トマト、たまねぎである。さらに、重金属と農薬について、ポメロに関する PNS では、「CODEX によって定められた残留基準値に準拠する」と規定されている。また、メロン、かんしよ及びながいもに関する PNS では、「CODEX 及び/又は当局によって定められた残留基準値に準拠する」と規定されている。本調査の対象品目に関連する PNS を下の表 31 に示した。なお、かき、もも、茶に関する国家規格は制定されていない。

残留基準値未設定の場合の取扱いについて、法令では特に言及されておらず、何らかの一律基準も規定されていない。一方で、いくつかの PNS では、残留基準値未設定時の取扱いについて触れられている。たまねぎに関する PNS/BAFS 333:2022 では、ASEAN 及び CODEX の残留基準値がない場合には国の管轄当局が設定した残留基準値に準拠しなければならないとの規定がある。また、輸入作物（りんご、かんきつ類、ぶどう、ロンガン（リュウガン）、ライチ、オレンジ、なし）に関する規格の序文では、残留基準値未設定の場合、「CODEX 規格が適用され、CODEX 規格がない場合は、管轄当局の評価に従って、原産国が設定した残留基準値を適用する場合がある」と記載されている。またアスパラガスとオクラについての規格では、それぞれの規格の序文に、輸入品について、残留基準値未設定の場合は、「CODEX 規格、ASEAN の残留基準値、又は他国政府が設定した残留基準値を適用する場合がある」と記載されている。

特定の残留農薬について「不検出」とする規定はない。また個別の残留基準値を「不検出」又は「0」と設定している項目もないが、残留基準値未設定の農薬は、その取扱いに関する何らかの規定がある場合を除き、検出されてはならない、すなわち「不検出」でなければならないとの理解が妥当と考えられる。

フィリピンの残留基準値を一覧表に記載するに当たっては、残留基準値未設定時の統一された規定がないため、輸入作物に関する PNS の序文で言及されている原則に従うこととした。すなわち、一覧表の基準値は、（1）PNS で設定された残留基準値、（2）CODEX 規格、（3）原産国（日本）の残留基準値の優先順位で記載している。ただし、実際の運用がどのように行われているかは不明であるため、農作物を輸出する際にはフィリピンの所轄官庁に確認する必要がある。

表 31：調査対象品目に関する PNS

No.	品目	規格		個別の残留基準値	残留基準値適用規定
1	Apple	Imported Crops - MRL	PNS/BAFS 292: 2020	設定あり	
2	Citrus Fruits	Imported Crops - MRL	PNS/BAFS 292: 2020	設定あり	
3	Citrus Fruit (Orange)	Orange - specification	PNS/BAFS 239: 2018		CODEX 規格に準拠
		Imported Crops - MRL	PNS/BAFS 292: 2020	設定あり	
4	Citrus Fruits (Pummelo)	Fresh fruit - Pummelo - Specification	PNS/BAFPS 11: 2004		CODEX 規格に準拠
5	Grapes	Imported Crops - MRL	PNS/BAFS 292: 2020	設定あり	

		Table grapes-Specifications	PNS/BAFS 313: 2021		PNS/BAFS 292:2020 又は CODEX 規格に準拠
6	Melon	Melon	PNS/BAFPS 63: 2008		CODEX 規格及び/又は 当局設定基準に準拠
7	Onion	Code of GAP for onion production	PNS/BAFPS 10 8:2014		CODEX 規格に準拠
		Selected Crops - MRL	PNS/BAFS 265: 2018	設定あり	
		Onion - Product Standard - Grading	PNS/BAFS 333: 2022		ASEAN Harmonized MRLs 及び/又は CODEX 規格、並びに PNS/BAF S 194:2022 に準拠 ASEAN 及び CODEX 規格で基準値が設定されていない場合は国の管轄当局設定の基準値に準拠
8	Pear	Imported Crops - MRL	PNS/BAFS 292: 2020	設定あり	
9	Rice	Paddy and Milled Rice - Product Standard - Grading and Classification	PNS/BAFS 290: 2019		PNS/BAFS 162:2020 に準拠
		Milled Rice - MRL	PNS/BAFS 162: 2020	設定あり	
10	Rice (Brown rice)	Brown Rice - Product Standard - Grading and Classification	PNS/BAFS 381: 2024		PNS/BAFS 162:2020 及び PNS/BAFS 194:2022 に準拠
11	Strawberry	Strawberry Classification and grading	PNS/BAFS 125: 2014	鉛・ヒ素 設定あり	CODEX 又は PNS/BAFS125:2014 Annex2 及び PNS/BAFS 194:2022 に準拠
12	Sweet potato	Sweet potato - Classification and grading	PNS/BAFPS 95: 2010		CODEX 規格及び/又は当局設定基準に準拠
13	Tomato	Tomato - Specification	PNS/BAFPS 26: 2006		CODEX 規格に準拠
		Selected Crops - MRL	PNS/BAFS 265: 2018	設定あり	

14	Yam	Yam - Classification and grading	PNS/BAFPS 96: 2010		CODEX 規格及び/又は当局 設定基準に準拠
----	-----	--	-----------------------	--	----------------------------

食品、医薬品及び化粧品法 1963

(大統領令 175-1987、及び FDA 法 2009 により一部改定)

定義

第 10 条 本法において、用語の定義は以下のとおりである。

(ff) 「健康関連製品」とは、食品、医薬品、化粧品、医療機器、生物学的製剤、ワクチン、体外診断用試薬、家庭用/都市型有害物質、及び/又はそれらの組合せや誘導体を指す。また、FDA が定める規制を必要とする、健康に影響を及ぼす可能性のある製品を指すものとする。

.....

禁止行為

第 11 条 以下の行為及びその原因となる行為は禁止される。

(a) 粗悪品、未登録品又は虚偽表示された健康関連製品の製造、輸入、輸出、販売、販売の 申出、流通、譲渡、非消費者的な使用、宣伝、広告、又は後援。

(b) 何らかの健康関連製品の粗悪化又は虚偽表示をすること。

.....

粗悪食品

第 14 条 以下の食品は粗悪品とみなされる。

(a)

(1) 健康を害する可能性のある毒物又は劇物を含有する場合。ただし、当該物質が添加物でない場合、当該食品に含まれる当該物質の量が、通常、健康を害する量でなければ、当該食品は本条項により粗悪品とはみなされない。

(2) 許容範囲が設定されており、かつその許容範囲に適合する、未加工農産物中又は表面に存在する農薬化学物質以外の、添加された毒物又は添加された劇物を含有する場合。

3.21.2 残留基準値未設定時の規定

3.21.2.1 (1) CODEX 規格 (2) 原産国 (日本) の残留基準値

法令において、残留基準値が未設定の場合の取扱いについての言及はなく、また一律基準に関する規定もない。

なお、食品安全法 2013 第 9 条では、基準設定に当たっての指針が示されており、この中で、CODEX 規格は、特に不都合がない場合は採用しなければならないと規定されている。

一方、「3.21.1 概要」で述べたとおり、いくつかの規格では、残留基準値未設定の農薬/産品の組合せに関する取扱いについて言及されている。2022 年に制定された、たまねぎに関する PNS/BAFS 333:2022 には、「ASEAN 調和農薬残留基準値及び/又は CODEX によって定められた農薬の最大残留基準値 (MRL) 要件に準拠するものとする (shall be compliant)。農薬の MRL が ASEAN 及び CODEX のデータベースに含まれていない場合は、当該品目は 国の管轄当局 (the national competent authority) が定める MRL に適合させるものとする (shall conform)。」との規定があ

る。また、2020 年に制定された、輸入作物（りんご、かんきつ類、ぶどう、ロンガン、ライチ、オレンジ、なし）に関する PNS/BAFS 292:2020 の序文では、「規格に含まれていない農薬については CODEX 規格を適用する（shall apply）」、また「CODEX 規格で残留基準値が設定されていない場合は、原産国が設定した残留基準値を適用する場合がある（may apply）」と規定されている。また、2015 年に制定された、アスパラガス及びオクラの規格（PNS/BAFS 157:2015、158:2015）の序文では、未設定農薬について、「CODEX 規格、ASEAN の残留基準値、又は他国政府の設定した残留基準値を適用する場合がある（may apply）」と規定されている。しかし、その他の作物に関する規格では、残留基準値未設定の場合の取扱いが明記されていない。

上記のとおり、フィリピンでは、残留基準値未設定時の取扱いについての統一された規定がない。そのため、輸入作物に関する PNS の序文で言及されている原則に従って、フィリピンの残留基準値を、（1）PNS で設定された残留基準値、（2）CODEX 規格の残留基準値、（3）原産国（日本）の残留基準値の優先順位で記載した。ただし、「3.21.1. 概要」で言及した「食品、医薬品及び化粧品法 1963」第 14 条の粗悪品に関する規定から、残留基準値が設定されていない農薬の場合は輸入・販売を行えないと理解されるため、農産物をフィリピンに輸出する際は、PNS で残留基準値が設定されていない農薬/製品の組合せについてはどのような取扱いになるかをフィリピンの管轄当局に確認する必要がある。

食品安全法 2013

第 9 条 食品安全基準の設定

DA（農業省）及び DOH（保健省）は、強制力のある食品安全基準を設定しなければならない。基準の設定に当たっては、以下を指針とする。

（a） 基準は、科学、リスク分析、専門機関/団体からの科学的助言、他国の規格、既存のフィリピン国家規格（PNS）及び CODEX 委員会の規格（CODEX）が存在し、適用可能な場合、それらに基づいて設定されるものとする。

（b） CODEX 規格は、それらが、消費者を保護するために必要な事項と矛盾する場合、又は取られた措置に対して科学的な正当性が存在する場合を除いて、採用されるものとする。

PNS/BAFS 333:2022 たまねぎ-製品規格-格付

11 汚染物質

11.1 たまねぎ製品は、ASEAN 調和農薬残留基準値及び/又は CODEX によって定められた農薬の最大残留基準値（MRL）要件に準拠するものとする。農薬の MRL が ASEAN 及び CODEX のデータベースに含まれていない場合は、当該品目は国の管轄当局（the national competent authority）が定める MRL に適合させるものとする。

11.2 たまねぎは、PNS/BAFS 194:2017（GSCTFF）の最大レベル（ML）に準拠するものとする。

PNS/BAFS 292:2020 代表的な輸入作物の MRL : りんご、かんきつ類、ぶどう、ロンガン、ライチ、オレンジ、なし

序文

.....

これら採用された輸入作物の残留基準値は、ASEAN の残留基準値データベースにおける農薬製品の調和残留基準値リストを採用したものである。この最初のリストは、BAFS による定期的な見直しと更新の対象となる。まだリストに含まれていない農薬については、CODEX の残留基準値が適用される。CODEX の残留基準値が存在しない場合は、管轄当局（competent authority）の評価に従い、原産国が設定した残留基準値を適用する場合がある。

PNS/BAFS 157:2015 アスパラガスの MRL 及び PNS/BAFS 158:2015 オクラの MRL 序文

.....

FPA（肥料・農薬局）未登録農薬が残留している可能性のある輸入品については、CODEX の残留基準値、ASEAN の残留基準値、又は他の政府当局（other government authorities）が設定した残留基準値が適用される場合がある。

【両規格で同文】

3.21.3 不検出

3.21.3.1 不検出の規定

特定の残留農薬について「不検出」とする規定はなく、また個別の残留基準値を「不検出」又は「0」と設定している項目もない。

3.21.3.2 不検出の定義

「不検出」の定義はない。

3.21.4 試験法及び検出限界・定量限界

試験法については多成分同時分析による独自の公定試験法は定めておらず、Codex、EU、AOAC に準拠した方法を用いる仕組みである。前処理法として QuEChERS を用いたガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計を用いて測定する方法が一般的である。一方で、個別の農薬分析プロトコルは FPA（肥料・農薬局）が公開している。¹⁴⁷

検出限界、定量限界について明確な定義は無いが、Codex や EU SANTE ガイドラインを参照にしている。

¹⁴⁷ フィリピン肥料農薬庁（Fertilizer and Pesticide Authority : FPA）「農薬分析に利用可能な方法」

(<https://fpa.da.gov.ph/available-methods-for-pesticide-analysis/>、最終アクセス日：2026 年 3 月 9 日)